

2006年 インド税制等研修視察報告書

税 制・税 务 行 政

会計・職業専門家制度

投 資 環 境 等



東京税理士会 国際部

2006年 インド税制等研修視察報告書

**税 制・税 務 行 政
会 計・職 業 専 門 家 制 度
投 資 環 境 等**

東京税理士会 国際部

はじめに

東京税理士会・会長 視察団団長 金子秀夫



悠久の歴史を秘めるインド、そこは同じアジアに属する私達にとって、あまりにも異質に見える国でした。モンゴリアの血を多く受け継ぎ、極東文化圏に位置する日本からすれば、アーリア人種の血を引く亜熱帯の国に、それほどの親近感を持てなかつたということは、むしろ当然であったかも知れません。

しかし、社会経済の急速なグローバル化と国際交流の著しい進展の中で、インドと我が国の距離は近年とみに狭まって参りました。特に最近のインド IT 産業の勃興を契機として、インドと我が国との関係が一段と緊密になりつつあるように思われます。そこで今回、東京税理士会は全国の税理士会に先駆けて、インドの経済と税制、税務行政の諸事情を調べるため、国際部を中心とした視察団を派遣することと致しました。

東京税理士会はこれまでに、欧米はもとより、韓国、中国、オーストラリア、ベトナムなど諸外国に視察団を派遣し、幾多の貴重な資料や文献を入手し、受講や面談を通じて得た生の情報を持ち帰り、報告書にまとめております。しかし、今回のインドについては、何分にも初めての経験であり、当初は異文化に触れる思いであります。そこで国際部の委員を中心に昨年 8 月より準備を進め、数次にわたる事前研修会を綿密に行っていただきました。この研修会にはジェトロや在日本インド大使館などからもご協力を賜わり、大変充実したものであったと評価しております。

さて、現地での具体的調査報告については本書をご覧願うこととして、ここでは特筆すべき事柄についてのみ記させていただきます。

まずインドという国の上部構造は、独立後相当期間経過しているにもかかわらず、イギリス流であり、実質上、英語文化圏であるということです。租税法についていえば、イギリスのインカム・タックス（所得税制）がそのまま居着き、税務行政もイギリスのそれに近いものです。納税者の不服申立てを処理する ITAT（国税上訴裁判所）は、完全に対審構造を有しております。ひと頃、我が国では、インドの税制は支出税という他国にならない特別な租税制度で異質であるかにいわれていたことがあります、実際は日本の物品税と同種のもので、VAT の導入とともに吸收廃止されて、イギリスの税制の仕組みと基本的には同じです。また、国税局の玄関口には、市民憲章（イギリスの納税者憲章に相当するもの）が掲げられ、納税者の権利を尊重する姿勢が示されています。

次に目下インドでは、国を挙げて IT 振興策を進めていますが、それは桁外れの規模です。政府に IT 省と国家ナレッジ委員会を設け、優秀な大卒者は競って IT 産業に参入し、IT 企業は毎年数万人単位で新入社員を受け入れ、実務教育を施すというシステムができ上がっています。共通言語は勿論英語ですから、そこには何等のバリアもありません。

また、カースト制度がある限りインドは発展しないと見る向きもありますが、現首相は低いカーストの出身者であることを国民は承知の上で選任している事実を、現地で知ることができました。カーストの制約を超えて、実力主義の社会への胎動が始まっていると見るべきではないでしょうか。

いずれにしてもインドは今世紀半ばには、中国を抜いて人口が世界一の 15 億人となるようです。人口の上澄み 10% が優秀な人材だとすると、1 億 5,000 万人、これは日本の総人口のすべてより遥かに多いことになります。インドを良く知らずして日本の将来を語るべからず、そんな想いを抱いて帰国した次第です。

今回のインド視察に際し、ご協力賜った方々に深く感謝申し上げるとともに、この報告書が皆様のご参考に供していただければ幸甚です。



インド税制等研修視察団に随行して

東京税理士会・副会長 視察団副団長 神津信一

野村證券が 2005 年 6 月に一口 1 万円で募集したインド株投資ファンドが、2006 年 12 月現在一口 1 万 9 千円で、1 年半の間に約 2 倍の価格をついている。

経済成長率も 2006 年度 IMF 予想では 7.3%、今後 2007 年 4 月から 2012 年 3 月では年率 10% を目指すとされている。

日本企業のインド進出も 2006 年 6 月現在 352 社であり、技術及び人材の提携を含める相当な数にのぼり、今後もかなりの勢いで伸びることと予想される。元旦の日本経済新聞では日産自動車のインド進出を大きく報じていた。

これからはインドが大きく注目される時代であろう。

私も過去に、顧問先に誘われてインドを訪れるチャンスはあったが逃しており、今回が初訪印である。巷間では、インドを旅すると「人生観が変わる」ということを耳にしてはいたものの非常に貴重な体験をすることができた。

一番の驚きは、TATA (タタ) グループという時価総額がインド最大の企業を訪問した時の、「我が社の今年の採用計画は年間 3 万人であり、インド中の高学歴で優秀な人材を毎日 100 名採用している。」との説明を聞いたときである。毎日毎日 100 名の人材を登用し、社員教育を行い活躍させている会社が世界中のどこにあるであろうか。

グループ総人数が現在の 20 万名では、世界中の IT オーダーを受注しきれないものである。

また、税務については専門家である勅許会計士(公認会計士)、弁護士等への信頼は厚く、すべての法人には会計監査が導入され、年売上高 400 万ルピー(約 1,000 万円)以上の法人、個人には更に税務監査が強制されているということにも興味をもった。

このように、専門家が厳しく関与することが担保されている制度であるからこそ、法人の税務調査率は全法人の 2% (国税局談) であっても、経済成長率に押されてはいるものの、法人税収昨年度対比プラス 16% (インド税務実務家協会北部地区会長談) が確保されているのであろうと、推察される。

個人間の所得格差の解消、カースト制度、就学率の向上による識字率のアップ等、課題は多いが、人口 10 億人という勢いが一度弾みのついた経済を押し上げる。この流れを行政もしっかりとつかみ、租税専門家との協調を行っているとの印象を強く受けた。

我が国の国税不服審判所に該当する国税上訴裁判所では、模擬裁判まで行っていただいたが、裁判官が国税職員の人事の一環で行われている我が国とは違い、構成員が弁護士、勅許会計士などの民間でその多くが占められていることが印象的であった。

市民憲章(納税者の権利章典)が国税局の玄関に掲示されていたことも、聞いてはいたが衝撃的であった。なぜ、我が国では、世界で当然のことが行えないのであろうか。

今回のインド随行は、私の人生観に変化を及ぼさなくとも成果は大きなものである。

日本の税理士が公式にインドを訪問したのは、歴史上初である。

東京税理士会が今回インドを訪問して得た情報を、いち早く会員に提供できることは、一年近くインドの税制等を事前に研究準備された、浅井国際部長をはじめとする国際部の皆様、今回個人参加団員の皆様の自己犠牲的な研究のお陰である。

また、今回の視察に協力いただいた在日本インド大使館の皆様、デリー国税局、国税上訴裁判所の皆様等多くの方々に支えられて行うことができたことに感謝を申し上げ、我が国での初のインド税制等研修視察報告書がここに完成したことのお礼としたい。



視察報告書の発刊にあたって

東京税理士会・国際部長 視察団事務局長 浅井和夫

東京税理士会国際部では、隔年ごとに会員を募集して研修視察を実施しています。前回のベトナム税制等研修視察は国際部員のみ 15 名での実施でしたので、事前準備を部員各々の判断で進めることができました。しかし、今回は、公募により総勢 30 名という規模で実施することになりましたので、事前準備に相当時間をかけることとしました。具体的には、6 月から 11 月にかけて事前研修会を 5 回開催し、そのうち 3 回はそれぞれの分野に該当するテーマのセミナーを開催しました。この準備が効を奏して、成果のある研修視察につながったと自負しております。

BRICs(ブラジル・ロシア・インド・中国)の一員として、世界で高い経済成長を継続しているインドは、日本から見ると遠い国という印象があります。現在、インドに進出している日本の企業は、300 社強といわれていますが、今後、進出が増大することが見込まれています。現在の IT 産業を中心としたインドの急速な経済の発展は、世界から多額の投資を促進しています。このような世界的に注目されているインドを視察先に選定し、その税制、税務行政、会計制度、投資環境等の実態について、資料、情報収集を行うため研修視察を実施しました。

1991 年以降の市場経済自由化政策の採用によって、頻繁に税制の改正が行われています。インドの納税者数は、2006 年度には 3,000 万人を数え、この 10 年間で約 3 倍の増加となっています。この増加傾向は、現在も継続しています。その結果、直接税と間接税の税収比率も直接税の割合が増大しています(1990 年度直接税 19%・間接税 81% / 1996 年度直接税 30%・間接税 70% / 2006 年度直接税 48%・間接税 52%)。

経済分野を中心としたインドのダイナミックな動きに対応して、税制、税務行政においてもその整備が進められています。例えば、納税者番号(Permanent Account Number / PAN)と源泉徴収義務者等番号 (Tax Deduction Number / TAN)の導入によるインド国内における所得税のネットワークの構築です。また、電子申告については、2006 年度の申告から法人についてのみ義務化されています。

インドの税制の特筆すべきことは、市民憲章 (Citizen's Charter) が採択されて、納税者に対して法律上の権利、義務、資格、責任を知らせています。

今回の視察については、インド大使館から、デリー国税局、デリー国税上訴裁判所を紹介していただき、大いなる視察研修の成果を得ることができました。特に、国税上訴裁判所では、模擬裁判を演出していただき感激させられました。また、各訪問先においては、大変有意義な時間を過ごすことができました。厚くお礼申し上げます。

また、セミナーの開催を引き受けいただきましたインド税務実務家協会、インド勅許会計士協会、ジェトロ・ニューデリーセンター、監査法人、会計事務所、現地 IT 企業ほか関係者の皆様方に厚く感謝申し上げます。

今回の視察は、特段のハードスケジュールにもかかわらず、手際よく研修が終了し大変有意義な視察となりました。あわせて、このような立派な報告書を作成いただいた団員の皆様に改めて感謝を表す次第です。

本報告書が、東京税理士会の会員の皆様の業務の一助となれば幸いです。



主な視察訪問先概要

東京税理士会・国際部副部長 視察団事務局長代理 山 口 賢 一

2006年12月10日(日)から12月17日(日)まで、インド税制等研修視察が行われた。
今回の主な視察訪問先の概要を、時系列で紹介する。

1 2006年12月12日(火)

9時から10時30分 インド税務実務家協会

当協会は、1976年に設立され、ボランティアな民間組織で、税務に関する業務をする弁護士・会計士・税務実務家のメンバーから組織され、現在約3,700名の会員がおり、その加入は任意加入である。本部はムンバイにあり、支部は、カルカッタ、ハイデラバード、インドール、デリーにある。当協会の事業内容は、税務知識の向上、納税者の権利を守る活動等のほか、37の情報誌を発行している。

当日は、S.R.Wadhwa 北部地区会長よりインド税制について説明を受けた。

2 12月12日(火)

10時30分から12時 ジェトロ・ニューデリー・センター

伊藤博敏所員より「インド市場の現状と日系企業の動向」についての説明を受けた。

3 12月12日(火)

15時30分から17時 タタ・コンサルタンシーサービシズ

タタはインド最大財閥タタグループの一員として設立以来、ITコンサルティング及び開発、運用等のITサービス、ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)などを世界各国の有力企業にサービスを提供している会社である。

Srinivasan Hariharan 氏及びDebashis Mitra 氏よりタタの「会社概要、提供サービス、研究開発への継続投資、品質重視、人材採用の方針等」について説明を受けた。

4 12月13日(水)

10時30分から12時30分 インド勅許会計士協会

当協会は1949年7月勅許会計士法によって設立され、当協会の組織は任期3年の30人の理事による理事会から構成され、そのほか業務委員会等の各種の委員会が設置されている。2005年4月1日現在のCAの会員は123,546人となっている。

13日はVijay Kapur, Director, Avinash Chander, Technical director, Ashhok Haldia, Secretary の説明を受ける。

5 12月13日(水)

14時から15時 国家ナレッジ委員会

当委員会は、2005年6月8日マンモハン・シン首相の直属の諮問機関として設立された。グローバル化が加速する国際経済の中では、情報インフラ研究開発、技術革新シ

システム、教育、生涯学習並びに規制制度が大きな影響を与えるとの理解の中で、政府にスキームを草案、具申し提言する委員会である。

当団は、金子会長以下 10 名で訪問した。Kanshik Barua 氏及び Mitakshra Kumari 氏から次のテーマ「Access、Objectives、Creation、Applications に関するナリッジ Pentagon について」で説明を受けた。

6 12月13日(水)

15時30分から16時30分 IT省

B.K.Murthy 博士、G.V.Raghunathan ディレクター他 4 名から、IT 省として IT 産業が果たす役割について「社会の繁栄、経済成長、インド発展ポリシー、ヒューマンソースなど」の説明を受けた。

7 12月13日(水)

17時から18時 インド工業連盟

タージ・パレス・ホテルにチーフ・インフォメーション・オフィサーの Vikram Tiwathia(テバテア)氏による「インド経済の現状、今後のビジョン、日本との関係」の講演を受けた。

8 12月14日(木)

10時30分から17時 デリー国税局

12月15日(金)

10時30分から13時 デリー国税局

財務省は、インド中央政府の財政を担っており、財務省の中に直接税及び間接税による歳入を取扱う歳入部門がある。この部門に直接税中央委員会(Central Board of Direct Tax/CBDT)、間接税中央委員会、中央経済情報委員会ほか 2 部門がある。

直接税中央部の下に、地方税務機構として国税局がある。この 18 の国税局の下に税務署があるが、インド全国で 514 署の税務署があり、所属人員は約 59,000 人である。

今回の訪問先は、デリー市内にあるデリー国税局である。12月14日終日と 15 日午前の 2 日間かけて、コミッショナーをはじめ、担当部署の担当官の歓迎を受け長時間にわたる研修が行われた。

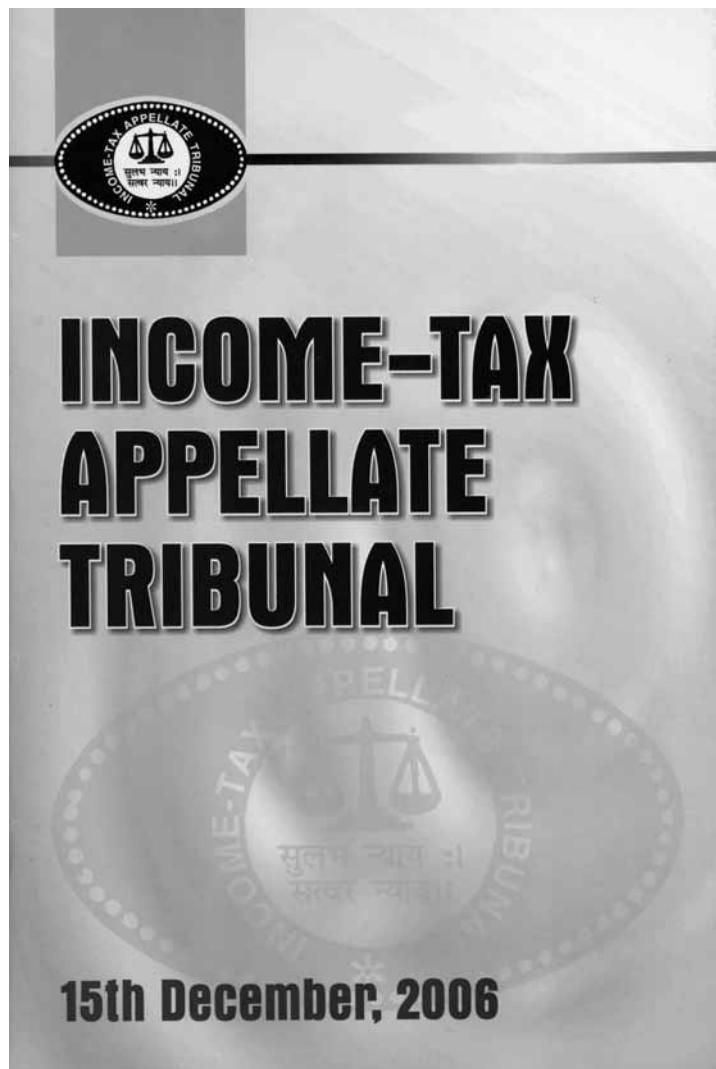
9 12月15日(金)

15時から17時 国税上訴裁判所

当裁判所は、1941 年 1 月に設立され、財務省管轄の税務当局の一組織ではなく、法務省管轄の高等裁判所(High Court)の下部組織にあたり、日本の地方裁判所に近い存在である。デリーの国税上訴裁判所の長官は、ビマル・ガンジー長官で、当日は長官をはじめ職員の皆様から大歓迎を受けた。また、法廷における裁判の実例、1991 年の日本の企業の例を取り上げ、インド国内にある 4 事務所が恒久的施設に回答するかどうかの模擬裁判を演じてくれた。原告の税務当局側の検事と被告の日本企業側の会計士との厳しいやり取りの応酬があり、我々視察団は、原告側と被告側の傍聴席に座り見学させてい

ただいた。国税上訴裁判所のモットーは「簡便な裁判、迅速な裁判」であるという。

この小冊子は、我々視察団のために、この日のためのレジュメとして特別に作られたものである。



This booklet has been specially published to honour and welcome Members of Federation of Certified Public Tax Accountants' Association, Japan on their visit to Income Tax Appellate Tribunal (ITAT) on 15-12-2006 and for greater understanding between India and Japan.

日 程 表

日次	月 日	地 名	現地時間	交通機関	スケジュール
1	2006年 12月10日 (日)	東京(成田)発 デリー着	12:00 18:00	AI307 専用バス	空路、デリーへ 到着後、ホテルへ <タージパレスホテル泊>
2	12月11日 (月)	アーグラ		列車及び 専用バス	アーグラ視察 <タージパレスホテル泊>
3	12月12日 (火)	デリー		専用バス	9:00～10:30 インド税務実務家協会(AIFTP) <セミナー> 10:30～12:00 ジェトロ・ニューデリー・センター<セミナー> 12:30～14:30 Deloitte Haskins & Sells<セミナー> 15:30～17:30 タタ・コンサルタンシーサービシズ(TCS)訪問 <タージパレスホテル泊>
4	12月13日 (水)	デリー		専用バス	10:30～12:30 インド勅許会計士協会(ICAI) <セミナー> 13:30～17:00 Atul Veeresh & Associates 勅許会計士事務所<セミナー> 14:00～15:00 国家ナレッジ委員会(NKC)訪問(会長他) 15:30～16:30 IT省(DIT)訪問(会長他) 17:00～18:00 インド工業連盟(CII) <セミナー> <タージパレスホテル泊>
5	12月14日 (木)	デリー		専用バス	10:30～13:00 及び 14:30～17:00 国税局訪問 16:00～18:00 MANOJ PAHWA & ASSOCIATES 勅許会計士事務所訪問 <タージパレスホテル泊>
6	12月15日 (金)	デリー		専用バス	10:30～13:00 国税局訪問 15:00～17:00 国税上訴裁判所(ITAT)訪問 <タージパレスホテル泊>
7	12月16日 (土)	デリー発	18:30 20:50	専用バス AI306	デリー市内視察 デリー空港着 空路、東京へ
8	12月17日 (日)	東京(成田)着	8:00		成田空港到着後、入關手続、解散

利用交通機関略号：A I -エア・インディア

訪問先一覧

①インド税務実務家協会

All India Federation of Tax Practitioners(AIFTP)
～研修会～(12月12日)
テーマ「インドの税制」
説明者 Mr.S.R.Wadhwa
(Chairman,AIFTP-North Zone)
Mr.D.K.Gandhi(Advocate)
Mr.V.P.Gupta(Advocate)
Mr.Mukul Gupta(Tax Advocate)他1名
住 所 215, Rewa Chambers, 31, New Marine Lines, Mumbai-400 020
ホームページ <http://www.aiftponline.org>

②ジェトロ・ニューデリー・センター

Jetro New Delhi
～研修会～(12月12日)
テーマ「インド市場の現状と日系企業の動向」
説明者 伊藤 博敏 (ディレクター)
田澤 和徳 (オフィサー)
住 所 4th Floor,Eros Corporate Tower, Nehru Place, New Delhi -110 019
ホームページ <http://www.jetro.go.jp/>

③Deloitte Haskins & Sells

～研修会～(12月12日)
テーマ「インドの税務専門家及び税制」
説明者 Mr.Ashutosh Mahajan(Senior Manager)
Mr.Prashant Raizada (Senior Manager)
住 所 MCT House
One Okhla Centre, Block A
Okhla Institutional Area
New Delhi -110 025

④TATA Consultancy Services(TCS)

～視 察～(12月12日)
テーマ「インドのIT産業の概要及びオフショアリング」
説明者 Mr.Srinivasan Hariharan
(Principal Consultant)
Mr.Debashis Mitra
(Principal Consultant)
住 所 TCS Towers
TCS Towers, 249 D & E, Udyog Vihar Phase IV, Gurgaon
ホームページ <http://www.tcs.com>

⑤インド勅許会計士協会

The Institute of Chartered Accountants of India(ICAI)
～研修会～(12月13日)
テーマ「同協会の活動及びインド会計基準の概要」
説明者 Mr.Vijay Kapur (Director)
Mr.Avinash Chander(Technical Director)
Mr.Ashhok Haldia(Secretary)
Mr.Praveen Choudhry(Deputy Secretary)
住 所 ICAI Bhawan, P.B.No.7100,
Indraprastha Marg New Delhi-110 002
ホームページ <http://www.icai.org/icairoot/index.jsp>

⑥Atul Veeresh & Associates Chartered Accountants

～研修会～(12月13日)
テーマ「事務所の業務内容等」
説明者 Mr.Veeresh Shah (Partner)他1名
住 所 21, Fashqua Shoppong Centre, Opp.
Bhagvan Cutpiece Corner, Station Road,
Santacruz, Mumbai-400 054

⑦国家ナレッジ委員会

National Knowledge Commission(NKC)

～視 察～（12月13日）

テーマ「同委員会の活動内容」

説明者 Mr.Kanshik Barua

Mrs. Mitakshara Kumari

住 所 Dhamra Marg, Chanakyapuri,
New Delhi-21

ホームページ <http://www.knowledgecommission.org>

⑩デリー国税局

～研修会～（12月14日～12月15日）

テーマ「税務行政の仕組み」

説明者 Mr.Hardayal Singh(Chief Commissioner of Income Tax, Delhi)

Ms.Anita Sinha(Commissioner of Income Tax)

その他各担当部署の担当官

住 所 D-I/91, Bharti Nagar, New Delhi- 110 003

⑧IT省

Ministry of Communications & Information Technology(IT)

～視 察～（12月13日）

テーマ「IT産業が果たす役割」

説明者 Mr. S.V.Raghunathan (Director & Head)他5名

住 所 4th Floor,Eros Corporate Tower, Nehru
Place, New Delhi -110 019

ホームページ <http://www.mit.gov.in/>

⑪Manoj Pahwa & Associates Chartered Accountants

～研修会～（12月14日）

テーマ「事務所の業務内容等」

説明者 Mr.Manoj Pahwa

住 所 A-1 53, Sector-7, Nr.M2k Cinema Rohini,
New Delhi-110085

⑨インド工業連盟

Confederation of India Industry(CII)

～研修会～（12月13日）

テーマ「インド経済の現状、今後のビジョン、日本との関係」

説明者 Mr.Vikram Tiwathia

(Chief Information Officer)

Mrs.Indrayani Mulay

(Executive Officer)

住 所 The Mantosh Sondhi Centre

23, nstitutional Area, Lodi Road,

New Delhi -110 003

ホームページ <http://www.ciionline.org/>

⑫国税上訴裁判所

Income Tax Appellate Tribunal(ITAT)

～視 察～（12月15日）

テーマ「納税者の税務救済制度」

説明者 Mr.Vimal Gandhi (President)他多数

住 所 10th Floor, Lok Nayak Bhawan,
Khan Market, New Delhi-110 003

ホームページ <http://itat.nic.in/>

～～～～～ 目 次 ～～～～～

- はじめに
- インド税制等研修視察団に随行して
- 視察報告書の発刊にあたって
- 主な視察訪問先概要
- 日程表
- 訪問先一覧
- 本報告書で使用した税務関連用語の日英対照表

序 章 インドの概況

I	一般概況	1
II	経済概況	4
III	貿易概況	5

第1章 インドの税制

はじめに	9	
I	インド税制概要	10
II	インドの直接税	12
III	富裕税・キャピタルゲインと資産評価	25
IV	インドの間接税	41
◇清潔で健康的なインドを目指して	48	
V	日印租税条約・移転価格税制	49
おわりに	53	
◇DOR	54	
◇ショッピング・モールとバザール	55	

第2章 インドの税務行政

はじめに	57	
I	インドの税務行政	59
◇誘拐身代金と国税局	90	
II	国税上訴裁判所	91
おわりに	105	
◇デリー紀行	106	

第3章 インドの会計・職業専門家制度

はじめに	109
I 税務専門家・会計事務所の業務実態、報酬規定、その他	110
II 国際的会計基準とインド会計基準	119
III インドの会計監査と会社法	127
IV 決算公告等	134
V インド勅許会計士協会	139
VI インドの職業専門家とその背景	151
VII インド税務実務家協会	158
おわりに	164
◇額に赤い丸印とレイの歓迎をうけて	165
◇複式簿記を発明したのはインド人ですか	166
◇「歴史と伝統と文化と牛」インドのギャップ	168

第4章 インドの投資環境等

はじめに	169
I 投資概況	173
II 投資環境	183
おわりに	202
◇デリー見て歩記	211
◇インドの調べ	212
◇インド再生、21世紀繁栄への道	214

その他資料集

I インド税務実務家協会	219
II Deloitte Haskins & Sells	224
III インド勅許会計士協会	233
IV Atul Veeresh & Associates 勅許会計士事務所	260
V デリー国税局	265
インド投資セミナーに参加して	303
編集後記	308
各テーマ別担当班メンバー一覧	309
視察団団員名簿	310

参考

1ルピー=2.77円 2006年12月10日日経新聞朝刊
通貨クロスレート
<12月8日、三菱東京UFJ銀行対顧客売り相場>

表紙写真 インド門

◇ 本報告書で使用した税務関連用語の日英対照表

税務関連用語には、インドに限らずその国特有のものが多く、様々な翻訳がなされている場合があります。このため、本報告書において使用した訳語を原語とともに下記に示します。これらの中には適切な訳語が見当たらず、国際部内で検討したものもあるため、すべての訳語が必ずしも一般的なものではないことをここにお断りします。

【英 語(／の後は略語)】

【日 本 語】

Banking Cash Transaction Tax／BCTT	銀行取引税
Central Sales Tax	中央販売税
Chartered Accountant／CA	勅許会計士
Citizen's Charter	市民憲章
Customs Duty	関税
Divided Distribution Tax	配当税
Entry Tax	越境税
Excise Duty	物品税
Fringe Benefit Tax	付加給付税
High Court	高等裁判所
Income Tax	所得税
Income Tax Appellate Tribunal／ITAT	国税上訴裁判所
Income Tax Department,Delhi	デリー国税局
Local Property Taxes	地方不動産税
Local Sales Tax	州販売税
Minimum Alternate Tax／MAT	ミニマム代替税
Octroi Duty	物品入市税
Permanent Account Number／PAN	納税者番号
Securities Transaction Tax／STT	有価証券取引税
Service Tax	サービス税
Stamp Duty	印紙税
Supreme Court	最高裁判所
Tax Deduction Number／TDN	源泉徴収義務者等番号
Value Added Tax	州附加価値税
Wealth Tax	富裕税

序章 インドの概況



I 一般概況

1 主要指標

- (1) 国 土 アジア大陸の南部に位置。インド亜大陸の約7割を占めている。ヒマラヤ山岳地帯、ガンジス河流域平野、デカン高原の3地域に大別される。国土の21%を森林地帯が占める。亜熱帯に属し、雨季と乾季がある。暑熱期は3~6月、降雨期は6月下旬~10月、寒冷期は11月~2月。日本との時差は3時間30分。
- (2) 面 積 3,287,263 K m² (日本の約8.8倍、インド支配下のカシミールを含む)
- (3) 人 口 1,028,737,436人 (1991年から1億8,200万人増)
(内訳 男:532,223,090人／女:496,514,346人)
(2001年国勢調査 2004年7月10日発表データ)
- (4) 人口密度 324人/K m² (2001年国勢調査)
- (5) 平均寿命 男性 63.9歳／女性 66.9歳 (2004年経済白書)
- (6) 首 都 ニューデリー (New Delhi) 人口 12,791,458人
(内訳 男:7,021,896人／女:5,769,562人) (2001年国勢調査)
- (7) 主要都市
・ムンバイ (Mumbai 旧ボンベイ) 人口: 約1,637万人
・コルカタ (Kolkata 旧カルカッタ) 人口: 約1,322万人
・チェンナイ (Chennai 旧マド拉斯) 人口: 約642万人
・バンガロール (Bangalore) 人口: 約569万人
・ハイデラバード (Hyderabad) 人口: 約553万人
(2001年国勢調査)
- (8) 人 種
・インド・アーリア
・スキト・ドラビダ
・モンゴロイド
・モンゴロ・ドラビダ
・ドラビダ
・その他先住民族
- (9) 言 語
・インド連邦公用語はヒンディー語
・準公用語は英語
・その他多数派はベンガル語、タミール語、その他州の公用語が17言語ある。
- (10) 宗教別
人口比
・ヒンドゥー教徒 80.5%
・イスラム教徒 13.4%
・キリスト教徒 2.3%
・シーカ教徒 1.9%
・仏教徒 0.8%
・ジャイナ教徒 0.4%
・その他 0.6%
(2001年国勢調査)
- (11) 識字率 65.38% (男:75.85%／女:54.16%) (2001年国勢調査)
- (12) 教 育 教育は原則的に州政府の管轄にあり、2州を除くインド全土で初中等教育が義務教育であり、大学及び大学に準ずる高等教育機関は全国に197ある。2001年度は114百万人が小学校に在籍。

2 政治体制

(1) 政体 連邦共和制

28州と7連邦直轄地(デリーを含む)からなり、中央政府と州政府が各々権限区分を有する。

(2) 国旗 1947年制定。三色旗の意味するものは、

- ・サフラン色(上)=公平無私、自制
- ・白(中)=光、真理の道
- ・緑(下)=大地との結びつき
- ・中央の輪(チャクラ)=真理、善行



(3) 憲法 1949年11月26日制定/1950年1月26日発効。全文22章、395条、9付則からなる世界最長の憲法、これまでに92回の改定を行う。

(4) 元首 A.P.J.アブドウル・カラム大統領(2002年7月就任)

(5) 議会 二院制

上院 245席任期6年(2年毎に1/3を改選。12議席は大統領が有識者から選出)

下院 545席任期5年(2議席は大統領がアングロインディアンから選出)

(6) 選挙制度 選挙権: 18歳以上の成人男女

選挙区: 小選挙区。指定カースト(SC)、指定部族(ST)のための留保議席がある。

投票: 識字率が低いことからシンボル選挙の方式が採られている。各政党にはシンボルマークが割り振られ、選挙民は支持政党のマークの上にスタンプを押す仕組みになっている。近年は電子投票も行われている。

(7) 政府

- | | | |
|---------|-----------------|------------------|
| ・首相 | マンモハン・シン | (INC)(2004年5月就任) |
| ・外相 | K・ナトワール・シン | (INC) |
| ・内相 | シブラージ・V・パティル | (INC) |
| ・蔵相 | パラニアッパン・チダンバラム | (INC) |
| ・国防相 | プラナーブ・ムカジー | (INC) |
| ・商工相 | カマル・ナート | (INC) |
| ・労働・雇用相 | K・チャンドラシエーカル・ラオ | (TRS) |
| ・農相 | シャラド・パワール | (NCP) |
| ・通信・IT相 | ダヤニディ・マラン | (DMK) |

(2005年9月現在)

(8) 主要政党 与党連合(UPA=統一進歩同盟)

- ・国民會議派(INC)
- ・民族人民党(RJD)
- ・ドラビダ進歩連盟(DMK)
- ・民族主義會議派(NCP)
- ・インド共産党左派(CPI-M)閣外協力

野党連合(NDA=国民民主同盟)

- ・インド人民党(BJP)
- ・シブ・セナ(Shiv Sena)
- ・ジャナタ・ダル(統一派)(JD-U)
- ・他の野党
- ・社会主義党(SP)
- ・大衆社会党(BSP)

(2005年9月現在)

3 外交・国防

- (1) 基本方針
- ・非同盟外交
 - ・近隣諸国との友好関係維持に尽力（パキスタンとは関係改善を模索中）
 - ・ロシアと伝統的友好関係を維持
 - ・対米関係強化
 - ・対中関係改善
 - ・「ルック・イースト」政策でASEAN諸国との関係を強化
- (2) 軍事力
- ・2005年度予算（原案）8,300億ルピー（2兆2,400億円）
- (出所：インド大蔵省)
- ・兵役 志願制
 - ・兵力 陸軍110万人/海軍5.5万人/空軍17万人（ミリタリーバランス2003-2004）

インドは1998年5月に2度にわたる地下核実験を実施。それ以来信頼できる最小限の核抑止力を保持しているが、核実験は自発的に停止している。
ミサイル開発は継続。

(出所：日本外務省)

4 歴史（略史）

- B.C. 2500年 インダス文明—インド史の源流（モヘンジョ・ダーロ、ハラッパ他の遺跡）
- ～1500年頃
- 1500年頃 アーリア人、西北インドに侵入、ガンジス河流域に入る
- ～1000年頃
- 566～80年 ブッダ（釈尊）の生涯
- 327～325年 アレクサンダー大王のインド遠征
- 268年 アショカ王即位 南端を除く全インドを統一、仏法を統治理念に（アショカ王の石柱）
- A.D. 150年頃 クシャナ朝最盛期 カニシカ王、仏教を保護、大乗仏教起ころ
- 1526年 バーブル、ムガール帝国を創始
- 1600年 イギリス、東インド会社を設立
- 1858年 英国が直接統治を開始
- 1947年8月 マハトマ・ガンディーらの独立運動により、英国から独立。パキスタンは分離され自治領として独立
- 1950年1月 新憲法制定、共和国に移行。国民会議派のネール政権が外交では非同盟運動、経済は社会主義的政策を推進
- 1966年 インデイラ・ガンディー首相就任
- 1971年 第3次インド・パキスタン戦争。バングラデシュ独立
- 1974年 インド初の核実験
- 1977年3月 ガンディー派の国民会議派が大敗。デサイ人民党政権が発足
- 1984年12月 国民会議派が歴史的大勝。ラジブ・ガンディーが首相に就任
- 1989年11月 総選挙で国民会議派の議席数が半減、政権交代。ジャナル・ダルのV.P.シン首相による少数与党内閣発足
- 1998年5月 地下核実験を実施
- 1999年9月 総選挙実施。インド人民党を軸とする国民民主連合が勝利。第3次バジパイ

政権発足

- 2000年 3月 クリントン米大統領訪印。安全保障、通商、科学技術に係る二国間協定締結
2000年 8月 森首相訪印。10年ぶりに日本の首相訪印
2004年 5月 国民会議派を中心とする連合政権が誕生。マンモハン・シン首相が就任

II 経済概況

1 産業部門の構造と実体

1980年代以降、穀物自給達成を契機として農業部門の遅れが徐々に解消されつつあるが、依然として、農村部の人口7億人の生活水準は低く、農村50万近くの多くが人口2,000人未満であり、コミュニケーションの難しい多言語国家である上に、道路・鉄道などのアクセス手段はほとんどなく、テレビなどの普及も遅れ農業部門の意識改革は難しいといえる。一方で工業部門においては経済自由化が徐々に導入されたことにより、市場原理・競争マインドの浸透が生産性の向上に刺激を与え飛躍的に成長を遂げつつある。当初はインフラ整備の立ち遅れの影響を受けることの少ない、技能集約的且つ高生産性活動であるITソフトウェア産業の伸びが著しく、インド最大の輸出産業として台頭するに至ったが、中産階級の所得の向上により内需が拡大し製造業及びインフラ建設がIT産業を追って浮上する気配となっている。

2 経済指標（2005年）

(1)名目GDP総額	米ドル 7,278万ドル
(2)一人あたりGDP（名目）	米ドル 713.7ドル
(3)経済成長率	8.4%
(4)消費者物価上昇率	5.6%
(5)外貨準備高	1,370億9,608万ドル
(6)対外債務残高	1,252億ドル

3 経済動向

2004年に発足したマンモハン・シン政権は今後数年間10%成長を目指す事を明言し、規制緩和と社会的弱者救済等の基本政策に基づき、農村開発や雇用政策に優先的に取り組むと共に外資規制緩和や国営企業民営化等の経済自由化政策を継続している。

1950年代より1970年代までの年平均3.5%程度のGDP成長率がその後も順調に飛躍的に上昇し、2006-07年度上半期（2006年4月～9月）の実質GDP成長率は9.1%となり、好調であった前年同期（8.5%）をさらに上回った。農林水産業分野の成長率が2.6%と前年同期実績を下回ったが、製造業、建設業及びサービス業の各部門がそれぞれ堅調な伸びを示した。特に製造業は11.6%となり、上半期実績としては過去10年間で初の二桁成長を記録した。

インドの債務維持可能性について、IMFの分析（2008年までを対象）では財政赤字が政策通りに改善しても、公的債務対GDP比が緩やかな上昇傾向を示す一方、対外債務については低下傾向が継続することが示されている。

インド政府は、外国借款を経済インフラへと活用しようとする対外債務政策をとっており、また、外国借款等の取り入れにより先端技術をインドに移転する点、加えて、農業、農村セ

クターへの支援を重視している。2003年7月には、増大する国内債務管理のために、財政責任予算管理法（2007年度までに財政赤字の対GDP比率をゼロに近づけることを政府に求めるもの）が成立、これは徴税基盤の強化、歳出の見直しによる財政再建への取組みを強化するものである。

III 貿易概況

1 貿易、為替制度

(1) 貿易管理制度

①管轄官庁

商工省商務局・外国貿易部

DGFT (Director General Foreign Trade)

Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry

②貿易管理関連法

商工省は、「1992 年外国貿易（開発・規制）法(Foreign Trade Development and Regulation) Act」に基づき、毎年度末（3 月）に翌年度の包括的な輸出入政策をカバーする外国貿易政策 (Foreign Trade Policy) を発表。

③輸出入許可申請

輸入業者・輸出業者コード (Importer-Exporter Code／IEC) の取得が義務づけられている。IECは商工省・外国貿易部 (DGFT) に、オンライン申請にて入手。（申請用ページは以下のアドレス参照）

<http://dgftcom.nic.in/iecpage.php>

なお、外国貿易政策で定められている各種免税スキームなどを活用するには、所属する業界を管轄する輸出促進協議会 (Export Promotion Council／EPC) が発行する、登録証兼会員証 (Registration Cum Membership Certificate／RCMC) を所有していなければならない。

④輸入関連規制

輸入規制については次のような規制が置かれている。

- ・税関法(Customs Act, 1962)に基づく輸入規制の通達
- ・BIS基準規制
- ・パッケージに関する規制
- ・中古品輸入
- ・食品輸入
- ・食用肉輸入
- ・農產品輸入
- ・中古車輸入
- ・繊維製品輸入
- ・有害廃棄物輸入

- ・船舶輸入
- ・アルコール飲料輸入
- ・牛肉輸入（禁止）
- ・有害化学品輸入
- ・ジェネレーター輸入

⑤輸出規制

輸出制度は次の4種の品目から成り立っており工業製品を含め、ほとんどの品目は輸出自由品目に該当する。輸出制限品目に該当する製品の輸出は、DGFTに輸出申請を行う必要がある。

- ・輸出自由品目(Free) ……………… 自由に輸出できる品目。
- ・輸出禁止品目(Prohibited) …… 野生動物や化学武器、牛肉など輸出が禁止されている品目。
- ・輸出制限品目(Restricted) …… 輸出に際し、ライセンス取得が必要な品目で、農産品などが多い。
- ・輸出業者指定品目(Canalized)… 国有企業など一部指定業者 (State Trading Enterprises／STE) に輸出が限定されている品目で、一部の農産品や石油製品などが対象となっている。

(2) 為替管理制度

①管轄官庁

インド準備銀行 (Reserve Bank of India／RBI)

②相場管理

変動相場制。ただし極端に不安定な変動の際には、RBIが介入。

③為替管理関連法

関連法として、1999年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act／FEMA) がある。

④協定加盟状況

ア WTO

インドは1995年1月1日の設立時からWTOに加盟している。ただし、GATT加盟は1948年7月8日。

イ その他インドが既に締結している（枠組み協定含む）自由貿易協定（FTA）、経済連携協定

- ・インド-スリランカFTA
- ・インド-ASEAN包括的経済連携枠組み協定
- ・インド-タイFTA枠組み協定
- ・南アジア自由貿易地域（SAFTA）
- ・インド-シンガポール包括的経済連携協定（CECA）

⑤貿易取引

経常勘定における為替取引は原則として自由化されている。対日貿易の場合、ほとんどはドル・ベースである。ネパールとブータンとの貿易では、インド・ルピーで決済することが義務づけられている。国内通貨はルピーで行われる。輸出で獲得した利益は、総額の 50%を上限に外貨で保有できる。

⑥貿易外取引

一般海外旅行のための外貨取得は年間 1 万ドルを超える場合、商用の場合は年間 2 万 5,000 ドルを超える場合などに事前認可が必要となる。

ネパール、ブータンへの旅行のための外貨取得は認められていない。その他の場合、以下を目的とする外貨獲得については、RBI からの事前認可の必要なし。(以上限を超える場合、RBI からの事前認可が必要)

- ・一般海外旅行・・・年間 1 万ドルまで
- ・寄贈 1 受益者あたり年間 5,000 ドルまで
- ・寄付 1 送金者あたり年間 1 万ドルまで
- ・商用旅行 1 人あたり年間 2 万 5,000 ドルまで
- ・海外学術機関への留学 学術機関からの見積もり額もしくは年間 10 万ドルのどちらか高い方まで
- ・海外からのコンサルタントサービスへの支払い 1 プロジェクトあたり 100 万ドルまで
- ・商標使用、フランチャイズ費用の支払い 輸出額の 2%、国内販売額の 1%まで
- ・合弁前経費の返済 10 万ドルまで

⑦資本取引

直接投資は、ネガティブ・リストに記載された規制業種を除き、インド準備銀行 (RBI) により自動認可される。国内株式取引は、登録された外国機関投資家 (FII) のみに許可。対外商業借入 (ECB) については、財務省の ECB ガイドラインによって管理される。

2 貿易指標

(1) 総貿易額

	(2001 年度)	(2002 年度)	(2003 年度)	(2004 年度)	(2005 年度)
・輸出	438.3	527.2	638.4	807.2	1,006.6
・輸入	514.1	614.1	781.5	1,066.3	1,402.3

(単位：億ドル)

(2) 主要貿易品目(2005 年)

- ・輸出 宝石、石油製品、基礎化学品・医薬品、既製服、綿糸・綿布、輸送機器
- ・輸入 原油・石油製品、電気製品、宝石類、金、機械類

(3) 主要貿易相手国(2005 年)

- ・輸出 米国、UAE、中国、シンガポール、英国、香港（日本は第 10 位）
- ・輸入 中国、米国、スイス、独、豪州、ベルギー（日本は第 10 位）

3 貿易動向

原油価格の高騰等による輸入額の増大により貿易収支の赤字が増大している。2006年には最高基本関税率の一括引き下げが実施される一方、すべての輸入品に対して一律4%の相殺関税が導入されたため、完成品輸入に対しては、実質的な増税となる。2006年4月、外国貿易政策（2004-2009）の年次改訂（2006年度）が発表された。輸出の堅調な伸びを背景に、現行の制度やスキームを継続して推進する方針が示された。また、輸出品目や輸出市場を特定した税制優遇措置も新たに導入された。

ITソフトウェア・サービス産業の好調が続いている。2005年度は、輸出および国内向け販売ともに順調に拡大し、前年度比30%を超える売上高の伸びを記録した。業界団体は、2010年度までに輸出額600億ドル突破、という強気の見通しを示している。

2005-2006年度の輸出は前年度比24.7%増の1,006億692万ドルとなり、史上初めて1,000億ドルを突破した。輸入は同31.5%増の1,402億3,765万ドルとなった。輸出を上回る輸入の伸びにより、貿易赤字は前年度の259億5,810万ドルから、396億3,073万ドルにまで拡大した。

品目別の輸出（2005年4月～2005年12月）では、石油製品（ガソリン、ディーゼル、ケロシンなど）が最も大きな伸びを示し、宝石・宝飾品に次ぐ第2位の輸出品目となった。また既製服は34.0%の伸びを示し、マイナス成長となった前年度から大きく回復した。2005年の多角的纖維協定（MFA）の廃止後に伴い、他国・地域との比較でインドが競争力を有する綿製品などを中心に、欧米諸国向けの輸出が拡大したことが背景にある。その他主要品目では輸送機器が61.8%と、際立った伸びを見せた。

輸出先では、米国向けが25.8%増と堅調な伸びを見せた。続いてアラブ首長国連邦（UAE）が20.4%増、中国が49.5%増、シンガポールが55.4%増となり、上位4か国は前年度と同じ顔ぶれとなった。なかでも中国とシンガポールの構成比が顕著な拡大傾向にある。

品目別の輸入（2005年4月～2005年12月）では、最大品目である原油・石油製品が、原油価格の上昇を背景に46.9%増となり、輸入全体に占めるシェアも総額の30.2%と、前年度（28.1%）から拡大した。続いて、エレクトロニクス製品が32.3%増となり、原油・石油製品に次ぐ第2位の輸入品目となった。

国・地域別でみると、最大の輸入先である中国が59.8%増と前年に引き続き高い伸び率を維持、続く米国は28.1%増、イスラエルは29.8%増、ベルギーは17.8%増となった。

（野村 幸子・平野 光代 担当）

（参考文献）

- 1 外務省資料
- 2 ジェトロ配付関係資料
- 3 I.B.C. インド投資便覧 2005年版 株式会社ビジネスセンター
- 4 投資ガイドブック インド 2006年1月

第1章 インドの税制



はじめに

インドは、現在 BRICs の一員として高い経済成長率と、ソフトウェアサービスを中心とする I T 産業を武器に急速に振興している国家であり、今や一躍脚光を浴びる存在にもなっている。しかし、その独自の文化や宗教を土台とする経済の実態と、それを支える税収、税制の内容は未だ日本には充分に伝わっていない。11 億人の人口を抱え、その教育水準も高いインドでは、国民及び国内企業からの所得税を主とする税収獲得の潜在能力は、中国を凌ぐ勢いがあると思われる。さらに 1991 年からの経済開放政策により、海外投資導入と外貨獲得が促進され、外国企業等からの税収も歳入におけるパーセンテージを高めつつある。

我々税制担当班は、ほぼ 7 日に渡る滞在期間中にプレゼンテーションを受けたデリー国税局、現地監査法人、税務実務家協会、勅許会計士事務所等からの情報をもとに、最新のインド税制を報告する。今後、日本企業が海外進出するにあたり、リスク分散の観点に立った場合、中国から、ベトナム、インド等の新興国家にシフトする可能性も踏まえ、このインド税制に関する報告が少しでも参考になることを期待する。



デリー国税局入口にて



デリー国税局でのセミナー風景（左：筆者）

I インド税制概要

1 インドにおける税の分類

インドにおいて数多く存在する税金を、直接税と間接税に分けて大別すると次のように分類できる。

	税金の種類	基本税率	概 要
直接税	法人税（法人に課税する所得税）	内国法人 30% 外国法人 40%	課税年度 2006-07 年より国内法人の税率を 35%から 30%に引き下げ
	個人所得税	0～30%	累進課税制度を採用
	フリンジ・ベネフィット税	30%	2005 年 4 月 1 日より導入 企業側に課税する
	贈与税		1997 年で廃止
	富裕税	1%	1,500,000 ルピー以上 の資産が対象
	有価証券取引税	0.125～0.25%	
	銀行取引税	0.1%	預金から一定額の現金引出しに課税
間接税	国 税	関税	5%～15%
		物品税	16%
		中央販売税	VAT は州内販売レベルで 2005 年 4 月 1 日より導入
		サービス税	111 のサービスが対象
	地 方 税	州販売税	0～20%
		州付加価値税	各販売代金の付加価値に課税
		越境税	ウッタルプ ラテ イッシュ州、タミルナド州など
		その他 物品入市税 印紙税 地方不動産性	州により税率等は異なる。

(注) 1. 上記のうち有価証券取引税及び銀行取引税は、間接税に分類される場合もある。

2. 上記税率は追徴税及び教育目的税を含まない「基本税率」を記載している。

2 直間比率等

前期「1」の直接税 (DIRECT TAX) と間接税 (INDIRECT TAX) の税目の数を見ても理解できるとおり、間接税の比率が高いのがインド税制の特徴であるといえる。これは、税目の数だけでなく、直接税と間接税の税収の比率を見ても明らかである。

税収のうち間接税 52%、直接税 48%となっており、間接税の税収が直接税の税収を上回っている。しかし、直間比率の推移を見ると、16～7 年の間に徐々に直接税の比率が高まっていることが分かる。

また、国税と地方税を比較した場合、特に間接税の分野において地方、特に「州」の力が非常に強いこともインド税制の特徴と言えるであろう。

図 1 : 2006-07 税収の直間比率

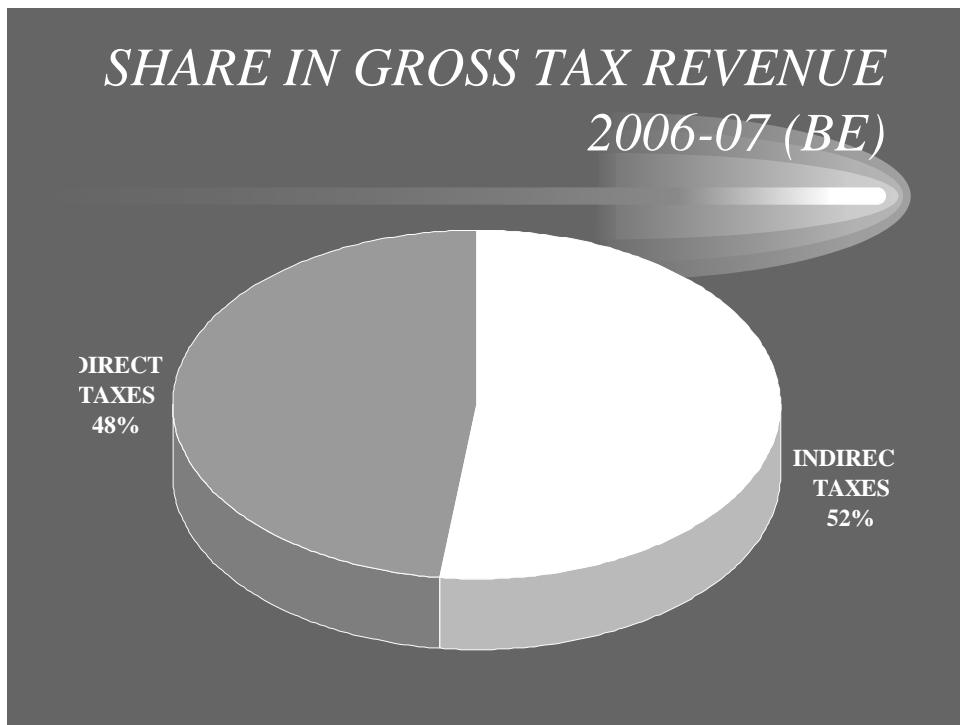
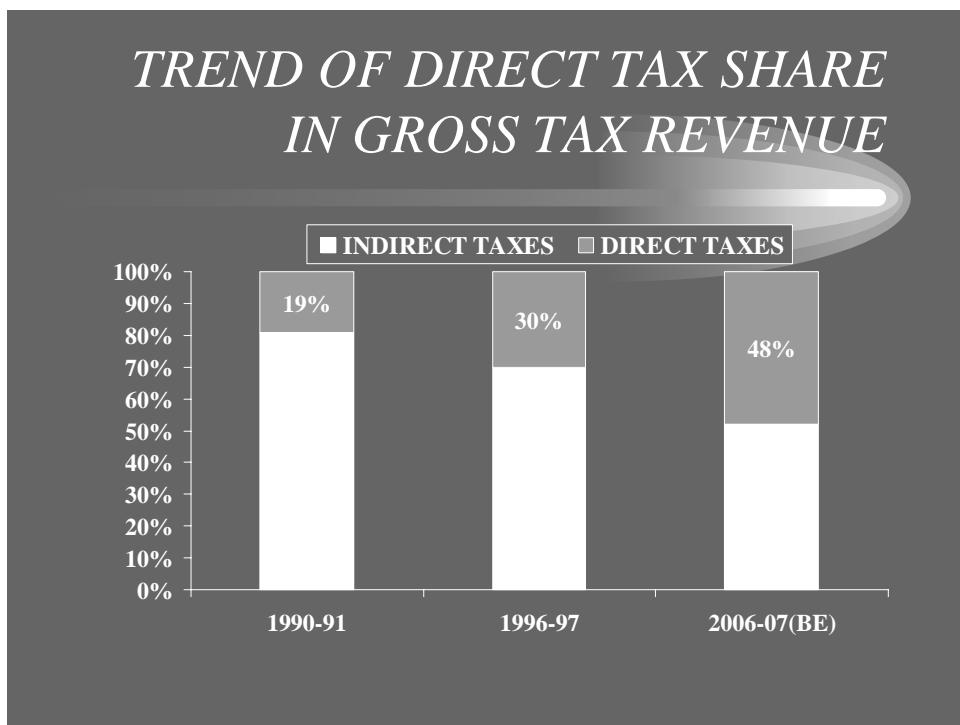


図 2 : 直間比率の推移



3 その他インド税制における特筆事項

- (1) 納税者憲章に相当する「市民憲章（納税者権利宣言）」が採択されている。
- (2) 各国と締結した「租税条約」があり、「日印租税条約」については2006年に改訂されている。
- (3) 電子申告に関して、今年度より法人についてのみ義務化された。
- (4) 特定の地域及び企業については優遇税制がある。

II インドの直接税

1 法人所得課税、個人所得課税

我が国においても、諸外国においても、直接税の中心は個人及び法人の所得課税である。インドでは、1991年の経済自由化に伴い、頻繁に税制が改正されるようになった。

インドには、所得税法、法人税法のような各別の法規は存在せず、インド所得税法(Indian Income Tax Act, 1961)一本で個人、法人共に課税が行われる。

2 納税者 (Tax Payers)

インドにおける直接税の納税者は次の6種類に大別される。

- (1) 個人 (An Individuals)
- (2) ヒンドゥー教徒同族会社 (A Hindu Undivided Family)
- (3) パートナーシップ (A Partnership Firms)
- (4) 個人の組合及び協会 (An Association of Persons/Body of Individuals)
- (5) 慈善団体 (A Charitable Trusts)
- (6) 外国企業を含む法人 (A Company including foreign companies)

(注)…上記の内(2)については、「HUF」として別段の定めがあり、同族会社というよりは、ヒンドゥー教徒ファミリーに対する世帯単位課税としての性格が強い。

3 法人に対する課税

(1) 課税年度・申告期限

インドの課税年度は、毎年4月1日から翌年3月31までの1年間である。また、申告期限は課税年度の10月31日までとされている。

法人の予定申告については、6月15日、9月15日、12月15日、3月15日の各4半期ごとに行う。これは、フリンジ・ベネフィット税についても同様である。

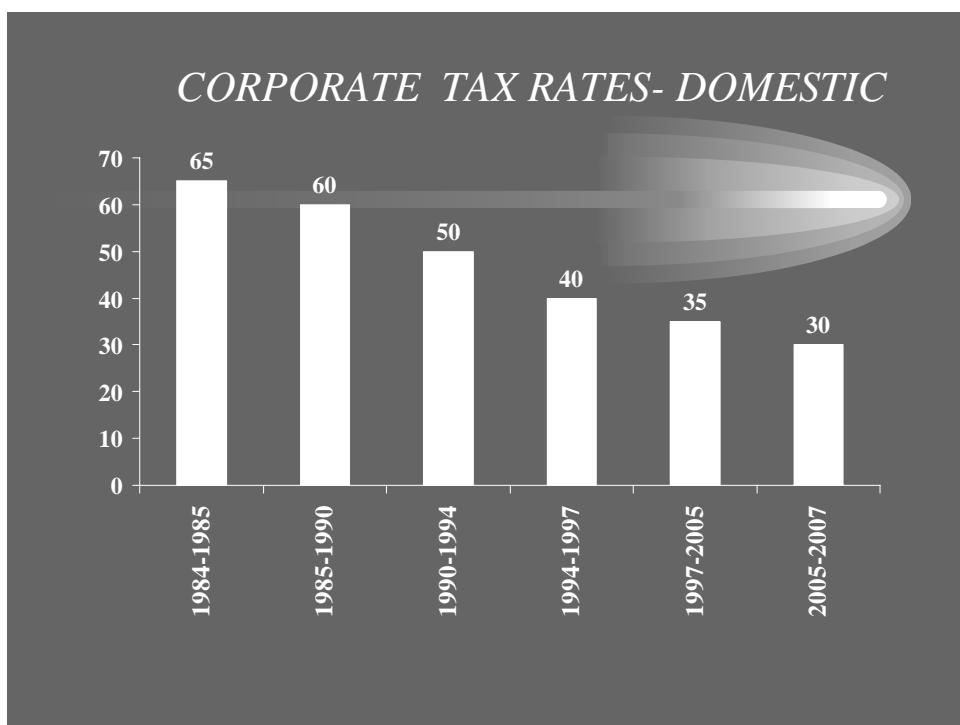
(2) 法人に対する税率

- ① 基本税率が30%で、これに課徴金10%が加えられ、さらに課徴金をえた後の金額に2%の教育目的税が課されるため、結果として33.66%となる。
- 外国法人には別の税率が適用されこれらを表にすると以下のようになる。

	インド国内企業	外国企業
基本税率	30 %	40 %
追徴税率	基本税率の10 %	基本税率の2.5 %
教育目的税	上記合計の2 %	上記合計の2 %
総合税率	33.66 %	41.82 %

② 国内企業の基本税率は、1984年～2007年において以下のように推移している。

図3：基本税率の推移（インド国内企業）



(3) 課税方式

インドの課税方式は原則「賦課課税方式」であるが、実務上は「申告納税方式」と変わらない。

インドの法人は勅許会計士の監査を受けなければならないが、法人課税所得税についても同様である。総収入が4百万ルピーを超える納税者については、税法による別の監査を受けなければならない。

(4) 欠損金の繰越

翌期以後8年間。ただし、減価償却に係る損失の部分については、無制限（無期限）に繰越を認める。この部分については後述する。

(5) 支払利息及び人件費の損金算入制限

インドでは事業目的の借入金の利子は、原則として非居住者への支払時の源泉徴収及びその納税を条件に損金算入が認められる。また、インド国外で支払われるべき給与で、インドにおいて源泉課税されていないもの及び一定の要件を満たしていない年金基金への拠出は損金算入されない。

(6) 減価償却

事業上の 5,000 ルピー以上のものは原則として資産計上し減価償却を行う。償却方法は定率法のみで、耐用年数ではなく各資産種類に直接「償却率」を定めている。

(7) 配当支払税

インド内国法人によって配当決議された配当は株主側では課税されず、支払者であるインド法人に対し配当支払税が課税される。税率は 12.5%、配送支払税は損金不算入となる。外国法人には配当支払税は適用されない。

4 インドにおける減価償却と繰越欠損

インドにおける減価償却は「定率法」のみ認められており、資産の種類に応じ償却率が直接定められている。この償却率は 2 種類あり、一つはインド会社法における償却率、もう一つは法人税（法人に課税する所得税法）における償却率である。

(1) 債却率

<インドの減価償却率>

	資産の種類		インド会社法による償却率	所得税法（法人課税）の償却率
有形固定資産	建物	居住用	—	5%
		事業目的	—	10%
	家具／装飾品		18.10%	10%
	機械／設備一般		13.91%	15%
	車両一般	事業目的	—	15%
	パソコン			
	*パソコンソフトを含む		40%	60%
無形固定資産	知的財産／特許権、著作権 商標権、 フランチャイズなど		—	25%

（「税務弘報 2005.12」139 頁 細川 健 安藤 千絵 中央経済社、デロイト プレゼンテーション資料）

(2) 繰越欠損金との関係

インド所得税法による欠損金は8年間の繰越が認められている。ただし、この損失うち減価償却に係る損失については、無期限に繰越が認められる。

① 繰越の方法

<ケース1>

法人は決算上減価償却費を60計上した。法人の欠損金は100であった。

$$100 - \underline{60} = 40 \rightarrow \text{繰越欠損金として翌期へ繰越}$$

↓————→ 翌期の減価償却限度額に加算する

<ケース2>

法人は決算上減価償却費を120計上した。法人の欠損金は100であった。

$$100 - \underline{100} = 0 \rightarrow \text{翌期へ繰越す欠損金はなし。}$$

↓————→ 翌期の減価償却限度額に加算する

(120と100の小さい方)

ケース2の場合、オーバー分の償却費20は当期の利益で補われたことになるので、繰越を認める必要がない。

(3) ミニマム代替税

財務諸表上の利益が算出され、配当を行うことが可能な法人の中には、インド所得税法を適用していた場合に法人所得及び税額が算出されない法人が数多く存在する。こうした法人については、財務諸表上の企業利益に10%を乗じた税額を法人課税所得税とする「ミニマム代替税（Minimum Alternate Tax/MAT）」が適用される。

要件は、財務諸表上の企業利益に10%を乗じた税額が、インド所得税法を適用して計算した税額を超える場合である。この税額は7年間繰り延べられる。

5 個人に対する課税

(1) 税率

① 超過累進課税により次の基準で課税される。

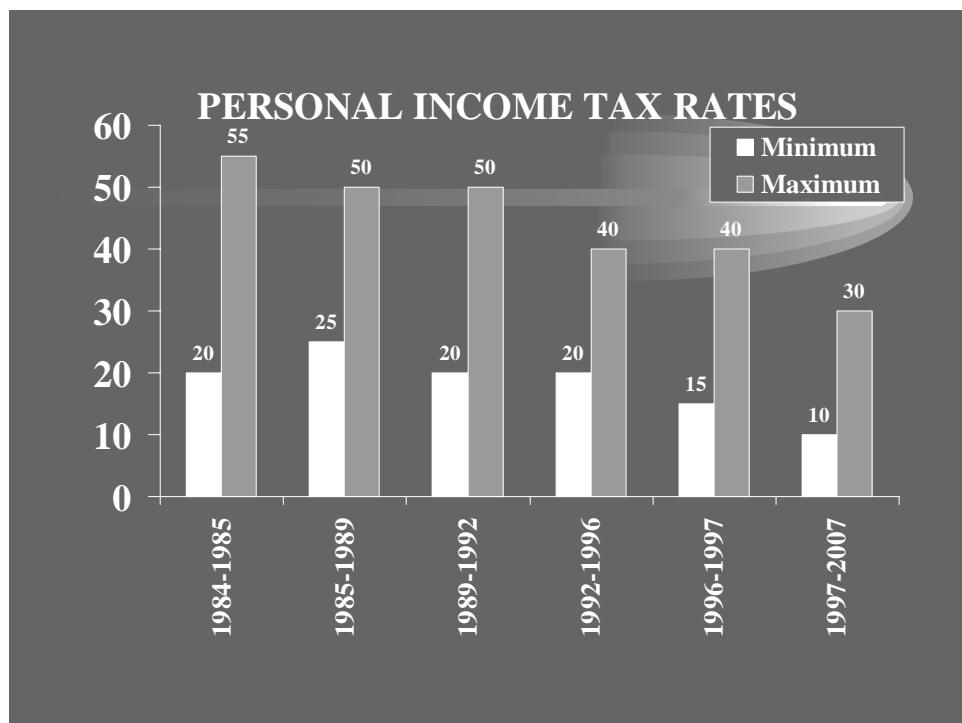
所 得 (ルピー)	税 率
100,000	
135,000 (女性)	0%
185,000 (老齢者)	
100,001～150,000	10%
150,001～250,000	20%
250,001 以上	30%

* 10%の追徴税は100万ルピー以上の所得税に対し課税され、追徴税を加えると実効税率は33%となる。

* 上記に2%の教育目的税が加算される。

② 個人に対する税率は 1984 年～2007 年において以下のように推移している。

図 4：個人に対する税率の推移（最低税率及び最高税率の比較）



(2) 所得分類

インドにおいても所得分類が有り、①給与所得(Salaries)、②不動産所得(Income from land and building)、③事業所得 (Income from business)、④譲渡所得 (Income from capital gains)、⑤その他の所得 (Income from other sources) の 5 種類の所得に分類される。

各所得の計算、控除等については「6-(6)(質問に対する回答)」で述べている。

(3) 譲渡所得について

譲渡所得 (Income from capital gains) は、短期譲渡所得 (Short Term Capital Gain) と長期譲渡所得 (Long Term Capital Gain) に分類される。

短期譲渡所得とは、証券・株式等の譲渡については取得後 1 年以内の譲渡、それ以外の資産については取得後 3 年以内の譲渡をいい、長期譲渡所得とは証券・株式等の譲渡については取得後 1 年超の譲渡、それ以外の資産については取得後 3 年超の譲渡をいう。

税率はそれぞれ次による。

① 短期譲渡所得

ア 有価証券等	1 0 %
イ その他の資産	3 0 %

② 長期譲渡所得

ア 有価証券等	非課税
イ その他の資産	2 0 %

(3) 紙与所得に対する課税

給与所得のみの場合、原則として年間見積給与総額に対応する税率を乗じた年間見積所得税額を12で均等分割した金額が源泉徴収され、特別な場合を除いて、課税年度終了後の7月末までに年次申告を行う。

(4) 損益通算

5種類の所得のうち損失が生じた所得がある場合、基本的には日本と同様損益通算が可能である。ただし、譲渡所得の計算上生じた損失は、譲渡所得内の他の譲渡所得と通算は可能であるが、譲渡所得以外の他の所得と通算することはできない。

また、長期譲渡所得の計算上生じた損失は、他の長期譲渡所得と通算は可能であるが、短期譲渡所得と通算することはできない。短期譲渡所得の計算上生じた損失は、他の短期譲渡所得及び長期譲渡所得と通算が可能である。

(5) 損失の繰越

損益通算後、控除しきれない損失が残った場合は、法人の場合と同様8年間の繰越が可能である。

6 源泉徴収制度

(1) 次の報酬については、源泉徴収制度の適用がある。(インド所法192-194J)

- ① 紙与 (Salaries)
- ② 契約金 (Payment to contractors)
- ③ 不動産等の賃貸収入 (Rent payments)
- ④ 専門家に対する報酬及び技術料 (Payment of fee for professional or technical services)
- ⑤ コミッション及び手数料 (Commission or brokerage)
- ⑥ 非居住者に対する支払い (Payment to non-residents)

非居住者の源泉徴収については、インドと租税条約を締結している国の非居住者に対する支出について特例がある。

(2) 源泉徴収した所得税は翌月7日までに税務当局に納付しなければならない。

(3) 源泉所得税の申告書は四半期終了の翌月15日(6月15日、9月15日、12月15日、3月15日)までに税務当局に提出しなければならない。

7 フリンジ・ベネフィット税(FBT)

フリンジ・ベネフィット税は2005年4月1日から新たに導入された税である。雇用主が従業員に提供するフリンジ・ベネフィットに課税するものであることから、外国法人も対象になる。その趣旨としては、フリンジ・ベネフィットは、雇用主側で所得の計算上損金算入されているにもかかわらず、従業員側で所得として課税されていないことに対する課税の公平を保つためとされている。

(1) フリンジ・ベネフィット税の計算

具体的には雇用主から直接、間接に提供された恩典、サービス、施設に対して課税される。計算は次により行う。

$$(\text{フリンジ・ベネフィット額} \times \text{評価率}) \times 30\% - \text{支払税額}$$

(2) 評価率

上記の評価率はフリンジ・ベネフィットの種類により異なる。

- ① 従業員のプライベート休暇のために雇用主が負担した無料又は割引のチケット等及び年金基金への雇用主による掛金の負担等 100%
- ② 接待費、歓待費、出張費、会議費等 20%

(3) フリンジ・ベネフィット税の税率

フリンジ・ベネフィット税の税率は、法人に対する課税と同様基本税率が30%で、これに課徴金10%が加えられ、さらに課徴金をえた後の金額に2%の教育目的税が課されるため、結果として33.66%となる。

(4) 申告と納税

フリンジ・ベネフィットは4半期毎に納税を行う。3か月毎に区切り、各区切りの翌月15日までに納税する。一年間の総括として、賦課年度の10月31日までに年度申告を行う。

8 有価証券取引税

証券取引市場の流通に対し、0.017%～0.25%の有価証券取引税（Securities Transaction Tax／STT）が課される。証券市場で徴収され、課税当局に納税される。

9 銀行取引税

銀行預金間の直接決済を奨励し、マネーロンダリングを防止する立場から、銀行預金から現金を引き出した場合に引出額の0.1%の銀行取引税（Banking Cash Transaction Tax／BCTT）が課税される。



デリー国税局でのセミナー

10 投資優遇制度

(1) 外資への優遇制度

インドでは外国企業によるインドへの投資について特別な優遇制度採られていない。中国やベトナムでは外資のみに対して与えられる税制優遇があり、例えば中国では経営期間が10年以上の外資系製造業について、所得の発生した年度から2年間は法人税が免税、その後3年間は半減となる（2免3減）制度が設けられているが、現在のところインドではこのような措置は講じられていない。

(2) 特別地区への投資に対する優遇

インドの特別経済区（SEZ）は貿易管理・関税権限の及ばない地域であり、同地域に設立された企業は、生産開始年度を含む連続5年間は輸出による所得（利益×輸出金額÷総売上高）に限り法人税が100%免税、その後5年間は半額となる。また、収益を再投資する場合には、さらに5年間、50%の減税が継続される。エレクトロニクス・ハードウェア・テクノロジー・パーク（EHTP）、ソフトウェア・テクノロジー・パーク（Software Technology Park／STP）、バイオ・テクノロジー・パーク（Bio Technology Park／BTP）に設立された企業または同様の認定を受けた企業は、生産開始年度から10年間、輸出による所得が免税となる。これらの地域における法人税の優遇は、対象が輸出による所得に限定されているため、地域に対する優遇というよりは、インド商工省（Ministry of Commerce and Industry）がそのホームページで謳っているように、輸出推進のための優遇措置と考えられる。

（Deloitte／税理士法人トーマツ「中小企業の海外投資環境に関する調査 最終報告」24頁より引用）



デリー国税局でのセミナー風景

1.1 事前質問事項

インド訪問団は、各担当班単位で事前準備の段階において生じた疑問部分を質問点としてまとめ、各訪問先にあらかじめ送付しておくこととした。税制担当班のうち、所得課税の部分については以下の質問事項を英訳のうえ、直接税に係る各訪問機関に事前送付していた。

<質問事項>

1 所得課税について

- (1) 現在、日本では世代を問わず個人間の所得格差が生じ、社会的な問題となっている。インドでも所得格差の問題は生じているか。生じているとすれば、どのような対策を講じているか。その対策には所得課税制度の改正も含まれるか。
- (2) インドでは法人に対する課税も個人に対する課税も「所得税法」という一つの税法によって課税している。将来的にこの税体系は維持継続するのか。それとも法人に課税する「法人税」と、個人に対する「個人所得税」に税法が分かれて行く方向にあるのか。
- (3) どの税目においても、一定額を超える場合の 10%の追徴税と、2%の教育目的税が課される。これは期間を定めた時限的措置か。
- (4) 減価償却は定率法のみ認められており、しかも、資産の種類ごとに直接償却率が定められているようである。日本の「耐用年数」のような考え方はないのか。また、償却率はどのように算定しているのか。
- (5) 法人所得税についての課税基準と基本税率を示していただきたい。
- (6) 個人所得税はその性質によっての種類に分かれた所得について、収入や必要経費の範囲、所得の計算方法を教えていただきたい。

2 フリンジ・ベネフィット税について

- (1) フリンジ・ベネフィットについては、日本では利益を受けた従業員側の所得課税、源泉徴収の問題である。インドではフリンジベネフィットを行った企業側に納税義務を課しているのはなぜか。
- (2) フリンジ・ベネフィットにより受ける経済的利益については、具体的にどのように評価しているのか。

1.2 事前質問事項に対する回答

我々が事前送付した質問事項については、現地で開かれたプレゼンテーション及びセミナーの中で回答を得た。ここではデロイト・ハスキンズ&セルズ (Deloitte Haskins & Sells) の資料及びプレゼンテーションの内容を中心に報告する。前記税制の説明と重複する部分もあるが、省略せず掲載する。

(1) 経済成長と所得格差の問題に関する質問について

回答：

インドは経済成長が著しいが、その発展の中で確かに所得格差が生じている。所得格差の原因は複数考えられ、一項目に特定することはできない。

税制改正の際も対策は講じられてきた。累進税率の採用もその対策の一つといえる。

税制以外でも所得格差を埋める数々の特別な措置 (Some special schemes) が次のように用意されている。

- ① 雇用対策、仕事の受け皿を探す特別なプログラム
- ② 教育費用の無料化、補助制度、給食制度
- ③ 社会保険制度
- ④ 低所得者層への低利融資

(2) 個人課税と所得課税の所得課税における法体系に関する質問について

回答：

現在インドでは、一種類の税体系で法人も個人も所得課税を行っている。この法律は、1961年に創られたインド所得税法 (Income tax Act, 1961) によるものである。日本でも過去においては、一本の法律で両者に課税を行っていたのが、所得税と法人税に分かれた経緯があると聞いた。インドでもこうした方向に向かう傾向はある。

今後2～3年のうちに大きな税制改正が予定されており、この中で検討される項目ではあるが、インド財務省で現在討議中の課題なので、明確なことは今いえない。

(3) 追徴税と教育目的税に関する質問について

回答：

導入当初は一時的な時限措置として創設されたが、適用の延長が繰り返されているうちに恒久化してきている。政府が必要と認める限り継続するものと思われる。

特に教育目的税については、現在非常に重要な税になってきており、インドにおける教育の振興を図るものとして容認されている。ただし、税率等の見直し等は継続的に行われている。



デリー国税局にて

(4) 減価償却の償却方法、税率等について

回答：

インドでは、減価償却は定率法のみ認められている。また、資産の種類により償却率が定められている。

日本では償却率が耐用年数を基準として割り出されているがインドでは政府が次のような要員を総合的に斟酌して償却率が算定されている。

- ① 資産の使用可能年数（耐用年数）
- ② 特定の資産の利用を促進・奨励する配慮。例えばパーソナルコンピュータ及びソフトについては通常の他の資産に比して高い償却率（税法基準で 60%）の償却率を適用している。
- ③ 特定の事業や産業を奨励する配慮

(5) 法人所得課税について課税基準と基本税率等

回答：

法人の課税ベース

法人の純利益（net income）が課税対象となる。

純利益は日本と同様、企業の総収益から総費用・損失を控除して計算する。

法人に対する税率

	インド企業	外国企業
基本税率	3 0 %	4 0 %
追徴税率	基本税率の 1 0 %	基本税率の 2 . 5 %
教育目的税	上記合計の 2 %	上記合計の 2 %
総合税率	3 3 . 6 6 %	4 1 . 8 2 %

外国企業の子会社はインド国内企業とみなされる。

外国企業のインド支店は上記のうち外国企業の 4 1 . 8 2 % の対象となる。



デリー国税局でのセミナー風景

(6) 個人所得課税における所得分類、収入や必要経費の範囲、所得の計算方法等

回答：

所得のカテゴリー（所得分類）は次の5つに分かれる。

- ① 紙与所得（Salaries）
- ② 不動産所得（Income from land and building）
- ③ 事業所得（Income from business）
- ④ 謙渡所得（Income from capital gains）
- ⑤ その他の所得（Income from other sources）…例：定期預金の利子

各所得からは次の控除が行われる。

- ① 紙与所得からは、何も控除されない。
- ② 不動産所得からは、資産税、資産取得に充てられた借入金利子の内30%までの金額が控除される。
- ③ 事業所得…ほぼ日本と同様だが多岐に渡るので省略。
- ④ 謙渡所得は、控除が認められていない。
- ⑤ その他の所得については、基本的にその収入を得るために要した費用は控除される。

所得税計算の過程

- ・ 各カテゴリーに分類された所得はそれぞれに所得金額が算定される。
- ・ その後各所得は総合される。（総合課税）
- ・ 総合された所得から、寄付に要した金額、投資に支出した金額など、いわゆる「所得控除」を行った後税率を乗ずる。

(7) フリンジ・ベネフィット税の企業側への課税について

回答：

フリンジ・ベネフィット税は特定の行為を行った企業に課する税である。その行為とは、企業の従業員に対する「福利厚生」で、これによりグループで利益を享受するのは従業員側であるが、次のような理由からベネフィットを与えた側（企業）に課税を行っている。

- ① 従業員1人1人にベネフィットを分割することが技術的に困難である。
- ② 個人単位の捕捉が難しい。
- ③ 企業側に課税する方が課税運営上簡易である。（徴税コストの削減）

(8) フリンジ・ベネフィットにより受ける経済的利益の評価

回答：

幾つかの特定の費用について課税される税である。課税される費用は所得税法で特定されている。

- ① エンタテイメント、贈与、クラブに対する支払
- ② 旅費等
- ③ ①及び②を含む 15～16 の項目が特定され、対象となっている

例：旅費について

交通費が 100 ルピーとすると、これに 20 % の評価率（評価係数）を乗じた金額がフリンジ・ベネフィット税の課税対象となる。

$$100 \text{ ルピー} \times 20\% = 20 \text{ ルピー} \cdots \text{課税対象}$$

フリンジ・ベネフィット税の税率は、33.66 %（追徴税率、教育目的税を含む）なので、この 20 ルピーに税率を乗ずる。元の 100 ルピーに直接乗ずるのではない。

この評価率もインド所得税法に規定されている。

(青木 優幸 担当)

(参考文献)

- 1 Deloitte Haskins & Sells 「A presentation to The Tokyo Certified public Tax Accountants' Association」 12 December 2006 (プレゼンテーション資料)
- 2 インド税務実務家協会 (All India Federation of Tax Practitioners : AIFTP)、「Indian Tax System」 (プレゼンテーション資料)
- 3 デリー国税局<所得税部> (Income Tax Department,Delhi) プrezentation 資料のうち「DIRECT TAX REFORMS IN INDIA」、「Computerisation in the Income Tax Department」
- 4 「中小企業の海外投資環境に関する調査 最終報告」 Deloitte／税理士法人トーマツ
- 5 「インド直接税の概要 税務弘報 2005. 12」 細川 健 安藤 千絵 中央経済社



デリー国税局セミナールームにて記念撮影

III 富裕税・キャピタルゲインと資産評価

1 概要

インドにおける現在の税目の礎は、1952年インド政府機関を研究するアメリカ経済学者によるインドの税制調査によるところ大であるといわれている。

その後、インドでは次の4つの新しい税が改定ないし導入されることになる。

- ① 所得税 (Income Tax)
- ② 富裕税 (Wealth Tax)
- ③ 贈与税 (Gift Tax)
- ④ 遺産税 (Estate Duty Act)

1953年、インド政府は、税制諮問委員会 (Taxation Enquiry Commission) を設置し、インドが当面する社会経済的諸目標と関連して、中央、州及び地方を通ずる租税制度の再検討を行った。この委員会の報告書は1955年に公表された。この報告書には、中央、州及び地方を通ずる租税の運用とそのもたらす効果について詳細且つ有用な分析が行われていた。

また、インドの租税政策は、1956年に、イギリスの経済学者であるニコラス・カルドア (Nicholas Kaldor) が行った個人及び企業課税に関する報告書から多大な影響を受けていいるといわれている。

2 廃止された遺産税と贈与税

(1) 遺産税 (Estate Duty Act)

インドの遺産税 (Estate Duty Act) は1953年10月公布施行された。

遺産税の納税義務者は、原則として取得者又は遺言執行者もしくは移転財産の管理者である。

1976年当時の遺産税の課税標準は、被相続人の死亡によって移転した財産の価格から、葬儀費用、被相続人の債務及び遺言検認料等を控除した純財産額とされる。遺産税の免税額は、個人においては5万ルピー、ヒンドゥー未分割家族にあっては2万5,000ルピーである。

遺産税の税率は、最低課税遺産額10万ルピー以下に対する4%から最高課税遺産額200万ルピー超に対する85%に至る累進税率である。(1976年当時)

この遺産税は、1985年3月16日以降の死亡を通じて発生した相続については、課税されないことになり、廃止された。

(2) 贈与税 (Gift Tax Act)

贈与税法 (Gift Tax Act) は、1958 年に富裕税とともに公布施行された。

贈与税は、贈与をなしたすべての者に対して課税され、個人であると法人であるとを問わない。贈与税は、富裕税とともに所得税の補完税としての性質を有していた。

1976 年当時の贈与税の課税標準は、納税義務者が贈与した財産の価格であり、5,000 ルピーの基礎控除が認められていた。適用税率は、2 万ルピー以下の課税贈与額に対する 5%から、200 万ルピー超の課税贈与額に対する 75%にわたる累進税率となっていた。

その後、基礎控除の増額（1990/91 から 1993/94 の課税年度では 20,000 ルピー、1994/95 から 1999/2000 の課税年度では 30,000 ルピー）や適用税率の引き下げが行われ、1990/91 から 1999/00 の課税年度には基本税率は 30% に下がった。

1998 年に贈与税は廃止され、1998 年 9 月 30 日後になされた贈与からは贈与税は課税されないこととなった。

なお、1985 年の相続税の廃止、1998 年の贈与税の廃止理由は、

- ① 租税収入総額に占める遺産税、贈与税の占める割合が極めて少ないとこと
- ② 租税収入に対する遺産税、贈与税の管理徴収にかかるコストが高いことなどであった。

ちなみに、1974 年～75 年度会計年度における租税収入総額中に占める各税の割合は、消費税が 54.6%、関税が 21.8%、個人及び法人にかかる所得税は 20.5% であって、富裕税、遺産税及び贈与税、中央売上税等のその他の租税収入はきわめて微々たる収入であった。

また現在、Indian Tax Office のホームページには、既に廃止されて 10 年経過している Gift Tax の項目が掲載されているが、これを削除しないのは、過去の贈与税の案件が発生した場合の参考とするためであるとのことであった。



デリー財務省の建物

3 富裕税

(1) 富裕税 (Wealth Tax Act)

富裕税は、1957 年富裕税法(Wealth Tax Act, 1957)として導入され、1957/58 課税年度の 1957 年 4 月 1 日以後から施行されている。この富裕税はインド政府の要請を受けたケンブリッジ大学のニコラス・カルドア教授の勧告を受け入れたものといわれている。

富裕税は重要な直接税であり、毎年 3 月 31 日における、すべての個人、HUF、会社の純資産の所有に対して課税される。

富裕税は、その資産から所得が生ずるか否かにかかわらず、類似する資産のその市場価値(Market value)で評価され、その納付は、所得税の納付に準ずる。

以下、富裕税の概要は、次のとおりである。

① 富裕税の納税義務者

富裕税の納税義務者は、次の者である。

- ア 個人
- イ ヒンズー未分割家族(HUF)
- ウ 会社（公及び私）

ただし、次の者は富裕税の納税義務を免除される。

- a 1956 年の会社法 u/s25 により登録された会社
- b 協同組合
- c 社交クラブ
- d 政党
- e 所得税法 u/s10(23D) に規定される投資信託会社

② 課税資産

富裕税の課税対象資産は、次に掲げる資産である；

ア 建物、土地（居住用家屋土地、営業用家屋土地、都市制限区域 25 km 内にある農場家屋及び宿泊用家屋を含む。）

ただし、次に掲げるものは非課税である。

- a 毎年の給料が 500,000 ルピー以下である従業員、職員、常勤取締役に対し会社が提供している居住用家屋。
- b 販売用商品である居住用あるいは商業用家屋
- c 前年 1 年間のうち 300 日以上賃貸されている居住用不動産
- d 自己の事業の用に供している事業用家屋
- e 商業用施設等

イ 自家用車両運搬具（事業賃借車両又は商品を除く。）

ウ 宝石、金、家具、家庭用資産、又は金銀製の物品、その他（営業目的で使用のものを除く。）

エ 事業目的外使用のヨット、船、航空機

オ 一定の地域にある都市の土地

カ 個人及びヒンドゥー未分割家族のもつ 50,000 ルピー超の手許現金及びその他記帳されていない簿外金。

③ 富裕税の税率

課税標準は、評価日（valuation date、各会計年度末・3月31日である。）におけるすべての課税資産の評価額から負債を控除した「純資産:net wealth」である。この確定した純資産に、法定の率を乗じて税額が課税される。この富裕税の税率は、1,500,000ルピーを控除した純資産の総額に1%を乗ずる。この税率は、原則として個人、ヒンドゥー未分割家族(HUF)及び法人に対し、同率である。

さらに、不動産、株式、宝石その他の種々の資産を評価する法律で、特別な規定が定められている。

なお、パートナーシップ、個人の協会(Association of Persons/AOP)及び個人の団体(Body of Individuals/BOI)の場合には、会社の財産は適正に個人のパートナーあるいはメンバーに按分される。

④ 課税の範囲

納税義務者の区分		課税資産の範囲		控除できる負債
居 住 者	通常居住者	市民	インド内外にあるすべての資産	インド内外にあるすべての承認される負債
		HUF-通常居住者	同上	同上
		会社-居住者	同上	同上
		非市民	インド内にあるすべての資産	インド内にあるすべての承認される負債
非居住者	非通常居住者	市民/非市民	同上	同上
非居住者		市民	同上	同上
		非市民	同上	同上



IT省前にて

(2) 富裕税の資産評価

① 富裕税の資産評価

Sub-section(2)の規定により、富裕税における現金以外のすべての資産の評価は、富裕税法の「Schedule III」に規定された評価日におけるその資産の評価額による。

次に、主な資産の評価を、説明することとする。

A 不動産の評価（現在価値算定額）

建物あるいは土地の付属物のある不動産の評価（現在価値算定額）は、純維持可能賃貸料（Net Maintainable Rent／NMR）に係数 12.5 を乗じて計算した額となる。

ア 純維持可能賃貸料（Gross Maintainable Rent／GMR）は次のとおりである。

a その不動産が賃貸されている場合。

所有者が受け取った又は受け取るべき毎年の賃料又は地方当局により評価される毎年の評価額いずれか高いほう。

b その不動産が賃貸されていない場合

その不動産が地方当局の管轄内にある場合	地方当局に評価される毎年の賃料
その不動産が地方当局の管轄外にある場合 又は評価がない場合	その不動産が賃貸された場合に合理的に見積もられる毎年の賃料の合計額

イ 純維持可能賃貸料（Net Maintainable Rent／NMR）は次のとおりである。

GMRから次のものを控除する。

a 不動産に係る地方当局により賦課される税金。この控除は賃借人により負担される税金がある場合にも控除することができる。

b GMR の 15%

ウ NMR の現在価値算定額は、次のとおりである。

不動産の賃貸形態	NMR に乘じる係数
借地上に建築された不動産	12.5
残存賃借期間が 50 年以上である借地	10
残存賃借期間が 50 年未満の借地	8

エ 評価額

取得時期	評価方法	例外
1974年3月31日後に取得又は建設された不動産	1974年3月31日以後計算される現在価値換算NMRと実際の原価（改良費を含む）のいずれか高い方の評価額	全体が居住用目的の一つの家屋で、その原価500万ルピー（デリー、カルカッタ、ムンバイ、チェンナイ）又は250万（他の市）の場合には、現在価値に換算されるNMRが評価額
1974年3月31日以前に取得又は建設された不動産	現在価値に換算されるNMR	なし

オ 納税義務者に帰属し、評価日直前12ヶ月の期間を通じてもっぱら自己の居住の用に供された家屋の評価は、納税義務者の選択により、家屋の所有者となった日の評価日における「Schedule III」に規定された方法により決定された評価日あるいは1971年4月1日会計年度にかかる評価日のいずれか評価額の低い方の評価額を採用することができる。

B. 事業用資産の評価

ア 定期的に記帳されている事業勘定がある場合には、帳簿に開示された資産の評価額は、次のとおりである。

資 产	採用すべき評価額
a) 減価償却資産	減価償却方式評価額
b) 非減価償却資産	帳簿価格
c) 期末在庫	所得税法の規定による評価額

シ. 上記A. Bの他 宝石、会社及び個人の協会（AOP）の利息、生涯不動産権等の評価が規定されている。



国家ナレッジ委員会にて

4 所得税とキャピタルゲイン

(1) インドの所得税

インドの所得税は、インド帝国により 1860 年に導入、1886 年には初めて成文化され、150 年もの古い歴史をもっている。インドは永くイギリスの統治下におかれ、いたため税制もイギリスの税制を移植したものといえる。1961 年には、従前の 1922 年所得税の全面改正が行なわれ、1961 年インド所得税法(Indian Income Tax Act of 1961)として 1962 年 4 月 1 日から施行されている。その後 1965 年の税制改正では所得本税 (Income Tax Proper) 及び付加税 (Super Tax : 会社に対する付加税は Corporation Tax と呼ばれた) を所得税として統合した。

① 所得項目

所得税は、前課税年度の所得に課税され、課税年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する 12 か月の期間で、会計年度と同一である。

インドの所得税は、所得の各項目について規定し、各種項目ごとの所得額の算定に当り認められる控除額を明示している。

課税の対象となる所得項目は、次のとおりである。

- A 給与所得 (Salaries)
- B 家屋資産からの所得 (Income from House Property)
- C 事業所得 (Profits and Gains of business or profession)
- D キャピタルゲイン (Capital Gains)
- E その他の源泉からの所得 (Income from Other Sources)

② 所得の計算

ア 合計総所得金額 (Gross Total Income) = A + B + C + D + E

イ 合計所得金額 (Total Income) = (Gross Total Income)

— (Deductions ; 所得控除額)

ウ 合計所得税額 (Total Tax Payable) = (Tax on Total Income : 合計所得金額に係る税額)

— (Rebates and relief ; 還付金及び給付金)

(2) キャピタルゲイン (Capital Gain)

1989 年、所得税の補完税としての役割を持った贈与税が廃止され、個人間同士、法人・個人間、法人間同士の贈与は課税されないことになった。そこで特定の贈与及び低額譲渡については、所得税の範囲内で対応することになった。

① キャピタルゲイン (譲渡益・利得)

資本資産 (Capital Asset) の売却、交換、譲渡もしくは移転から生ずる利潤・利益は、「キャピタルゲイン」 (Capital Gain) として課税される。

このキャピタルゲインは売却又はその他に基づく移転価格と実際の原価(減価償却資産の場合は、減価償却控除後)との差額をいう。

② 資本資産 (Capital Asset)

資本資産は、次のものを除く資産である。

- ア 事業用の商品、消耗用品、原材料。
- イ 納税者又はその家族に個人的に使用される衣料品、家具、自動車その他の個人用動産。ただし宝石は、個人使用目的であっても資本資産である。
- ウ 一定のインドにある農業用土地。
- エ 6½%のゴールド債(1997年)、7%のゴールド債(1980年)、国家防衛ゴー
ルド債(1980年)、中央政府により発行された1991年の特別持参人払債
- オ その他特定のキャピタルゲインから生ずる所得は、非課税となっている。

③ 資産の移転 (Transfer)

資産の移転とは、次のものをいう。

- ア 資本資産の売却、交換、譲渡
- イ 資本資産にかかる権利の消滅
- ウ 資本資産の法的強制収用
- エ 資本資産の商品への転換
- オ 売買契約の一部履行
- カ 協同産業組合や会社等の機関を通じての権利の移転
- キ、ク、ケ、コ…… (略)

④ 資産の移転として認識されない取引

次に掲げるものは、キャピタルゲインの計算上、資産の移転とはならない。

- ア ヒンドゥー未分割家族の資本資産の全部又は一部の分離による分割
- イ 贈与、遺言、あるいは取り消しができない信託による資本資産の移転（特
定の場合を除く）
- ウ 特定の子会社に対し特定の会社による資本資産の移転
- エ 持株会社に対し特定の子会社による資本資産の移転
- オ 被合併会社がインドの会社である場合の、被合併会社に対する合併計画に
基づきなされる資本資産の移転
- カから…… (略)



デリー国税局にて

⑤ 短期・長期キャピタルゲイン

(1) 短期・長期キャピタルゲインの区分及び税率

キャピタルゲインにおける税負担は、資本資産の移転前の所有期間により相違がある。通常、所有期間が36か月以下の資本資産は、短期資本資産であり、所有期間が36か月超の資本資産は、長期資本資産である。ただし、株式、インドの投資信託、特別相互ファンド、証券取引所に上場されている証券は、その所有期間が12か月以下の場合には、短期資本資産であり、12か月超の所有期間の場合は、長期資本資産である。

短期資本資産の移転から生ずる利益は、短期キャピタルゲインといい、長期資本資産の移転から生ずる利益は、長期キャピタルゲインという。

短期キャピタルゲインと長期キャピタルゲインにおいては、損失の取扱いが相違する。

短期及び長期キャピタルゲインの基本税率は次のとおりである。

長短区分	資産の区分	税率
短期	ア 上場有価証券等	10%
	イ ア以外のその他の資産	30%
長期	ア 上場有価証券等	非課税
	イ ア以外のその他の資産	20%

(2) 短期キャピタルゲイン (Short Term Capital Gain／STCG)

短期キャピタルゲインは、下記のように計算される。

$$\text{STCG} = (\text{対価にかかる全評価額}) - (\text{取得原価} + \text{改良費} + \text{移転費用})$$

上記のSTCGは、キャピタルゲインの項目として総所得 (Gross Total Income) に算入される。

(3) 長期キャピタルゲイン (Long Term Capital Gain／LTCG)

長期キャピタルゲインには、一定の場合（居住用財産や農業用土地の売却、工業用事業に供される不動産の強制収用他）には所得控除や税額控除がある。

長期キャピタルゲインは、下記のとおりに計算される。

$$\text{LTCG} = \text{受領した又は確定した対価にかかる全評価額} - (\text{指数取得原価} + \text{指数改良費用} + \text{譲渡費用})$$

$$(\text{指数原価}) = (\text{取得原価}) \times (\text{移転年度のCII}) / (\text{取得年度のCII})$$

$$(\text{指数改良費用}) = (\text{改良費用}) \times (\text{移転年度のCII}) / (\text{改良年度のCII})$$

$$\ast \text{ CII} = \text{Cost Inflation Index} \quad (\text{原価インフレーション指数})$$

※ COST INFLATION INDEX

会計年度	Cost Inflation Index	会計年度	Cost Inflation Index	会計年度	Cost Inflation Index
1981-82	100	1990-91	182	1999-2000	389
1982-83	109	1991-92	199	2000-2001	406
1983-84	116	1992-93	223	2001-2002	426
1984-85	125	1993-94	244	2002-2003	447
1985-86	133	1994-95	259	2003-2004	463
1986-87	140	1995-96	281	2004-2005	480
1987-88	150	1996-97	305	2005-2006	497
1988-89	161	1997-98	331		
1989-90	172	1998-99	351		

(4) キャピタルロス (Capital Loss) の控除・繰越

短期資本資産の移転から生じた損失は、同一年の他の(短期又は長期の)資本資産からのキャピタルゲインから相殺することができる。

長期資本資産の移転から生じた損失は、同一年の他の長期資本資産からのキャピタルゲインから相殺することができる。

申告年度にキャピタルゲインの項目での純損失 (net loss) が生じた場合には、「給料所得」「不動産所得」「事業所得」「その他源泉の所得」の他の所得項目からの相殺は出来ない。そして、短期キャピタルロス (STCL) と長期キャピタルロス (LTCL) とに区分され、次の申告年度に繰り越される。次の年度ではSTCLは、他の(長期又は短期の)資本資産から生じたキャピタルゲインから控除することができる。LTCLは、長期資本資産の移転の利益からのみ相殺することができる。相殺されなかった損失は、次の年度にさらに繰り越されることとなる。

キャピタルロスの繰越は、8年間繰り越すことができる。



タタ (TCS) にて

⑥ 対価にかかる全評価価格 (Full Valuation of Consideration)

資本資産が移転された場合の対価は、対価にかかる全評価価格である。この評価価格は、貨幣あるいは貨幣価値ないしその双方の組み合わせによる価額となる。

資産が他の者に移転される場合に、受け取るべきその資産の公正な市場価値(Fair Market Value : FMV)は、その対価にかかる全評価価格による。移転による対価は、一部現金であったり、現金以外のものであったりする。

移転される資本資産が、土地又は建物ないし土地建物である場合に受け取った又は確定した対価にかかる全評価価格が、Stamp Valuation Authority で採用又は評価された評価額よりも低い場合には、当局に採用された評価額が、対価にかかる全評価価格として採用されることになる。

申告納税者が、Stamp Valuation Authority による評価に異議を申し立てる前に、その当局による評価が、公正な市場価値よりも高いことを課税官に主張した場合には、課税官は、当局の評価官(Valuation Officer)に当該ケースを照会する場合がある。評価官により評価された公正な市場価値が、結果として、前の Stamp Duty Authority による評価価格よりも少なくなった場合には、後のその公正な市場価値が、対価にかかる全評価価格として採用されることになる。逆に、その FMV が Stamp Duty Authority の評価価格よりも高かった場合、Stamp Duty Authority による評価価格が、対価にかかる全評価価格として採用されることとなる。

⑦ Fair Market Value (公正な市場価格)

公正な市場価格 (Fair Market Value) は、市場による力が支配的な要因となる。公正な市場価格は、市場において、買い手ないし売り手の双方に利用できるものである。(特定の売り手から) 購入しようとする買い手、あるいは(特定の価格で特定の買い手に) 売却しようとする売り手に決断をさせるような重要な要因がないと仮定し、売り手及び買い手の双方の行動が過度のインフレや過度の著しい不況のような著しく市場の環境に影響されない場合に、取引が成立する価額を公正な市場価値 (Fair Market Value) と呼ぶ。

キャピタルゲインを計算する場合に、資産の公正な市場価値がいくらなのかが問題となる。公正な市場価値(Fair Market Value)は、一般的に、その資本資産が、適切な日におけるオープンマーケットで売買されるべき価格である。そのような価格は、所得税法 (Income Tax Act) で定められた規則に基づいて確定された価格とは限らない。公正な市場価値を決定するにあたって、課税官は、資本資産の評価を、資産評価官に照会する場合がある。

(3) 所得として取り扱われる贈与

一般的には、受け取った贈与は課税所得としては認識されないが、2004年9月1日後からは、個人から、個人又はヒンドゥー未分割家族 (Hindu Undivided Family／HUF) に対し対価の支払がなく受領した 25,000 ルピーを超える資産の合計額は、次の例外規定を除き、「その他の源泉からの所得項目」として所得税が課税される。

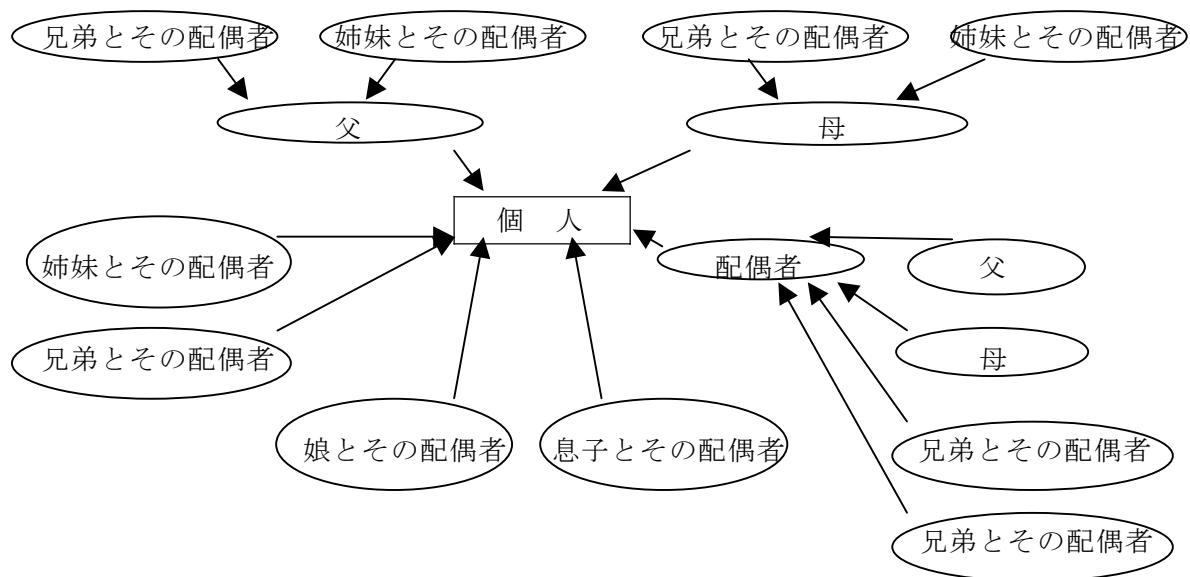
- ア 所得税法で規定された特定の親族からの収入金
- イ 結婚により受領した金品
- ウ 遺言又は相続により受けた財産
- エ 死因贈与により受けた財産

所得税法セクション 56(2)(V)は、次に掲げる収入金も非課税のものとして 2006 年の税法改正により改正された。

- i 地方当局から受ける収入金
 - ii u/s. 10(23C) を免除された機構から受ける収入金
 - iii u/s. 12AA で登録された信託／機構から受ける収入金
- 改正税法は、また新しい 56(2)(vi)を追加した。

2006 年 4 月 1 日以後に受けた贈与に関する限り、総計で 25,000 ルピーから 50,000 ルピーに控除の限度額を引き上げた。

下記に挙げた親族から受領した 50,000 ルピーを超える贈与も、非課税である。



- (注) 配偶者及び義父から受ける贈与については、上記のように配偶者関係者での一括した資金拠出を条件とする。
- (注) 上記の表に掲げた他の直系の祖先及び子孫からもまた非課税で、個人は、贈与を受けることができる。
- (注) ヒンドゥー未分割家族 (Hindu Undivided Family/HUF) は、原則として一家族として個人の場合と同様に課税される。ただし、家族の一員に限定される権利からの所得は、その者に対し直接課税される。

(4) 【事例】 資産の移転

① 個人から個人

- ア 個人間が親族である場合、非課税である。
- イ 個人間の贈与がア以外の者である場合。
 - a 2004年9月1日以後の贈与から、25,000ルピーまで非課税
 - b 2006年度課税事業年度では50,000ルピーに非課税限度が引き上げられた。

② 法人から法人

ア 低額譲渡による資産の移転(名義の移転がない場合)

X会社が市場価格200万ルピーの不動産を 実際の譲渡価格10万ルピーでY会社に譲渡し、名義変更を行わなかった場合。(取得原価は考慮しないものとする。)

(Donor or Seller) 寄付者又は譲渡者 X Corp.	(Donee or Receiver) 受贈者又は譲受者 Y Corp.
200万ルピー (時価:Independent Market Value)	10万ルピー (実際の取引価格:Actual Price)

Y社は「(200万ルピー)-(10万ルピー)=190万ルピー」の利益を得るが、資産の移転の登記しなかった場合には、譲渡がなかったものとされる。

また、その不動産が賃貸用土地(Land of Lease)である場合、10万ルピーの賃貸所得がY法人にあった場合には、10万ルピーの賃貸所得はX法人の所得(Income)とみなされる。

イ 低額譲渡による資産の移転(名義の移転をした場合)

X会社が市場価格200万ルピーの不動産を 実際の移転価格10万ルピーでY会社に譲渡し、名義変更を行なった場合。(取得原価は考慮しないものとする。)

(ア) Y社(譲受者)の課税関係

Y社(譲受者)は

(200万ルピー) (Fair Market Value)	-	(10万ルピー) (Actual Transfer Price)	=	190万ルピー ^(Gift)
----------------------------------	---	-------------------------------------	---	---------------------------

190万ルピーの利益があったものとして課税される。

(イ) X社(譲渡者)の課税関係

つぎに、譲渡したX社の課税関係は次の a + b の合計の所得に対して課税される。この譲渡に関しX社は、2万ルピーの譲渡費用がかかったとする。

a : 実際の譲渡収入(Actual Transfer Price) 10万ルピーから、X社の譲渡費用 (Cost) 2万ルピーを控除した金額、

$$(10 \text{ 万ルピー}) - (2 \text{ 万ルピー}) = 8 \text{ 万ルピー}$$

譲渡所得 (Capital Gain) = 8万ルピー

b : 時価(Fair Market Value) 200万ルピーから、X社の要した譲渡費用 (Cost) 2万ルピーを控除した金額、

$$200 \text{ 万ルピー} - 2 \text{ 万ルピー} = 198 \text{ 万ルピー}$$

c : a + b = 206万ルピー

206万ルピーの利益があったものとして課税される。

(ウ) 二重課税の問題

上記(イ)のX社の課税所得については、本来であればX社が200万ルピーで譲渡していれば、198万ルピー(200万ルピー - 2万ルピー)の課税所得として課税されるはずであるが、インドの所得税の取扱いでは上記(イのc)の金額206万ルピーが課税対象とされ、市場価格200万ルピーを上回る金額が課税され二重課税となり問題となっている。



デリー国税局でのセミナーにて

(5) 財産譲渡法における資産評価

①財産譲渡法での資産評価

インドの財産譲渡法(Transfer of Property Act)においては、次のことが規定されている。

- ア　すべての移転される不動産は、政府に登録する必要がある。
- イ　登録するに際し、6%—14% (州によって率が異なる。) の登録料(registrable fee)を納付する必要がある。
- ウ　登録料は、政府によって決められた財産の基準価格を基に上記 b の率を乗ずる。

地域ごとに 1 エーカーあたりの財産の基準価格・不動産価格が決められており、この 1 エーカーあたりの不動産価格に、州によって異なるが 6%—14% の割合を乗じて計算した登録料を納付する。

【ある地域の 1 エーカーあたりの不動産評価額】



なお、この不動産価格は、約 3 年に 1 度改定されるという。

②不動産の譲渡価格について

実務において、当該土地の譲渡価格を実勢の時価に代えて、譲渡された不動産の上記地域の評価価格が時価として採用される場合がある。

5　まとめ

Black & White

「Black & White」とは、ウィスキーの銘柄の Black & White ではない。「裏と表」つまり「裏取引と表の取引」を指す。

どこの社会でもそうであるが、不動産取引の世界には裏取引があるらしい。インドでは、都会では 100 のうち 30 が表(White)、70 が裏(Black)、地方にいくと取引事例も少ないので 70 が表(White)、30 が裏(Black)で取引されている場合があるという。

かつて日本でも多々あったが、最近は取引情報入手の機会が増え、脱税のニュースも少なくなった。インドでは、まだまだ多いと会計士から伺った。

世界各国の所得税・法人税等の法律、規則、規定は、おおむね立派な器となっているが、その法律を運用する税務当局の体制が、残念ながら発展途上国においては整っていない。このような脱税を防ぐには、税務行政の効率化を図り、資料の収集機能の充実し、整備していく必要がある。

さて、今回の「インド税制等研修視察」においては、デリー国税局に対し当テーマに関する質問事項を事前に提出してあったが、担当テーマがインド税制の中では狭い範囲ものであること、他に多くの質問事項があったため、限られた時間内での講義及び回答に充てられる時間がなく、満足のいく回答が得られなかった。そのため重要なポイントのみ、昼食時間・夕食時間・休憩時間の合間に勅許会計士の講師、国税局の担当官に質問し、回答していただいた。その他不足する事項は所得税法・デリー国税局のホームページ・パンフレット等の資料を参考にし、まとめさせていただいた。本来ならゆっくり食事や休憩をとりたいところ親切に懇切丁寧にご回答いただいた、勅許会計士の講師の方、国税局担当官の方々に感謝申し上げます。

(山口 賢一 担当)

(参考文献)

- 1 INCOME TAX ACT 2006
Directorate of Income Tax(R.S.P.& P.R.) New Delhi
- 2 How to Compute Your Capital Gain 2006-07
INCOME TAX DEPARTMENT Directorate Income Tax(RSP&PR)
Mayur Bhawan, New Delhi
- 3 各国の租税制度
小松芳明著 財経詳報社



デリー門にて

IV インドの間接税

1 インドの間接税

インドは、イギリスに 100 年近くにわたり植民地化されたことで、準公用語が英語になったことや、しっかりした行政機構、民主的な議会制度が残されたことなど法治国家としての基盤がしっかりと整備されている。税務上においても租税法律主義の基盤はできており、最近まで社会主義経済であったとはとても思えないものである。

インドの税制は直接税と間接税に大別されるが、その中でも間接税は重要な役割を担っている。間接税には関税、物品税、中央販売税、サービス税、州付加価値税、越境税、物品入市税、印紙税、地方不動産税があるが、そのうち中央税に入るものと州税に入るものがあり、州により税率が異なることや異なる税目間で相殺控除ができる制度があることなど、税制を複雑にしているといわれる。

インドは間接税中心の税体系になっているが、所得税部門の職員の説明では、税収に占める割合は直接税が 48%、間接税が 52% ということだった。

2 国税としての間接税

(1) 中央販売税

インド国内で州を越えて物を売買した際に課税される。一般的には製品・商品の売買が該当するが、課税対象は広く解釈され、物品の権利が移動するリース契約や買取選択権付賃貸借も課税取引に含まれる。売り手が買い手に販売する際に売買価格に上乗せして請求し、買い手から徴収した中央販売税は翌月の 15 日から 30 日の間に州税務当局に納税する。中小企業者に対しては毎月ではなく、四半期ごとに納税する特例がある。

国税であり国が徴収管理するが、州政府に交付される。税率は一律 4% となっている。購入者が販売先に対して所定の法定書類（フォーム C）の提出することを条件に、4% と販売元の州販売税または州付加価値税の税率とのいずれか低い税率が適用されるが、フォーム C の提出を怠ると 10% と販売元の州販売税あるいは州付加価値税とのいずれか高い税率が適用される。



デリー国税局前にて

(2) サービス税

サービス税はサービスの提供に対して課せられる。課税対象は限られているが改正で拡大されており、2006年5月1日現在111のサービスが指定されている。税率は徐々に引き上げられ現在は12.24%（基本税率12%+教育目的税（税額の2%））になっている。

サービス税はサービス提供者がサービスの対価にサービス税を上乗せして徴収するもので、徴収した税額は翌月の5日までに税務当局に納付することで、中央政府が管理することになっている。ただし、3月分については、3月末までに納付しなければならない。

サービス税には免税点があり、サービスの対価が年40万ルピー（約100万円）未満の業者はサービス税が課されない。

①相殺控除

2003年度より受取サービス税と仕入サービス税との相殺控除が可能になった。さらに、2004年より受取サービス税と支払物品税との相殺控除も可能となっている。

②輸出免税規定

サービス税対象のサービスであってもある一定の要件を満たせばサービスの輸出とみなしてサービス税が免除される。その対象範囲は頻繁に変更が行われている。最近の改正では、コミッショナについてサービス受益者がインド国外に存在しているという条件に加え、提供されたサービスがインド国外で利用される事や兌換可能な外貨で報酬を受け取る事などが条件として加えられた。



電子申告について説明を受ける団員

(3) 物品税

物品税とはインド国内で生産された製品に対して課される税であるが、物品税はどの州でも基本的に同じ税率で課される蔵出し税であるから、製造業者から出荷するときに、販売価格に上乗せして徴収し、納税することになる。基本税率は 16% であるが、教育目的税 2% が付加されるため、実効税率は 16.32% となっている。特別税率としてはインスタント食品、MP3 が 8.16%、特定の紙製品が 12.24% などがある。一般的には販売価格に一定の税率をかけて算出されるが、タバコ、アルコールなどは、1 本いくらというふうに決まる。石油、ガスなどは中央で価格統制されている製品については、みな評価額で課税金額が決まる。

① 相殺控除

付加価値税の仕入税額控除と同じように、受取物品税と支払物品税との相殺控除が可能となっており、さらに、製造業者が納付したサービス税を仕入税額控除することができる。

② 免除規定

物品税には、中小企業者に対する減税規定がある。前年度の売上高が 4 千万ルピー以下の業者には、翌年度の売上が 1 千万ルピーに達する分までの物品税の納税が免税されている。

③ 申告納税

製造業者は、受領したその月の物品税を翌月 5 日までに納付することになる。ただし、3 月分については、3 月 1 日から 3 月 31 日までに受領した税額は 3 月 31 日までに納付しなければならない。

(4) 関税

インド国外から物品を輸入すると、国際統一商品分類コードに基いて定められた関税率によって、関税が課せられる。

基本法は 1975 年の関税法である。インドの関税は、これからアセアン諸国並みに引き下げる方針であり、これまでも税率は段階的に引き下げられてきた。

関税は基本関税と付加関税（「埋め合わせ関税」ともいう）で成り立っている。

① 基本関税と付加関税（埋め合わせ関税）

基本関税はアルコールなどごく一部の例外を除き、5%、10%、15% である。

物品税との整合性を図るため、基本関税の他に物品税の料率で付加された関税が適用される。8.16%、12.24%、16.32% の 3 種類である。

製造業者の製造過程で投入された原材料、資本財などに基本関税が課税されるが、さらに付加関税（「埋め合わせ関税」）が物品税と同じ税率で課税され、教育目的税を合計すると 36.74% までになる。

その製品の出荷時に課される物品税から付加関税は控除することができる。

②輸入関税の減免

輸入関税の免税は、事前ライセンス（Advance Licence）の取得により輸出品製造に必要な輸入品の関税を免除するものである。

輸入関税の減免には、輸出製品製造のための投入補充のための輸入関税を免除するDFRC（Duty Fee Replenishment Certificate）と輸入製品製造のために輸入品のチャージを減税するDEPB（Duty Entitlement Passbook Scheme）がある。

ア 事前ライセンス（Advance Licence）

- (ア) 輸出品製造に必要な輸入品の基本関税、付加関税、教育目的税、反ダンピング税を免除するもの
- (イ) 輸出品に組み込まれる投入輸入財のほか、生産過程で費消される燃料、石油、エネルギー、触媒の輸入も対象になる。
- (ウ) 物理的輸出、中間財の供給、みなし輸出の場合等に事前ライセンス発行が許可される。
- (エ) 輸出義務期間に定めがあり、毎年輸出の義務がある。
- (オ) 事前ライセンスによる免税は、前年輸出のFOB価格の300%までである。
- (カ) 輸出により付加価値が発生していることが条件である。
- (キ) 事前ライセンスにより輸入した財の譲渡は不可で、輸入した財は使用して輸入品を製造しなければならない。

イ DFRC（Duty Fee Replenishment Certificate）

- (ア) DFRCは、輸出商社、製造業者に対して発行され、輸出製品製造のための輸入品の基本関税を免除する。
- (イ) DFRCは自由に交換できる通貨建ての輸出に対して発行されるが、ルビー建て輸出の場合も別に定める付加価値率の達成を条件に認められる。
- (ウ) 輸出による最低付加価値率25%を達成しなければならない。

ウ DEPB（Duty Entitlement Passbook Scheme）

- (ア) 関税の免税装置の一つとして、輸出者はFOB価格（外貨）の一定比率をパスブックにクレジットすることができる。クレジット金額の範囲内であれば、基本関税、追加関税を免除できる。
- (イ) 商業省外国貿易局長がクレジット可能な品目、比率を告知する。
- (ウ) 同じ港からの輸入の場合には、譲渡可能である。

3 地方税としての間接税

(1) 州販売税

州販売税は、州ごとに州販売税法を定めて運用されている。従って、税率や免税品目、税の徵収などの詳細が州ごとに異なる。中央販売税は州を超えた販売に対して課されるのに対し、州販売税は州内の販売に対して課税される。（ウッタルプラデーシ

ュ州、タミルナドゥ州で実地されている。)

①税率

州内に販売される際に、その販売価格に対して一定の税率を掛けて計算される。税率は物品の種類および州によって異なる。基本税率は 0% から 20% となっている。どの州においても特定の製品に対しては軽減税率が採用されている。

②販売

州販売税の課税対象となる「販売」の概念は広く解釈され、一般の製品・商品の販売のみならず、物品の権利が移動するリース契約や買取選択権付賃貸借も課税取引に含まれる。

ア 卸売りの場合は、州の中で行われる最初の売上又は最終顧客に対する売上のいずれかに対してのみ課税される。

イ 製造の場合に、原材料を購入して、加工して完成品にして販売するとき、材料の購入時点においても、完成品の販売時点においても、州販売税が課税される。

完成品販売時を税務当局に納税するとき、材料購入時に支払った販売税を控除できないため、材料に掛かる州販売税はコストになってしまふ。この点が州付加価値税とは違う。

(2) 州付加価値税

州付加価値税は、州ごとに付加価値税法を定めて運用されている。従って税率や免税品目、税の徵収などの詳細が州により異なる。(ウッタルプラデーチュ州、タミルナドゥ州を除く 26 州で導入されている。)

州付加価値税を導入する前に中央政府が税率などの統一のためにガイドラインを出したため、州販売税に比べて税率などが統一されている。

「付加価値税の導入は納税者の自主申告が国税調査官の支配にとって代わる。不信感とハラスメントはコンプライアンスに変わる。」との付加価値税に関する委員会議長の発言があった。付加価値税の下では、50 万インドルピー以上の年間売上がある業者は自主申告者に分類され、5 年間に 1 回、課税当局からの税務調査を受ける。50 万インドルピーに満たない業者は 10 年に 1 回の税務調査を受ける。

①課税対象

州内の取引に係る付加価値が課税対象になる。具体的には売上に係る付加価値税から仕入れに係る付加価値税を控除することにより、納付税額を算出する。

ただし、サービスの提供についてはサービス税が課税されるので、サービスは課税対象とはならない。

②仕入税額控除

仕入税額控除の範囲は限定されており、その製品・商品の製造、販売に直接掛った費用だけが控除の対象になる。交際費、ガソリン、備品などは仕入税額控除の対象にならない。

③税率

基本税率は12.5%である。医薬品、原材料、部品、機械装置などの資本財は4%、金・銀などの貴金属は1%だが州により異なる。

④中央販売税との相殺

中央販売税の納税に対しては、州付加価値税の仕入税額控除が認められている。

受取中央販売税と支払州付加価値税は相殺できるが、支払中央販売税と受取州付加価値税は相殺控除することができない。

(3)越境税

他の州から利用、消費、販売目的で持ち込まれる物品に対して課税される。通常、対象となる物品を持ち込んだ者が税額を徴収される。税率は州および物品の種類によって異なるが1~2%である。州付加価値税を導入している州では、支払越境税と受取州付加価値税を相殺して納付することができる。ウッタルプラデーシュ州、タミルナド州、カルナタカ州などで導入されている。

(4)物品入市税

マハラシュトラ州では、州内の各市に対して、物品入市税は課税権を与えている。各市は、各市の裁量により、市外から市内へ消費、利用、販売目的で持ち込まれた物品に対して、1%から5.5%の金額を物品入市税として徴収することができる。

(5)印紙税

特定の法律文書の作成時に課税される。

地方税であり、州により税率、課税対象などが異なる。

(6)地方不動産税

州内の各市において、商業用及び居住用不動産に対して課税される。

地方税であり、各市により税率などが異なる。



デリー国税局にて

4 まとめに代えて

- (1) 中央販売税、越境税があるために商品等を購入する者は、同じ商品ならば自己が居住している州で生産された商品を購入する方が安くなり、州を跨いだ流通が疎外されることになりかねない。
- (2) 州付加価値税は州により対象品目と税率が異なるが、一般的には医薬品の税率が4%なのに貴金属の税率が1%になっており理解に苦しむ。現地の経済事情で貴金属産業は、重要産業であり政策的に軽減にしているようである。
- (3) 将来的には国税であるサービス税、物品税、中央販売税及び州税である州販売税、州付加価値税を整理統合して、一つの付加価値税とする計画があると聞くが、具体的なスケジュール等は示されていない。中央政府の意向はあっても、州政府の権限が強く簡単にはいかないようである。
- (4) インド政府は目下、東南アジア諸国と自由貿易協定締結を推進しており、関税率の引き下げ、撤廃に向け努力しているとのことであり、国際化に備え国際競争力強化を意識した政策が取られているようである。

(茂木 和夫・中臺 昭 担当)

(参考文献)

- 1 「インド経済の実力」 門倉 貴史著 日本経済新聞社版 (2006年)
- 2 「インド経済の基礎知識」 椎野 幸年著 日本貿易振興機構 (2006年)
- 3 「インドの時代」 中島 岳志著 新潮社版 (2006年)
- 4 「インドを知らんでも明日の日本を語つたらあかんよ」
竹村 健一・榎原 英資著 PHP研究所 (2005年)
- 5 「インドの投資・会計・税務ガイドブック」
あずさ監査法人・KPMG編 中央経済者 (2006年)
- 6 《インド税制の概要及びケーススタディ》
KPMG 笠間 智樹著 社団法人 日本租税研究協会
- 7 《投資ガイドブック インド》
三菱東京UFJ銀行 国際業務部 (2006年)
- 8 《インドの税制》アジア・ビジネスレポート
KPMG 笠間 智樹著 みずほコーポレート銀行 (2006年)
- 9 《インド間接税の概要／1997年自主的申告所得制度の導入と
日本企業への影響》 細川 健・安藤 千絵著
税務弘報 1996年1月号
- 10 《中小企業の海外投資環境に関する調査、最終報告書》
デロイト トウシュ トーマツ編 (2006年)

清潔で健康的なインドを目指して

「不衛生で感染症が蔓延している」というイメージが強いインドでは、国を挙げて「清潔で健康的」な近代社会への変貌が課題になっているようです。

イギリスの植民地政策の一環として、イギリスの行政官たちは、衛生概念を巧みに利用しながら「不潔で疫病の蔓延するインド」を統治する正当性を主張した。そのイギリスから独立後のインド政府は、近代的な公衆衛生政策の枠組みを継承し、「清潔なインド」を目指して衛生事業を展開しています。

「清潔／不潔」と「浄／不浄」

インドには「清潔／不潔」という認識が成立する以前から、「浄／不浄」という別の観念が存在していました。この浄／不浄の概念は、清潔／不潔と必ずしも一致しない点が重要です。「不潔」であるガンジス川の水は、伝統的には「浄」なる存在ですが、逆に、洗剤できれいに洗った「清潔」なコップは、低いカーストの他人が使ったものであれば「不浄」なる存在となります。「不潔」なガンジス川の水を有り難がって口にする人が、一方では「清潔」なコップに口を付けて水を飲むことを避けるという現象が起こるのです。

清潔概念が支配的になる一方で、浄／不浄を気にする感覚も心の底に根強く残っているという二重構造が、多くの中産階級に共通の心性でしょう。

水の恐怖

インドに到着と同時に水の恐怖が忍び寄ります。“シャワーの水を口に含んではいけない。”“歯を磨くとき水道水で口を灌いではいけない。”何度も注意されてきました。水（水道水）は見た目には綺麗なのですが細菌に汚染されているというのです。水には誰もが気をつけているのですが、一息ついたときにやられます。水割りの氷も水から作られるのです。1週間滞在すると30%は水にやられると聞いていましたが、想像以上でした。

(茂木 和夫 記)



デリーの街並

V　日印租税条約・移転価格税制

1　日印租税条約の改正

日本とインドは 1960 年に租税条約が締結され、1989 年に大幅な改正を経て、2005 年から日印政府間の正式交渉が行われた。2006 年 5 月には、議定書を発効させるための公文の交換が行われ、2006 年 6 月 28 日に発効することとなった。今回の改正は部分的な改正である。改正部分も含めて、以下日印租税条約の内容について重要な部分を中心に記述する。

(1) 第 1 条（人的範囲）

日印租税条約は OECD モデル条約と同様に、「一方」又は「双方」に適用するとされている。

(2) 第 2 条（対象税目）

日印租税条約では、対象税目を所得税のみと限定しており、住民税的な地方所得税を対象としていない。もちろん、将来導入する税への適用については、他の条約と同様に、原稿の租税条約の対象税目と実質的に類似していれば、租税条約の改正を待つことなく、新しく導入される税目もそのまま対象税目とすることができます。

(3) 第 4 条（居住者）

日印租税条約は、OECD モデル条約と同様に、各国の国内税法で「居住者」と定められている者を指す。双方居住者となってしまう場合には、個人・法人ともに両国間の協議により振り分けられるとされている。

(4) 第 5 条（恒久的施設）

日印租税条約は、OECD モデル条約の管理所、支店、事務所、工場、作業場、鉱山・採石場その他天然資源を採取する場所に加えて、「保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫」、「農業、林業、栽培又はこれらに関連した活動を行う農場、栽培上その他の場所」、「店舗その他の販売所」、「天然資源の探査のために使用する設備又は構築物」が恒久的施設となる。また、代理人に対しては、従属代理人（契約締結代理人、在庫保有代理人、注文取得代理人）に加えて石油の探査、開発又は採取で 6 か月を超える場合が恒久的施設に該当するが、独立代理人は除外されている。

(5) 第 6 条（不動産所得）

他の租税条約と同様に不動産の所在地国に第 1 次課税権がある。OECD モデル条約と同様に不動産の定義については船舶・航空機は含まれず、不動産の譲渡は不動産所得とはされない。

(6) 第 7 条（事業所得）

日印租税条約は OECD モデル条約と同様に、PE（恒久的施設）なければ課税なしの大原則に基づき、独立企業原則、単純購入非課税原則、継続性原則等大きな差異はないが、PE が本店に支払った又は振り替えた支払金（実費弁償にかかるものを除く）で次に掲げるものは損金算入ができない。

- ① 権利・ノウハウ使用の対価として支払われる使用料・報酬等
- ② 特定の役務提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料その他の料金
- ③ PE に対する貸付に係る利子（当該企業が銀行業を営む場合である場合を除く）

(7) 第8条（国際運輸業所得）

日印租税条約は船舶・航空機等を国際運輸によって生じる所得については、その所得の源泉地国がどこであろうと、船舶・航空機の運航企業が居住する国でのみ課税される。

(8) 第9条（特殊関連企業）

いわゆる移転価格税制である。国内法の規定が租税条約の規定によって制約されることのないように特殊関連者の範囲を広範にとらえている。

(9) 第10条（配当）

新日印租税条約で、源泉地国の制限税率を15%から10%に改められた。

(10) 第11条（利子）

配当と同様に、新日印租税条約で、源泉地国の制限税率を15%（銀行業は10%）から一律10%に改められた。

(11) 第12条（使用料及び技術上の役務に対する料金）

配当・利子と同様に、新日印租税条約で、源泉地国の制限税率を20%から10%に改められた。なお、日印租税条約では、使用料の定義が通常の使用料に加え、「技術上の役務に対する料金」が使用料として定義され、ソフトウェアの開発等の対価を支払う際には、支払者側で源泉徴収されることとなる。なお特許権等の譲渡については、使用料条項ではなく、譲渡所得条項を適用する。

(12) 第13条（譲渡収益）

不動産の譲渡所得は、所在地国課税であり、PEに帰属する動産はPE所在地国課税である。船舶・航空機は船舶・航空機を所有する企業の居住地で課税である。不動産化体株式や事業譲渡類似株式の譲渡については、日印租税条約では、まず株式の譲渡益は源泉地国で第1次課税権があるとし、それ以外の資産は居住地国で課税とされる。

(13) 第14条（自由職業所得）

OECDモデル条約は2000年に削除されているが、PEがなければ、いわゆる183日ルールが適用される。

(14) 第15条（給与所得）

OECDモデル条約と同様に、給与については勤務地（役務提供地）で課税され、183日ルールが適用される。

(15) 第16条（役員報酬）

役員については、勤務地（役務提供地）ではなく、役員を務める法人の居住地国で課税を受けることとなる。

(16) 第17条（芸能人）

OECDモデル条約と同様に役務提供地で課税される。

(17) 第18条（退職年金）

OECDモデル条約と同様に、政府職員条項を除き、退職年金その他類似する支払金は、居住地国で課税される。保険年金については、明示なき所得条項の適用となる。

(18) 第22条（その他所得）

上記項目に該当しなかった明示なき所得について、日印租税条約では、居住地国課税が原則とされ、PEに帰属する場合はPEの所在地国に第1次課税権がある。源泉地国の課税権については、OECDモデル条約が明示なき所得の源泉地国の課税権を認めていないが、日印租税条約では、国連モデル条約に沿って、源泉地国に第1次課税権を認めている。

(19) 第23条（二重課税の排除）

外国税額控除が認められており、みなし外国税額控除が適用期限の明記なしであったが、新日印租税条約で削除され、みなし外国税額控除は廃止となった。

2 新日印租税条約の適用時期について

(1) 日本における適用時期

源泉徴収される租税に関しては、2006年7月1日以後に租税を課される額から適用され、源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、2007年1月1日以後に開始する各事業年度の所得から適用される。

(2) インドにおける適用時期

源泉徴収される租税に関しては、2007年4月1日以後に支払われ、又は貸記される額から適用され、源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、2007年4月1日以後に開始する各事業年度の所得から適用される。

3 移転価格税制

(1) インド所得税法

インドにおいても移転価格税制は所得税法の中で規定されている。日本の移転価格税制は租税特別措置法で規定されているが、インドでは本法に規定されているのが特徴である。2001年から導入されているそうである。日本と同様に国際間における関連者間取引において、独立第三者間価格と乖離した取引を行った場合に寄付金課税を行うものである。つまり、インド内国法人がグループの支店や子会社へ無償又は低廉で譲渡した場合に、独立した第三者間価格（時価）で取引したとみなして所得を認識することとなる。



国税上訴裁判所にて

インド所得稅法では、OECD 移転価格ガイドラインに沿って、独立第三者間価格について、独立価格比準法¹、再販売価格基準法²、原価基準法³、利益分割法⁴、取引単位営業利益法⁵のいずれかで決定されると規定されている。実務上では、インドの内国法人の取引価格のデータを集め、それらと比較して調査を行っているとのことであった。

(2) インド移転価格税制の執行体制

インド移転価格の調査に対しては、通常の調査官とは異なる移転価格専門調査官をインド国内で 18 人配属しているとのことである。年間 1,500 件の処理をしているとのことであったが、18 人で年間 1,500 件の移転価格の税務調査は不可能であり、机上の資料調査も含めた件数と思われる。日本では、移転価格については最長 6 年間の更正期間があるが、インドでは 2 年間しか調査権限がないようである。また、日本では事前確認制度が確立され、益々制度が整備される予定であるが、インドでは事前確認制度は整備されていないようである。

(松崎 為久 担当)

¹ 独立価格比準法は、日本では特殊の関係にない売り手と買い手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を国外関連取引と取引段階・取引数量・その他が同様の状況で行った場合の、その取引における対価に相当する金額を独立企業間価格とする方法であるとされている。

² 再販売価格基準法は、日本では国外関連取引における棚卸資産の買い手の、その棚卸資産の非関連者に対する再販売価格から適正な再販売利益を差し引いて、その国外関連取引における棚卸資産の独立企業間価格を算定する方法であるとされている。

³ 原価基準法は、日本では国外関連取引における棚卸資産の売り手による、非関連者からの購入、製造その他の行為によるその棚卸資産の取得の原価の額に、適正な販売利益を加算して、国外関連取引における棚卸資産の独立企業間価格を算定する方法であるとされている。

⁴ 利益分割法は、日本では国外関連取引に係る棚卸資産の販売等により法人と国外関連者に生じた営業利益の合計額を、その販売等の行為のために法人と国外関連者がそれぞれ支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他両者がその営業利益の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因に応じて各々に帰属するものとして計算した金額をもって、その国外関連取引の対価の額とする方法とされている。

⁵ 取引単位営業利益法は、日本では比較対象取引の営業利益率を基準として国外関連取引の独立企業間価格を求める方法であるとされている。

おわりに

中国を知り、インドを知り、そしてアジアを知らなければ21世紀の日本は生きていくないと云われている。それだけインドの占める役割は、大きい存在のようであるが、その割りにインドの情報は少ない。インドの税制も例外ではない。

承知のようにインドは、イギリスに100年近くにわたり植民地化されたことで、準公用語が英語になったことや、しっかりした行政機構、民主的な議会制度が残されたことなどがあるが、訪問して改めて理解することができた。法治国家としての基盤がしっかりと整備されていることは、国税上訴裁判所の模擬裁判を見学する機会を得たことで、体感することもできた。骨格は先進国、中身の経済は後進国というが適切な表現かもしない。

(茂木 和夫 担当)



デリー国税局にて

DOR

足掛け8日間の滞在を経て、どうやら私は「インド映画」にハマってしまったみたいなのです。きっかけはインドに向かう機内で上映された2本の映画でした。JALやANAで行けば、邦画とかハリウッド映画を上映したのでしょう。でも、我々が搭乗したのは「エバー・インディア」。そりやりますわな、インド映画を…。インドでは年間500本以上の映画が作られているそうで、大小合わせれば週に5~6本のペースで封切られているようです。多分世界一でしょう。どうしたらいいんだろ、そんなにハマっちゃって…。

上映された2本の映画、その1本目は「k r r i s h (クリッシュ)」という、インド版仮面ヒーローもののアクション映画でした。活劇にSFや恋愛映画の要素も盛り込まれた総合娯楽映画という感じで、これは明快で面白いなと思ったのが運の尽きでした。2本目の映画は「DOR (ドール)」というインドの女性を中心とした人間ドラマです。

映像がとても美しく、音楽も上質なものでした。ストーリーはこんな感じです。

サウジアラビアに出稼ぎに行った夫を待つヒロイン「ズィーナト」は、ある日夫が同居人シャンカルを窓から突き落とし、殺人容疑で逮捕されたとの知らせを受けます。しかし、ズィーナトはそれを事故と考え、夫の無実を疑いません。サウジアラビアの法律では、殺された者の妻が犯人を許せば、罪はなくなります。ズィーナトは夫の無実を晴らすべく、もう一人の悲劇のヒロイン、シャンカルの若い未亡人ミーラーを探す旅に出ます…。

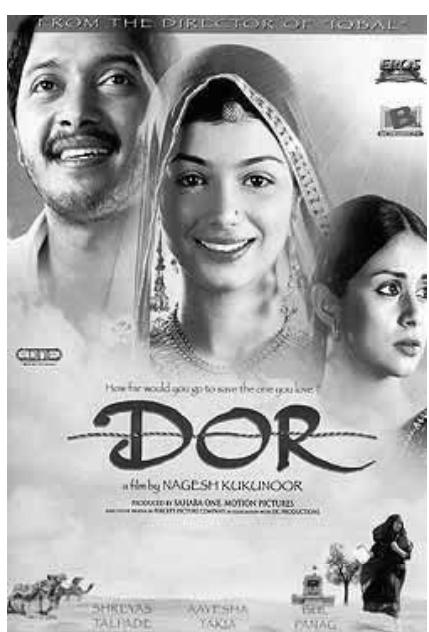
DOR (ドール) とは、ヒンドゥー語で「紐」という意味。旅を通じ出逢う人と人の繋がり、縁を紐になぞらえたのでしょう。そして、インドにおける未亡人の地位の低さが浮き彫りにされます。伝統的に未亡人は一切の装飾品を身に着けてはならず、世俗的な快樂から隔離された生活を一生強いられます。また、未亡人は不吉な存在とされ、未亡人にな

った途端、誰も彼女に触れようとしなくなります。この映画が何らかの問題提起をしているとしたら、それは若き未亡人ミーラーに代表されるインド人女性の社会的地位です。

日本に帰り、この映画のDVDをネット注文しました。ヒンドゥー語で俳優が演じる台詞に英語で字幕が出ます。英語の字幕を半分も追い切れないうちに画面が変わり、ストーリーが掴めないまま物語が展開して行きます。仕方ないので、2度・3度と観ることになり、次第にズルズルとその内容に引き込まれ、マニアックな世界に陥ってしまったのです。

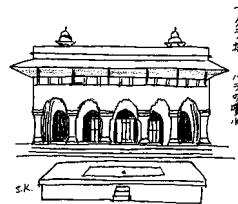
結局のところ、私はインドという国そのものにハマっているのかも知れません。

(青木 優幸 記)



ラージャスターの美しい砂漠の
映像がとても印象的な映画

ショッピング・モールとバザール



新市街地にできあがったマンションに暮らす都市型中産階級の人々は、買い物は近くの大型ショッピング・モールに行って済ませるといいます。モール内の各ショップに並ぶ商品の数々は、魅力のあるものが多く、最新の衣料品や化粧品、時計、スポーツシューズなど高価なものです。伝統的な、昔ながらのバザールで売られているこまごまとした日用品、雑貨、食料品は全く売られていません。

我々は、雑誌で発見した面白い日用品を探しに、昔ながらのバザールに案内してもらいましたが、バスが到着して驚きました。夕方のせいかゴミの山を見ているような錯覚に陥りました。

危険なこともあります、私もバスを降りる気がしませんでした。

ショッピング・モール内には、訪れた人が長時間滞留できるよう、様々な仕掛けが施されています。建物内にカフェやファーストフード店、レストランが存在し、ショッピングの合間に気軽に休息を取ることのできる場所があります。

我々は、通訳兼ガイドの案内してくれる“おみやげショップ”を数件回ることになりましたが、業者の案内する観光ガイドのパターンはどこの国も同じようでした。

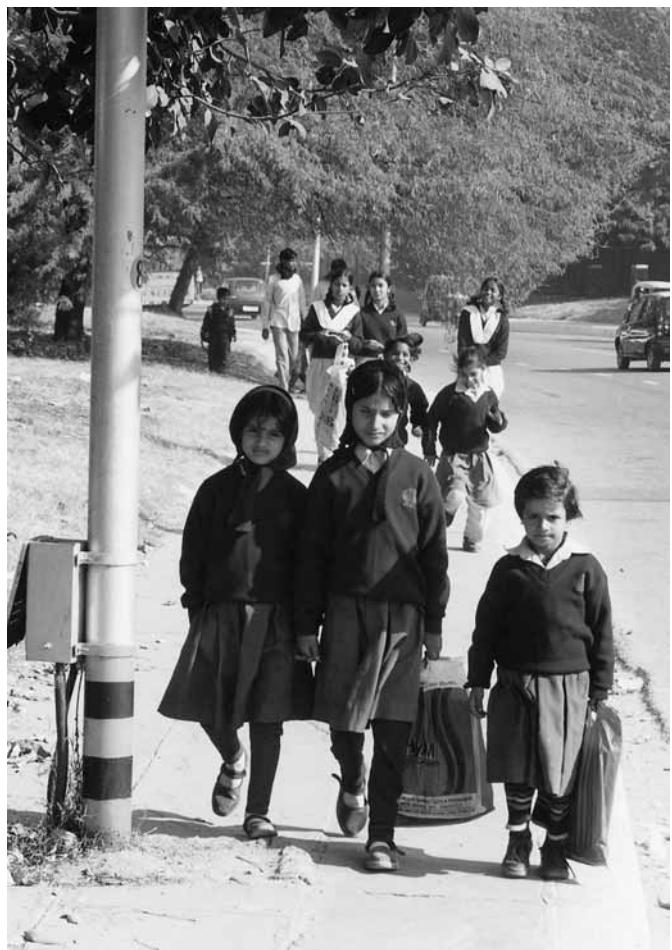
予定の観光も終了して空いた時間を近くのショッピング・モールに寄って貰うことになりましたが、モールには先進国並の商品が数多く並び、値段もそれなりに高いですが、デリーにも買い物が楽しいと感じられる場所があるのです。

(茂木 和夫 記)



タージマハールにて（左：筆者）

第2章 インドの税務行政



はじめに

2006年12月14日(木)、金子団長以下30名はデリー国税局のチェックの厳しいゲートに入る。今回は、特別の計らいでゲートチェックはなしということである。

当日は午前の部と午後の部があり、通訳を介して、税務当局の説明があり全員熱心にメモを取り活発な質疑応答が行われた。

14日のスケジュールは以下のとおりである。

- 1 歓迎の挨拶と紹介
- 2 税務行政サイドの挑戦について
- 3 メンバーの紹介
- 4 直接税施行上の概要について
- 5 市民憲章を中心とした税金政策について
- 6 職員の教育訓練について
- 7 所得税庁における、コンピュータ化の波について

12月15日(金)は14日と同じ会議室を使用して午前の部のみであり、スケジュールは以下のとおりである。

- 1 国際課税について
- 2 市民憲章と税務調査について
- 3 広報活動について
- 4 現場の事務視察
- 5 電子申告について

15日午後より国税上訴裁判所を観察した。

スケジュールは以下のとおりである。

- 1 歓迎の式典
- 2 歓迎の挨拶と双方の自己紹介
- 3 裁判所の成り立ちと概要について
- 4 模擬裁判
- 5 歓迎の懇親会（軽食を中心とした名刺交換）

内容については、本文で詳細に説明しているので私の印象に残った点をいくつか記載することとする。

調査の基本方針は花を枯らさないで、蜜を探るという態度で臨む。

調査対象期間は原則8年分であると聞き、まず驚きである。悪意の場合は16年間分追徴したケースもあるとのことである。

ペナルティの税金も厳しく、最高で300%である（日本は重加算税35%）。参考としては、中華人民共和国の場合は、50%～500%である。広報活動については本、テレビ、新聞に廣告を出すとのことである。

国内にはヘルプセンターが325か所あり、1人分の申告を250ルピー支払うと申告手続

きをしてくれ、その他コールセンターもありサービスをしてくれることである。

国税上訴裁判所については日本の国税不服審判所と同じ役割であるが、税務当局とは独立した別の組織となっている点が日本と全く異なるところである。写真にもあるとおり、当日は予想以上の歓迎振りにまず驚いた次第である。

模擬裁判は、日本に比べて申立件数が異常に多いと思う中から 1991 年の日本の企業の例を取り上げ、検事と弁護士の厳しいやり取りを見学させていただいた。インド国内に所在する 4 支店が恒久的施設に該当するか否かの裁判であった。結果は、情報提供のための情報収集活動という、補助的業務を行っており恒久的施設にあたらないとする判決が下り、よって、課税されないという裁判であった。

面積で日本の約 9 倍、人口では約 10 倍のインドであるが、全国で税務署の数は 510 署、所属人員は 59,000 人である。

2005 年度における申告者数（法人及び個人）は約 3,000 万人である。
訪問した税務署はデリー市内にある 3 署の 1 つであり、所属人員は 3,000 人という大きな税務署である。

年収が 60 万円以下（日本円換算）の人口が約 91% というから驚きである。

なお、月額の収入 3 万 5 千円（日本円換算）以下は非課税である。

(丸山 一仁 担当)



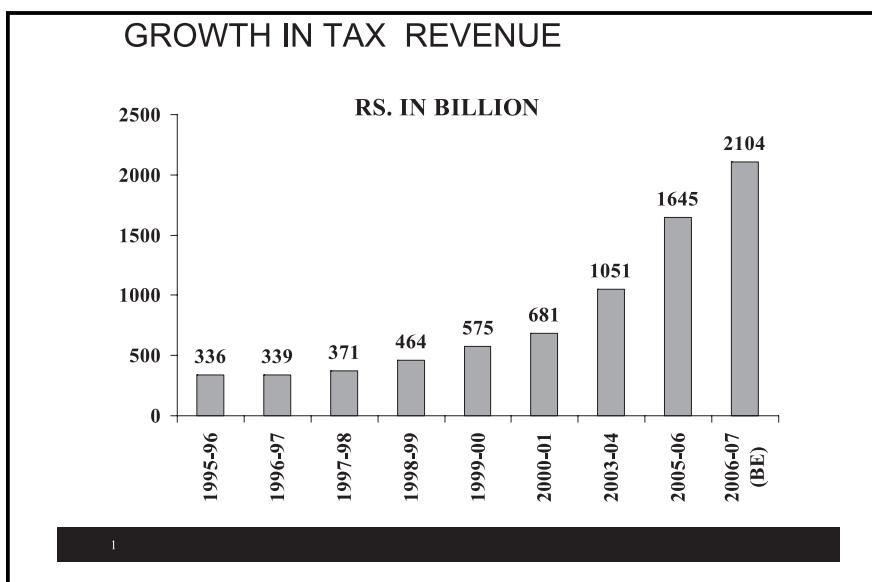
国税上訴裁判所にて（右：筆者）

I インドの税務行政

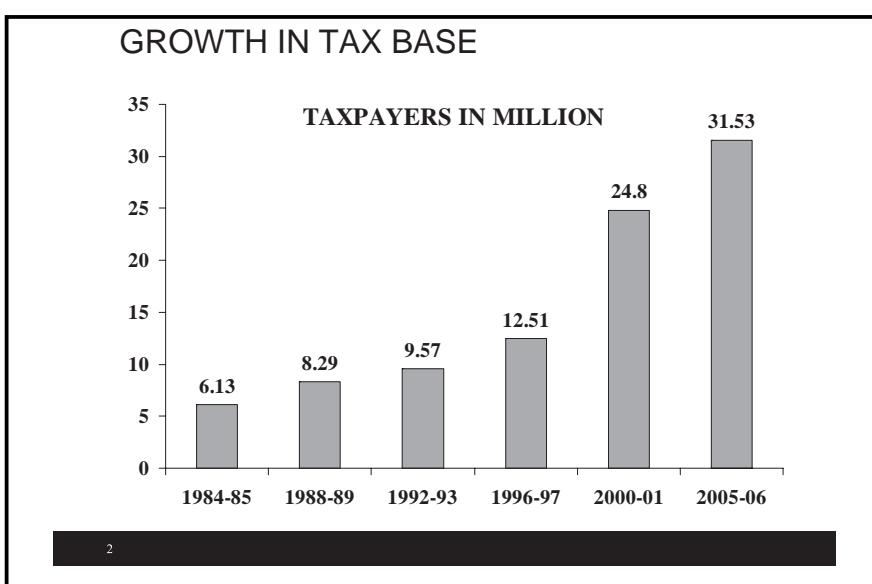
※インドの経済発展はめまぐるしく、このことは税務行政の面でも大きな変化をもたらしている。

1 税務行政の挑戦

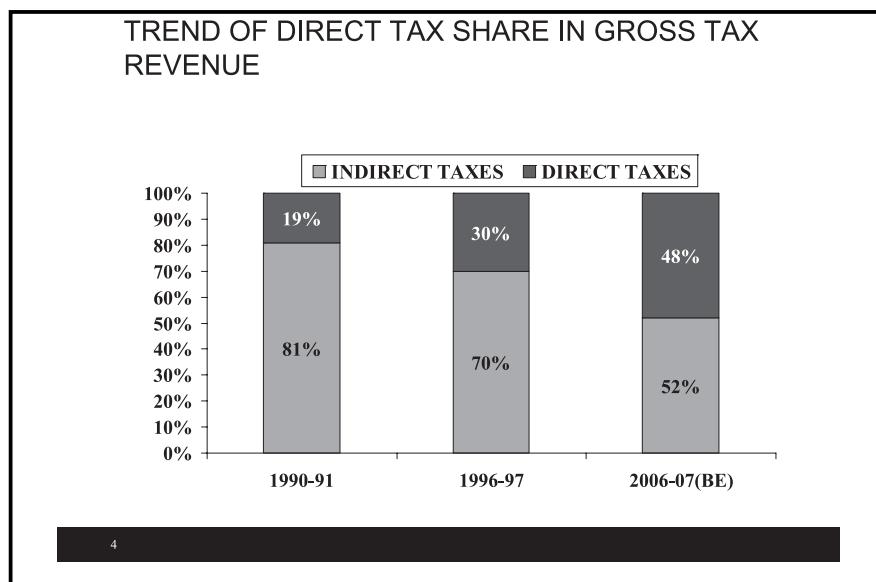
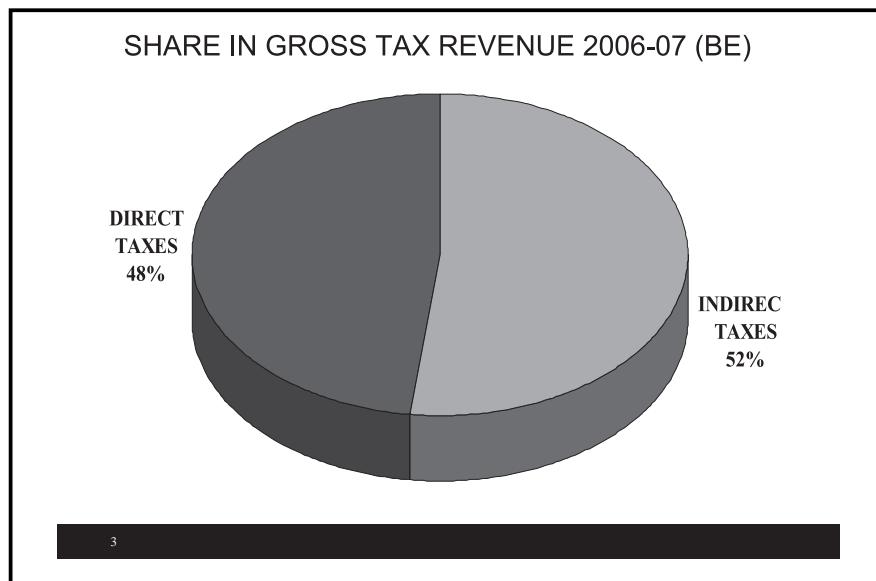
- 1997 年度、339billion INR であった国家歳入額は、2007 年度には 2,104billion INR と増大し、10 年間で 6.2 倍になっている。



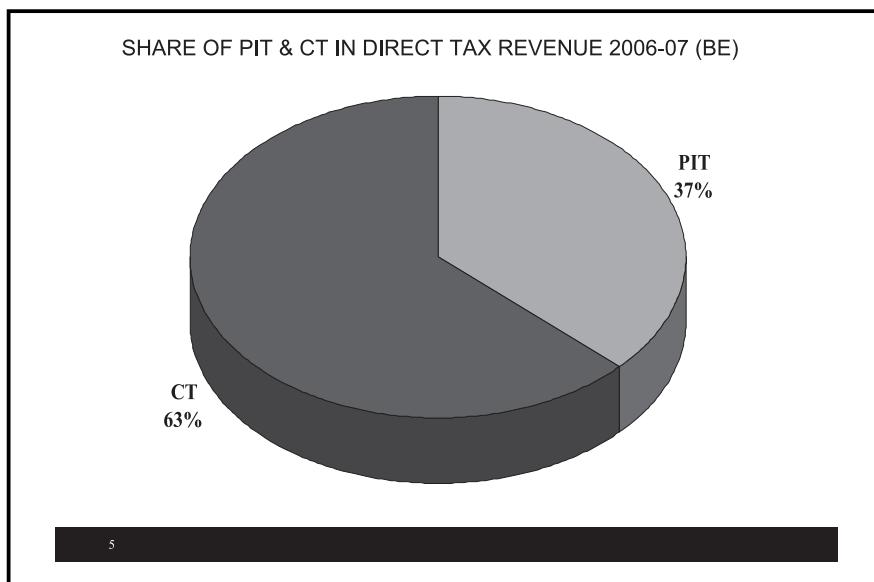
次に、納税者数においても、1997 年度の 12.5million の納税者が、2006 年度には 31.53million の納税者となり、9 年間で 2.52 倍に増加している。将来的には、50million の納税者数を政府は予測している。



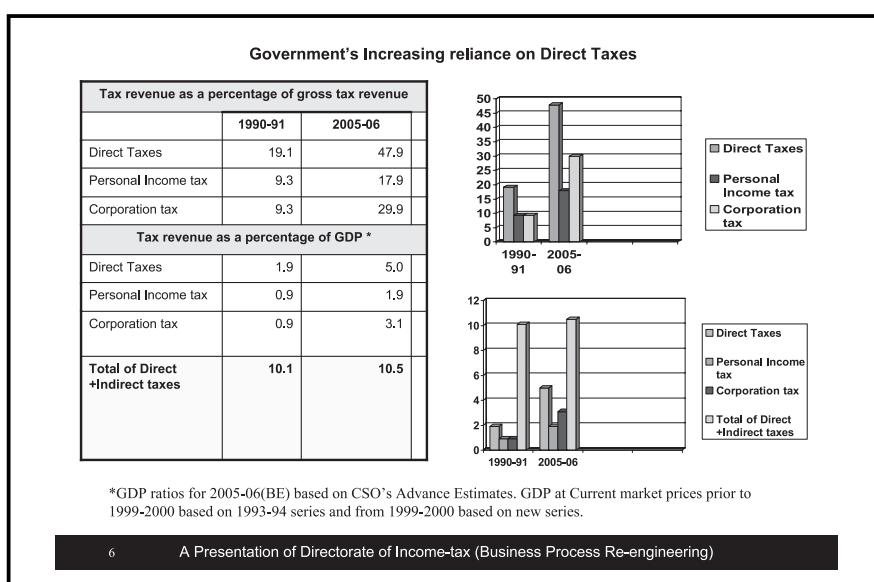
また、税収全体に占める直接税の割合は、1997 年度の 30%から 2007 年には 48%と増大している（直間比率の変化）。



2007 年度においては、直接税の Income Tax のうち、個人所得税（PIT）と法人所得税（CIT）の割合は、37%対 63%で、法人所得税の割合が 2 倍近い状況である。



インド政府は、経済発展に伴い直接税の割合が年々増加すると予測している。



また、インドにおいては今後 7.2% の GDP の増加が実現できるなら、毎年 20% ずつ歳入は増え続け、1997 年に 4 億ルピーであった歳入額は、2007 年には 216 億ルピーになり、10 年間で約 5.5 倍となる。

Projected Growth of Revenue (All figures in Crores)

SI No	Financial Year	Collection (Cr)
1	1996–97	40,073
2	1997–98	16,383
3	1998–99	45,685
4	1999–00	55,024
5	2000–01	67,835
6	2001–02	80,211
7	2002–03	85,833
8	2003–04	105,096
9	2004–05	130,685
10	2005–06	167,307
11	2006–07	216,000

※ 国際的には 2 % 程度とされる徴税コストについては、2006 年度インドでは 0.89 % であり、これは毎年下がる傾向にある。

そして、今後については、コンピュータシステムの発展により、さらにシステムティックに調査対象者を洗い出すことで、2005 年度では 2.11 % である調査率を 2012 年度には 5.81 % に上昇させ、不適正な納税の是正を行うなら、さらなる税収額が期待されるので、徴税コストは更に下がると予測されている。

	F.Y. 2004-05	F.Y 2011-12
Workload 申告者	26,218 千人	29,054 千人
Scripting 税務調査対象者	2.11%	5.81%

2 直接税税務行政の概要

財務省（The Ministry of Finance）は中央政府の財政を担っており、州政府の財政とは区別されている。現在、インド財務省は4つの部門からなっている。

すなわち、

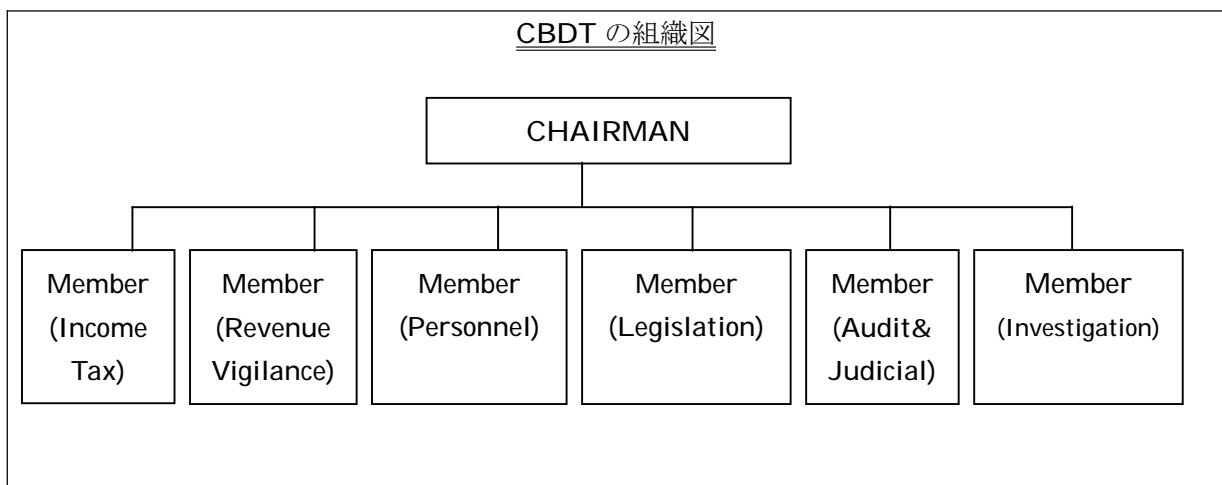
1. 歳入部門（Department of Revenue）
2. 経済業務部門（Department of Economic Affairs）
3. 歳出部門（Department of Expenditure）
4. 銀行業務部門（Department of Banking）

※歳入部門

歳入部門は、直接税及び間接税による歳入を取り扱っている。そしてこの部門の主な機能は、以下の部署によってなされている。

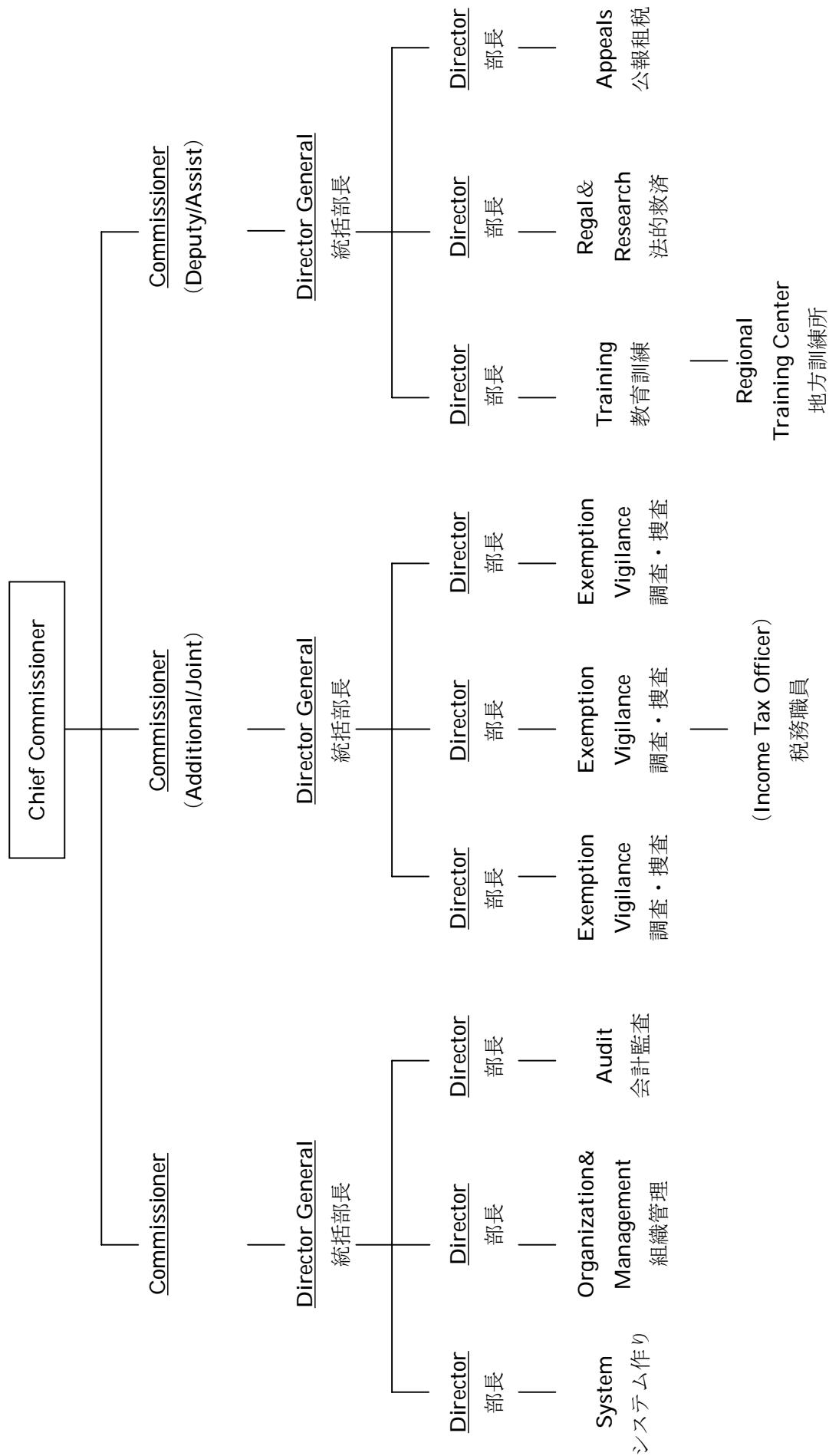
- 直接税中央局（Central Board of Direct Tax／CBDT）
- 間接税中央局（Central Board of Excise and Customs／CBEC）
- 中央経済情報局（Central Economic Intelligence Bureau／CEIB）
- 施行実施部局（Enforcement Directorate／ED）
- 麻薬管理局（Narcotics Control Bureau／NCB）

※直接税中央局（CBDT）は、直接税に関する法律執行の最高機関であり、その構成は以下のとおりである。



直接税中央局の現場体制

Field Formation of CBDT



直接税中央局の業務
Function of CBDT (Central Board of Direct Tax)

- 租税政策や関連法規、そして年次の財政法律規則に沿って行う業務
- 脱税や租税回避をさせないような政策立案に関する調査研修業務
- 諸外国との税の取扱に関する問題、及び非居住者や外国人の納税義務の問題、そして情報交換に係わるあらゆる問題を取り扱う業務
- 税務職員の採用、海外研修を含む職員研修、昇進、派遣、異動、部署などに携わる幹部の監督と養成業務
- 税務行政のインフラ構築業務
- 徴税目標額の割り振り作業、そして徴税目標額の達成推進業務

※直接税中央局には付属機関があり、この機関は、直接税中央局と現場組織の間に入って両者間で重要で緊密な連絡を取り合っている。

現場組織
Field Formation

- 国内のさまざまな地域に配属された所得税の Chief Commissioner は、それぞれが担当する地域の管理統制を行っている。
- インド国内のさまざまな地域に配属されている所得税部門の調査を担当する Director Generals は機械的なやり方によってそれぞれの担当地域における脱税やアングラマナーの摘発を行っている。
- 中央局における所得税部門の The Chief Commissioners 及び所得税部門の総括部長 (Directors) は担当管轄区域の所得税の Commissioner 及び所得税の Directors によって支援されている。
- また、役所内には課税当局の査定額に対して異議を唱える役目を担う控訴担当の Commissioner からなる上訴機構もある。

所得税部門における職責地位の分類
Classification of Posts in the Income Tax Department

グループ A : 初級、中級及び上級の行政執行部において管理機能を担っているポストである。

グループ B : グループ C より上位に位置する行政執行部・管理ポストである。

グループ C : 一般人員からなる、主として従属的なポストである。

グループ D : ヘルパーからなるポストである。

所得税庁におけるグループ A の役職（ポスト）の数
Number of Group A Posts in the Income Tax Department

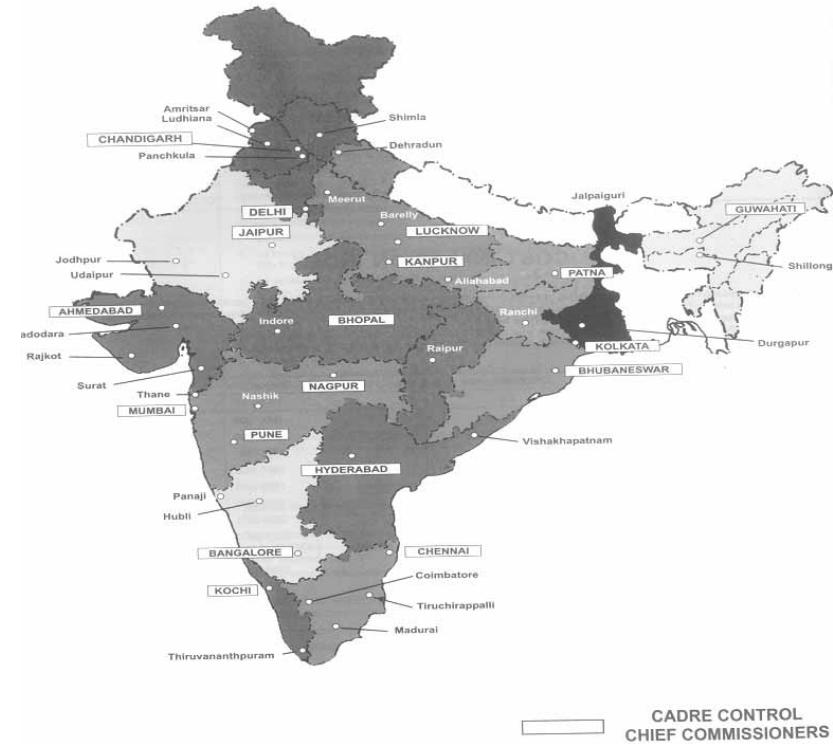
役職（ポスト） Post	役職（ポスト）の数 No. of Posts
最上級管理職 CCIT/DGIT (Higher Administrative Grade)	116
上級管理職 CIT/DIT (Senior Administrative Grade)	698
非基幹選択職 Addi.CIT/Addi.DIT (Non-Functional Selection Grade)	469
初級管理職 Jt.CIT/Jt.DIT(Junior Administrative Grade)	647
Dy.CIT/Dy.DIT	1240
Assitt.CIT/Assitt.DIT	968
グループ A の役職（ポスト）総数 Total Group "A" Posts	4,138

所得税庁における役職（ポスト）の数
Number of Posts in the Income Tax Department

グループ A の役職（ポスト） Group "A" Posts	4,138
グループ B の役職（ポスト） Group "B" Posts	10,377
グループ C の役職（ポスト） Group "C" Posts	34,826
グループ D の役職（ポスト） Group "D" Posts	10,833
役職（ポスト）の総数 Total No. of Posts	60,174

所得税庁の役所 Offices of Income Tax

- 所得税庁には、18人の中核となる **Chief Commissioner** がおり、更に研修を担当する1人の **Director General** がいる。
- 彼らの所轄地域は次の地図に示されている。
- 全インド内には 514 の **Income Tax** の役所がある。



税務職員の教育訓練 Training of Personnel

- 所得税庁は、税務職員の知識や業務の向上のためには、効率的で鍛錬された方法が必要であるという認識のもと、国家的な研修訓練政策を取り入れている。
- この目的のもと、税務職員の研修訓練は以下の三階級に分かれている。
 - ・ グループ D の税務職員及びグループ C の下位階層の税務職員に対する研修訓練
 - ・ 現場で指揮監督する階層及び初級の管理者、あるいは初級の行政管理者の階層に属する税務職員のグループに対する研修訓練（グループ C の上位階層者及びグループ B の者、そしてグループ A の下位階層者がこの範疇に入る）
 - ・ 中級あるいは上級の管理業務、行政管理を行うグループ A に属する税務職員に対する研修訓練

○所得税庁では、次のような組織で研修訓練を行っている。

- Nagpur (NADT[※]) – Induction コース
※National Academy of Direct Tax
I.R.S の候補者及びグループ A の中の者で上級レベルあるいは専門化されたグループに属するものたちに対する研修訓練のコース。
- 直接税の地方研修所 (DTRTIs)
アフメダバード、バンガロール、チェンナイ、チャンディガール、カルカッタ、ルックナウ、ムンバイにあり、これにはグループ B 及びグループ C に属する者たちが研修訓練を受けている。
- 補佐人員の研修所 (MSTUs Ministerial Staff Training Units)
DTRTIs より下のレベルの研修を行っており、これにはグループ D に属する者たちや補佐的な人員が研修を受けている。

○所得税庁の職員に対する研修は次のような分野でもなされている。

- コンピュータの使い方について
- 業務上の用語について
- 課税及び会計学、経営管理、行政、調査、そして法科学などさまざまな分野で専門化された研修
- 海外研修——適任者を海外に研修に行かせることもある。

研修コースのタイプ (Types of Courses)

- 基礎コース (Basic Courses)
このコースは採用されたばかりの人たちのためのコースであり、所得税庁の機能や課税に関する法規と、その他の関連法規、それに会計学や会計監査についての研修をする。
- オリエンテーションコース (Orientation Courses)
このコースはある部署から別な部署へ昇進した人たちや、新しく任命された業務を学んだり、新しい任務について業務の改善を行ったりする人たちを対象とした研修コースである。
- リフレッシャーコース (Refresher Courses)
3年から 5 年現場で特定の職務を経験した税務職員が従来身に着けていた法律知識や業務処理方法を今一度最新のものにチェックしなおすための研修コースである。

- 専門コース (Specialized Courses)

経営管理学であるとか、源泉徴収税や、タックスホリディないし免税の問題、移転価格の問題、国際課税の問題など直接税に関する更に高度な見識など現場で経験し、必要とされる専門的な問題を取り扱う研修コースである。

- 情報技術コース (Information Technology Courses)

The DTRTIs コースも当然ながら、The NADT コースには、IT を学ぶコンピュータの研修がある。これらのコースには、各自が職場で使うソフトウェアの基本的な研修もなされる。

納税教育

Taxpayer's Education

- 納税者への情報を小冊子にして配布する
- マスメディアを通じての税務公報活動
- 所得税庁のウェブサイトを介しての公報活動と納税教育
- コールセンターによる税務質問の取扱い
- 紳税者に向けたセミナーや講習会の開催

2006 年度 主要直接税徴収税額

Collections of Major Direct Taxes during F.Y.2005-06

Tax	CT Corporation Tax	IT Income Tax	FBT Fringe Benefit Tax	STT Securities Transaction Tax	BCTT Banking Cash Transaction Tax	WT Wealth Tax
Rs. in (Milln)	993,460	567,710	47,800	25,600	3,090	2,470

税務調査の選択基準

Selection Criteria

○税務調査対象の選択は、マニュアルに従いシステムティックに行われているが、中でも以下のような者は対象となりやすい。

- ・ 費用計上額が高額である者、多額の支払報奨金を費用計上している者
- ・ 高額の還付税金の対象者
- ・ 高額の投資を行っている者
- ・ 高額消費者
- ・ 研究・調査費を多額に計上している者
- ・ 移転価格を調べた結果、多額の国際取引をしている者

○インドにおいて税務調査は強制調査の場合を除いて、調査官が現場に出向くのではなく、納税者を税務署に呼び出す形で行われる。

○現在、全申告者の2%弱を調査対象としているが、将来的にこのパーセンテージを上げていく方針である。

税務調査に伴う税額査定の手順

Procedure for Assessment

○税務調査対象とされた申告納税者に対して問題点を指摘し、質問書を送付し、税務署へ呼び出す。

○提出された会計帳簿を調べる。

○計上された費用の内容を精査する。

○第三者によって検証をする（Third Party Verification）。

○法律上の問題点を吟味する。

○税務調査において収集された資料を調べる。

○調査によって修正された課税標準額を決定し、修正納税額を決定する。

○修正納付書を発行する。

3 所得税庁におけるコンピュータ化の波

インドでは、納税の仕組みができて 50 年～80 年といわれているが、これがコンピュータ化されてようやく 10 年になる。

インド全国における所得税のネットワーク All India Income Tax Network

所得税庁では、その職務遂行上 LAN (構内ネットワーク) と WAN (広域ネットワーク) の連結が構築されている。

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークは業務量が増え続けているため、絶えずアップグレードされている。最近、MPLS (Multi Protocol Label Switching with Internet Protocol Virtual Private Network) といわれる、セキュリティに特化したネットワークにアップグレードされたところである。

このネットワークは、全国の主要都市及びすみずみの地域をカバーしており、510 の主要都市と 752 の地方都市をつないでいる。

税務ネット Taxnet

このネットワークは、現在多角的な利用 (Multiple Users)、多角的な適用 (Multiple application)、それに時間区分利用のコンセプトに基づいている。32 ある RCC (地方コンピュータセンター) はすべてが NCC (国の中核コンピュータセンター) とつながっている。

所得税庁は、将来的には単独のデータベースシステムをもつことを提案しており、そうなると全国どこからでも、またいつでも所得税の申告ができるようになる。

ウェブサイト Website

所得税庁のウェブサイトは次のとおりである。

<http://incometaxindia.gov.in>

このウェブサイトには、PAN, TAN, e-TDS, AIR, OLTAS 等に関する情報が掲載されている。また、このウェブサイトには、法律規則、お知らせ、案内文などの最新のものが掲載されている。

申告書等はこのウェブサイトからダウンロードして入手することができる。また NSDL と UTIISL に接続して利用することもできる。

AIS の働き・機能
Function of AIS (Assessee Information System)

- PAN (Permanent Account Number) を指定すること。
- PAN 所持者の内容を最新のものにすること。
- PAN 所持者の管轄地区の移動手続きをすること。

PAN と TAN

PAN : Permanent Account Number

TAN : Tax Deduction Number

- PAN は税務申告作業のために作られた所得税庁独自のコード番号である。納税者は必ず PAN を持たねばならない。PAN はまた、投資活動を行ったり、銀行口座を開設したり、金融取引をしたりする際に必要となってくる。
- TAN は、税額控除の番号であり、源泉徴収されている人たちにも、源泉徴収に際して税額控除を受けている人たちにも必要である。

法人の電子申告
e-Filing of Company Returns

- 2006-07 の会計年度より、法人の所得税申告は電子申告にすることが強制となった。つまり、どの法人も電子申告でないと受け付けてもらえなくなった。
- 電子申告は、電子署名があってもなくてもできることになっている。
- 法人の申告は電子申告によることが強制であるが、個人の申告は書面による申告も電子申告も選択できる。

電子申告の利点 Advantages of e-Filing

- どこでも、またいつでも申告することができる。
- 税務職員に会わなくても申告できる。
- 処理が早い。
- 税金還付の処理が早い。
- 申告の履歴を追跡できる（いつ出したか、等）。
- 永久に記録が保存される。

電子還付 ECS Refund

- 電子還付も利用することができる。
- 電子還付を受けるためには以下の届出が必要である。
 - ・銀行名、支店名
 - ・銀行の口座番号
 - ・銀行の磁気インク文字読取装置のコード番号

電子申告作成要領 E-File your return

- インド財務省のウェブサイトに掲載されている電子申告の作成要領を以下に示す。

資料

<http://incometaxindiaefiling.gov.in/portal/index.jsp>

WELCOME

Welcome to the e-filing web site of the Income Tax Department, India. This site has been set up as part of the e-governance action plan of the Income Tax Department. Please register if you do not have a user-id and password.

インド政府財務省所得税部電子申告サイトへのアクセス有難うございます。このサイトは当部の電子政府アクションプランの一環として設立されました。ユーザーIDとパスワードをお持ちでない方は、まず登録手続きをお願いします。

Please see CBDT Circular 12 on furnishing of return by representative assessee.

E-File your return

電子申告作成要領

Download Return Preparation Software

申告書作成用ソフトをダウンロードする

Fill your return offline and generate a XML file.

オフラインで申告書を作成し、XMLファイルで保存する

Register and create an user id/password

ユーザーIDとパスワードの登録をする

Login and click on relevant form on left panel and select "Submit Your Returns"

左記の関連フォーマットをクリックして「申告書提出」を選ぶ

Browse to select XML file and click on "Upload" button

XMLファイル形式を選択し「アップロード」ボタンをクリックする

On successful upload acknowledgement details would be displayed. Click on "Print" to generate printout of acknowledgement

正常にアップロードされると、内容が表示されます。「プリント」ボタンを押し、プリントアウトしてください

Incase the return is digitally signed, then the "Provisional Acknowledgement" number is the final acknowledgement number. Take printout of the return for your records

申告書に電子署名をすると「暫定受領」番号が最終的な受取番号になります。プリントアウトして保管して下さい
Incase the return is not digitally signed, take a printout of the return and file it with the Income Tax Department along with the printout of the acknowledgement

電子署名をしなかった際には、その旨の通知文と申告書を当部窓口にて提出してください

For any assistance in filing the paper copy of the return please contact the Public Relations Officer of the local Income Tax Office

紙面による申告書の作成、提出要領については、地方所得税局の事務官にお尋ねください

E-Filing of Returns

What is e-Filing?

The process of electronically filing Income tax returns through the internet is known as e-filing.

電子申告はインターネット上で所得税申告書を作成、提出することをいいます。

It is mandatory for companies to submit the Income tax returns electronically for AY 2006–07.

法人企業は 2006–07 年の間の所得税申告は電子申告をしなければなりません

Any company return submitted without a e-filing receipt should not be accepted

電子申告の確認書なしにはいかなる会社の申告書も受け付けません。

E-filing is possible with or without digital signature.

当電子申告は電子署名を利用することも、利用しないことも可能です

Types of e-Filing

There are three ways to file returns electronically:

以下の3つの方法で電子申告をすることができます

Option 1: Use digital signature in which case no paper return is required to be submitted.

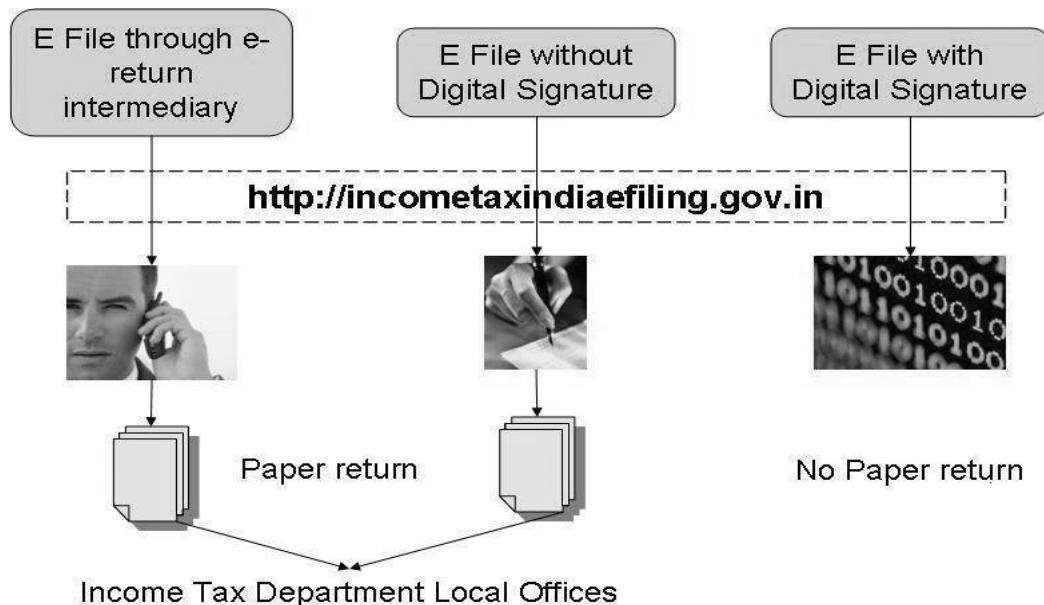
紙面による申告書の提出が不要な際は電子署名を利用して電子申告をする

Option 2: File without digital signature in which case paper return has to be submitted.

紙面を提出して申告書を提出する際は、電子署名なしで電子申告をする

Option 3: File through an e-return intermediary who would do e-filing and also file the paper return on behalf of the taxpayer.

納税者に代わって代理人が申告書を作成し、申告する



国税上訴裁判所にて

ユーザー名とパスワードはあるか

E-Filing Process

ログイン

クライアントユーティリティ、作成要綱をダウンロード

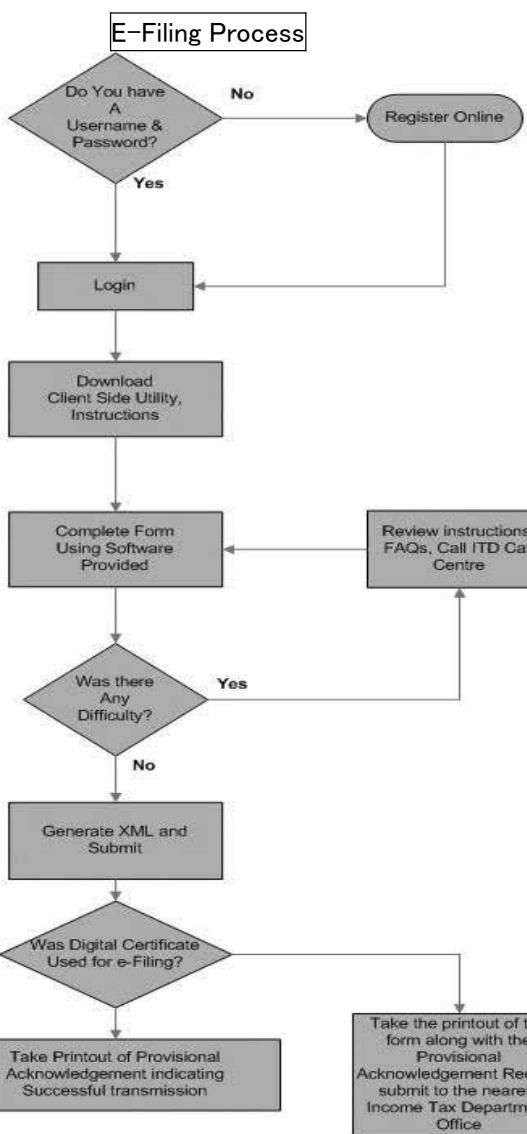
準備したソフトウェアを利用して申告書を作成

不明点はあるか

XMLファイルで保存、提出

電子署名を利用するか

提出を確認してた仮通知文を保管



オフライン登録

要領一Q & Aを見直す
ITDコールセンターへ問い合わせる

仮受領書を出力、最寄の税務局へ提出



国税上訴裁判所にて

E-Filing – Relevant Laws and Rules

Vide...以下の法律を参照してください

Vide Notification No. 128/2006, dated 1–6–2006 S.O. 848 (E), Form 2F was notified.

Vide NOTIFICATION NO. 189/2006, dated 24–7–2006 Forms 1, 2, 3, 3B were notified

Vide Notification No. 253 of 2004, dated 30th Sep., 2004 S.O.1073(E), Electronic Furnishing of Return of Income

Scheme, 2004 was notified for efiling of returns:

An eligible person may, at his option, furnish his return of income which he is required to furnish under sub-section (1)

of section 139 of the Act for the assessment year 2004–05 and any subsequent assessment year, to an e-Return intermediary.

Who Can File E-Returns?

Form フォーム	Efiling 電子申告	Who can file 電子申告対象者
Form 1	Mandatory 強制	All companies other than those claiming exemption under section 11 11節の規定により非課税となる会社以外のすべての法人
Form 2	Optional 任意	All Non Corporate assessees すべての非法人組織 <ul style="list-style-type: none"> a. not claiming exemption under section 11, and 非課税となる会社以外の会社 b. having income from business or profession 営利収入がある会社
Form 3	Optional 任意	All Non Corporate assessees すべての非法人組織 <ul style="list-style-type: none"> a. not claiming exemption under section 11, and 非課税となる会社以外の会社 b. not having income from business or profession 営利収入がない会社
Form 3B	Optional 任意	Specified employer means a company, firm, an association of persons or a body of individuals (whether incorporated or not), a local authority and every artificial juridical person with certain exception 会社(法人、非法人を含む)団体、地方官庁、などの特定の者
Form 2F	Optional 任意	Individual/HUF not having business income, capital gains or agricultural income and not claiming relief u/s 89 and one house property 事業としての収入、キャピタルゲイン、農業による収入のない個人／HUFで

E-filing Provisions: Old and New

Old Provisions	New Provisions
以前の規定 Earlier it was meant for all classes other than Corporates & Trusts 法人とトラスト企業以外	新規定 Now it covers all classes other than Trusts トラスト企業以外
Earlier it was Optiona 任意規定	Now it is Mandatory for Corporate returns & Optional for others 法人は強制、他は任意規定
Earlier return could be filed through Intermediaries & through Digital Signatures. 申告書は代理人と電子署名を使って提出	Now returns can be filed directly, through Intermediaries & through Digital Signatures. 現在は申告書を直接提出可能
Earlier forms required Annexures to be filed. 添付書類が必要	Now Forms 1,2,3 & 3B are Annexure-less forms フォーム 1.2.3.3Bは添付書類不要
It was launched in the Year 2004 effective for AY 2005-2006 2004 年開始、2005-06 年に摘要	Launched in the Year 2006 for returns of AY 2006-07 2006 年開始、2006-07 年に提供

(田尻 吉正 担当)



国税上訴裁判所にて

4 市民憲章

2006年12月14日～15日のデリー国税局の資料をもとに

- ・ デリー国税局、2日目の研修より

Commissioner of Income Tax Delhi の Mr. Shri Shailendr Handa より説明があった。

市民憲章 Citizen's Charter

組織とし、市民のために自らの意思で行動する。上からの一方的な判断でなく、一般的常識にのっとること。

A voluntary commitment by the Organization to the Citizens – not justiciable and yet a moral obligation.

組織としてのキーワードは The Key Words

- ・ 会計的に
- ・ 率直でわかり易く
- ・ 責任ある
- ・ 人々にやさしく

The Key words for Organization are

- * Accountable
- * Transparent
- * Responsive
- * People- Friendly



デリー国税局玄関口に掲げられている市民憲章

我々が求めるものは
We Seek

公平であれ

- ・ 公平かつ目的意識をもつこと
- ・ 租税法律主義によること

TO BE FAIR

- ・ By Being impartial and objective
- ・ By collecting taxes as per the law

役立つためには
To Be Helpful

- ・ 市民に尊敬の念を示し、効率的であること
- ・ 名前、連絡先、事務所所在地、電話番号を公共の場として明示すること
- ・ 納税者に対し法律上権利、義務、資格及び責任を知らせること
- ・ 必要な情報、書式、チラシを情報施設に提供すること
- ・ By being courteous and efficient
- ・ By displaying names, designations, telephone numbers and locations of the officials dealing directly with the public.
- ・ By informing taxpayers as to their rights, duties, entitlements, and obligations under the law.
- ・ By providing information, leaflets, forms at the Information & Facilitation Centers
- ・ By providing information regarding procedures and authorities for legal remedies.



デリー国税局でのセミナー風景

効率的であること
To Be Efficient

- ・ 正しく、きっちりと税金に関する問題を解決すること
- ・ 個人や企業の情報を法律にのっとり機密事項として、各部署で取り扱うこと
- ・ どのような場合でも納税者からの情報をごく短期間で処理すること
- ・ 30日以内にすべての苦情や抗議の原因を直すこと
- ・ 決定から30日以内に還付金決定をすること
- ・ By settling tax matters promptly and correctly.
- ・ By handling personal and business information / materials furnished to the department confidentially and as permitted by the law.
- ・ By acknowledging all communications from the taxpayers within a short span of time
- ・ By redressing all complaints and grievances within 30 days.
- ・ By issuing refunds within 30 days of determination.

納税者への期待
We Expect You (Taxpayers)

- ・ 迅速、正直でかつ正確であること
- ・ 税金の納期限を守ること
- ・ すべての申告書や文章に PAN ナンバーをつけること
- ・ To be prompt, Honest and Accurate
- ・ To Pay Taxes in Time
- ・ To quote Pan in all your Returns and correspondence

コミッショナーからの説明によると、これらの市民憲章ができた、5年前とそれ以前とを比べるとどのような変化がみられたか。

まず、当局、納税者双方の意識が変化し、徴収税額が大幅に伸びた。

脱税をする者も減少したことでした。

世界的視野
Our Global Vision

- ・ 資料の効率的収集
- ・ 納税者に対する配慮
- ・ 自発的にコンプライアンスを強化決定すること
- ・ **Collecting Resources Efficiently**
- ・ **Consideration towards Taxpayers**
- ・ **Adapting, Improvising and Promoting Voluntary Compliance**

ビジョンは以下の事柄を通して達成される
Vision To Be Achieved Through

- ・ プロとして高い見識をもつこと
- ・ 人格の形成
- ・ 厳格さと公平さの強化
- ・ 税法と手続きの簡素化
- ・ 紳士の援助プログラムの強化
- ・ 近代的指導法の導入
- ・ **Professional excellence and high ethical standards**
- ・ **Human Resource Development**
- ・ **Strict and fair enforcement**
- ・ **Simplification of tax laws and procedures**
- ・ **Client assistance program and**
- ・ **Modernization initiative**



デリー国税局にて

実施の強化策 Enforcement

- ・ 我々の目標：以下の事柄を通して税金逃れを防止し、自発的なコンプライアンスを確立する。
- ・ 有効な情報の入手方法
- ・ 内部的、効率的、連絡の取り方
- ・ 調査能力の向上
- ・ コンピューターのセキュリティーシステムの確立

Our Goal: Tackling tax evasion and winning voluntary compliance through

- ・ Intelligence gathering
- ・ Inter – intelligence agency liaison
- ・ Honing of investigative skills
- ・ Computer assisted scrutiny system (CASS)

納税者援助の簡素化 Simplification And Client Assistance

- ・ 我々の目標—わかり易いコンプライアンス
- ・ より、簡素化され理想化された直接税の法律や規則にすること
- ・ 複雑にならない仕事の過程のためコンピューターシステムを採用し、コンプライアンス確立のための過程を簡素化すること
- ・ 紳税者を教育、広報、援助するためのメカニズムの確立

Our Goal: Easier Compliance

- ・ Getting the direct tax laws and rules simplified and rationalized
- ・ Making business processes less complex, inducting computerized data processing and simplifying compliance procedures
- ・ Setting up mechanisms to educate, guide inform and help our clients

近代化
我々の目標：適応と発展
Modernization
Our Goal: Adaptation and improvement

変化がもたらすもの

- ・ すべての納税者の記帳する際の心掛けに信頼と友好の念をもたらす
- ・ 記録—コンピューターのデータベース MIS によって置き換えられ記憶されたシステムによる
- ・ 申告の手続上がすべてコンピューター化される
- ・ 記録の管理が 1 つの流れの方向に向っていく

The shift will be

- ・ The mindset that seeks to bring every taxpayer to book will yield to a culture of trust and helpfulness.
- ・ Register – based record management to be replaced by computerized database MIS.
- ・ Processing of returns to be fully computerized.
- ・ Management of physical records to be streamlined.



デリー国税局にて



デリー国税局にて

5 納税者支援

Commissioner of Income Tax Delhi の Ms. Anita Gupta 氏より説明がある。

現在全国 325 か所での税務援助を行っており、情報公開制度やオンブズマンによる 30 日以内の税務問題の解決がはかられるようになった。また、その後 OPEN HOUSE では具体的な申告状況が電子申告の現場によって案内された。実物の申告書を見ながら、PAN TAN の詳しい説明があった。団員の中からは、押収、捜索を含めた強制調査に関する質問もがでた。

Quotation

「世界の中でもっとも難関な事は所得税のことを理解することである」

"The hardest thing in the world to understand is the Income tax."

アルバート アインシュタイン
ALBERT EINSTEIN

公共の連絡事務所 Public Relation Office

- ・ 何かお手伝いしましょうか／受付
- ・ 管轄区の表示
- ・ 案内と援助のための PRO の利用
- ・ May I help you / Reception Counters
- ・ Display of jurisdiction Charts
- ・ RRO available to assist and guide



質問する田尻団員

出版物、音声を使ったわかり易い刊行物

Print / Audio Visual Publicity

- 諸々の新しいスキームや知識について認知度を構築する
- 納税者を援助するための案内書の作成
- 簡単な様式で今日的税法を納税者に説明すること
- 新聞、テレビ、ラジオを使った広報
- 納期限や決算の期日を再度、納税者につたえるための広報
- 税金の基礎を広めること
- Creating awareness about various new Schemes and facilities
- Pamphlet and booklets to assist taxpayers
- Tax payer series explaining topical Tax Laws in simplified forms
- Advertisements in Newspapers, television and radio used
 - * Reminders of various dates for :
 - Payment of taxes,
 - Filling of returns, etc.
 - * Widening of tax base

支援センター

Help Centers

- 公共性と個人などパートナーシップ
産業界における協力関係を専門家や NGOS で結ぶ
- 納税に関する解答を提供する
- 支援センターは以下のことを手助けする。
 - 納税者のための Challan を作成すること
 - 確定申告書の作成
 - PAN の作成
 - 所得と税金の計算に対するアドバイス
- 決算期までの助言機能
- Public – Private Partnership
in cooperation with Industry association, Professional bodies and NGOS.
- Provide answers needed for paying taxes
- These centers assist in :
 - Filling up the Challan for tax payment
 - Filling up the Income tax returns
 - Filling up the application for PAN .
 - Give advice on computation of Income and tax.
- Function during return filling period

確定申告の事前準備スキーム
Tax Return Preparer Scheme

- ・ 失業者と一時雇用社員に対する教育
- ・ 下記の者に対する申告書作成の準備の手伝い
 - 零細経営者
 - 中小企業者
 - 女性納税者
 - 決算を止めている者／決算をしない者
 - 申告に直接的に向き合う者
- ・ 少額で最低額の納税者に対するコンプライアンスコストの削除
- ・ コンプライアンスレベルの向上
- ・ 所得税申告書類を提供するチャンネル、特に IT オフィスがカバーしていないエリア
- ・ To train unemployed and partially employed people
- ・ Assisting in preparation of filling of returns of Income of
 - Small businessmen
 - Senior Citizens
 - Women taxpayers
 - Stop filers / non-filers
 - Straight forward returns
- ・ Reduce cost of compliance for small and marginal taxpayers
- ・ Increase level of compliance
- ・ Provide channel for filling of returns, particularly in areas not covered by I.T. Office



田尻団員（右側）とともに

不均衡を矯正するメカニズム
Grievance Redressal Mechanism

- CBDT
 - 所得税のチーフ・コミッショナー
 - 所得税のコミッショナー
- デリー市—独占的 CIT を設立する
その機能
納税者に対し迅速な不均衡を矯正するための効率的サービスの提供
- 還付金
 - PAN
 - 是正／訴えること
 - その他の事柄

Well defined mechanism at various levels

- * CBDT
- * Chef Commissioner of Income Tax
- * Commissioners of Income Tax

FOR DELHI REGION

- Exclusive set up of CIT (Helpline)

FUNCTIONS

- To provide efficient services for quick redressal of grievances of tax payers relating to
 - Refund
 - Pan
 - Appeal effects / Rectification
 - Any Other nature

新しい指導
New Initiative

情報公開をするためのオmbudsman施設は下記の 12 の都市でサービス提供のための署を設置する。

ニューデリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、バンガロール、ハイデラバード、アーメダバード、プネ、カンपー、チャンドガ、ボーパールとコーチ

With the intention of having greater transparency, Institute of Ombudsman is created 12 Stations, viz., New Delhi, Mumbai, Chennai, Kolkata, Bangalore, Hyderabad, Ahmedabad, Pune, Kanpur, Chandigarh, Bhopal and Kochi

IT ウェブサイト
It Website

国税に関するインターネットサイトは以下に関連する情報を提供する。

- ・ 税務行政
- ・ 所得税の申告書、PAN, TAN等のフォームの利用
- ・ PAN/TANの重要性
- ・ 納税の意義
- ・ 情報に関する権利

National Income tax website provides Information regarding

- * Jurisdiction
- * Availability of return Tax forms / PAN / TAN forms
- * Status of taxes paid
- * The right to Information Act.

コールセンター
Call Center

- ・ 電話回線の設置
- ・ PNA、TAN, OLTASの支援
- ・ 電子申告のおたずね
- ・ Dedicated Phone lines
- ・ Assistance regarding
 - PAN / TAN/ OLTAS
 - e – filing queries

Chief Commissioner of Income Tax, Delhi の Mr. Hardayal Singh 氏をはじめ、全署をあげての歓迎に筆者はじめ全団員が感激のうちに研修を終えた。

(相澤 康晴 担当)



デリー国税局の方と一緒に記念撮影

誘拐身代金と国税局

デリー滞在中、2006年12月15日のヒンズータイムスの1面に、自分の息子の誘拐犯に、多額の身代金を支払った会社役員が、税務調査を受けているという記事がのっていました。インドでは、個別所得税の納税者数（年収が10万ルピーを超える者）は人口の数%にとどまっています。納税者が少ない理由は、①多くの個人間の取引が現金で行われている。②賃金労働者以外の個人所得の捕捉が困難であるという事情があります。

そのような国情の中で、2006年11月14日、3歳の子供がハイダにある自宅付近から誘拐されました。Adobe India社のCEO Naresh Guptaは息子アントを救出するために、前後のこと考えず、500万ルピーもの身代金を誘拐犯に支払いました。

こんな大金が手元のあるとしたら異常なことです。Ghazibad 所得税追徴局長は Gupta にどの口座を使って身代金を送金したのかその口座についての詳細を照会したといわれています。Gupta は12月28日までにその回答を提出しなければなりません。当局はまた、その身代金が何らかの裏金の一部ではないかをつきとめるために、Gupta の財産と預金残高の詳細を捜査しているとのことです。

その後、警察は犯人を逮捕し、ゴータム ブッダ ナガールのカコド村からその身代金も奪回しました。

Rathore 上級警察本部長は誘拐犯から奪回した475万ルピーは事件管理財産として裁判所に預けたとのことです。同本部長は「身代金は裁判所に眠っているので、裁判官が同意すれば Gupta はその身代金を受け取ることができる、そのためには、その証拠として申請書を提出し、裁判所から要求されれば身代金に相当する金額を差し出すことを誓約しなければならない」と発表しました。

11月17日に息子は解放されました。一難去ってまた一難。

(村守 明夫 記)



タージマハールにて

II 国税上訴裁判所

1 インドにおける不服申立て・税務訴訟制度の概要

2006年12月10日から17日にかけて金子秀夫会長を団長とするインド税制等研修視察団は、今世界経済において注目を集めている四大新興市場国である BRICs の一国であるインドの首都デリーを訪問した。12月15日の午後には、デリー市内にある国税上訴裁判所(*Income Tax Appellate Tribunal／ITAT*)を訪問した。国税上訴裁判所は、訪問前の調査で日本における国税不服審判所に近い組織と思われ、インドにおける不服申立て・税務訴訟制度の概要について視察研修が行われた。

日本においては、国税に関する納税者から不服の申立てがあった場合には、救済制度として不服申立てと訴訟がある。不服申立ては、更正処分等がなされた場合に、その処分に不服がある納税者が行政庁に対してその処分の取消しや変更を求める制度で、まず、処分を行った税務署長等に対して異議申立てが行われる。次に、この異議申立てに対する行政庁の決定になお不服がある場合には、審査請求を行うことができる。国税についての審査請求は、国税不服審判所長に対して行われる。さらに、国税不服審判所長の裁決を経た後になお不服がある場合には、裁判所に対して訴訟を提起することができる。

インドにおいては、所得税(*Income Tax*)の課税方式は、原則として賦課課税方式となっているが実務上は申告納税方式と変わらず、納税者が自ら税務申告書を作成し、申告納税している。収入が400万ルピー以上の納税者は、勅許会計士(*Chartered Accountant／CA*)による税務監査を受ける必要があり、税務監査報告書を添付した税務申告書を提出することになっている。税務当局(*tax authorities*)は、提出された税務申告書を対象に簡易調査を税務申告書の提出年度中に行っている。提出された税務申告書の概ね90%は、この簡易調査によって調査を終了する。しかし、税務当局は、簡易調査に加えて一定の基準値を超える税務申告書に対して詳細な税務調査も行う場合がある。この詳細な税務調査は、対象年度の終了から3年以内に行われる。仮に詳細な税務調査終了年度以降に特定の情報によりさらに課税所得が隠されていると判断できる場合には、再税務調査が行われる。この再税務調査の期限は、対象年度の終了から7年以内とされている。税務調査の対象は、毎年納税者のうち概ね2%が対象となり、税務調査が行われる。税務調査の結果により、追徴税額が発生した場合には、加算税は追徴税額の100%から300%が課税され、さらに利子税が月1%課税される。

国税調査官(*Income Tax Officer*)による税務調査を行われ追徴税額が発生した場合には、税務当局から納税者(*Assessee*)に対して課税命令書(*the assessment order*)が送付される。納税者に不服がある場合には、国税コミッショナー(*Commissioner of Income Tax Officer*)に対して不服申立て(*Appeals*)を行うことができる。不服申立ては、税務当局から課税命令書が送付され、送付後30日以内に行わなければならないのである。そして、税務当局は、不服申立て後6か月以内に審査し、裁定しなければならならないのである。国税コミッショナーの裁定(*the order of commissioner*)には、納税者に不利になる裁定、あるいは納税者に有利になる裁定があり、納税者あるいは国税調査官において裁定に不服がある場合には、国税上訴裁判所に上訴することができる。この国税コミッショナーへの第1回目の不服申立ての件数は、2003－2004年には37%、2004－2005年には34%、2005－2006

年には 30% であり、第 1 回目の不服申立ての件数は減少傾向にある。

納税者あるいは国税調査官が国税コミッショナーに不服申立てを行い、国税コミッショナーの裁定になお不服がある場合には、国税上訴裁判所に上訴することになるが、国税上訴裁判所は、税務当局の一組織ではなく、高等裁判所(High Court)の下部組織にあたり、日本の地方裁判所(District Court)に近い位置に存在する。しかし、国税上訴裁判所は、インド所得税法(Income Tax Act)に基づく最終的な事実関係の認定組織であることから、通常の地方裁判所とはその機能が異なっている。つまり、国税上訴裁判所は、行政的組織ではないが、事実関係を認定する組織であるという意味で司法的な機能まで要求されている組織でもないのである。

国税上訴裁判所の裁決に更に不服がある場合には、高等裁判所そして最高裁判所(Supreme Court)へと訴訟を提起することになる。インドの税務訴訟制度において、日本の高等裁判所、最高裁判所に相当する組織は、インドでも日本と同様に高等裁判所、最高裁判所が存在している。インドと日本の不服申立て・税務訴訟制度を比較するために、次ページに「インドの税務行政における国税上訴裁判所の位置づけ」、そして、その次ページに「日本における不服申立て制度と訴訟制度の関係」の図を示している。

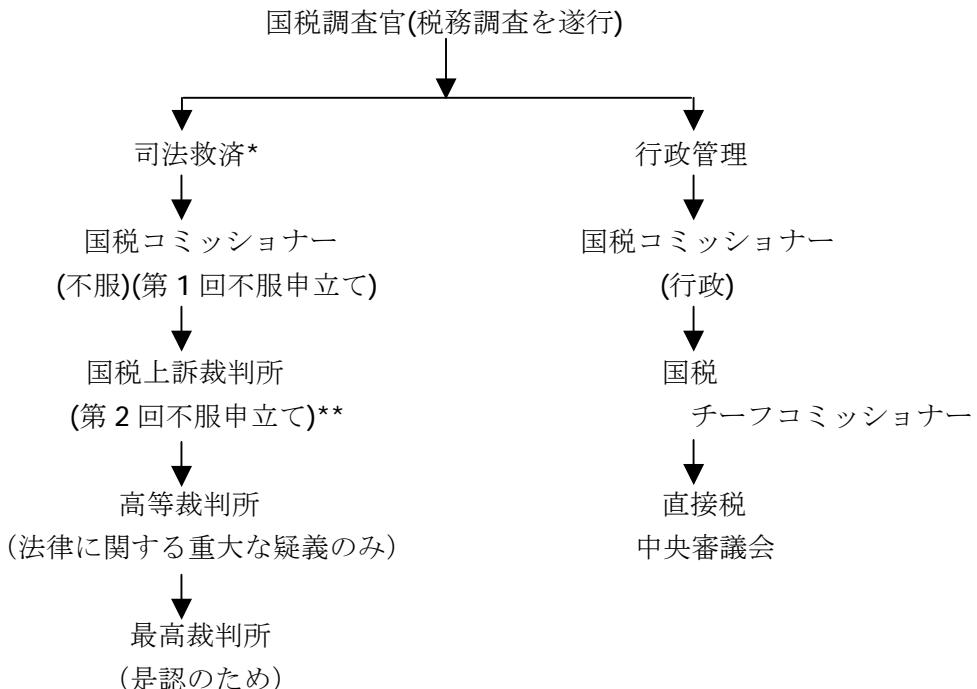
インドにおいては、税務調査により国税調査官が納税者に対して更正処分を行い、納税者に不服がある場合には、司法裁判の前に、国税コミッショナーに対して不服申立てを行う必要があり、納税者はこの手続きを省略することはできないのである。日本の国税不服審判前置主義と同様の制度が採用されている。

国税調査官より税務調査が行われる場合に、納税者は一般的に勅許会計士を代理人として依頼し、税務調査は勅許会計士を代理人としてその手続きが進められる。国税調査官の決定に不服がある場合には、また勅許会計士が代理人として、国税コミッショナーに不服申立てを行い、国税コミッショナーの不服申立ての裁定になお不服がある場合には、勅許会計士が代理人となり、国税上訴裁判所に上訴することが一般的である。このように国税上訴裁判所までの不服申立ての手続きは一般的に勅許会計士が代理人となり、その後の高等裁判所そして最高裁判所への訴訟の提起は、一般的に弁護士が代理人となっている。



デリー国税局セミナー風景

インドの税務行政における国税上訴裁判所の位置づけ



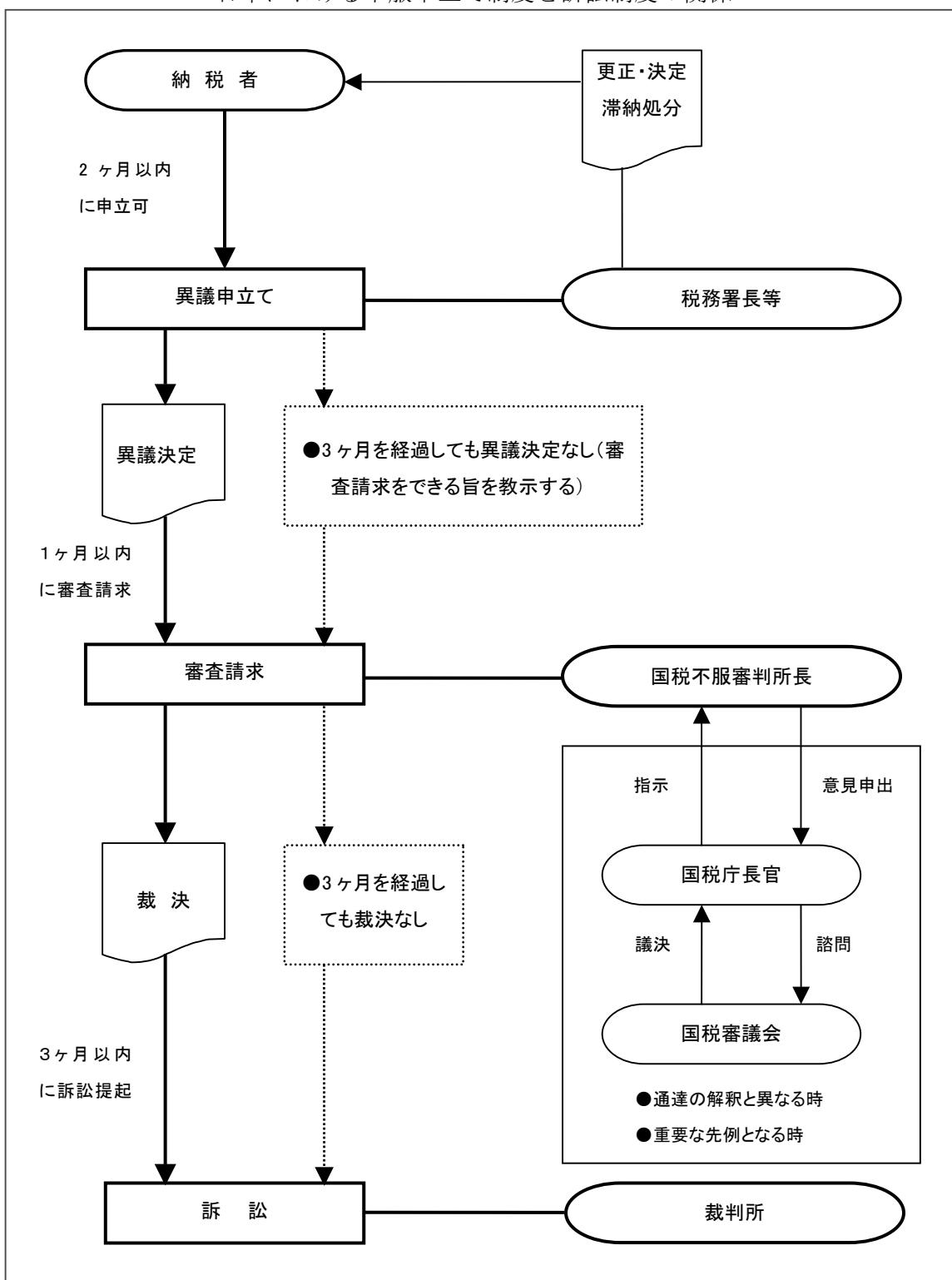
*所得税法に基づいて提供される不服救済手続き。適切なケースでは、インド憲法第 226 条に基づいて納税者が高等裁判所の令状発布を求めることができる。

**納税者と国税調査官のいずれも申し立てることができる。



玄関入口の「歓迎」の看板

日本における不服申立て制度と訴訟制度の関係*



出典:2004年国税庁報告書

2 国税上訴裁判所の概要

(1) 設立について

インドにおいては、所得税が 1860 年の法令により初めて導入された。その後、1918 年に所得税法の法令第 7 号が施行され、租税の徴収に関する詳細な規定が制定された。しかし、高等裁判所は、この規定に対して勧告権限を有していた。更正処分の決定に不服がある場合には、高等裁判所に訴訟を提起する前に、納税者は、先ず決定に対する不服申立てを国税コミッショナーに申立てる必要があり、国税コミッショナーの裁定に不服がある場合には、歳入局局長(Chief Revenue Authority) に見直しを申立てる権利が付与された。歳入局局長の裁定を受けた後、納税者は高等裁判所に訴訟を提起できたが、争点は法律の解釈に限られた。この立場は、1922 年所得税法に引き継がれ、基本的な変更はなかった。したがって、納税者の不服を処理するための独立した裁判所は存在せず、民事裁判所は、税務訴訟を審理することを禁じられていた。このため、事実関係を調査して納税者の不服を処理できる独立した組織が早急に必要とされた。インド所得税課税制度の調査委員会は、1936 年の報告書の中で、このような独立組織の必要性を認めた。調査委員会は、全国規模の裁決機関の設立を勧告した。これに従って法案が作成され、特別委員会の提言を盛り込んだ後、1941 年 1 月 25 日にセクション 5A が新たな条文として、1922 年所得税法に加えられ、同日に国税上訴裁判所が設立されることとなった。この法律は、現行法の 1961 年所得税法に取って代わられたが、この現行法のセクション 252 から 255 までの条文に国税上訴裁判所の構成と機能を規定されている。

(2) 独立機能について

国税上訴裁判所は、当初財務省（歳入中央委員会）が統轄していた。しかし、世論の後押しにより、国税上訴裁判所が司法機関として独立機能を確保できるように、1942 年 5 月 30 日以降、国税上訴裁判所は現在の法務省の前身であった立法局（Legislative Department）の管理下に置かれ、現在も引き続き法務省の指導の下でその役割を果たしている。したがって、国税上訴裁判所は、独立した司法機関として機能し、法務省がその監督機関となっている。法務省による管理は、行政的な性質のものであり、国税上訴裁判所の裁決に対する制限または異議に及ぶことはないのである。国税上訴裁判所は、納税者と税務当局の両者の間を公平に裁くこと、そして、税務訴訟の様相の変化がもたらす膨大な課題に対応する態勢を、国税上訴裁判所は充分に整えている。

国税上訴裁判所の 25 周年祝典の席上、当時のインド司法長官アマル・クマール・シャルカル名誉判事は、国税上訴裁判所の独立性に言及し、「国税上訴裁判所は、完全な意味での司法機関とはいえない」と感じている人もいるだろう。敢えて私の考えを言わせてもらえば、そんな批判をする人間は断じて被査定者ではないはずだ。また私は敢えて、そんな意見は表面的であり、国税上訴裁判所の実際の機能を理解しないことに由来しているとも考えている。国税上訴裁判所の裁判官は、有能で高潔な人格者だ。国税上訴裁判所の職員は、最高裁判事を数年務めた経験豊かな人物で結成された委員会が選考している。これにより適格者の選考が保証されるはずだ。租税徴収を担当する財務省が、選考委員会や国税上訴

裁判所を管理することは一切ない。国税上訴裁判所は、行政管理のみの目的で、法務省の下に置かれているが、法務省は、租税徵収には関与しておらず、国税上訴裁判所の司法業務を管理することは一切ない」と述べている。

(3) 組織について

①組織体制について

国税上訴裁判所は、長官（President）を頂点に組織され、長官は、国税上訴裁判所を管理するために様々な権限を有している。その他の主要な職員は、上級副長官（Senior Vice President）、副長官（Vice Presidents）及び国税上訴裁判所の裁判官である。国税上訴裁判所は、管区に分かれ、各管区は運営上の管理から上級副長官又は副長官が所轄している。現在は、9管区が存在している。

国税上訴裁判所は、当初3つの法廷でスタートし、不服申立ての件数の増加にともない、法廷の数が適宜増えて、現在はインド全土に国税上訴裁判所の数が27、法廷の数が63を有し、その機能を果たしている。また、裁判官が115名、そしてスタッフの総数1,113名である。次ページに、国税上訴裁判所の数、法廷の数、スタッフの数と内訳等について地域別の数を示している。

②長官の権限について

国税上訴裁判所の長官は、すべての国税上訴裁判所を管理し、多くの裁判官を任命する権限及び裁判所の設置を決定する権限を有している。長官は、このように裁判官を異動及び配置する権限を有しているほか、特定の事件を処理するために、司法裁判官1名と会計裁判官1名を必ず含む3名以上の裁判官で構成される特別法廷を設置する権限を有している。長官の権限は、特別法廷を設置する管理運営面で行使できるほか、裁判官の司法命令による判断基準に従って司法面でも権限が行使可能であり、複数の条件に基づいて決定できる。国税上訴裁判所の法廷は、通常1名の司法裁判官と1名の会計裁判官で構成されているが、法廷の裁判官の間で意見の相違がある場合には、長官は裁決のために第3の裁判官（Third Member）を指名する権限を持っている。

(4) 裁判官の任命について

①裁判官の適格性について

国税上訴裁判所の裁判官は、大きく分けて5つの異なる職能団体から選ばれる。国税上訴裁判所の各法廷は、最低1名の司法裁判官と1名の会計裁判官で構成され、この問題に関する最善の専門家の最善の組み合わせで成り立っている。司法裁判官は（a）法律専門家、（b）司法官、及び（c）政府の法務職員から選ばれる。会計裁判官は（a）勅許会計士と（b）政府の税務職員から選ばれる。

国税上訴裁判所の組織体制
概略1

管区名	ムンバイ	チエンナイ	デリー	ラクナウ	チャンディガル	コルカタ	アーメダバード	バンガロール	ハイデラバード	法廷総数
法廷数	12	2	1	1	4	9	1	2	1	63
ムンバイ	ムンバイ	ムンバイ	ムンバイ	ムンバイ	ムンバイ	ムンバイ	ムンバイ	ムンバイ	ムンバイ	ムンバイ
役職名と人数										
グループA										
1.長官	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
2.上級副長官	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.副長官	2	-	-	1	1	-	1	-	-	1
4.裁判官	22	4	2	7	16	2	3	2	4	115
5.書記官	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
6.書記官補	2	-	-	1	2	-	-	-	1	7
7.書記官補佐 (キャリア)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8.ヒンディー語職員	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2
9.上級人事職	24	4	2	2	8	18	2	3	2	126
10.秘書	10	2	1	1	2	9	1	1	2	47

国税上訴裁判所の組織体制
概略2

グループB (ノンキャリア)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11. 管理者	4	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
12. 上級経理担当者	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
13. オフィス・サポート	3	-	-	1	2	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	11	
14. ヒンディー語翻訳	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	-	1	1	-	1	-	1	-	24	
15. 司書	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	
16. 首席事務員	6	2	1	1	2	6	1	1	2	1	1	2	1	3	1	1	1	1	3	1	1	3	1	2	1	49		
17. アシスタント	4	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8		
18. 上級事務員	21	4	2	3	6	12	3	2	4	3	2	5	3	4	3	9	3	2	2	5	3	3	5	2	4	3	120	
19. 管理人	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
20. D級速記者	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	5	
21. 下級事務員	46	4	4	4	11	24	4	1	3	3	4	8	3	4	4	8	3	3	3	1	11	4	4	10	4	6	4	188
22. 公用車運転手	9	1	1	3	8	1	-	1	1	1	2	1	-	1	3	1	1	1	-	4	1	1	3	1	2	1	50	
23. 記録分類係	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
24. コピー機オペレーター	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
25. 上級用務員	24	4	2	8	18	2	2	4	2	4	2	4	2	4	2	9	2	2	2	8	2	2	6	2	4	2	125	
26. 警備員	4	1	1	2	4	1	-	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	34	
27. 用務員	11	2	2	3	7	2	-	2	2	4	2	2	4	2	2	2	-	3	2	2	4	2	2	2	2	72		
28. 夜警	2	1	1	1	2	1	-	1	1	2	1	1	2	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	29		
29. 清掃員	2	1	1	1	3	1	-	1	1	2	1	1	1	1	1	-	1	1	1	2	1	1	-	1	-	29		
30. 維用係	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3			
31. 園丁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1			
合計	214	32	22	23	60	152	23	13	29	22	21	46	21	31	23	71	21	19	13	62	22	23	54	21	35	21	1113	

所得税法第 252 条は、裁判官の適格性を詳細に記述されており、以下のとおりである。

国税上訴裁判所

252. (1) 中央政府は、司法裁判官及び会計裁判官によって構成される国税上訴裁判所を制定し、その構成員の数は、本法（所得税法）によって国税上訴裁判所に付与される権限を行使して職務を遂行するのに適すると中央政府が考える人数とする。

(2) 司法裁判官は、インド領域において 10 年以上司法職にある者、政府司法職員で 3 年以上司法職 II 等級の役職又は同等以上の役職に就いている者、又は 10 年以上弁護士の職にある者とする。

説明—上記の趣旨の明確化—

(i) インド領域で司法職にある期間を算定するには、司法職に就いた後に、弁護士を務めた期間、あるいは裁決機関裁判官の職にあったか連邦または州の下で法律の特別知識を必要とする役職にあった期間を含めるものとする。

(ii) 弁護士であった期間を算定するには、弁護士になった後に、司法職、あるいは裁決機関裁判官の職にあったか連邦又は州の下で法律の特別知識を必要とする役職にあった期間を含めるものとする。

(2A) 会計裁判官は、10 年以上にわたり、1949 年勅許会計士法（1949 年版第 38 条）に基づく勅許会計士又は以前施行されていた法律に基づく登録会計士として、あるいは一部の期間を登録会計士及び一部の期間を勅許会計士として会計業務を行っていた者、あるいは政府の所得税務職グループ A の職員であり、所得税アディショナル・コミッショナーまたは同等以上の役職に少なくとも 3 年間は就いていた者とする。

(3) 中央政府は、国税上訴裁判所の上級副長官又は副長官 1 名を国税上訴裁判所の長官に任命するものとする。

(4) 中央政府は、国税上訴裁判所の 1 名以上の裁判官を国税上訴裁判所の副長官に任命できる。

(4A) 中央政府は、国税上訴裁判所の副長官 1 名を国税上訴裁判所の上級副長官に任命できる。

(5) 上級副長官又は副長官は、一般命令書または特別命令書によって長官から委任された長官の権限を行使し、その長官の職務を遂行するものとする。

②裁判官の選考について

国税上訴裁判所の裁判官は、選考委員会によって選出される。選考委員会の委員長は、インド最高裁判所の現職上級裁判官が務め、選考委員会の他の委員は、法務長官、国税上訴裁判所長官及び法務省から指名された 2 名の委員で構成される。最善の人材が選ばれるように手続きが講じられている。

③顕著な特徴について

今日までに、約 30 名の国税上訴裁判所の裁判官が、高等裁判所または最高裁判所に登用されている。国税上訴裁判所の初代長官ムハマド・ムニル氏は、1942 年にラホール高等裁判所判事となり、その後にパキスタンの司法長官に昇進している。

国税上訴裁判所の 2 名の裁判官は、インド最高裁判事に昇進している。S. ラングナサン

名誉判事とクマリ M. ファティマ・ベーヴィ名誉判事である。前者は、国税上訴裁判所長官を務めた後、1977年にデリー高等裁判所に登用され、その後、最高裁判事に昇進している。後者は、1983年にケララ高等裁判所判事となり、その後にインド最高裁判所に登用され、女性初の最高裁判事となっている。ファティマ・ベーヴィ名誉判事は、最高裁判所を退職した後、タミル・ナドゥ州知事に任命された。

このように、国税上訴裁判所の裁判官を経験することは、裁判官に任命されることの厳格さもさることながら、最善の人材が選ばれ有能であることの証明となっており、その後の社会的地位の高さが表している。

(5) 審理の方法と手続きについて

国税上訴裁判所の審理は、細かい規則に制限されず、原告と被告双方に平等の機会を与える、「適切と考えるところに従い」裁決を下さなければならないとしている。不服申立ての内容を審理し、裁決理由を説明しなければならないのである。また、国税上訴裁判所は、判例の制約を受ける。裁判で示された証拠及び論点を審理し、当事者双方に対し公平に裁判を行わなければならないのである。国税上訴裁判所によって記録された裁決は、通常は確定的なものとなり、高等裁判所への訴訟の提起は、「法律に関する多大な疑義」を根拠にする場合に限り可能となる。また、要請した救済措置が実行されるように、適切なケースでは課税命令を停止する権限も国税上訴裁判所は有している。

国税上訴裁判所には、権限の行使または職責のために、国税上訴裁判所自身の手続き及び裁判の手続きを規定する権限が付与されている。国税上訴裁判所は、1963年に国税上訴裁判所規則 (ITAT Rules) を作成しており、この規則には、不服申立て、停止申請、休廷、訴答書面と証拠の提出、裁決の申渡しと宣告及びその他の不服申立ての審理に関連する手続き事項について詳細に規定されている。また、国税上訴裁判所の機能の手続き面に関して、また裁判当事者の指針として、複数の所内規則が長官により発布されている。

また、1963年の国税上訴裁判所規則とは別に、裁判官による不服申立ての審問と審理の方法が規定され、綿密に踏襲されている。審問と審理の方法は、司法裁判所で通常順守される手続きに若干の修正を加えられて、国税上訴裁判所で採用されている。不服申立ての審問における裁判官の審問の方法も、詳細に規定されている。不服申立ては、審問された後、所定の期間に審理されなければならないのである。各裁判官は、毎月所定の審理の件数の裁決を達成するように求められている。

(6) 審理及び裁決の実態・実績について

①訴訟の処理について

国税上訴裁判所において第一に重視されるのは裁決の質であるが、国税上訴裁判所は、複数の事件の合同審理、重要な問題に関する特別法廷の開廷、特殊な処理、巡回法廷の編成等の取り組みと方策の組み合わせによって、未決の不服申立て件数を 1998 年の約 30 万件から 2006 年 11 月末までにはわずか 8 万 8,414 件へと大幅に削減することに成功している。この傾向は今後も続くものとされ、国税不服裁判所の目標は、不服申立て受理日から 12 カ月以内に不服申立てを処理することであり、未決の不服申立ての件数の削減をアピール

ルしている。次ページに、国税上訴裁判所の「不服申立ての未決件数の諸表」と「未決件数の年間比較表」を示している。

②最近の傾向について

国税上訴裁判所は、グローバル化とクロスボーダー取引の時代が到来して、税務訴訟の様相の変化に伴い、二重課税の分野でもっと重要な役割を果たすことが求められている。最近、国税上訴裁判所が裁決した重要な裁決には、日本を含む様々な国とインドの間の二重課税回避条約の解釈を巡る複雑な問題が絡んでいる。日本の企業が関係する国税上訴裁判所における裁決事例は、今までに100社以上の事例が有するといわれている。この問題に関する国税上訴裁判所裁決の多くが、インド国外で、特に欧米で報告され、広く知られている。国税上訴裁判所の裁決は、国際法の著名な専門家からも高く評価されている。

国税上訴裁判所のいくつかの裁決に関し、国際課税の分野で著名なクラウス・フォーゲル教授のコメントが最近、国際租税に関する刊行物に掲載されたが、その内容は注目に値する。「近頃、この種のコラムでインドの裁判所による決定の報告が増えていることに、読者もお気づきだろう。二重課税協定という先進分野では発展途上国の判例法等にあまり関係ないと思い込んでいた人々は、驚いているかもしれない。インドには、英米法体系を学んだ非常に有能な司法官たちがおり、彼らは、特にインドの外国貿易が自由化された1991年頃から、国境を越えた状況に伴う税務訴訟を扱う必要が増えている。したがって、これらのケースと裁判所による裁決事由は、他国裁判所による決定と同様に、租税条約法における問題の提示と議論を行うにふさわしく、また、裁判所と専門家による国際対話において取り上げられるに値するものである。」

③国税上訴裁判所裁決事例の公式刊行物について

国税上訴裁判所では、裁決事例の公式刊行物として「国税上訴裁判所裁決事例集」(Income Tax Tribunal Decisions)と題する週次刊行物を発刊している。公式刊行物には、国税上訴裁判所の様々な法廷で下された裁決事例が記載されている。公式刊行物は、税務当局はもちろんのこと納税者にとっても、国税上訴裁判所が下した様々な裁決の経過をたどるのに役立っている。



模擬裁判の様子



ビマル・ガンジー長官と握手する金子団長

不服申立ての諸表

年	法廷数	申立件数	既決件数	未決件数
1990-91	38	82676	54976	198915
1991-92	38	83765	60167	222513
1992-93	38	79189	55811	245855
1993-94	38	70334	49584	266605
1994-95	38	69980	52430	284155
1995-96	38	64321	51949	296527
1996-97	38	58437	55384	299580
1997-98	53	53871	53473	299978
1998-99	53	50832	50213	300597
1999-00	53	36995	74940	262652
2000-01	53	33951	54450	242153
2001-02	53	30858	66968	206043
2002-03	53	48585	73959	180666
2003-04	63	46916	68848	158734
2004-05	63	57331	78901	137164
2005-06	63	45283	73979	108468
2006年 4月-10月	63	22230	40873	89837
2006年 11月	63	3935	5358	88414

不服申立ての未決件数

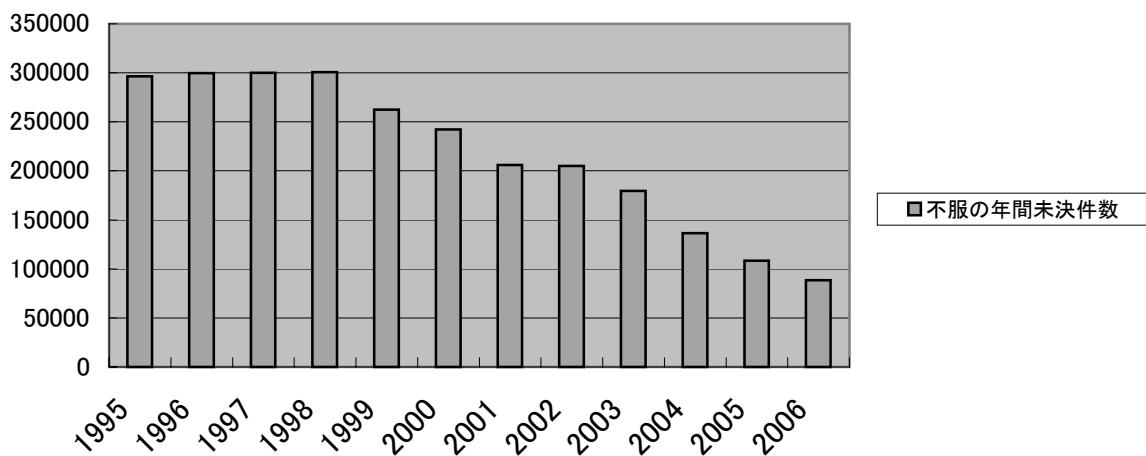
10年の歩み

「簡易な裁判、迅速な裁判」に向けた行程目標が現実に！

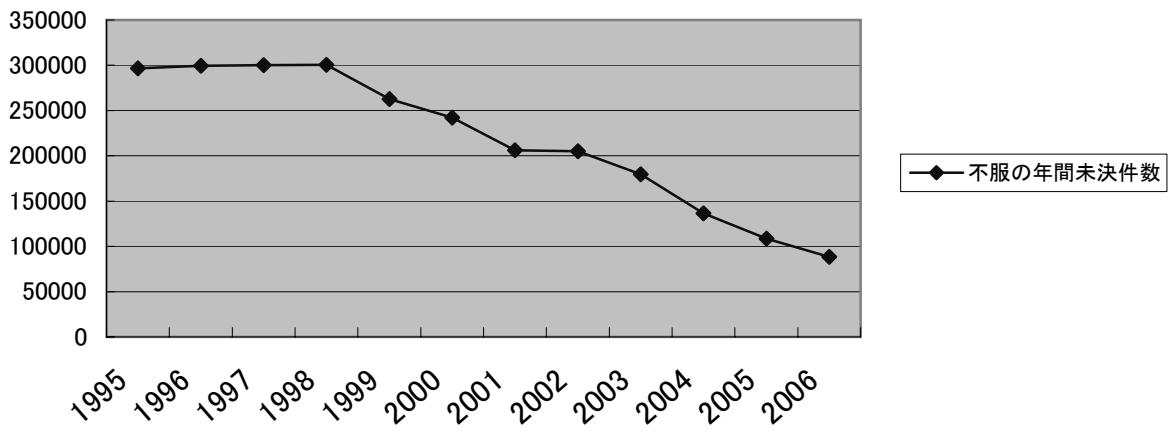
年	不服申立ての未決件数
1995	296527
1996	299580
1997	299978
1998	300597
1999	262652
2000	242153
2001	206043
2002	204968
2003	179512
2004	136630
2005	108468
2006	88414 *

*(2006年11月30日現在)

年間未決件数



年間未決件数



3 まとめ

インドでは、好調な経済成長により税収は増加しているが、一方で貧困対策や農村対策のため、税務調査では必要税額から逆算して追徴税額を算出することがあり、税務調査の指摘に不合理な点もあると聞いている。しかし、納税者の権利救済制度として、国税コミッショナーに対しての不服申立て、国税上訴裁判所への不服申立て、裁判所への訴訟の提起の一連の制度がある。国税上訴裁判所においても妥当な裁決が出るケースがあることから、日本の企業も含めて時間がかかるとしても、争うべきところは争う姿勢が重要となっている。

国税上訴裁判所は、法務省がその監督機関となっており、独立した司法機関として機能し、法務省の指導の下でその役割を果たしている。法務省による管理は、行政的な性質のものであり、国税上訴裁判所の裁決に対する制限または異議に及ぶことはないのである。国税上訴裁判所は、納税者と税務当局の両者の間を公平に裁くことを期待されている。

国税上訴裁判所のモットーは、“SULABH NYAY, SATVAR NYAY”、つまり「簡便な裁判、迅速な裁判」である。そして、国税上訴裁判所は、税務訴訟の様相の変化がもたらす膨大な課題に対応する万全の態勢を充分に整えることを期待されている。

インドにおける不服申立て・税務訴訟制度の概要については、事前に情報を収集することが難しく、事前に送付した質問事項にお答えいただき感謝申し上げます。国税上訴裁判所のビマル・ガンジー長官をはじめ国税上訴裁判所の職員の皆様から大歓迎を受け、組織のトップであるガンジー長官自らご説明をいただき、また法廷において模擬裁判を実演していただき、そして、弁護士会、勅許会計士協会等のトップの方々をご紹介くださいましてありがとうございました。

(財津 康弘 担当)

(参考文献)

- 1 国税上訴裁判所訪問資料（2006年12月15日現在）
- 2 KMPG インド投資案内 **Japanese Practice 19**
- 3 KMPG インド 日本国公認会計士 シニアマネージャー 笠間智樹「インドの税制（第1回）インドの税制度の概要」みずほコーポレート銀行
- 4 細川 健 「日印租税条約の改正と著作権使用料(7号所得)の課税要件の比較検証（その1）」税務広報（2005年8月号）

おわりに

我々は、2日間にわたり、デリー国税局にてインドの税務行政の研修を受けました。

職業税務専門家グループとしては、日本から初めての訪問団であるということもあり、我が国ではとても有り得ない大変誠意ある対応をしていただき、深く感激しました。

かつてネール首相は、約12億人の人口をかかえるインド最大の資源である人材にて国を興そうとする「頭脳立国宣言」をしたそうです。しかし今回の研修を通して、首都デリーのインフラの遅れを強く感じました。ソフト産業に代表される頭脳集団が富を稼ぎ出すのでしょうが、道路設備、車輌、上下水道設備、建物等を見る限り、先行したサービス産業のみでは12億の民を吸収する物造りの製造業はあまりにも出遅れているような感じがしました。この産業構造のギャップを是正する財源を稼ぎ出し、また自らもそのギャップ是正に貢献すべく機能するよう印度税務行政に期待するところです。

2日間の国税局訪問においても、このギャップを感じる事がありました。訪問した国税局の建物や、そこで活用されているコンピュータハードはかなり古い物であると思われました。ところが、そこで働く国税局の幹部たちは英国の大学留学の経験を持つ人がいたり、高学歴の税務スタッフが多くいました。そして職場ではシステムティックに研修制度が実施されており、コンピュータシステムが税務申告及び調査の分野でも十分に活用されているようでした。特にインドにおいては法人税の申告は電子申告が100%である、つまり電子申告でなければ受理できないということになっているのは驚きでした、税務調査対象者の選別においてもコンピュータシステムは活用されているようでした。過去10年間における税収増が6倍の伸びであるという説明を聞いたのも驚きでしたし、現在3千万人の納税者数を近い将来5千万人に拡大し、納税者の裾野を広げる行政を目指しているという説明も感銘を受けました。また印度税務行政の根底にあるであろう精神、市民憲章（Citizen's Charter）に則り、つまり納税者の権利に配慮した税務行政が公正適正に行われ、印度の国の発展につれて増える歳入増加により、均衡の取れた産業発展が実現し、すべての印度国民の豊かな暮らしが実現するよう祈るところです。

（田尻 吉正 担当）



ビマル・ガンジー長官と金子団長

デリー紀行



1 検問

2005 年のデリー、2006 年のムンバイと 2 年連続してイスラム教徒による列車爆破事故による 100 人以上の死者が出た事件があったせいか、駅のホームにおける撮影は禁止である。空港においても上着を脱がされ、ボディチェックを受ける。

ライターも取り上げられてしまった。

2 列車

アーグラへの約 2 時間の列車の旅、日本の特急列車に該当する列車である。

まず驚いたのは停車していない列車にお客が次々と飛び乗っていく。

我々の乗車した席は日本でいうグリーン車に相当する車体と聞いたが、ひびが入ったままの窓ガラスが何枚もあり、なぜかと色々考えさせられた。

3 物売りと物乞い

朝まだ薄暗いデリー駅はたくさんの物乞いがいて、びっくりした。

アーグラ城塞、タージマハールといった観光地はたくさんの物売りが居て、我々を一見して日本人と判断し、○○で 1,000 円というように、しつこく売りにくる。

ノーサンキューといつても、なかなか諦めないが、ようやく後で後でという。

4 インドにあるチャイニーズレストラン

久し振りの中華料理とおいしい紹興酒が飲めると期待したが、ここはインドのチャイニーズレストランであるから紹興酒はないといわれ、がっかりした。



タージパレスホテルのチャイニーズレストランにて

5 レシートと領収書

お店で買い物をしても、1 枚もレシートを貰えず、まだ一般の商店では税に対する認識が低いという実感がした。

6 野良犬と野良牛

町の中には沢山の野良犬がおり、狂犬病のことが頭から離れず早朝、練習不足をカバーしようとホテルの囲いを走り出したが野良犬の姿を見て怖くなり、10分程でやめてしまった。

野良牛については、牛を大切にするインドであるため、平気で人の側に寄ってくる。

7 コブラの芸

路上であまり大きくないコブラが音楽に合わせて、芸をしている姿を見て、毒蛇を忘れてつい手を出そうとした。あまりに可愛いので撮影しようとしたら、マネーマネーといわれ、120ルピーを支払いました。



コブラの芸を見て

8 親日家

土曜日、インドの国会議事堂前の広場に高校生の集団が、日本人とわかるのか、盛んに手を振ってくる。思わずシャッターを切る。この子供達も嘗てイギリスからの独立を助けた日本のインパール作戦や、ネルー首相が上野動物園に象を寄贈したことを知っているのかとつい考えた。

9 マクドナルドについて

バスに乗っていてもなかなかマクドナルドの看板が目に入らない。

中国の北京市、フフホト市、ベトナムのハノイ市でもよく目についたマクドナルドの看板がない、なぜか。

ガイドさんの説明いわく、インドで最も多数を占めるヒンドゥー教徒は牛肉を吃ることはタブー、2番目に多いイスラム教徒は豚肉を吃ることはタブー、というわけでマクドナルドの進出が遅れたそうである。

羊肉を用いてマクドナルドの営業を始めたけれども、まだまだ店舗が少ないという説明を受けました。宗教上の理由といわれるとなかなか日本人としては理解できないところもあるけれど、とりあえず納得する。

(丸山 一仁 記)

第3章 インドの会計・職業専門家制度



はじめに

我々第3班は総勢8名のメンバーであるがすべて海外視察経験者であり、チーフとしては非常に心強い研修視察であった。

さて、第3班に課せられたテーマは会計職業専門家制度である。東京税理士会として初めて訪問するインドという国の実態は、ベールに包まれている部分が多く、まず初めに税務の職業専門家はいるのか、誰が行っているのか、税理士制度が存在するかの確認を含めて職業専門家制度について調査確認することであった。

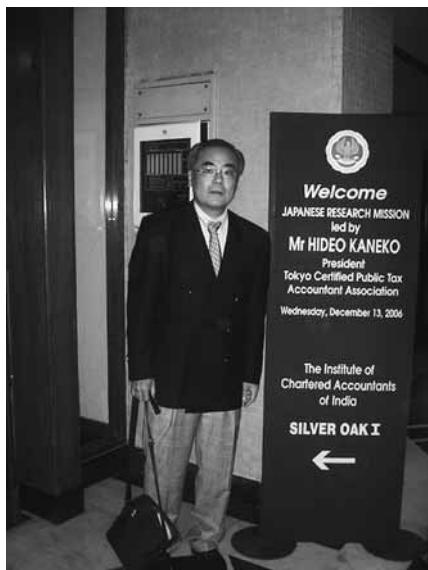
次に、会計事務所の業務実態、報酬制度、会計制度の概要、これらの基盤となっているインド勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants of India / ICAI)、職業専門家、アジアオセニアタックスコンサルタント協会 (AOTCA) のメンバーでもあるインド税務実務家協会 (All India Federation of Tax Practitioners / AIFTP)、さらにインドブームが予想される日系企業の進出に際して、会社の設立、登記から解散までの手続きについて触れてみたいと思っている。

何分本課題に関する翻訳された資料が乏しく、このような状況の下で、事務局で事前収集したWEBサイトや、現地会計事務所等の事前に收受した英文の資料を翻訳して、それを現地で確認するといった方法並びに現地で資料を収集して報告書を作成したものである。

事前研修会は他の班を含めた全体での研修会とは別に我々第3班については、そのテーマの細部にわたる質問事項の打合せ会を下記のとおり開催した。

◆平成18年10月30日（月） 東京税理士会館別館3Fにて
11月20日（月） //

第3班メンバーには本来の業務の多忙の中、本視察のための準備並びに報告書に時間を割いていただいたことに感謝と敬意を表するとともに、この報告書が会員の皆様の参考に少しでも役立つことを願う次第である。



インド勅許会計士協会による「歓迎」
の立看板の横にて

I 税務専門家・会計事務所の業務実態、報酬規定、その他

1 税理士制度について

12月12日(火)午前9時より、ASSOCHAM HOUSEにてインド税務実務家協会(AII India Federation of Tax Practitioners/AIFTP)の北部地区会長であるS. R. Wadhwa氏から講演を受けた。

詳細については後記の職業専門家及び税務実務家協会の担当による報告書に記載されている。彼らによればインドでは税理士制度は存在せず、税務についてはほとんどが弁護士(Advocate)及び勅許会計士(Chartered Accountant/CA)が行っているとのことである。彼らも税務を行う場合には、税務に関する資格要件は不要である。ただし、実務を行うに際しては、法人及び事業者である一定規模の個人については、法人税の税務申告書にCAの監査報告書の添付が要求されていることから、税務申告業務についてはそのほとんどがCAが行っているとのことである。

2 会計事務所

<ムンバイ中堅会計事務所>

はじめに

12月13日(水)午後1時30分より4時15分までタージパレスホテルのセミナールームにてムンバイにある中堅の会計事務所であるM/S ATUL VEERESH & ASSOCIATES(名称 アトウール ビーレシュ アンド アソシエイツ勅許会計士事務所)のパートナーでCAのVeeresh Shar(ビーレッシュ・シャー)氏にインドの会計事務所の業務の概要及び報酬形態等につき下記のとおり講演を受けた。

(1) 事務所概要

住所

ムンバイ事務所(Mumbai Office) マハラシュトラ州

221,fashqua Shopping Center

station road, SantaCruz(W)

Mumbai-400 054,India

24850

ヴァドードラ事務所(Vadodra Office) グジャラート州

プネ事務所(Pune Office) マハラシュトラ州

(2) 形態

パートナーシップ

(3) インド勅許会計士協会会員

(4) 常勤パートナーの数及び名前

2人 Mr. Atul Parikh 実務経験年数 30年
 Mr. Veeresh Shar 20年

2人のAssociates 組合員 経験年数は35年と40年

スタッフは15名にてうち1名がCA

業務内容	地域									合計	
	Mumbai			Vadodara			Pune				
	Q	S	O	Q	S	O	Q	S	O		
法定監査	1	6	2	—	2	1	1	3	1	17	
税務	1	—	—	1	3	—	—	—	—	5	
記帳代行	—	2	—	—	—	1	—	—	—	3	
コンサルティング	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	
合計	2	9	2	1	5	2	1	3	1	26	

Qはqualified CA

SはSemi Qualified B.Com 大学の経済学部卒業

OはOther その他

給料は Qで月額20,000ルピー～30,000ルピー

Sで月額10,000ルピー～18,000ルピー

Oで月額3,000ルピー～8,000ルピー

年間で各1か月のボーナスと医療保険などがプラスされる。

(5) 業務内容

(インドで特徴的な業務)

①1961年所得税法セクション44ABによる税務監査

法人は会社法により大中小にかかわらずすべてCAによる監査が強制されている。

インド所得税法では法人、個人を問わず年間400万ルピー超の売上高を有する場合

には、セクション44ABにおける税務監査が必要である。



タージパレスホテルセミナールームにて

②1961年所得税法 U/S35AC&35(1)の100%免除の証明業務

一定の国営企業、信託等へ寄付する場合には所得税の計算において控除できるがその証明業務である。

(その他の業務)

インド準備銀行に関して信用組合へのコンサルティング

国営銀行の支店の監査業務

信用組合や協同組合、団体の監査

会社の内部監査や法定監査

国営銀行へ融資、先進的なポートフォーリオのコンサルティング

国営銀行、所得監査、株式や売上債権の監査、セキュリティ監査

収入、経費の監査、精査

会社設立から記帳代行、給与計算業務など

(6)顧客の数

クライアント形態	会 社		会社以外	合 計
業務内容	国 内	外 国 企 業		
法定監査対象顧客数	48	0	20	68
内部監査	5	1	0	6
銀行監査	25	1	0	26
証明業務	1,000	300	25	1,325
税 務	40	0	0	40
記帳代行	0	0	5	5
コンサルティング	30	0	70	100

売上高は4億ルピーから10億ルピーまでの会社が多いとのことである。

国別ではオーストリアの100%出資の皮製品の製造会社等。

(7)日本では税理士の無償独占業務である税務申告、相談はインドでは誰でも可能である。

(8)報酬規定

4大監査法人では独自の報酬規定があるが中堅以下のパートナー会計事務所ではインド全体で1~2%程度である。この事務所では今年からICAIの推奨報酬表にて顧客に呈示している。

顧問契約書についても取り決めている事務所はインド全体では少なく、時間決めで監査報酬、決算料報酬、税務申告書作成報酬、その他となっている。

報酬は事前に顧客と交渉の結果決定しているのでトラブルはないとのことである。

なお、この事務所ではインド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India/ICAI)より推奨されている報酬規定があるのでそれを斟酌して決めているとのことである。

CAによる推奨報酬表

2000年4月1日より発効

業務の性質	CA 最低 最高 5,000/10,000ルピー	会計士補 なし	補助者 なし
1 法廷における証言証明 (1日あたり)	600/1,200	300/600	100/200
2 法定・税務、内部監査 書類遵守作成業務 (1日あたり)	1,000/2,000	500/1,000	200/400
3 税務 (1時間あたり)	1,500/3,000	750/1,500	250/500

移動時間、出張の場合交通費や食費などの実費は加算される。

ICAIジャーナル2004年4月 91ページ参照。

(9) 成功報酬についてはすべて時間決め報酬となっている。

(10) 過当競争について

過当競争はICAIの推奨にてそれ以上下げるとはできない。人件費及び原価プラス利益で顧客へ呈示する。

(11) 職員研修

事務所での研修と顧客の事務所等にて監査のトレーニングをさせている。

外部団体のセミナーへ参加させる、事務所内で毎週土曜日に研修会を開催している。

(12) 税務申告の実務

①追加監査（税務監査）

インド所得税法 1961 のセクション 44AB では法人を及び個人で事業を行っている者は前事業年度の売上高が 400 万ルピーを超える場合には確定申告書を提出する前に会計士によって監査された前年度の勘定と会計士により署名、実証されて説明の記載のある監査報告書を提出することが義務づけられている。

②法人所得税の算出方法

課税総所得は会社法上の当期純利益に会社法によって費用計上された減価償却費、退職引当金、寄付金などを加算し、所得税法（1961 年）に基づいて計算された減価償却費、実際に支払われた退職金などを減算して算出する。これに寄付金等の所得控除を減算して課税所得を算出して法人所得税率をかけて法人所得税額を計算する。

さらに源泉所得税（Tax Deduction Sources/TDS）や 3 期分の予納税額を控除して申告税額を算出する。

③法人所得税の税務申告書

申告書である FORM1 に添付書類として税額計算明細書、FORM NO.3CA Tax Audit report 税務監査報告書、監査された損益計算書、貸借対照表及び添付明細書類を添付する。

最良の情報と与えられた説明により、この FORM NO.3CA の記載事項は真実で適正の旨の意見を述べ CA によって署名されている。さらに FORM NO.3CD の明細である記載事項を記入する。記載事項は棚卸資産などの期首棚卸高、前期仕入高、前期費消高、前期売上高、期末棚卸高など種類ごとに記載する。他の関連する税金、製造業だと物品税法 1944 に基づいて監査が行われたかの質問事項があり、そこに記載する。資本的支出になるものとか、罰金なども記載する。減価償却費の税務上の計算明細表をつける等である。

④税務調査

通常の任意の税務調査は税務署から質問状が納税者に届き、納税者はその質問事項に回答を書き込み元帳、VOUCHER などの証拠書類を税務署に持っていき説明をする。

通常、これは CA が行う。

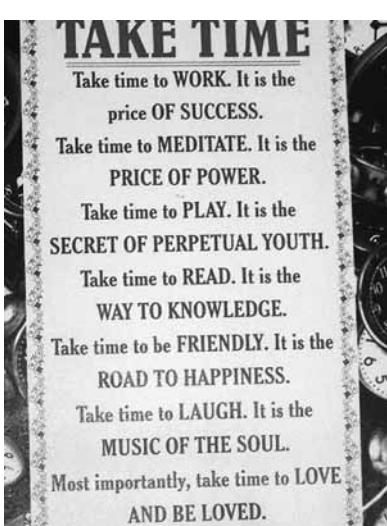
インドでは任意調査の場合、通常納税者の事務所等へ税務署が訪問するのではなく、納税者あるいは CA が税務署へ事情説明に行く。

これは申告後 1 年以内に行われる。この調査率は毎年 2 から 3% 程度である。

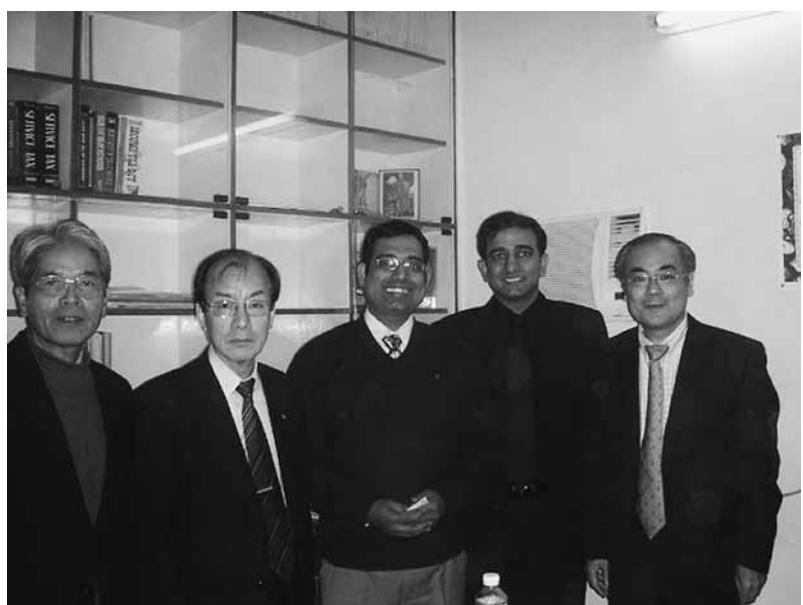
デリー中堅会計事務所訪問

はじめに

12月14日16時に我々第3班の職業会計専門家の現地取材班である村守団員、福田団員と私の3人はデリーの中小会計事務所の業務の実態や報酬について調査をするため下記の事務所を訪問した。デリー国税局から車で45分ほどのところにある。



この会計事務所の社訓



マノージ・パウワ勅許会計士事務所にて

(1) 所在地

MANOJ PAHWA & ASSOCIATES
CHARTERED ACCOUNTANT
A- 1 53、SECTOR-7、NR.M2K CINEMA
ROHINI, DELHI- 110085
TEL 91-11-27041741,27061344,27062821
Email mpaindia@gmail.com

マノージ パウワ アソシエイツ

勅許会計士事務所

- ① パートナーシップで **FIRM** と称する個人事務所である
- ② 2001 年 10 月 10 日設立
- 経歴 5 年
- ③ 職員 8 人 うち CA が一人

(2) 事業アウトソーシング

計画、作成、利益のための提案
金融、経理、給料計算、税金、監査システムに関する指導
事業金融やこれに関連する業務に関する助言
複雑な事業状況に関する戦略的解決方法の教示

(3) 顧客

インド居住者、非居住者、外国人など個人に対する IT 企業、ベンチャー等

(4) 顧客の数

- ① 50 社にて法定監査、税務コンサルティング、内部監査、内部統制などの業務
- ② 20 の会社以外の組織 NGO など
- ③ 40 の **FIRM**
- ④ 90 の個人 税務コンサルティング、税務監査、税務申告業務

(5) 顧客の業種

製造業 通信 IT、ソフトウェア、半導体、ファッショニ、アクセサリー、輸出
金融機関、銀行、科学製品の製造販売、科学薬品、旅行業、ホテル業、保険
セメント、病院、不動産業、教育、広告メディア、NGO 等
外国企業はアメリカ、シンガポール、スペインのジョイントベンチャー

(6) 業務内容

内部監査、管理コンサルティング、法定監査、税務、法律相談、税務監査、直接税、間接税の相談、記帳のアウトソーシング、法人税、サービス税の相談業務、税務相談、記帳業務、FEMA の相談業務

(7) 報酬規定

この事務所では特に定めてはおらず ICAI の報酬規定をベースに、顧客との事前交渉にて決定する。

①報酬の決め方

報酬の決め方は最初に見積もりを提出して、これを元に顧客と交渉をして事前に合意を得る。

2006年5月12日より ICAI の報酬規定が1.5倍増加しており、これは過去数年間報酬規定が変わっておらず、増加したものである。これより低い場合もあるが高い場合もある。

②契約書

契約書は大きい顧客の場合にはあるが、この場合WEB上で取り交わす。小さい顧客や個人の場合には口頭で行う。契約期間は主に1年間で更新する。

③請求書

請求書は監査、税務、その他とタイムチャージにより請求する。1か月締め、4半期毎、その都度に請求する等、会社の規模等で異なっている。

④トラブル

所用時間については契約当初に担当のスキル度合を客先に示すが、顧客の予期していた時間と食い違った場合には値段交渉ということもある。

⑤成功報酬

成功報酬はない。すべて決めた時間あたりの報酬にて計算請求する。

(8)電子申告について

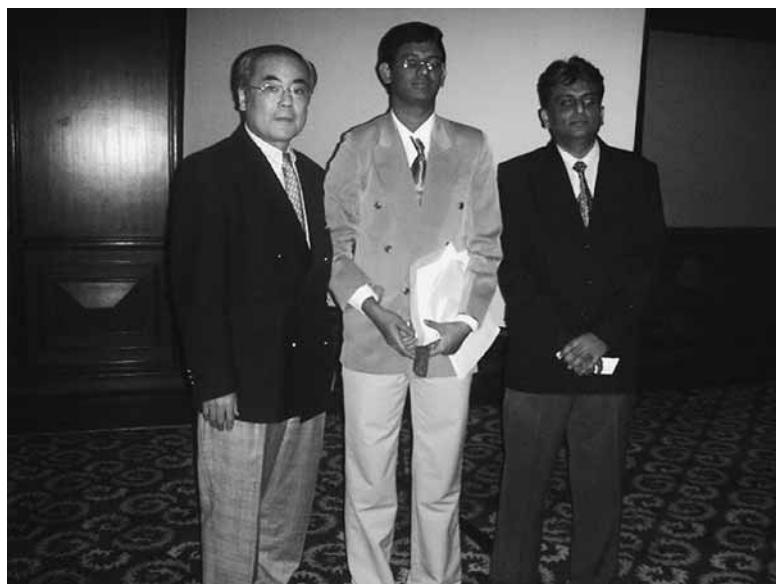
2006年9月15日より法律で強制的に電子申告をしなければならなくなり、現在彼の事務所での電子申告の実績は100回ほどである。内容はTDS(源泉徴収所得税)の申告がほとんどである。

すべてデジタル署名によるものである。

(9)インド人の納税意識

マノージ・シャー勅許会計士の考えでは現在申告者は全体の4%程度であるが10%~15%程度、税金を支払うべき者がいるのではないか。

したがって、申告者は現在の2倍程度に増加するのではないかといった意見を述べていただいた。



ビーレッッシュ・シャー勅許会計士（右側）
タージパレスホテルセミナー会場にて

3 法人の組織形態

法人の組織形態は下記の表のとおりに分類される。

進出形態	駐在員事務所	プロジェクトオフィス支店	現地法人
業務範囲	連絡業務に限定	特定の業務に限定	
営業活動	不可	可 ただし不可な業種有 制限有	可 制限無
承認届出	RBI	RBI	RBI FIPB

1991年7月の新産業政策により外資に門戸が緩和されネガティブリスト方式（自動認可対象外の業種を限定し、これ以外は自動認可）となった。これによりほとんどの業種は現在100%まで外国直接投資(FDI)が可能となっており、事前許可は不要となっている。インド中央銀行(Reserve Bank of India/RBI)への事後届出となっている。

自動認可ルートに該当しない場合には、政府認可ルートとして外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board/FIPB)より事前に認可を得ることになる。

これは過去にインド企業との技術提携や合併がある場合等である。

日系企業においては設立前に他のインド企業からの同意書(No Objection Letter/NOL)の取得が取られている。

4 会社の設立

インドでの会社の設立は1956年会社法により、有限会社(Company Limited)として設立され、公開、非公開に区分される。両者の異動については下記の比較表のとおりである。

公開会社(Public Company)	非公開会社(Private Company)
発起人	最低7名以上
取締役最低	3名以上
資本金	最低50万ルピー以上
株式譲渡制限	無
社債株式	
一般公募	
会計監査人	要

会計監査人は、勅許会計士及びICAIの会員資格を有する者でなければならない。非公開会社であっても公開会社の子会社である場合には公開会社である。

5 会社の登記

会社登記局 (Registrar of Company／ROC) へ会社名の申請をする。基本定款 (Memorandum of Association)、通常定款 (Articles of Association) 設立趣意書 (Prospectus Statement)、会社法に従っている旨の宣誓書を準備して登録料を支払うと ROC より設立許可証 (Certificate of Incorporation) の交付を受ける。登記日より 30 日以内に取締役会を開催して、資本金の払込みを行い株式を発行する。

非公開会社の場合は即時に営業開始が可能であるが、公開会社の場合には営業開始許可証 (Certificate of Commencement of Business) の取得が必要である。

株式の発行及び証券取引に関する法律は、インド会社法 (1956)、インド証券取引委員会法 (The Securities and Exchanges Board of India Act,1992)、証券契約（規制法）(The Securities Contracts(Regulation)Act,1956)、SEBI による諸規定がある。支店、プロジェクトオフィス、駐在員事務所も ROC への登記が必要である。

6 会社の再建、解散

(1) 日本の会社更生法に相当する赤字企業法 (SICA Sick Industrial Companies Act1985) によれば債務超過企業(Sick Company)又は潜在的赤字企業 (Potentially Sick Company 累損が直近 4 年間自己資本の 50%超) に該当する企業は企業再建委員会 (BIFR Board for Industrial & Financial Reconstruction) へ届出をする義務がある。

債務超過企業に対して BIFR は認定後更生計画案の策定後更生可能であれば企業は BIFR の監督の下で再建されるが不可能と判断されれば裁判所は企業に会社清算開始命令を下す。

(2) 閉鎖

インドでは工場等の会社施設の閉鎖に関しては、労働者保護の観点から労働争議法 (1947)により下記のとおりとなっている。労働争議が継続している場合には閉鎖解散は認められない。

従業員 100 人未満 州政府に通知する。

100 人以上 閉鎖予定日の 90 日前までに州政府に通知し、許可を得る。

(3) 解散

次の 3 形態があるが、②の任意解散が認められたケースはほとんどない。

- ① 裁判所による解散(winding up by the court)
- ② 任意解散 (Voluntary winding up) 裁判所の介入なしに株主総会の一般決議又は特別決議により解散する。
- ③ 裁判所の監督下の解散 (winding up subject to supervision of court)

(廣瀬 一俊 担当)

(参考文献)

- 1 BCA Referencer 2006-2007Bombay Chartered Accountants` Society
- 2 IBC インド投資便覧 2005 年版 株インド・ビジネス・センター
- 3 投資ガイドブック インド 2006 年 1 月 株三菱東京 UFJ 銀行国際業務部
- 4 インド投資案内 KPMG

II 国際的会計基準とインド会計基準

1 国際的会計基準について

国際的会計基準とはどのようなもので、どこの機関・組織が基準を設定して、どこの機関・組織がその基準に合致するよう強制、あるいは要請、遵守させているのでしょうか。

世界各国で思想、心情、主義、文化等々一致しているのを探すことができないのと同様、バラバラの経済社会を持つ世界で、国ごとに会計基準が違うのが当然のように思われる。

しかし、1980年代以降の資本市場のグローバリゼーション化により会計基準の国際的な調和をさせることと高度な統合をすることが必要となった。

なぜなら、経営数値等の企業情報の開示が公平、公正さを保障し、確認できる手段であるのに、開示される情報の基である会計基準が各国でバラバラなままでは、比較、対照、確認ができず、公平、公正な数値になりえないからである。

しかば、このような市場に適合する会計基準を国際的会計基準というのであれば、世界のどこの機関・組織がどのような権限で、その基準を設定し、遵守させているのか。

以下一冊の著書『会計基準の国際的統一』からその知識を得ようと思う。

2 国際的会計基準設定の経緯

(1) 国際的会計基準としての各国基準の調和・統合化

2001年4月国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board／IASB)が国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee／IASC)から改組、発足してから、統合化を推進する主体となったといわれている。

ヨーロッパ連合(European Union／EU)の理事会も2005年に始まる会計年度以降に、EU域内の資本市場へ上場するEU加盟国の会社に国際会計基準(International Accounting Standards／IAS)による連結財務諸表の作成を要求することになった。

一方、各国の会計基準の扱いは、米国では一般に認められた会計原則(Generally Accepted Accounting Principles／GAAP)を米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission／SEC)登録会社の一部に強制適用させ、外は適用しなかったり、英国では会社法がすべての会社に適用される。日本では中小会社に特定の基準(中小企業の会計に関する指針等)が適用される等、一国一基準ではない。

こうした中で米国が動きだすことになる。

(2) SECの国際的会計基準設定の主導

米国の財務会計審議会(Financial Accounting Standards Board／FASB)はできる範囲内でIASBと同一の基準の開発をすることを決め、2003年3月26日にIASBとの共同プロジェクトで作成される基準で、IASBと同一の様式と文章を用いるという目標を掲げることになった。

米国会計基準の中心で関わっている、米国証券取引委員会(SEC)と財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board／FASB)が国際会計基準(IAS)、国際会計基準審議会(IASB)との間に2002年10月に交わしたノーウォーク合意という覚書に基づく世界各国の会計基準を収斂するということで国際会計基準を定める始めとなした。

ここでいう「収斂する」とは一組の高度な質を備えた国際的会計基準を設定することを言い、FASB が米国会計基準設定のみならず、国際的会計基準設定とその収斂作業に深く関わっているわけである。

米国の米国内の開示規制や会計基準の設定権限は、米国議会で連邦証券諸法を立法化する過程に捉えることができるとされている。

1929 年の大恐慌は、各州の立法当局がブルー・スカイ法間の適用の一貫性を欠いたために、会計処理と開示の不備を衝かれた会計上の不正がその一因であるといわれ、議会は証券詐欺を禁ずるためにも開示主義的な証券発行の規制をし、連邦証券諸法を制定するにあたり、投資家を保護し、かつ公平、公正な証券市場を保証することを意図した継続開示システムを創設した。

最初の 1933 年証券法(フレッチャー・レーバン法)はルーズベルト大統領の教書にうたわれた州際通商における投資証券売買の連邦管理を立法化したもので、連邦ブルー・スカイ法である。

このときの完全、公平な開示を達成するには会計について国の規制権限が必要である。ということで、議会は連邦通商委員会(Federal Trade Commission／FTC)に開示規制や会計基準の設定という権限を付与するように証券法に規定した。

そして 1934 年証券取引所法では SEC を新たな規制機関として設立し、すべての権限が FTC から SEC に委譲され今日に至っている。

後に会計基準設定権限を FASB に委譲したが、それは SEC による監視が条件となっているので SEC による会計基準設定であることには変わらないといえる。

こうしたことから、SEC が IAS を承認するかどうかの米国における中心的機関であるということができる。

SEC は、証券市場の国際化に伴う外国の民間発行体に対し、財務諸表の開示規制について相互目論見書アプローチと共に目論見書アプローチという二つの政策を行い、相互目論見書アプローチが国際的な証券公募を促進するために好ましいということで採用された。

そして 1987 年 10 月 19 日のブラックマンデーの大暴落により、SEC が米国国内の市場規制はもとより、国際的証券市場の規制にもイニシアティブをとるようになり、1988 年 11 月の証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions／IOSCO) の基本政策で「国際的証券市場の規制」の声明を出すまでになった。

このように SEC は一貫して相互承認制度と国際的会計基準の設定を命題としている。

相互承認制度による多国間管轄開示制度(Multi-Jurisdictional Disclosure System／MJDS)は、発行体による米国資本市場の利用頻度と米国開示規制との類似性があるということで米国、英国、カナダの三か国市場に限定されているが、長期的に見れば統合された国際的開示システムの構築を目的とした、SEC による共通目論見書アプローチによる最初に企画された相互目論見・共通目論見両アプローチの混成政策であった。

(3) SEC のピースミール・アプローチ

SEC の「互に承認できる国際的会計基準」の追及は IOSCO を通じた IASC への深い関わりによって進められ、外国民間発行体に対して一連の規制緩和策を進展させ、キャッシュ・フロー計算書、外国為替レート変動の影響及び企業結合について IAS を承認し、米国の自国主義である施策の調整表作成・開示要件を撤廃する規制緩和を行い、IAS の包括的承

認はせず、部分的承認(Piecemeal Approach)をする、という政策がとられた。

一方、IOSCO が IAS 会計基準の 30 基準すべてを承認したことに対しては、SEC は IOSCO 加盟国に対し、包括的に承認することをせず、IAS 会計基準の「包括性」、「高度な質」、「厳格な解釈と適用」の三要素を部分的承認(ピースミールアプローチ)に留めている。

SEC は前述の IAS の三要素を「鍵となる三要素」の基準として重視し、FASB において「高品質の国際的会計基準設定主体の確立の鍵を握る」と主張して US GAAP を設定しているので、IAS、SEC の足並みが揃ったといえる。

そしてこのことは、US GAAP の水準が IAS 承認の判断基準(bench mark)となっている。(これは米国の会計基準の水準が国際的会計基準の判断基準となっていることになる。)

2000 年は IAS 承認問題に関して次のように画期的な年であった。

2月・SEC による IAS に関する Concept Release の公表

3月・国際会計基準委員会(IASC)によるコア・スタンダード・プロジェクトの完了

5月・IOSCO による IAS への支持表明

5月・IASC の組織改革→→→2001 年 4 月 IASB の発足

6月・EU のヨーロッパ委員会による IAS 準拠の義務化

こうして国際的会計基準は「最高品質の基準へ収斂」する「最高品種アプローチ」が展開され、SEC による部分的承認(ピースミールアプローチ)から「収斂」観念の導入による「最高品種アプローチ」への転換がされたと見ることができる。

(4) FASB の使命と主導権

会計基準設定主体とする FASB や IASB と SEC は、2002 年 Sarbanes-Oxley act of 2002(SOX 法)により、協議による方法で「最高品質の基準へ収斂」する行動を行っている。

SOX 法はエンロン社の破綻やワールドコム社の粉飾決算に伴う破綻による、会計不信で損なわれた米国資本市場の信頼性と投資家保護を回復するために 2002 年 7 月 30 日ブッシュ大統領の署名により成立した企業改革法で、一般に認められた会計原則(GAAP)として承認する権限を次に述べる 5 つの要件を条件として、SEC に付与したものである。

①民間機関であること

②機関内には、公共の利益に寄与し、過半数の者が過去 2 年間は公開会社会計監視委員会へ登録された会計事務所の社員ではない評議員会を備えていること

③公開株式等の発行体から運営資金を徴収して財源とすること、及び

④会計基準の変更などが必要なときに多数決による迅速な設定手続きを採択していること、を条件付けている。

⑤基準を事業環境の変化に対応した最新なものにする必要性、妥当性を考慮する

つまり一組の高度な質を備えた国際的会計基準へ収斂を求めているわけである。

そして US GAAP と IAS との収斂を促進するため、次の 6 つのイニシアティブをとった。

①ASB との共同プロジェクト

②期収斂プロジェクト

③FASB 本部常勤 IASB 連絡メンバー

④FASB による IASB プロジェクトの監視

- ⑤収斂に関する調査研究プロジェクト
- ⑥FASB の協議事項の意思決定の収斂についての系統立てた考察

(5) EU の IAS 承認とその世界的認知

他方、2005 年以降、EU は域内上場企業に対し IAS による会計基準一元化を義務づけ、オセアニア、オーストラリア、ニュージーランドにも義務づけられて、会計基準が一元化された。(この際、EU は IASへの US GAAP の形成に対する影響力をもっていないことを宣言した。)

この結果、IAS 承認は世界的なものとなり、2002 年 FASB と IASB とが締結した覚書により、FASB が IAS に対し、高度な質を備えた、互換性のある会計基準を開発する、と言う名目で US GAAP に国際会計基準としての同格性を付与し、世界に認めさせ、基軸的会計基準を形成させ、IAS の部分的承認可能である SECとともに、米国の独擅場となったのである。

3 国際的会計基準の概要

(1) 会計基準の設定は民間主体で設定が望ましい

国際会計基準設定は、投資家や債権者の視点で定められ、投資家保護や債権者保護に対しては、形式を超えて企業の実態を適正に表示(fair presentation)し、投資家や債権者がその自己責任で投資判断ができる。よう機能させることが目的である。

したがって、企業の経済実態を適正に表示するための、財務報告基準は民間の会計基準設定主体が一つの会計基準を設定・訂正している。

(2) 国際会計基準の一覧表

I A S No.	表	題	顛	末
1 号	財務諸表の表示			
2 号	棚卸資産			
3 号	連結財務諸表	I A S 27、28 で廃止		
4 号	減価償却の会計	I A S 16、22、38 で廃止		
5 号	財務諸表に開示すべき情報	I A S 1 で廃止		
6 号	物価変動に関する会計上の対応	I A S 15 で廃止		
7 号	キャッシュ・フロー計算書			
8 号	期間純損益、重大な誤謬 及び会計方針の変更			
9 号	研究開発費	I A S 38 で廃止		
10 号	後発事業			
11 号	工事契約			
12 号	法人所得税			
13 号	流動資産及び流動負債の表示	I A S 1 で廃止		
14 号	セグメント別報告			
15 号	物価変動の影響を反映する情報			
16 号	有形固定資産			
17 号	リース			

18号	収益
19号	従業員給付
20号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示
21号	外国為替レート変動の影響
22号	企業結合
23号	借入費用
24号	関連当事者についての開示
25号	投資の会計処理 IAS 39、40 で廃止
26号	退職給付制度の会計及び報告
27号	連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理
28号	関連会社に対する投資の会計処理
29号	超インフレ経済下における財務報告
30号	銀行及び類似する金融機関の財務諸表における開示
31号	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告
32号	金融商品：開示及び表示
33号	1株あたり利益
34号	中間財務報告
35号	廃止事業
36号	資産の減損
37号	引当金、偶発債務及び偶発資産
38号	無形資産
39号	金融商品：認識及び測定
40号	投資不動産
41号	農業

以上の国際会計基準設定が目指しているものは、投資家や債権者が自己責任で投資判断ができるように、企業の経済実態を適正に表示(fair presentation)するためにすべての国際会計基準に準拠させることが必要で、一部が合致すればよいわけではありません。

世界各国の会計基準が国際基準に準拠させるべく、四苦八苦している。

4 インドの会計基準

(1) インド会計基準の概要

インドの会計処理は次の基準にのっとり行われなければならない。

- ①1956年会社法
- ②インド勅許会計士協会が公表している会計基準
- ③インド勅許会計士協会が公表している会計基準解釈
- ④工場経営の場合は上場規定に則った開示が必要

⑤上場会社の場合は、前述の外、上場規定に則った開示が必要

(2) インド会計基準の適用について

インド会計基準の国際会計基準準拠調べの表を参照してください。

○会計基準 1

適用年度 1992 年 3 月期以降

○会計基準 2

適用年度 2000 年 3 月期以降

インドでは最初から後入先出法の考え方ではなく、IAS を承認するときに後入先出法を国際基準から削除させた経緯がある。これはもしかしてインドが農業国であった文化のせいかもしれない、農業產品は先入先出法。

○会計基準 3、17、18

適用年度は 2002 年 3 月期以降

株式又は社債がインド市場に上場されているか、上場予定であるか、又は年間売上高が 5 億インドルピーを超えている企業に強制適用。

○会計基準 5

適用年度は 1997 年 3 月期以降

○会計基準 7

適用年度は 2004 年 3 月期以降

○会計基準 9

適用年度は 1992 年 3 月期以降

○会計基準 11

適用年度は 1996 年 3 月期以降

○会計基準 12

適用年度は 1995 年 3 月期以降

○会計基準 13

適用年度は 2003 年 3 月期以降

○会計基準 14

適用年度は 1996 年 3 月期以降

○会計基準 15

適用年度は 1996 年 3 月期以降

○会計基準 16

適用年度は 2001 年 3 月期以降

○会計基準 19

適用年度は 2002 年 3 月期以降

○会計基準 20

適用年度は 2002 年 3 月期以降

株式又は潜在株式がインドの証券取引所に上場している会社について、強制適用。しかし上場していない会社が 1 株当たり利益を開示する場合には、この会計基準を適用。

○会計基準 21

適用年度は 2002 年 3 月期以降

○会計基準 22

適用年度は 2002 年 3 月期以降

株式又は社債がインド市場に上場されているか上場予定である企業、及びこれらの企業をグループ内にもつ親会社の連結財務諸表においては、2002 年 3 月以降は強制適用。

2004 年 3 月期以降はパートナーシップ等を含むすべての企業に強制適用。

○会計基準 23、27

適用年度は 2003 年 3 月期以降

連結財務諸表を作成するすべての企業に強制適用。

○会計基準 24、28

適用年度は 2005 年 3 月期以降

株式又は社債がインド市場に上場されているか、上場予定であるか又は年間売上高が 5 億インドルピーを超えていた企業に企業は、2005 年 3 月期以降強制適用。それ以外の企業は、2006 年 3 月期以降強制適用。

○会計基準 25

中間財務報告が要求される企業に強制適用。

○会計基準 26

適用年度は 2004 年 3 月期以降

株式又は社債がインド市場に上場されているか、上場予定であるか、又は年間売上高が 5 億インドルピーを超えていた企業に 2004 年 3 月期以降強制適用。それ以外の企業については 2006 年 3 月期以降強制適用。

○会計基準 29

適用年度は 2005 年 3 月期以降

○会計基準 4

適用年度は 1996 年 3 月期以降

会計基準 29 適用後は無効。

○会計基準 8

適用年度は 1992 年 3 月期以降

会計基準 26 適用後は無効。

○会計基準 6

適用年度は 1996 年 3 月期以降

会計基準 26 適用後は無形固定資産の償却に関する部分は無効。

○会計基準 10

適用年度は 1992 年 3 月期以降

会計基準 26 適用後は一部無効。

インド会計基準の国際会計基準準拠の一覧表

インドの会計基準は日本のように、中小企業会計指針のような中小企業向けの特別な会計基準ではなく、すべての法人は IAS 会計基準によって処理されることになる。

そして IAS 国際会計基準に準拠する施策はどうなっているかを次の表で確認する。

インド会計基準を中心に準拠している国際会計基準のNo.を右に書き込んで確認する。

結果は、すべてに準拠していて、日本より進んでいる印象がある。

インド会計基準の国際会計基準準拠調べ		
ASとはIndian Accounting Standardsの略である		
イ　ン　ド　会　計　基　準		国際会計基準該当No.
(AS)	表 題	I A S No.
(AS) 1	会計方針の開示	1
(AS) 2	棚卸資産の評価	2
(AS) 3	キャッシュ・フロー計算書	7
(AS) 4	偶発事象と後発事象	10 37
(AS) 5	当期純損益、前期損益修正及び会計方針の変更	8
(AS) 6	減価償却計算	16 22 38
(AS) 7	建設工事契約の会計	11
(AS) 8	研究開発費の会計	38
(AS) 9	収益の認識	18
(AS) 10	固定資産会計	16
(AS) 11	外貨換算による影響に関する会計	21
(AS) 12	政府からの補助金に関する会計	20
(AS) 13	投資の会計	32 39 40
(AS) 14	合併会計	22
(AS) 15	退職給付会計	19
(AS) 16	借入コスト	23
(AS) 17	セグメント情報	14
(AS) 18	関連当事者の開示	24
(AS) 19	リース取引	17
(AS) 20	一株当たり利益	33
(AS) 21	連結財務諸表	27
(AS) 22	税効果会計	12
(AS) 23	連結財務諸表における関連会社投資の会計	28
(AS) 24	中止事業	35
(AS) 25	中間財務報告	34
(AS) 26	無形投資	38
(AS) 27	ジョイントベンチャー持分の財務報告	31
(AS) 28	資産の減損	36
(AS) 29	引当金、偶発債務及び偶発資産	37

(小林 猪二 担当)

III インドの会計監査と会社法

1 インドの会計監査

インドでは事業規模に関係なく、すべての会社や駐在員事務所や支店、中小事業者などの事業所は、インド勅許会計士による会計監査を受けなければなりません。

インド勅許会計士協会(Institute of Chartered Accountants in India／ICAI)から具体的な監査基準が監査及び保証業務基準(Auditing and Assurance Standards／AAS)として定められており、2006年5月1日現在34の基準が公表されている。

監査人へ取締役の経営業務報告

監査人が監査報告書を提出する前に、会社の取締役より、次に掲げる経営業務内容の報告を入手する。

- ① 決算書が一般に認められた会計基準によって作成され、重要な誤りがないこと
- ② 監査に必要な書類はすべて提出したこと
- ③ 重要な取引で決算書に反映されていないものはないこと
- ④ 重要な会計方針はすべて開示されていること
- ⑤ 投融資に対する必要な引き当てが行われていること
- ⑥ 債権に対する必要な引き当てが行われていること
- ⑦ 重要な負債はすべて計上されていて、未計上の重要な負債はないこと
- ⑧ 偶発債務はすべて注記したこと
- ⑨ 訴訟事件などについて監査人についてすべて開示していること
- ⑩ 取締役会議事録及び株主総会議事録はすべて監査人に提出し、真実なるものであること

2 会社規模のレベルについて

会社のレベルには3段階ありⅠは上場会社、Ⅱ及びⅢは中小会社であって、適用基準が規定されている

レベルⅠ

会計期間において次の項目一つでも該当する企業

- ① インド国内及び海外で上場されている企業
- ② 取締役会で決議され上場の手続き中である企業
- ③ 銀行、信用組合
- ④ 金融機関
- ⑤ 保険業務を行っている企業
- ⑥ 前事業年度で監査された財務諸表上の売上高が5億ルピー超の企業(売上高はその他の収入を除く)
- ⑦ 事業年度において借入金(公的資金を含む)額が1億ルピー超の企業
- ⑧ 事業年度において上記のいずれか一つに該当する企業の親子会社

レベルⅡ

- ① 前事業年度で監査された財務諸表上の売上高が400万ルピー超5億ルピー以下(その他の収入は除く)の企業
- ② 事業年度において借入金(公的資金を含む)額が1,000万ルピー超1億ルピー以下の企業
- ③ 上記のいずれか一つでも該当する企業の親子会社

レベルⅢ

レベルⅠ及びレベルⅡ以外の企業

レベル別必要財務諸表

AAS番号右に要・不要で必要諸表表示する

会社規模レベルⅠ		会社規模レベルⅡ	会社規模レベルⅢ
AAS番号	内 容	内 容	内 容
AAS1	監査上の基本原理	要	要
AAS2	財務諸表監査の目的及び範囲	要	要
AAS3	監査調書	要	不要
AAS4	財務諸表監査における不正及び監査人の誤謬に関する責任	要	要
AAS5	監査証拠	要	要
AAS6	リスク評価と内部統制	要	要
AAS7	内部監査人の業務への依存	要	要
AAS8	監査計画	要	要
AAS9	その他の専門家の業務の利用	要	要
AAS10	他の監査人への依拠	要	要
AAS11	経営者確認書	要	要
AAS12	共同監査人の責任	要	要
AAS13	監査における重要性	要	要
AAS14	分析的手続	要	要
AAS15	サンプリング	要	要
AAS16	継続企業の前提	要	要
AAS17	監査手続きの品質管理	要	不要
AAS18	会計上の見積の監査	要	不要
AAS19	後発事象	要	要(一部分)
AAS20	ビジネスに関する知識	要	要(一部分)
AAS21	財務諸表監査における法令及び規制の検討	要	不要
AAS22	初年度監査一期首残高	要	要
AAS23	関連当事者	要	不要
AAS24	会社業務を一部外部委託した際の監査上の留意点	要	不要
AAS25	前事業年度との対比	要	不要
AAS26	監査契約書における条項	要	要
AAS27	企業統治に関する監査 検出事項の報告	要	不要
AAS28	財務諸表監査報告書	要	要
AAS29	コンピューター情報システム環境における監査	要	要(一部分)

AAS30～AAS34 は省略

3 インドの会社法

(1)要点

日本の会社法にあたる法律が 1956 年会社法(Companies Act 1956)である。

その会社法には次の規定が定められている。

- ① 非公開会社と公開会社の定義
- ② 取締役の職務内容
- ③ 配当制限
- ④ 株主総会の普通決議事項及び特別決議事項
- ⑤ 取締役会及び株主総会の開催手続き
- ⑥ 定款記載事項
- ⑦ 取締役の報酬規定
- ⑧ 減価償却率
- ⑨ 決算書の雰形
- ⑩ その他の事項

(2)決算期について

決算期は会社の自由です。ただし法人税の課税年度が 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までと法定されているので、それに合わせて決算期を 3 月 31 日にする会社が多い。

会計年度は 12 か月であるが、インドでは 15 か月まで延長することができる。

しかし 18 か月まで延長する際には、会社登記局(Registrar of Company／ROC)の事前承認が必要である。

なお 18 か月超の会計年度は認められません。

(3)年次報告について

定時株主総会の開催期日については、会社法に規定がありません。

しかし定時株主総会に提出する年次報告書(Annual Return)は 6 か月超以前のものであってはならない。という規定があるため、期末日から 6 か月以内に定時株主総会を開催しなければなりません。

定時株主総会開催後 60 日以内に、ROC に対して年次報告書を提出しなければなりません。

定時株主総会が開催されなかった場合でも、開催されるべき最終期限日から 60 日以内に年次報告書を提出しなければなりません。

年次報告書に記載すべき主な事項は次のとおりである。

- ① 登録住所
 - ② 株主氏名
 - ③ 社債権者氏名
 - ④ 株主及び社債の詳細(売買日、金額等)
 - ⑤ 負債(金額)
 - ⑥ 過年度及び現在の株主氏名及び社債権者氏名
 - ⑦ 過年度及び現在の取締役、業務責任者、会社秘書役等の氏名、国籍、就任日等
- このほかに定時株主総会には、取締役会報告書、監査報告書、貸借対照表、損益計算書、注記表、主要な経営指標等が提示されている。

(4) 複式簿記に基づく帳簿について

- 帳簿は発生主義で記録し、複式簿記の原則に基づいて作成している。
- 財務諸表は、会社の財政状態を真実、公正、適正に表示しなければなりません。
- すべての会社は、次の事項について適正な帳簿を保存するように規定している。
- ① すべての収入及び支出額とその理由
 - ② 製品、商品等の販売及び購入
 - ③ 製造業、加工業、採掘業等に従事する会社について、原材料、労働力、その他のコストの製造原価明細書
- 帳簿の保存期間は証憑と共に 8 年である

(5) 減価償却率について

- 固定資産の種類ごとの減価償却率が、定額法及び定率法にわけて定められている。
- 一般的には最小限の率が示されていて、実際には固定資産の耐用年数は短いことが多い。
- したがって会計上は、会社法の償却率を参考しながら見積もり耐用年数を考慮して償却率を決定することになる。
- 固定資産の取得価額は 5,000 ルピー(13,850 円)以上と定められている。私たちの感覚からいくと非常に低価額と思うので質問してみましたところ、「20 年間据え置きの状態にある」とのことでした。

(6) 配当金について

配当可能利益=当期利益 + 繰越利益金 - 減価償却費である。損失がある場合は別途計算する。ただし中央政府が、減価償却控除前の利益を配当金額としてもよい、と認める場合はそれに従う。

配当は現金に限る。取締役会の決議により中間配当をすることができる。

配当決議してから 30 日以内に配当金が支払われない場合、そのことを知る立場あるすべての取締役は、3 年以下の拘留及び 1 日あたり 1,000 ルピーの罰金及び年率 18% の利息が科される。

(7) 定款について

会社は設立時に下記事項を記載した基本定款を作成しなければならない。

- ① 会社名、公開会社の場合は社名の最後に(Limited)と入れ、非公開会社は(Private Limited)といれる
- ② 会社の登録住所がある州名
- ③ 会社の目的(活動内容)
- ④ 複数の州にわたって営業活動を行う場合は、その州名(商社を除く)
- ⑤ 株式会社である場合にはその旨
- ⑥ 資本金及び株式総数

(8) 会社の機関について

A 株主、株主総会

非公開会社については最低 2 名の株主が必要、公開会社については最低 7 名の株主が必要。

会社設立後 1~6 月以内に最初の株主総会を開催しなければならない。開催しなかつ

た場合 5 万ルピーの罰金が科されることがある。

株主総会を開催するには、開催日の 21 日前までに、招集通知を送付しなければならない。

招集通知には開催日時、場所、決議事項が記載される。

招集通知は次の関係者に送付される。

- ① 全株主
- ② 死亡した株主や破産した株主の代理人
- ③ インド国内に登録した住所がない時に、法定監査人を書類の受取人としている場合、その法定監査人

株主総会成立の定足数は、公開会社の場合は 5 名、非公開会社の場合は 2 名である。ただし定款でこれより多い人数を定めている場合は、それに従う。

株主総会開催時間から 30 分経過しても、定則数に満たないため株主から不成立の要求が出た場合は、株主総会は不成立となる。不成立となった場合、翌週の同じ曜日、時間、場所で株主総会が開催されるが、取締役会で別の日時を決定することができる。この不成立となった総会は、出席した人数のみで定足数を満たしたこととみなされる。

株主総会の議長は、定款に明記がない場合多数決によって選ばれる。

株主総会に出席できない場合、委任状によって第三者に投票権を委任することができるが、委任されたものは、会議で発言権を持つことができない。

株主総会の決議内容については、開催日から 30 日以内に ROC に提出しなければならない。定款が変更された場合は、変更後の定款のコピーも提出する。この規定に違反した場合、1 日あたり 200 ルピーの罰金が科されることがある。

株主総会議事録は、開催日から 30 日以内に作成し、議長がすべての頁に署名するかイニシャルを記載し、一番最後の頁に日付を記入し署名しなければならない。

B 取締役について

非公開会社については少なくとも 2 名の取締役が必要で、公開会社については 3 名の取締役が必要である。

取締役の人数は定款に規定された範囲内であれば、株主総会の普通決議により増減できる。ただし、公開会社の場合、定款に定められた人数を超えて増員する場合には中央政府の承認が必要である。

取締役の国籍や居住地については規定がない。したがってインド人でも日本人でも誰でも構わないし、非居住者であっても就任できる。(ただし、通信会社における Managing Director 等はインド人でなければならない等、他の法令で規定されていれば、それに従わなければならない。)

誰でも 15 社以上の取締役を兼ねてはならない。

次に掲げる者は取締役の非適格者とされ、就任できない。

- ① 裁判所で心神薄弱者と認定された者
- ② 破産者
- ③ 破産の申立てをした者
- ④ 社会道徳に反し、裁判所で有罪判決を受け、6 か月以上拘留され、判決から 5 年経っていない者
- ⑤ 取締役が株主となる際には資本金の振込みを分割で行うことを会社が認めることができる。その際分割期限を 6 か月過ぎても資本金を振り込まない場合は、取締役として不適格者とされる。

⑥ 会社法第 203 条の規定により裁判所から取締役不適格者との判決を受けた者 Managing Director は取締役の中から選任できる。人数制限はない。任期は当初 5 年が上限で、再任は可能である。ただし再任期間も 5 年を超えることができない。

取締役会は 3 か月に 1 度開かれなければならず、1 年に少なくとも 4 回開催されなければならない。

取締役会成立の定足数は、取締役の数の 1/3 あるいは 2 名のうち大きい数である。自己株式買取等の取締役会決議が、必要な事項等特殊な場合があるが、省略する。

C 監査委員会について

資本が 5,000 万ルピー以上の公開会社は、少なくとも 3 名以上の取締役で構成される監査委員会を設けなければなりません。

監査委員会は定期的に法定監査人と、内部統制システムや監査範囲について議論する。

法定監査人の監査意見を含む財務管理事項について、監査委員会が表明した意見は、必ず取締役会で議題としなければならない。取締役会が監査委員会の意見を受け入れない場合、その理由を記録に残し、株主に説明しなければならない。

法定監査人、内部監査人及び財務担当取締役は、必ず監査委員会の会議に参加しなければならないが、投票権はない。

D 会社秘書役について

資本が 2,000 万ルピー以上の会社は必ず常勤の会社秘書役の社員を雇用しなければならない。取締役が 2 名しかいない会社については、取締役は会社秘書役を兼任できない。

資本が 100 万ルピー以上 2,000 万ルピー未満の会社は、会社秘書役を雇用する必要はないが、会社が会社法のすべての条文に従っているか否かについて、外部の会社秘書役から証明書をもらわなければならない。証明書のコピーを定時株主総会に提示する取締役報告書に添付しなければならない。この規定に違反した場合改善されるまで、1 日につき 500 ルピーの罰金が科される場合がある。

E 株式について

会社は普通株式のほかに、優先株式も発行することができる。優先株式とは下記の株式をいう。

ア 一定の金額、一定の率で配当を優先的に受けることができる株式

イ 会社清算時に、株式の払い戻しを優先的に受けることができる株式

会社は自己株式を買取ることができる。この場合次の金額が上限となる。

- ① 剰余金
- ② 株式払い込み剰余金
- ③ 株式の売却収入

ただし、次の場合は自己株式の買取りはできない。

- ① 自己株式の買取が定款で禁止されている場合
- ② 株主総会の特別決議で自己株式の買取が否決された場合
- ③ 自己株式の買取金額が払込資本金額及び剰余金額の 25% 超の場合
- ④ 自己株式買取後の資本金及び剰余金額が負債金額の半分未満になる場合
- ⑤ 自己株式買取対象株式について資本金が未払いとなっている場合
- ⑥ インド証券取引委員会規則にしたがって自己株式の買取りが行われない場合(インド証券市場に上場している会社のみ)
- ⑦ 1999 年非公開会社及び非上場公開会社の自己株式規則に従って、自己株式

の買取が行われない場合(非上場会社)

自己株式の買い取りを行うには、株主総会の特別決議を経て、決議から 12 か月以内に完了しなければならない。

買い取った自己株式は 7 日以内に無効とし、廃棄しなければならない。また 30 日以内に ROC に報告しなければならない。

自己株式買取後 6 か月間は新たに株式を発行することができない。ただし、株式配当や新株引受権の行使による株式発行、ストック・オプションの権利行使による株式発行、転換権付社債の株式への転換による株式発行などを除く。

(池畠 芳子 担当)

(参考文献)

- 1 インドの投資・会計・税務ガイドブック
- 2 インド投資案内他



デリー国税局にて

IV 決算公告等

1 決算公告について

インド会社法はすべての会社に以下の事項について適正な帳簿を8年間保存するよう求めている。

- (1)すべての収入と支出、その理由
- (2)製品、商品の仕入と売上
- (3)資産・負債
- (4)製造原価報告書
- (5)財務諸表の登記

すべての株式会社は、定時株主総会で承認された財務諸表を3部用意して株主総会から30日以内に会社登録局に登記しなければならない。

そのほかに上場企業の場合は上場規定にのっとって開示が必要である。

期末日から1か月以内に監査未了の財務諸表を新聞紙上などに公開する。2か月以内に監査済み財務諸表をインド証券取引委員会に提出する。又は3か月以内に監査済みの財務諸表を新聞紙上に公開する。また4半期ごとに締日から1月以内に四半期情報を新聞紙上に公開し、2か月以内に勅許会計士のプレビュー済の4半期情報をSEBIに提出しなければならない。

2006年3月決算の法人からインターネット上に決算公告するように法定された。原則として2006年9月に法人所得税が税務署に申告され、その2か月後にはwebに公告する。

なお、2006年9月15日から電子申告が強制となった。デリー国税局において個人の申告はすべて国税局のコンピュータに管理されていた。法人の申告も同じく管理されるのか聞いたところ、まだどこの管轄で保存管理するのか決められていないとの説明であった。

また、インターネットに公告したものと申告とが一致しているか調べるのか聞いたところハッキリした返事はなかった。一致しているのが原則だからであろう。

2 次に第3章の参考となる表を記載した。

表① 第3章のII国際的会計基準とインド会計基準（小林担当）の中に述べられているインド会計基準 Accounting Standards を日英対訳で記載した。

表② 第3章のIIIインドの会計監査と会社法（池畠担当）の中に述べられている Auditing and Assurance Standards を日英対訳で記載した。

表③ 第3章のVIインドの職業専門家とその背景（高柳担当）と第4章のIIインドの投資環境（中村担当）に述べられている TATA の Financials of Tata Power を英日対訳で記載した。

表④ インドの会社法に載っている貸借対照表 Form of Balance Sheet を簡略化して英日対訳した。

貸借が日本とは逆であり、固定性配列法になっている。

（戸田 札子 担当）

表①

インド会計基準			Accounting Standards
会計基準番号	表題		
会計基準	1 会計方針の開示	as1	Disclosure of Accounting Policies
会計基準	2 棚卸資産の評価	as2	Valuation of Inventories
会計基準	3 キャッシュフロー計算書	as3	Cash flow Statements
会計基準	4 偶発事象と後発事象	as4	Contingencies and Events Occurring After the Balance Sheet Date
会計基準	5 当期純損益、前期損益修正及び会計方針の変更	as5	Net Profit or Loss for the Period ,Prior Items and changes in accounting Policies
会計基準	6 減価償却計算	as6	Depreciation Accounting
会計基準	7 建設工事契約の会計	as7	Construction Contracts
会計基準	8 研究開発費の会計	as8	Accounting for Research and Development
会計基準	9 収益の認識	as9	Revenue Recognition
会計基準	10 固定資産会計	as10	Accounting for Fixed Assets
会計基準	11 外貨換算による影響に関する会計	as11	The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates
会計基準	12 政府からの補助金に関する会計	as12	Accounting for Government Grants
会計基準	13 投資の会計	as13	Accounting for Investments
会計基準	14 合併会計	as14	Accounting for Amalgamations
会計基準	15 退職給付会計	as15	Accounting for Retirement Benefits in the Financial Statements of Employees Employees Benefits(Revised2005)
会計基準	16 借入コスト	as16	Borrowing Costs
会計基準	17 セグメント情報	as17	Segment Reporting
会計基準	18 関連当事者の開示	as18	Related Party Disclosures
会計基準	19 リース取引	as19	Leases
会計基準	20 一株あたり利益	as20	Earnings Per Share
会計基準	21 連結財務諸表	as21	Consolidated financial Statements
会計基準	22 税効果会計	as22	Accounting for Taxes on Income
会計基準	23 連結財務諸表における関連会社投資の会計	as23	Accounting for investments in associates in Consolidated Financial Statements
会計基準	24 中止事業	as24	Discontinuing Operations
会計基準	25 中間財務報告	as25	Interim Financial Reporting
会計基準	26 無形資産	as26	Intangible Assets
会計基準	27 ジョイントベンチャー持分の財務報告	as27	Financial Reporting of Interests in joint Ventures
会計基準	28 資産の減損	as28	Impairment of Assets
会計基準	29 引当金、偶発債務及び偶発資産	as29	Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets

表②

監査手続		Auditing and Assurance Standards
AAS番号	内容	
AAS1	監査上の基本原理	Basic principles governing an audit
AAS2	財務諸表監査の目的及び範囲	Objective and scope of the audit of financial statements
AAS3	監査調書	Audit documentation
AAS4	財務諸表監査における不正および監査人の誤謬に関する責任	The auditor's responsibility to consider fraud and error in audit of financial statements
AAS5	監査証拠	Audit evidence
AAS6	リスク評価と内部統制	Risk assessments and internal control
AAS7	内部監査人の業務への依存	Relying upon the work of an internal auditor
AAS8	監査計画	Audit planning
AAS9	その他の専門家の業務の利用	Using the work of an expert
AAS10	他の監査人への依拠	Using the work of another auditor
AAS11	経営者確認書	Representations by management
AAS12	共同監査人の責任	Responsibility of joint auditors
AAS13	監査における重要性	Audit materiality
AAS14	分析的手続	Analytical procedures
AAS15	サンプリング	Audit sampling
AAS16	継続企業の前提	Going concern
AAS17	監査手続きの品質管理	Quality control for audit work
AAS18	会計上の見積の監査	Audit of accounting estimates
AAS19	後発事象	Subsequent events
AAS20	ビジネスに関する知識	Knowledge of the business
AAS21	財務諸表監査における法令および規制の検討	Consolidation of laws and regulation in an audit of financial statements
AAS22	初年度監査一期首残高	Initial engagements – Opening balances
AAS23	関連当事者	related parties
AAS24	会社業務を一部外部委託した際の監査上の留意点	Audit consideration relating to entities using Service organisations
AAS25	前事業年度との対比	Comparatives
AAS26	監査契約書における条項	Terms of audit engagements
AAS27	企業統治に関する監査検出事項の報告	Communication of audit matters whis those charged with governance
AAS28	財務諸表監査報告書	The Auditor's report on financial statements
AAS29	コンピューター情報システム環境における監査	Auditing in a computer information systems Environment
AAS30	外部証明	External confirmation
AAS31	財務情報を収集する際の取決め	Engagements to compile financial information
AAS32	財務情報に関してあらかじめ合意された手続きにより手続きを行う際の取り決め	Engagements to perform agreed upon procedures regarding financial information
AAS33	財務諸表をレビューする際の取り決め	Engagement to review financial statements

Copyright © 2005-06 All rights reserved to the
Institute of Chartered Accountants of India.

表③

Financials of Tata Power (CRORE ルピー)			TATAの財政能力(単位千万円)		
	Quarterly	Annual		四半期	年間
Income Statement	(Sep '06)	(Mar '06)	損益計算書	(06年9月)	(06年3月)
Net Sales	1200.83	4608.11	純売上	3326.2991	12764.4647
Other Income	78.34	355.61	他の収入	217.0018	985.0397
PBDIT	327.88	1190.68	税引前利益	908.2276	3298.1836
Net Profit	202.32	610.54	純利益	560.4264	1691.1958
					0
Balance Sheet			貸借対照表		
Total Share Capital		197.92	株式資本		548.2384
Net Worth		5555.64	正味財産		15389.1228
Total Debt		2755	負債計		7631.35
Net Book		3003.02	帳簿価格		8318.3654
Investments		3412.17	投資		9451.7109
Net Current Assets		1668.18	流動資産		4620.8586
Total Assets		8310.64	総資産		23020.4728

Income Statement

Net sales 以下 1200.83 とあるのは CRORE ルピーである。

よって120億830万ルピーである。(1ルピー=2.77円) 18/12/10

日本円で332億6299万円である

表④Form of Balance Sheet貸借対照表の形式

A. Horizontal Form			
Liabilities	負債	Assets	資産
Share Capital	株式資本金	Fixed Assets	固定資産
Authorized Capital	授權資本金	Investments	投資
Reserves and Surplus	準備金及剰余金	Current Assets,Loans&Advances	流動資産、貸付金及び前払金
Secured Loans	抵当借入	Miscellaneous Expenditure	未償却諸経費
Unsecured Loans	非抵当借入	Profit and Loss Account(Debit Balance)	未処分利益(借方残高)
Current Liabilities	流動負債		
Total	計	Total	計

インドではイギリスと同じで、貸借が日本と反対である。

配列は固定性配列法。

V インド勅許会計士協会

The Institute of Chartered Accountant of India／ICAI

1 ICAI の概要

2006 年 12 月 13 日（水）10 時 30 分より、CONVENTION CENTRE にて、ICAI の Vijay Kapur, Director、Avinash Chander, Technical Director 及び Ashok Haldia, Secretary のレクチャーを受け、その後質疑応答があった。同協会は 30 万人の学生と 13 万人の勅許会計士を擁する組織である。会計士の数はアメリカ及び英国に次ぐ規模である。会計士のうち約 5 万人は開業しており、残りは民間の会社などに勤務している。ICAI は 1949 年 7 月 1 日、国会の法律、勅許会計士法（The Chartered Accountant Act 1949）によって設立され、そして、1988 年には勅許会計士規則が制定された。

ICAI の特徴は次のとおりである。

- (1) 勅許会計士（Chartered Accountant／CA）資格試験を実施する。
- (2) CA を目指す学生に受験指導を行う。
- (3) CA の報酬規定のみならず、一定の試験合格者（Clerk）の給与水準まで定めている。
- (4) メンバーに厳しい倫理規定を設けている。
- (5) 官庁及び企業に会員の就職を斡旋する。

2 ICAI の組織

(1) 理事会 (Council)

理事会は 3 年の任期で 30 人から構成され、そのうち 24 人は選挙で、6 人は中央政府から指名される。現在の理事会は 3 つの常任委員会と多くの非常任委員会などを設置している。

(2) 委員会

①業務委員会 (Executive Committee) — 常任

学生、会員及び事務所の登録の管理、会員の入会、脱退及び復帰の問題、実務経験の証明書を発行、学生に対する種々の許可を与えるなどの問題を扱う。

②試験委員会 (Examination Committee) — 常任

試験委員会が協会の中に置かれているのは注目すべき点である。CA の最終、専門教育 II、専門教育 I などの試験は 11 月と 5 月にそれぞれ国内 94 のセンターとデュバイ及びカトマンズで開催される。志願者数は 2004 年 11 月には最終試験 29,427 人、専門教育 II 51,057 人、専門教育 I 14,695 人、2005 年 5 月にはそれぞれ 30,027 人、49,326 人、26,508 人であった。上記の学生試験以外に、情報システム監査の評価、管理会計コース（パート 1）、企業経営コース（パート 1）、税務管理コース（パート 1）などの試験も行う。

③規律委員会 (Disciplinary Committee) — 常任

CA の身分と業務の品質を守ることをその任務とする。様々な厳しい規律規定を設けている。

④企業内メンバー委員会 (Committee for Members in Industry) — 非常任

同委員会は企業内にいろんな資格で働いている CA に対し、個々のキャリアに応じて知識、経験及び技術を提供している。政府の代理店、政府の各部局、中央・地方の政府省庁と密接な連絡を取りながら、産業界、商業会、工業界及び行政へ働きかけ、最大限の雇用機会を発掘している。メンバーと学生に、財務及び会計の仕事への就職機会を提供することによって、同時にインド企業に会計基準を導入する人材を送り込むことが達成される。

⑤監査及び保証業務基準局 (Auditing and assurance Standard Board)

ICAI は 1964 年に最初の監査実務報告書を公表している。この委員会の目的は現行の監査実務を見直し、新しい監査及び保証業務基準を設定することである。

⑥会計基準局 (Accounting Standard Board)

会計基準局はこれまでに会計基準の遵守と促進のために、29 の会計基準を定式化した。しかし、インドでは種々の会計方針と慣行が使用されているので、これらを調和させる必要がある。さらに、これらの種々の会計基準は国際会計基準とギャップがある。このギャップを橋渡しするために、国際会計基準に合致した別のインド会計基準を作る作業を進めている。また新しい会計基準を発行したり、現行基準を改定したりするうちに、会計基準の解釈と適用に関する種の問題が発生した。これを解決するために会計基準解釈を発行した。

3 会員数の推移 (人)

(1) 1997 年以降の地区別

(各年 4/1 現在)

西暦	西部地区	南部地区	東部地区	中央地区	北部地区	合計
1997	25,691	19,988	9,275	8,532	15,020	78,506
1998	27,661	20,984	9,745	9,260	16,139	83,789
1999	29,968	22,457	10,341	10,220	17,375	90,366
2000	29,971	23,392	10,748	10,674	18,195	92,980
2001	32,111	23,664	10,809	11,210	18,598	96,392
2002	34,311	24,704	11,168	11,893	19,654	101,730
2003	37,473	26,188	11,946	13,227	21,422	110,256
2004	39,606	27,320	12,351	14,271	22,543	116,091
2005	42,185	28,693	12,931	15,759	23,978	123,546

2005 年 4 月 1 日現在 CA の数は 123,546 人いるが、西部地区が 42,185 人と最も多く、東部地区が 12,931 人と最も少ない。

(2) 1950 年以降

(各年 4/1 現在)

西暦	1951	1961	1971	1981	1991	2001	2005
メンバー数	1,957	1,649	11,227	25,438	58,998	96,392	123,546

メンバーの数は急速に充実されてきているが、最近の経済発展の状況のもとで、供給が必要に追いつかないのが実状である。

4 会員になる資格及び会員による訓練制度

(1) 会員になる資格

- ①定められた期間の実務経験を完了すること。
- ②最終試験に合格すること。
- ③申請者は年齢が 21 歳に達していること。
- ④管理と情報技術のコースを終了していること。
- ⑤様式 2 の申請と会費及び入会金を支払うこと。

(2) 勅許会計士コース受験に参加する資格

新制度のもとでは、契約事務員 (Articled Clerk)・監査秘書(Audit Clerk)として登録をするためには、次の資格が必要である。

- ①年期契約を開始する日に年齢 18 歳未満ではないこと。
- ②専門教育 (Professional Exam. 試験 P E II) を合格していること。
- ③理事会が定めるコンピュータ訓練プログラムを成功裏に完了していること。

(3) 契約事務員を訓練する会員の資格

実務訓練をする会員の資格は次のとおりである。

- ①フルタイムで開業している会員
- ②受け入れる被訓練者（契約事務員）の数は下記のとおりである。

継続開業年数	被訓練者の上限
3 年以上	1 人
5 年以上	2 人
7 年以上	3 人

メンバーが事業を中止し、又はパートナーの登録を取り消した場合は、訓練期間の残り期間について訓練をする資格はない。その場合、契約事務員は同じ事務所で、たとえ他のパートナーが既に限度一杯の訓練しているときであっても、継続して訓練を受けることができる。

(4) 実務訓練記録

1995 年 4 月 1 日以降、契約事務員・監査秘書の実務訓練を月毎、被訓練者毎に記録することが要求される。

- ①訓練を担当したメンバー又はパートナーは、契約事務員が実務経験をした分野と日数を明確にした月次訓練記録を作成しなければならない。
- ②その月次訓練記録に基づいて様式 108／109 によって実務訓練の報告をしなければならない。

(5) 契約事務員の手当

最低月額手当は都市の規模により次のとおりである。（2000 年 4 月 1 日以降）

役務提供地の人口	第 1 年目	第 2 年目	第 3 年目以降
200 万人以上	Rs.450	600	800
30 万人以上 200 万人未満	Rs.300	450	600
30 万人未満	Rs.200	300	450

①年季契約のもとで働いている契約事務員が P E II に合格した場合には、その試験結果が発表された月の翌月の初日から月額 Rs.300 を追加する。

②支払は契約事務員を支払者とする小切手払いか銀行口座振込による。会員の受領印を取得すること。

③人口数は直近の公表された国勢調査の数字による。

(6) 契約事務員の休暇

休暇の権利=労働期間（休暇を除く）÷7

俸給はその期間に対してのみ支払われ、休暇期間を超える期間に対しては支払われない。

(7) 監査秘書としての実務訓練

①契約事務員の資格基準と同じ。

②雇用前1年間、開業メンバー／CA事務所においてサラリーマンとして働いたこと。

(8) 監査秘書の給料

人口100万人以上の市 月額 Rs.1,500

その他の場所 月額 Rs.1,000

(9) 訓練期間

契約事務員 3年

監査秘書 4年

(10) 企業に内訓練

①資格：中間／PEⅡ試験を合格した契約事務員又は監査秘書

②訓練期間：実務訓練最後の年の9ないし12か月

③公認された金融機関、商社、製造業者で固定資産が最低 Rs.10万、又は売上高が最低 Rs.100万、又は払込資本金が最低 Rs.500万のもの又は理事会によって承認された、その他の協会又は機関に限る。

④最低3年間継続して協会会員であった者のもとで訓練を受けること。アソシエイトは1人、フェローは2人を訓練することができる。

⑤役務を提供する相手に対する意思表示は少なくとも3か月前に行う。

⑥様式104による同意書3部作成

(11) 企業における勤務時間

1週間 35時間

勤務時間は午前9:00前に始まつてはならず、午後7:00時以後に終わつてはならない。

(12) 訓練中のその他の学習コース

①理事会の事前承認なしに受けすることはできない。ただし、学生が基礎的試験を合格した後に参加する場合において、学位取得を目指す場合は、この限りではない。

②承認は正規には下記のコースに対する特別の申請によってなされる。

学位取得／付属の単科大学の学位取得／学位取得後のコース、MBA学位、

会社秘書官／原価会計士コースなど。

③通常のクラスに出席する場合、それは正規の勤務時間外として扱う。

④訓練期間中は、一度に一つのコースのみ許可される。

(13) 訓練期間中のその他の職業

①理事会の承認なくして従事できない。

②通常、会社の匿名社員、家族会社の役員、CAコースに役立つ科目の大学講師（週に9時間を超えない）で、一定の条件を満たすものに対して許可される。

(14) その他

①契約事務員は相互の同意により、その訓練資格を有する他の会員と配置転換することができる。

②CAは契約事務員の事前同意を得てその事務員を他の資格がある会員に移すことが

できる。契約事務員を引き受ける会員はその訓練資格を有している者でなければならぬ。配置転換の場合に会員が訓練できる契約事務員は最大で 2 人とする。

配置転換の累積期間は 1 年を超えないこととするが、1 人の会員又はそのパートナーが引き受ける期間は 6 か月を超えないこととする。

その配置転換が企業内の会員に対してなされる場合は、その期間は 1 年を超えてはならない。

CA は a)配置転換の期間中手当を支払うこと。

b)その期間中に行われた訓練の記録をつけること。

配置転換の場合にはなんらかの手続きをする必要はなく、協会に知らせる必要もない。

5 CA になる試験制度

(1) 専門教育コース I

毎年 5 月と 11 月に行われる。

①学生は参加する前に高等学校を卒業しなければならない。もし学生が試験場に現れてしまつた場合、暫定的登録が認められる。卒業証明書は 6 か月以内に学習委員会に提出しなければならない。

②a)登録後最低 10 か月間の自習をする。

b)学習委員会の通信教育または認定教育機関の口述教育による資格証明を取得する。

(2) 専門教育コース II

毎年 5 月と 11 月に行われる。その受験資格要件は次のとおりである。

①次の分類に属する志願者は専門教育コース II へ登録する資格がある。

a)専門教育コース I をパスした志願者

b)1988 年 CA 規則による CA 基礎試験をパスした志願者

c)次の条件を満たす大学卒業者

i)会計学、監査及び商法の試験で最低 50 点を取って商学学位取得

ii)数学を含む諸学科で最低 60 点を取って商学以外の学位取得

iii)数学以外の科目で最低 55 点を取って商学以外の学位取得

iv)インド原価工業会計協会 (ICWAI) 又はインド会社秘書協会 (ICSI) が行う最終試験をパスした志願者

②学習委員会が発行する有効な教育完了証明書を保有していること。

(3) 最終試験の受験資格

毎年 5 月と 11 月に行われる。資格要件は次のとおりである。

①中間／PE II 試験をパスしていること。

②学生は試験が行われる月の初日現在、年季契約を終えたか、その最後の 6 か月を勤務中であること。

③PE II 試験をパスした後に年季契約訓練に参加する学生は、最終試験に臨むときに学習委員会の発行する資格証明書を取得する必要がある。

6 印税、報酬及び料金

(1) 通常使用される様式とその印税

様式	印税 (Rs.)
①アソシエイトになる申請書	300 (入会金)
	300 (年会費)
②フェローになる申請書	200 (入会金)
	900 (年会費)
③実務経験の証明書	800 (年会費)
④会員復帰の申請書	100

(2) CA業務の報酬額の改訂

理事会は従来のCAの推奨報酬額を改定し、2006年5月12日以降、50%増額とした。

理事会は2006年1月に開催された会合で、2000年以来の生活費の上昇を考慮してこれを改訂した。個々のケースに適用される実際の報酬はメンバーとクライアントとの合意によって決まる。

業務の性質	CA	会計士補	補助者
①法廷における証言	Rs.7,500／15,000	なし	なし
証明（1日あたり）			
②法定税務監査／内部監査	Rs. 900／1,800	450／900	150／300
／書類遵守作成業務（1時間あたり）			
③税務業務（1時間あたり）	Rs.1,500／3,000	750／1,500	300／600
④調査、管理、特別業務	Rs.2,250／4,500	1,125／2,250	375／750
（1時間あたり）			（最低額／最高額）

注：移動にかかった勤務時間は請求できる。外出にかかる旅費及び現金払い経費もまた請求できる。



インド勅許会計士協会セミナー会場近くにて

(3) 学生の料金

すべて料金は、原則として、ムンバイを支払地とする“インド勅許会計士協会の事務局長”を受取人とする一覧払い為替手形で支払う。

① 2001年10月1日発効の教育訓練の新要領によって支払う料金

	インドの学生 (Rs.)	外国の学生 (\$)
複合コース		
a) 専門教育コース I	3,000	100
複合コース		
b) 専門教育コース II	3,500	130
c) 最終コースの登録		なし
i) 契約事務員／監査書記	Rs. 400	なし
ii) 学生のアソシエイト	Rs. 100	なし
iii) 学習委員会への登録	Rs. 100	なし
iv) 最終コースの授業	Rs. 4,000	4,600

② 試験

	P E I	中間／P E II	最終
すべての答案	Rs.1,000	なし	なし
両方のグループ	なし	Rs.1,250	Rs.1,750
1 グループのみ	なし	Rs. 750	Rs.1,000

海外の試験センターで受験する学生は一律次の料金を支払う。

デュバイ \$200 (P E—I)	\$250 (P E—II)	\$300 (最終)
カトマンズ Rs.1,500 (P E—I)	Rs.1,750 (P E—II)	Rs.2,250 (最終)

③ 試験答案の検証

1 枚あたり	Rs.20	Rs.20	Rs.20
最高限度	Rs.50	Rs.50	Rs.50
④ a) C A 広報の購読（任意）	Rs.300	Rs.300	Rs.300
b) 契約事務員の登録時に 3 年分	なし	なし	Rs.900
c) 訓練の終了時	なし	Rs.400	Rs.400



質問中の筆者

7 自己管理基準（独立性、協調性、業務分担）—推奨

- (1) 10年以上フルタイムの実務経験のあるメンバー又は同メンバーがパートナーであるパートナーシップ会社は、政府系会社又は自治体の監査業務を Rs. 3,000 より低い報酬で引き受けないこと（創業 2 年以内の新会社を除く）。
- (2) 会社支店の監査は、10 人以上の会員で構成される監査法人は引き受けないこと。むしろ、10 人未満の地方の監査法人に任せること（ただし、支店の会計記録が本店で保管されているか、又は会社の重要な業務がその支店で行われている場合はこの限りではない）。
- (3) 大会社の場合、元請け監査法人は 5 人未満の会員の監査会社と合同で監査することに反対しないこと。合同の監査会社を指名する慣行は促進すべきことである。
- (4) 監査業務に従事する CA の実務会社は資格のないスタッフ 5 人毎に（契約事務員、タイピスト、小使又は事務所職員を除く）資格のある会員を少なくとも 1 人配置すること。
- (5) 監査人がパートナー又は所有者である会社を通じて、監査対象会社から他の業務で収入を得ている場合には、その収入を監査法人のバランスシートに開示すること。
- (6) 監査法人、パートナー個人及びパートナーを兼ねる他の会社（監査法人グループという）が同一の支配関係にあるクライアント又は会社（会社法 S. 370 (1B) の定義による）から受ける監査報酬及びその他の業務報酬の額はその監査法人グループの年収合計額の 40% を超えてはならない。これは会員が同一支配関係にあるクライアント又は会社の一つのグループに依存過多にならないためである。ただし、そのような報酬が Rs. 20 万を超えないか、政府系会社の監査にかかる報酬であるか又は政府から指名されている場合はこの限りではない。

8 倫理規定

(1) 広告、ロゴなど

- ① 開業 CA は業務の委嘱を懇請してはならない。
- ② 名前を刷り込んだ書簡紙に関与先の B / S を記載してはならない。
- ③ 名前を刷り込んだ書簡紙に関与先の監査報告を記載してはならない。
- ④ 名前を刷り込んだ書簡紙又は訪問カードにインド及び外国の会社との関係を記載してはならない。
- ⑤ 協会が認めていない社名を使ってはならない。
- ⑥ レターへッド又は訪問カードにロゴを使用してはならない。
- ⑦ 名前を電話帳に太文字で掲載してはならない。
- ⑧ 挨拶状又は招待状に自身を CA と記述することはできる。
- ⑨ 電話局の正規のイエローページに広告できる。
- ⑩ 広告風でないように社名の看板を掲げることができる。

(2) ウェブサイト

各会員は自身のウェブサイトを作ることができる。メンバーはそのウェブサイトが技術的にプッシュモデルではなくプルモデルで操作されることを保証しなければならない。メンバーの場所を確認しようとする人が情報へアクセスするのみで、その情報は特殊なプルの要求に基づいて提供されることを保証しなければならない。

(3) 入札

- ①開業 CA は次のものに応募することはできない。
 - a)監査人の指名を申請することを誘う広告。
 - b)CA に限定して、見積りを（2人以上のメンバーに対して）求める入札、回覧、又は照会。
- ②開業 CA は次の入札、回覧、又は照会には応募することができる。
 - a)CA 以外の者と競争する場合に他の分野での入札。
 - b)世界銀行、IBM、ADB、その他類似の国際機関、政府系会社または代理店によつて規制又は後援されている自治体、国営協会、その他類似の機関が求める場合。
 - c)監査以外の役務の場合、国外での監査役務の場合。
- ③開業 CA は法律によって CA に限定されている業務では手付け金、保証金を支払ってはならない。
- ④開業 CA は次のものは支払ってもよい。
 - a)入札書類の対価として合理的な金額。
 - b)CA 及び CA 以外の専門職の両者に開かれた他の業務における手付け金、保証金は自由裁量による。
 - c)複数の CA が非独占的業務において募集された場合の手付け金、保証金で合理的な金額。

(4) 会社役員への就任

開業 CA は次の役員職につくことができる。

- ①理事会の事前許可なしに会社の無任所役員。
- ②理事会の事前許可なしに会社の発起人又は発起役員。
- ③理事会の事前許可を得て執行役員又は専任役員。そのような CA 及びその親族がその会社と相当な（20%以上）利害関係がないならば、この許可を得ることができる。しかし、2005年4月1日以降、メンバーは証言の機能をすることは認められない。



インド勅許会計士協会出席者との記念撮影

9 監査業務

(1) 2000年4月1日以降に開始する会計年度の監査報酬（最低額）

①事務所の規模 (パートナーの数)	市の人ロベースによる 200万人以上	それ以外
4人以上8人未満	Rs.5,000	Rs.3,000
8人以上	Rs.9,000	Rs.6,000

(最低1人のパートナー5以上の間その資格を保有していること)

②上記の制限から除かれる監査

- a)無報酬の慈善団体、クラブ、地方基金
- b)地方の農業銀行を含む銀行の支店の法定監査
- c)創業開始の日から2年間経っていない新会社
- d)所得税法による証明／監査又は法定監査人によるその他の証明業務

(2) 2004年4月1日以降に開始する会計年度から適用される監査報酬基準

- ①開業CAの監査報酬は次のケースを除き不確定額又は%の計算による報酬を受けてはならない。
 - a)清算人は資産の実現額を基礎としてその報酬を受けることができる。
 - b)協同組合の監査人は払込資本金、総資本、総利益、純利益の%基準で報酬を受けることができる。
 - c)直接税目的の価格査定者は、評価資産価額を基礎として報酬を受けることができる。
- ②開業CAは他の開業CAと報酬を分配することはできるが、それ以外の者とはできない。

(3) 監査制限

- ①会社のパートナーで全日雇用の会員は、会社法224(1b)の法定監査の制限目的上は勘定に入れない
- ②会社のパートナーでない全日雇用の会員は会社の法定監査を引き受けることはできない。
- ③会社の新任の監査人は、監査を引き受ける前に、自分が1956年の会社法の次の条項を満たしているか確認しなければならない。
 - ・224 (監査人の指名)
 - ・224A (特別決議を要する監査人の指名)
 - ・225 (監査人の解任)

④会社の新任の監査人は、前任の監査人と連絡をとらずに監査を引き受けはならない。

⑤CAは、他のCAが行った法定監査の確定報酬が未払いの場合には、監査人として指名を引き受けはならない。ただし、これは病気の集団であるケースには適用しない。

⑥告知No.1—C.A.(7)/60/2002

開業会員は、一方で公営企業、政府系企業、上場企業及び年間売上高Rs.500万以上の公的企業の監査を引き受けて、他方で同一の企業／会社から法定監査以外の業務、委任又は役務を受け、監査料総額を超える報酬を受けた場合には違法行為を犯したと見なされる。もし、指名機関／規制母体がより厳重な条件／規制を定めている場合には、この告知の条件／規制に代えて、当該条件を適用する。

(4) 告知一用語の定義

- ①この制限は法定監査人及びその関連者を一体として、その他の業務、委任又は役務に支払われる料金に関して適用する。
- ②この目的のために
 - a) “他の業務” “役務” “委任” という用語は経営相談、**1949** 年の勅許会計士法のセクション 2 (2) にしたがって理事会が許可したすべての専門的役務を含む。ただし、次のものは含まない。
 - ・他の法令による監査
 - ・法定監査によって要求される証明業務
 - ・当局に対するプレゼンテーション
 - b) “関連者” という用語は、経営相談及びその他理事会が許可したその他のすべての専門的役務を提供する監査法人と利害関係を有するあらゆる法人又はパートナーシップ（被監査法人等という）を意味する。それは監査法人の所有者、パートナー及びその親族が、被監査法人等の役員、パートナーであるか、又はそれらと、共同であるか別々であるかを問わず、相当な利害関係を有する場合における当該被監査法人等をいう。
 - c) 親族及び相当な利害関係という用語は、**1988** 勅許会計士規則附則 (10) に定められたものと同じ意味である。
- ③被監査法人等の他の業務、役務、委任については、法定監査法人に支払われる当該他の業務、役務、委任に対する報酬とその関連者とに支払われる料金との合計額が、法定監査法人に支払われる監査報酬額の合計額を超えない限り、当該関連社に当該その他の業務、役務、委任を委嘱することはさしつかえない。
- ④この通知は 2004 年 4 月 1 日以降の指名から適用される。

(5) 所得税法上の税務調査

- ①CA の事務所はパートナー 1 人あたり 30 件以上の税務監査を引き受けないこと。
- ②メンバー 1 人につき 30 件以上の税務監査を引き受けないこと。
- ③税務委任の記録を保持すること。

(6) 開業 CA のその他の活動

- ①理事会の事前の許可なくして他の事業をしてはならない。
- ②CA がヒンズー未分割家族(HUF)の族長でない限り、その家族を通じて事業に参画することができる。
- ③自分のクライアントの管理職を務めることはできない。
- ④理事会の事前許可を受けて、且つ、他の職業団体がそれを許可するならば、勅許秘書、コスト会計の仕事又は弁護士として職業を遂行することができる。
- ⑤書物又は論文の著作者になることまたは専門雑誌の編集者として活動することはできる。
- ⑥慈善的、教育的又は他の非営利的団体において名誉職として任務に就くことができる。

(7) 開業 CA の開示

- ①クライアントの許可なしに、あるいは法律で公開が要請されているのでない限り、クライアントの秘密情報を第三者に公開してはならない。
- ②**1956** 年の会社法のセクション 6 に定義されている親族又は自分を含めた親族が相当

の利害関係を有する関与先の財務諸表に意見を表明する場合には、自分の報告書に利害関係を有する旨を公開しなければならない。

10 継続的専門教育—CPE

本教育の重要性が益々増大するので、理事会は会員が従うべき継続教育についての必要条件を定める命令として、この通知を出した。この通知は協会報 2003 年 1 月号 729 ページに掲載され、また、教育ポータルサイトにアップロードされている。その通知の条項による必要条件は次のとおりである。

(1) 開業会員に対して

開業会員に対する 2006 历年の最低履修単位は 20 時間とする。2006 年において決まっていない学習時間は適用外とする。会員は各歴年の履修単位の不足分は翌年の 12 月 31 日までに不足分の 2 倍の時間を取って補わなければならない。その補修時間は毎年の通常の履修時間に上乗せされるものである。上記は 2003 年の教育通知の付属 B7 条に優先する。

(2) 企業内の会員に対して

実務以外の業務に従事している会員に対しては履修単位の条件を勧告するように決定された。当該会員は年間最低 10 時間の単位を取るように勧告されている。これは 2006 年 1 月 1 日から発効する。

(3) 海外に居住する会員に対して

海外に居住する会員に対して履修時間を勧告的にする決定がなされた。これは 2006 年 1 月 1 日から有効となる。

(4) 会員に対する上記の必要条件は下記のものには適用しない。

- ①その年に 60 歳に達する会員
- ②初めて会員となった年における会員
- ③会員の申立によって教育の必要条件を守れない事実や事情がある場合に、この通知に規定されているように、担当委員が絶対的裁量で特定／一般的／全面的／部分的に例外を認めた会員

毎年、会員は年会費を支払うときに、その年の必要最低の履修時間を毎年確認しなければならない。

11 継続的専門教育のポータルサイト

それは、会員が最新の履修時間自ら把握する便宜のために開発された。会員はユーザー ID とパスワードを使って履修時間の状況を見て、出席状況を検証することができる。また、下記の様々なプログラム開発機関によって企画された、インド内外の将来の新しい情報を提供する。

プログラム開発機関：中央委員会、地方評議会、外国の協会、専門教育協会、専門教育研究会、専門教育研究グループ、企業内メンバーのための委員会。

(村守 明夫 担当)

(参考文献)

- 1 Chartered Accountants Act, 1949
- 2 2005 年 3 月期の年次報告書
The Institute of Chartered Accountants of India 発行

VI インドの職業専門家とその背景

今回のインド視察訪問に際しては、「インド勅許会計士協会」、「中堅会計事務所」及び「デリー国税局」等への訪問が中心であり、また、インド税務実務家協会へ前もって出しておいた質問事項にも、それに対応する回答等が少なく、インドの職業専門家の実態に関する調査は充分に行うことはできなかった。

インドの国情を見聞きし、また現地講演等の中から察したことを、以下に記述する。

1 背景事情

(1) 英国統治時代の引継ぎ

インドは、1947年に英国統治より独立し、1950年にインド共和国を成立させたが、民間分野での会計・監査・税務申告業務は、現在も基本的には英國統治時代の体制を、引き継いで動いていると考えてよいと思われる。

「会計士」の名称も、今以て「勅許会計士 Chartered Accountant 」であり、英國の「勅許会計士」と同じ呼称にある。「勅許」とは、古くは英國王室から「勅書によって許され賜った、名譽ある会計及財産管理資格者」が本来の意であり、米国と日本のように「公認会計士 Certified Public Accountants」の名称はない。インド同様に英國連邦の一員であったカナダ・オーストラリアの会計士も「勅許会計士 Chartered Accountant 」名称に拘っている。

ちなみに、現在インドで政治的に大きな勢力をもつ「国民會議派」は、英國統治時代に英國がインド知識人層を懷柔するために、諮詢機関として、1885年にインド国民會議を創ったのがその始まりである。今ではその知識層が特権階級化していると思われる。

近代に入り、日本は「明治維新」と「敗戦による米国マッカーサーの占領」で、特権階級は排除されたが、インドでは近年そのような歴史経験は少ない。



国税上訴裁判所にて

(2) 経済中心地は、英國統治時代と同じ英語圏

現在のインドビジネスの中心4大都市は、デリー・ムンバイ・コルカタ・チェンナイですが、そこは過去にも、英國東インド会社時代及び英國直接統治時代の商業の中心地でもあった。

英國のインド統治までの歴史は次のとおりである。

- | | |
|------------------|--|
| ① チェンナイ (旧 マドラス) | ⇒ 1640年 マドラスを占領。(インド東南部) |
| ② ムンバイ (旧 ボンベイ) | ⇒ 1661年 ボンベイを獲得。(インド西部) |
| ③ コルカタ (旧 カルカッタ) | ⇒ 1690年 カルカッタに商館を建設。(インド東部)
(ブラッキーの戦い) ⇒ 1757年 仏軍を破り、英國の勢力が確立。
(ベンガル地方) ⇒ 1765年 徵税行政権を獲得。(インド東部) |
| ④ デリー (ニューデリー) | ⇒ 1803年 デリーを占領。(インド中北部)
(インド併合) ⇒ 1858年 東印度会社を解散し、英國の直接統治に。
(インド帝国) ⇒ 1877年 英領インドの始まり。 |

(その後、1947年までは英國完全統治時代に)

インドの公用言語はヒンディー語であるが、この350余年に及ぶ商業英語の影響が、今以て、4大都市のビジネス世界では、準公用言語の英語が100%活用されており、都市部上層階級にもその影響が及んでいる。英語以外の主たる言語は、ヒンディー語(40%・中北部)の他、最北部にはカシミール・パンジャーブ語(シーグ教)、東北部にはネパール語・グルカ語、東部にはベンガル・アッサム語、西部にはクジャラート(ジャイナ教)・マラ泰ー語、南部にはドラヴィダ・古語ヴェッタ語等があるが、これら言語圏では土業の発展は不充分と推察される。

(3) 日本の昭和30年代

BRICs(ブラジル・ロシア・インド・チャイナ)と騒がれているが、インドは地球地理的好条件と英語力で、ITソフト分野では確かに先進的であるが、それ以外の分野及びインドの現実一般社会は、終戦後日本の高度成長前の、昭和30年代と考えた方が妥当であると思われる。その当時の日本の土業は、今のように各種土業がなく、弁護士・公認会計士・税理士等が主力だったと思われる。

経済面では、当時の日本も現在のインドも、先進国に追いつき追い越せの、活気のある意気込みは共通しており、最近の経済成長率は8%と高くなっている。



コンベンション・センターにて

(4) インド国旗の農民層

インド国旗には、横縞で上からオレンジ・白・緑の三色で成っている。オレンジは力を、白は平和を、緑は食料を支える農村農民を表現している。この緑の農村農民層が、現在でも人口の 65%～70%までといわれ、ここにも日本の昭和 30 年代と類似している現実がある。

デリー・アグラ間の列車とバスの車窓からの眺めに膨大な農地があった。しかしその農地は日本の褐色の肥えた土地と異なり、充分な栄養素をもっている土壌とは思われない。農地周辺の水路も不十分で雨頼りの感じである。

日本は春夏秋冬に恵まれていることから、適度な晴雨があり、落ち葉等で土地が肥えており、土地は放って置いてもすぐに草木がぼうぼう状態になるが、インドでは乾期が長く、古い時代からの放牧農耕で草木がなくなり、土地が痩せていることから植生再生が難しく、さらに今でも放牧が、デリー郊外の道路沿いに見られ大理石より木材の値段が高いといわれている。

この地方の農村農民には、日本の農協が臨税で、農家申告をカバーしていた状況に類似した方法で対処していると思われる。次項で述べる「地方ローカルの税務実務家」は、その必要性から存在しているものと思われる。

(5) 人口 11 億人で、納税申告数 2,500 万件

デリー国税局での説明の数値であるが、全人口に対する納税申告件数は、2.3%と、かなり低率の現実がある。日本の法人と個人申告件数は、10%(約 1,100 万件) 位である。

税務申告を助ける税理士がいない影響か、申告書の簡便簡素化により、自主申告と電子申告を促進させ、申告数の増加にやっきになっている姿を感じた。

識字率は都市部では 90%前後であるが、国全体では 60%（識字率は 1947 年独立時で 5.5% ・ 1981 年調査で 36.2% ・ 2004 年で 59% ／ 男 69% 女 46%）の数値である。また数学教育で、2 枠の九九を学ぶというが、これは都市部上層のみであると推察され、国全体への申告制度の波及には、相当の時間を必要とすると思われる。

納税者の P A N 番号は、英字数字組み合わせの 10 枠であるが、この 10 枠では 5,000 万名でキャパ一杯になるとのことであり、これがキャパ一杯になるのは、相当先のことである。

PAN番号 納税者番号と国民背番号を併せもった感じの永年番号で、この P A N 番号を取得しないと、法人も個人も銀行預金の開設が不能とのことである。税務申告以外の公的手続きにも使用され、パスポート・雇用保険・社会保険・生命保険・商業取引・不動産売買にも必要とのことである。

(6) 言語等の弊害

インドの憲法では、14種もの言語が公用に認められているが、政府の詳細調査によると、他になんと 1,652 種の言語が記録されたといわれている。これだけ言語があると、インド人同士で話しが通じなくなる言葉の障害がある。全国的に唯一の共通語である、英語に頼らざるを得ないとのことである。

さらに、国会議事堂への議員襲撃殺傷事件の発生、連邦制で地方の力も強く、アッサム州・パンジャーブ州では独立志向もあり、カースト制の残影、多民族、多宗教、首都デリーでも物乞いの貧困層、地方に多い貧困農民層の存在等々、今の日本では所得格差の拡大と騒いでいるが、そんな生易しいものではなく、桁違いの、日本で忘れられようとしている「貧富の差」状況であろう。

さらに世界第 2 位と増え続ける 11 億の人口を抱え、日本の 9 倍もの広大な国土のインフラ整備も遅れており（全国的な高速道路網は漸く手が着いた状況）、現在の日本では考えられないインドのこの現実は、政治面では容易ならざる対応を必要とし、職業専門家分野でも、既存の土業資格者に頼り、土業の改革も進んでいないと思われる。

40 歳代の現地日本語ガイドが、国会議事堂前で「インドは既成階級で固まっている。我々の世代の新しい議員を国会に送り、インドを変えなければいけないと思うが…」との発言は、自国への歯がゆさと、問題解決を見出しえない苦しみの言葉と感じた。

以上の事情から察すると、あらゆる職業専門家がある現在の日本と同一視することは難しい。以下に、今回の訪問で知り得た職業専門家について記することにする。

2 職業専門家

(1) 「勅許会計士」

会計・監査・税務業務に関しては、英国同様に、この「勅許会計士」が中心で行っている。（約 13 万人）

13 万人と多く感じますが、全員が会計士業務をしているわけではない。英米の大手会社役員には、MBA・弁護士・会計士の資格取得者が多く見られる。資格取得で有利な会社への入社、高級行政機関への就職等の武器としている。インドでも同様である。資格取得で必ず自己事務所開業と、やっきになる日本とは事情が異なる。弁護士も同様である。

(2) 「弁護士」

①Advocates 弁護士（弁護士試験合格の弁護士で、経験が十分でない弁護士概念）

②Solicitors 弁護士（上級試験に合格し、キャリアーを積んだベテラン弁護士概念）

①と②は、税務業務も可とする。

③（労務）弁護士（労働労務関係専門の弁護士概念）

インドでは産業紛争法の影響で、会社解散閉鎖等の際には、労働者保護の観点より、会社に労務対策が厳しく要求され、それが充たされないと会社解散登記もできない。そんな事情から、労務対策専門の弁護士が存在するものと考えられる。

(3) 「会社秘書役 Company Secretary」

会社内に置かれる資格職務者で、「登記事務手続き、議事録等の書類認証」等、行政上の事務手続きをする。大中規模法人には常勤設置の雇用が義務づけられている。小規模法人は会社内の設置は任意だが、不設置の場合は「会社が会社法の条文に従っているかどうかを、外部の会社秘書役に依頼し、審査後にその証明書を出して貰い、その証明コピーを株主総会提出の取締役報告書に添付しなければ成らない」とある。

会社役員なのか、職業専門家なのか判別できずわかりにくい資格であるが、日本でいえば、行政書士・司法書士・行政事務監査役を兼務した職務といった感じではないだろうか。

(4) 「地方ローカルの税務実務家 Tax Practitioners」

「インド税務実務家協会」に、弁護士・会計士の他に、地方の税務実務者が入会しているとの説明があった。インドでは誰でも税務申告を作成することができるが、地方では弁護士・会計士が充分にいないことから、申告を依頼する場合にはやむを得ず、税務知識申告に精通している実務家に依頼せざるを得ず、この税務実務家が存在しているものと思われる。民間の **Tax Advisor** 的存在であり、国家試験資格ではないと思われる。

「インド税務実務家協会」とは、1976年に設立され、ボランティア的な民間組織で、加入者は、税務に関する業務をする弁護士・会計士・税務実務者であり、現在 3,700 名の会員がおり、地方に支部もある。税務知識の向上、納税者の権利を守る活動等の他、情報誌として 37 のジャーナルを発行している。運営は 2,500 ルピーの入会金会費と月 300 ルピーの購読料で運営されているとのことです。(なお、勅許会計士は 1960 年、弁護士は 1961 年の法律によっているとのことである)

上記の(3)の「会社秘書役」と、(4)の「地方ローカルの税務実務家」は、明確な資格取得制度を見いだせなかった。恐らく、行政官庁機関の退官者が携わっていることと思われる。



ASSOCHAM HOUSE 会議室にて
金子団長によるあいさつ

(5) 「税理士」は存在しない。

インドでは原則自己申告である。簡単なものでも自分でできない場合は、税務知識のある人、又は税務実務家に依頼し、複雑な申告は、会計士・弁護士・上級税務実務家に依頼するイメージと思われる。

デリー国税局で、「将来は日本のような税理士制度の導入の考えはありますか」との質問には、「ないと思います。会計士・弁護士の増員で対応するでしょう。」と税理士制度への関心は薄かったが、将来は税理士制度の確立を念じたいと思う次第である。

(6) 「不動産鑑定士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・弁理士」等について

- ① 不動産鑑定士 ⇒ 不動産売買等の評価鑑定に従事。
- ② 司法書士・行政書士 ⇒ 前記(3)の会社秘書役が兼ねており、不存在。
- ③ 社会保険労務士・弁理士 ⇒ 前記(2)の弁護士が兼ねており、不存在。

以上は、資料等で明確な確認はできなかったが、不動産鑑定士以外は、存在するにも恐らく僅かではないかと推察される。

3 番外編（インド社会の複雑さ）

(1) T A T A ・ 生き延びた ゾロアスター教徒

インド最大の財閥の一つである、TATA のデリー事業所（TAT 創業は 1868 年で明治維新と同じ年。）を、今回訪問したが、帰国後の調査で、同社がゾロアスター教徒系の財閥であることに、私自身驚いた。

インドの宗教は、ヒンドゥー教 80%・イスラム教 14%・キリスト教 2.5%・シーカ教 1.8%・仏教 0.8%・ジャイナ教 0.4%との数値があり、ゾロアスター教徒はほんの僅かであると思われる。

ゾロアスター教は、太陽神の化身の火を挙むことから、挙火教ともいわれ、イランで紀元前 10 世紀に成立し、3000 年の歴史をもっている。イランのササン朝ペルシャ（BC226～BC651 年）では国教とされ、教典「アヴェスター」が編集されている。イランではその後、イスラム教の侵入でゾロアスター教は滅び、今ではほんの一地方でかすかに残っている程度であるが、インドに波及しているとは思わなかった。恐らくイスラム教からの弾圧で、一部ゾロアスター教徒がインドに逃れ、生き残ったものと思われる。



働く聖なる牛??

(2) ジャイナ教徒・シーク教徒

ジャイナ教もシーク教も古い宗教であるが、ヒンドゥー教勢力の強い社会で生き残った背景には、次の事情がある。

ジャイナ教徒は、元来より農業を好まず、商業や金融業に重きを置いていた関係で、裕福な商人が多く金融経済に力をつけ、インドの民族資本はジャイナ教徒の手中にあったといわれる。またジャイナ教の徹底した不殺生の思想は、ガンジーの無抵抗主義に影響を与えた。

シーク教徒は、シーク戦争(1845～49年)で英国に敗れたが、その戦士の勇猛さを英国に買われ、インドの反英大反乱セボイの乱(1857～59年)では、グルカ族兵と共に、英國軍に協力し大反乱を鎮めた関係からか、裕福な人々が多いとのことである。

今回のインド滞在7日間でお世話になった、市内移動の観光バスの運転手と助手は、頭に黒いターバンを巻いたシーク教徒で、精悍な顔付きでした。

ゾロアスター教徒は、古くからのペルシャ商人的活動で、裕福な人が多くおり、政治的な力(恐らく金融経済力)をもっていることから、これら教徒は生き延びたといわれる。

(3) TATA グループ情報

TATA 創業(原棉・綿布業)の1868年は、ほぼ英國の直接統治が始まった時代であり、重なっている年代に何かを感じる。(それ以前は、英國ではインドより綿布を輸入していたが、同時代は、産業革命後の英國が世界の工場として、インドより原棉を輸入し、綿布をインドアジア等へ、本格的に輸出に転じた時期であった。)

TATAはインドでは、人種的には非主流組織ながら、約150年後の今では有数の財閥となっている。ここにもインド社会の複雑さの背景がある。

TATA のITセンター

1987年に日本に進出し、横浜にITセンターがあり、ITソフトとメンテ分野で日本の大手銀行等をユーザーとし、中国杭州にもセンターをもち、中国の外資系企業をねらった企業活動をしている。また、IBM・マイクロソフト社とも提携関係を結び、世界的グローバル企業を目指している。

(高柳 幸雄 担当)



タージパレスホテルのチャイニーズレストランにて

VII インド税務実務家協会

はじめに

2006年12月12日(火)午前9時より、ASSOCHAM HOUSEにてインド税務実務家協会のS. R. Wadhwa 北部地区会長からインド税制についてレクチャーを受けた。その後、質疑応答にD. K. GANDHI、V. P. GUPTA 及びMUKUI. GUPTAの3氏も加わり1時間半の間、熱心な意見交換が行われた。ただ、レクチャーの内容は税務の説明が中心であったため、事前の質問事項に対する回答はなく、時間的制約もあり、急ごしらえの質問に対する若干の回答のみという結果を余儀なくされた。以下、事前の勉強会の情報等も含めて、協会の設立の趣旨、目的及び活動実績等の概要を記述する。

1 協会の誕生（1976年11月11日）

個々の所属に関わりなく税法実務に携わるすべての人々のための共通基盤を作り、そうした人々が学習体験と知識を分からし合えるようにするという考えを受けて、直接・間接税の分野で活躍する著名な専門家らがインドの税務実務家のための全国組織を立ち上げる構想をまとめた。

1974年1月、順調な活動を展開する売上税実務家協会のもと、ムンバイにて第2回インド税務実務家会議が開催された際、全国各地からおよそ800人の代表者が集まり、上述の構想を実現するため特別委員会の任命決議が採択された。1976年11月11日、全国各地より850人を超える代表者が出席したムンバイ所得税コンサルタント会議所50周年記念式典の開会式において、前インド最高裁判所長官J. C. シャー (J.C.Shah) 閣下及び優れた法律家であった故シュリ・N. A. パルキヴァラ (Shri・N. A. Palkhivala) 氏のご臨席の下、業界を代表する人々によって当協会の名称は「インド税務実務家協会」と決定された。

2 目的

協会規約に定められた目的は、下記のとおりである。

- (1) 税法その他の法律、会計士及びそれらの管理に関する議論を進め、これらに関する情報を収集・普及し、会員、税務官吏、納税者その他すべての関係者とのより良い理解と協力を推進するための有効な場を作る。
- (2) 互いに類似する司法当局、上訴当局、裁定委員会、審判所、事前判定審判当局、裁判所その他同種の当局の独立に向けた努力と活動を進める。
- (3) 税務当局、審判所及び法廷に対し、公益に関わる問題や同業者にとっての重要案件、納税者全般に関わる問題について、申し立て、要望書の提出及び出廷を行う。
- (4) 社会における税務実務家のイメージを向上させるための活動を企画、実施する。
- (5) 税務実務家の高度な倫理基準の構築、推進のための活動を行う。
- (6) 会員間の友好的な感情、団結、協力を促し、仲間意識を浸透させる。
- (7) 協会誌、書籍、会報、パンフレット、リーフレット、雑誌などの定期刊行物を発行する。

3 本部及び支部

会員間の協調を促すため、当協会はムンバイに本部を置き、カルカッタ、ハイデラバード、インドール、デリー、ムンバイの 5 か所に支部を設置している。

4 会員

当協会の会員資格は、国内全州で直接・間接税業務に携わる弁護士、事務弁護士、勅許会計士、税務実務家に認められる。直接・間接税業務に携わる多くの顧問弁護士、インド勅許会計士協会の歴代会長及び多くの著名な業界専門家が当協会の会員である。会員の結束力は強く、同業専門家同士が友好的な関係を築いている。当協会は国内の結束力の象徴であり、その精神を表している。すべての業界団体や会員と対立することなく、優遇するよう活動することに力を注いでいる。101 の専門団体があるインドにおいて、当協会は現在唯一の専門家組織であり、国内 25 州と 4 つの連邦直轄領に、提携会員や 3,600 人を上回る終身個人会員がいる。

5 インド税務実務家協会誌 (AIFTPJ)

当協会では月刊誌を発行しており、協会の活動報告のほか、所得税、売上税、中央物品税、サービス税、関税及び会社法などに関する最高裁判所や高等裁判所、国税上訴裁判所での最新の判決事例について、公表・未公表のものを取り上げる。協会誌の年間定期購読料は、会員の場合 300 ルピー、非会員は 450 ルピー (いずれも 4 月から 3 月まで) である。

6 AIFTP タイムズ (AIFTPTIMES)

協会では、「AIFTP TIMES」という月刊ニュースレターを発行している。このニュースレターは全会員に送付される。法の整備、重要なお知らせ、案内状及び当協会が実施する種々の教育活動の詳細などを掲載している。



中央には S. W. WADHWA 北部地区会長

7 AIFTP ウェブサイト

AIFTP のウェブサイト(<http://www.aiftponline.org>)は会員の情報源であり、当サイトは専門スタッフにより定期的に更新されている。

8 図書館

協会では、マハラクシュミー所得税務署内にスペースを割り当てられており、このスペースを会員向け図書館として活用している。空調が完備された図書館は、インド税務実務家協会の西部支部によって維持管理されている。

9 申し立てと成果

- (1) 当協会は中央政府や州政府によって抑圧的な法律が導入された際はいつでも、顧客、業界さらに同業者の不満を重視するよう申し立てをしてきた。政府や直接・間接税関係当局に対し、毎月最低1回の申し立てを行っている。多くの場合、法改正を検討する当局通知に対し、修正案では厳しい措置を是正するよう求めてきた。1997年自発的納税（VDIS）スキームに関し、ムンバイ高等裁判所への請願書提出やインド最高裁への中止を求める特別抗告（SLP）の申し立てを行ったのは、こうした活動の一例である。
- (2) 当協会は毎年、インド政府に予算前／後の覚書を送付している。これまでに当協会による数々の提案が受け入れられている。
- (3) 1998年のカル・ヴィヴァッド・サマダーン（Kar Vivad Samadhan）スキームは、当協会が提案したものである。
- (4) 権利放棄などの重要問題の聴聞のため、ムンバイその他の場所で裁定委員会の特別法廷が開催される際、当協会は必ず特別法廷に申し立てを行う。
- (5) 当協会とマハラシュートラ売上税務実務家協会の申し立てに従い、インド政府は1956年中央売上税法のもと、「C」フォームを1会計年度に1団体1枚のみ配布することになった。
- (6) AIFTPの効果的な申し立てにより、2003年の国税裁定法令は見送られた。
- (7) 当協会は他の専門家団体とともに、税関連の問題における18件の公益訴訟（PIL）を起こした。



会議風景

10 全国大会及びセミナー

当協会は、全国大会を3年に1回、セミナーを四半期に最低1回、国内各地で開催している。当協会のユニークな取り組みとして、全国大会の実行委員が四半期に1回国内各地を訪問し、地方の協会によるセミナーや会議の開催を促している。

1976年以来、インド首相閣下、多数の州知事、最高裁判所長官、財務大臣、法務大臣、多くの閣僚、各州の首相、最高裁判所裁判官、インド司法長官、各高等裁判所裁判長及び裁判官などにより、各種のセミナーや会議の場でご講演をいただいている。国税上訴裁判所の判事、長官、職員のほか、直接税中央局（CBDT）の議長や中央局メンバー、裁定委員会の委員長や委員、所得税務局長や所得税務官、商業税務官、直接・間接税実務に携わる多くの顧問弁護士、インド弁護士会会长や各種弁護士会会长、インド勅許会計士協会会长その他多くの著名な専門家の方々にご講演いただいた。優秀な会員の中から、最高裁判所や高等裁判所裁判官に昇進した者が輩出されたことは当協会の誇りである。

- (1) 裁判官パリポーラン (Paripoornan) 閣下 (最高裁判所) (退職)
- (2) 裁判官 P. ヴェンカタラマ レディ (P.Venkatarama Reddy) 閣下 (最高裁判所)
- (3) 裁判官パサヤート (Pasayat) 閣下 (最高裁判所)
- (4) 裁判官ミシュラ (Mishra) 閣下 (アラハバード高等裁判所) (退職)
- (5) 裁判官 T.L ヴィシュワナス アイマー (T.L Vishwanath Aiyer) 閣下 (ケラーラ高等裁判所) (退職)
- (6) 裁判官 Y. V. アンジャネユル (Y V.Anjaneyulu) 閣下 (アンドラプラデシュ高等裁判所) (退職)
- (7) 裁判官 S. ダスラタ ラマ レディ (S.Dasratha Rama Reddi) 閣下 (アンドラプラデシュ高等裁判所) (退職)
- (8) 裁判官カマル・M. メータ (Kamal M.Meh ta) 閣下 (グジャラート高等裁判所)



インド税務実務家協会役員

11 出版物

当協会は、会員向けに各種出版物を発行している。これら刊行物は、簡潔なことばを用い、Q&A 形式を探用している点が独自の特徴である。刊行物の一部は以下のとおりである。

- (1) 1997 年自発的納税（VDIS）に関する質問と答え
- (2) 1997 年自発的納税（VDIS）の様々な側面
- (3) 1998 年カル・ヴィヴァド・サマダーン（Kar Vivad Samadhan）スキームに関する 150 の質問・24 のケーススタディ
- (4) 事業再編成
- (5) 非居住インド人（NRI）－法務の手引き
- (6) 裁定委員会の法と手続き
- (7) 印度一外国為替管理法（FEMA）と課税－よくある質問への対応
- (8) 裁定委員会に関するよくある質問
- (9) 海外投資一実務ハンドブック
- (10) 事業再編戦略－ハンドブック
- (11) 会社、提携先、非営利法人／投資委員会、合弁事業の課税－よくある質問
- (12) FEMA 課税に関するよくある質問ハンドブック
- (13) 輸出ハンドブック
- (14) よくある質問－訴訟調査と裁判の新たな評価手順
- (15) 101 のよくある質問－調査－直接税
- (16) ヒンズー不分割家族（HUF）に関するよくある質問と答え 140 －課税
- (17) 事前裁定に関するハンドブック
- (18) 優れたバランス：国税上訴裁判所の法と手続き－165 の良くある質問



インド門にて

12 国税上訴裁判所弁護士協会調整委員会

国税上訴裁判所弁護士協会調整委員会は、1998年に協会の旗印の下、国税上訴裁判所への審査申し立て業務に携わるあらゆる専門家の支援を受けて設立され、国内各地の国税上訴裁判所とその法廷が、さらに効率的でより良い活動を行うための提案を検討している。

13 会員倫理規定

当協会は、協会規約の中に会員の倫理規定を自主的に設けている国内唯一の団体である。当協会の提案を受け、国内の多数の主要専門家団体も会員倫理規定を採用している。当協会は、専門職としての尊厳と価値を守るために「倫理委員会」も設置している。

14 研究委員会

税金と法律に関する様々な問題について、毎年3本の研究論文を発表する。

15 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会(AOTCA)との提携

当協会は、16か国の団体で構成されるAOTCAと提携している。

16 パルキヴァラ (Palkhivala) 記念税金模擬裁判全国競技会

当協会は、ムンバイ国税上訴裁判所弁護士協会とムンバイ州立ローカレッジとの共催で、毎年税金模擬裁判全国競技会を開催している。この模擬裁判は、故シュリ ナニ パルキヴァラ (Shri Nani Palkhivala) 氏を記念して行われている。法学生が税務分野でのキャリアを追求するよう促すものであり、税務法廷弁護士育成の一助となる。

17 国際課税

税務専門家に国際法とその関連法に関する知識をさらに身につけてもらうことを目指し、当協会は国税上訴裁判所弁護士協会とともに、スタディサークル会議を定期的に開催している。2004年5月には、海外スタディツアーチを首尾よく実施した。現在、2年に1回海外スタディツアーチを実施するよう提案している。

18 直接税に関するパルキヴァラ(Palkhivala)研究アカデミー

当協会は、直接税に関する研究の発展を目指し、パルキヴァラ (Palkhivala) 記念研究アカデミーを設立するようインド政府に訴えた。インド政府は当協会の要請に応じ、2004年1月16日シュリ・ナニ・パルキヴァラ (Shri Nani Palkhivala) 氏の記念切手を発行した。その後インド首相シュリ・アタル・ビハリ・バジパイ (Shri Atal Bihari Vajpayee) 閣下にその記念切手をご発行いただいた。

(宮崎 仟治 担当)

おわりに

インドでは貸借対照表及び損益計算書の様式は会社法で定められているが、一般に公正妥当な会計基準は勅許会計士協会が公表している。会社法の規定により、公開会社・非公開会社かを問わず、進出形態や事業規模に関係なくすべての拠点が勅許会計士の法定監査を受けなければならない。

インド経済の成長と発展の中で、同協会のメンバーが占める地位と任務はますます重要なになってきている。国際取引の変化は会計士業務に財務的規律を維持発展させる大きな選択と機会をもたらす。同時に、国際的競争力のある職業に開花する機会が出現する。業務の多元化と互恵的自由化は脅威ではなくチャンスである。

勅許会計士はその社会的信用にこたえるために、国際的にも国内的にも経済的、技術的及び法律的变化を先取りして素早い効果的対応策を取るように求められている。

(村守 明夫 担当)



マノージ・パウワ勅許会計士事務所にて

額に赤い丸印とレイの歓迎をうけて



国税上訴裁判所を訪問して

インド最後の訪問地、国税上訴裁判所に入った途端に、目を瞠るほどにびっくりしたことがありました。エレベータを降りたところに直径 2 メートル位の大きな花のオブジェが作られていました。すべて花びらでできていて、オレンジと白と赤のコントラストが見事にマッチして、我々の到着を首を長くして待っているようでした。可憐な可愛い花のモチーフに暫しみんなで見とれていきました。そしてその花の先には幹部の方々が盛装して、出迎えてくださいました。



長い廊下の向こう側では人垣ができていて、我々に素敵なプレゼントがありました。インドの女性が額の真ん中につけている赤い丸印の粉を、全員に付けていただきました。これは「ビンディ」といって結婚している女性の印として付けているそうですが、最近では、宗教的な意味合いで付けているというよりも、おしゃれとして付けていて、色も形もいろいろあるようです。金子会長をはじめ視察団の人たちは、すっかりインド人になりました。

その後各人に生花のレイのプレゼントがありました。たくさんの職員の方々から、心を込めてこのような歓迎をしていただいて、本当にインド人の優しさにふれました。有り難うございました。

日本とインドの恒久的施設利用の有無を題材にした模擬裁判は、どんなにか私たちのことと考えてのことだと思います。迫力ある見事な模擬裁判を演じていただいて、感謝に耐えません。

以前、早稲田大学大学院補佐人講座三期生として、勉強していた時に見た模擬裁判を思い出しました。

21世紀はインドの時代になり、誰もがインド人と接触せざるを得なくなってしまいます。人口も 10 億人を超える 2030 年には世界一人口の多い国になるといわれています。生き生きとして迫力のあるインドの人々を見て、将来は「この国が世界を制するようになるのかな」と、思いながら今回インドで研修できたことは、とてもよい体験になりました。

(池畠 芳子 記)



国税上訴裁判所にて

複式簿記を発明したのはインド人ですか

「新訳 会計史」O. テン・ハーヴェ著 三代川正秀訳 税務経理協会出版 13p から 14p に「複式簿記の起源に関する疑問」が書かれています。そこに《東洋について有名な専門家ハミルトンの 1798 年の見解は次のとおりである。「インド（ヒンドウ）商人が有史以来複式記入による簿記法を持っていたことに我々は注目すべきである」と。》との記述がありました。

そこで私はインド人自身がどのように考えているか興味を持ちました。

今回のインド税制視察の旅の間、インド人に直接次のような質問をしました。

インドでは複式簿記のオリジンはどこだと考えられていますか。

インド人はゼロを発明したことで有名ですが、そのように数学的才能に秀でているインド人が複式簿記も発明したのではないかとの説があります。それがアラビアを経由してベニスに渡り、複式簿記の祖といわれているイタリアのルカ・パチョリが約 500 年前に初めて数学書の中で複式簿記原理を著わしました。インドではどのように考えていますか。

(インド実務家協会 AIFTP において)

答え 勿論インド人が複式簿記を発明しました

問い合わせますか。

答え インド人が文明のすべてを作り出したのです、インディアンゴッドです。

と声高らかにおっしゃるので I am happy to hear that!! と言ってお互いににっこりしました。

(タタ・コンサルタンシーサービシズにおいて)

副代表

答え わかりません。ゼロを発明したのはインド人です。スペルは ARYABHATA です。

代表

答え 複式簿記の発明は確かにイタリア人ではなかったでしょうか。よく分かりません、しかし大変勉強になりました。有難うございました。

これは、紳士の模範的なご回答と思いました。



タタ・コンサルタンシーサービシズにて

(インド勅許会計士協会 ICAI において)

答え ついこの前まで単式簿記をよく使っていました。

問い合わせではイギリスの会計システムを受け入れてから複式簿記になったのですか。

答え そうだと思います。

この答えにはびっくりしました。

(国税局 Income Tax Department, Delhi において)

三人の迫力ある女性オフィサーに聞きました。眉間にしわを寄せて真剣に議論を始めましたが、隣にいた男性オフィサーが答えてくれました。

答え 複式簿記を発明したのはインド人です。ずっと以前から複式簿記は存在しました。数字を発明したのはインド人です、数字がなければ簿記もありません。だからインド人が複式簿記を発明したのは間違えありません。



デリー国税局にて



デリー国税局の女性オフィサーとともに

以上 5 つの回答を得てインド人の性格を垣間見たような気がしました。有史以来の文明に誇りを持っているのがよく分かりました。ガイドさんの説明では、「世界文明が始まったときにはヒンディーという地名がありそこに祖先が住んでいた。それがずっと続いていることを象徴して国旗に時を表す車輪がついている」とのことです。

余談ですが、サリーを着て颯爽と活躍している女性オフィサーに、国税局で働いている女性の割合を聞きました。

答え オフィサーだけで 30 % です。

あの貫禄と迫力には勝てないと思いました。そして男性でも女性でも真面目で前向きでエネルギーッシュな人が沢山いると知り、今後のインドにとても興味を持ちました。

(戸田 礼子 記)



タージマハールにて

「歴史と伝統と文化と牛」 インドのギャップ

初めてのインドである。BRICs の台頭がいわれて久しいが、どうしても行きたい国であった。当会国際部の当を得た企画に大いなる興味を持ちながら、知人のいないことから中途からの参加申込みとなってしまった。参加者皆さん的好意に甘えながらの得るもの多い研修でもありました。

しかし、インド視察というものの全日程が首都ニューデリーで、観光も 1 日のみで 4 日間が丸々研修というのは驚異的でもありました。

これまで違うグループで、10 か国以上の海外研修を実行した経験からも、事前研修の内容検討・日程の確保等からしてかなりレベルの高い研修となりました。

最初の日であった。バスから降りると、そこは水溜りの路上と牛糞と街一杯の子供・若者・老人までの男女の人々、路上生活者か、物乞い、物売りと三輪車タクシー・汚れた車の雑多な中に、なぜか牛だけが悠々と一番健康的に揺ったりとしているインドを見たのである。牛を除くと 20 数年前に見た中国・北京駅での情景を重ねるのに躊躇はなかった。そして 4 年前から何回か北京・上海・瀋陽・無錫等に仕事で関与することになり、その中国の近代化された、あまりの変貌した中国に驚きを超えた感動と躍進から、その BRICs の一角であるインド・ロシアに関心を持ったことからするとこのギャップは何であろうか。

時として起こる停電、郊外にあるちょっとした店舗等には自家発電の設備がある。インフラ整備や人々の生活が遅れていると思うのだが、しかし、インドは原爆を完成させ核兵器、開発に走ってもいるのである。それぞれの国の都合かも知れないが割り切れなさが残る。それでも識字を高めるという政府の重点政策として法人・個人関係なく教育税 2 パーセントをすべてに課税して確保することを考えれば今後に期待できるでしょう。

世界と日本経済の今後に大きく影響を与えるまでになった中国、そしてインドがといわれている今回のギャップもムンバイ等 IT 関係の都市を見ればまた違った感じを受けたのだろうが、経済を通じて政治の交流がより深まることが大切ではないか。と思いながらの研修でした。

最後になりますが、我が班のチーフ・廣瀬先生に「おんぶに抱っこ」となってしまいました。参加者皆さんのが実力・力強さにひかれ、これからのお付き合いをお願いするものです。

(福田 悅雄 記)



タージパレスホテルのチャイニーズレストランにて



インド門にて

第4章 インドの投資環境等



はじめに

インド税制等研修視察にあたり、各訪問先へのセッションとその準備動向について、投資環境部門に関する報告書作成の参考資料として、その経緯及び結果を順次記述し論拠とする。

1 ジェトロ・ニューデリー・センター

2006年12月12日(火)、11時より1時間、インド商工会議所にて、インド滞在4年弱の伊藤博敏所員より「インド市場の現状と日系企業の動向」について講演を受ける。事前に提出してあった質問事項をロビーにて打合せをする。中小企業金融公庫より派遣されている田澤和徳氏も駆け参じる。(下記のカマル・ナート商工大臣談参照) なお、日産自動車(株)がインドで販売のみならず生産を開始するとの情報について、伊藤氏に確認するとそのとおりだとの返答であった。

(1) インド、日本ビジネスサミット

2006年6月14日(水)、14時より19時まで、東京プリンスホテル、マグノリア・ホールにて開催される。インド工業連盟(CII)、インディア・ブランド・エクイティ財団(IBEF)、日本貿易振興機構(JETRO)主催で、インド商工省、経済産業省、日本経団連、日本商工会議所、経済同友会などが後援にあたる。渡辺修ジェトロ理事長、R・セシャサイCII会長、アジャイ・デュア商工省次官、キータンジャリ・キルロスカIBEF理事の挨拶にはじまり、アディル・ザイナルバニ、マッキンゼーインド社長など産業別プレゼンテーションがあり、その後鈴木修スズキ(株)取締役会長のインドビジネス体験談を拝聴する。カマル・ナート商工大臣がサンクト・ペテルブルグよりの飛行機便が遅れているとのことで、二階俊博経済産業大臣が先に基調講演を行う。濃密で充実したサミットであり、日本産業界のインド詣では、この日を境に火がついたようである。印象に残ったのはカマル・ナート商工大臣が再三、日本の中小企業にインドに進出して欲しいという要望と、渡辺修理事長が7月よりニューデリーに「ジェトロ・ビジネス・サポートセンター」を5室開設し、通信費、コピーなど直接経費以外は、無料でサポートすることである。伊藤氏にその経過を聞くと現在毎日4、5件のオファーがあるそうです。



伊藤氏（ジェトロ）のレクチャー



記念品の贈呈

(2) インドビジネスセミナー

2006年11月16日(木)、14時より3時間、国際交流基金国際会議場にて、ジェトロ市場開拓海外投資課主催で開催される。ジェトロ・ニューデリー・センター海外投資アドバイザー大穀宏氏が来日し、「インドビジネスにおける留意点～インドとの付き合い方～」他2名の方より講演を受ける。大穀氏に東京税理士会のパンフレットを渡すとともに、インド訪問の件について依頼する。

(3) 事前研修会

2006年7月5日(水)、14時より2時間、永盛明洋ジェトロ・アジア経済研究所課長代理より「インド投資環境の現況等について」と題して税理士会館4階にて講演を受ける。

2 タタ コンサルタンシー サービシズ(TCS) ニューデリー

2006年12月12日(火)、高速道路を建設中の脇を通って郊外にある会社を15時30分に訪問する。

TCSはインド最大財閥、タタグループの一員として設立以来、IT産業界最高レベルのITコンサルティング及び開発、運用等のITサービス、ビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)などを、世界各国の有力企業にサービスを提供している会社である。特にソフトウェア開発プロセス成熟度モデルCMMIと、開発者的人材育成に焦点を当てたP-CMMは、最高位レベルである「レベル5」を世界で最初に取得したグローバルITサービス企業である。

会社ではMr. Srinivasan Hariharan(ハリさん)とMr. Debashis Mitra(ミトラさん)が応対してくれる。日本語が上手でパワーポイントでの説明に全く支障がない。日本に滞在の経験があるとのことでした。「会社概要、提供サービス、研究開発への継続投資、品質重視、人材採用の方針」など詳細にアットホームな雰囲気で説明を受ける。特に感じたことは人材育成に力を入れていることで、使命、価値観など世界水準での教育訓練システムが確立されていることである。



タタ (TCS) での講義



タタ (TCS) の玄関

(1) タタ コンサルタンシー サービシズ ジャパン(TCS ジャパン)

2006年5月22日(月)、13時30分、シーサム・ジャパン(株)の津島社長の紹介により、みなとみらいクイーンズタワーにある会社を訪問し、梶正彦代表取締役社長に面会する。

ニューデリーの会社訪問と研修会での講師をお願いする。日本IT業界有数の社長で、お断りされる覚悟の上でしたが、我々のインド訪問の意義を理解していただき、快く了解を得た。国際感覚に長け、沈着にして温厚な人柄に真正な紳士を感じた次第である。

(2) 事前研修会

2006年10月19日、13時より更生保護会館にて、TCS ジャパン田山信一営業本部長を招いて「躍進するインド、—今世界の目がインドに注がれる—」と題して講演を受ける。実は梶社長が東部中心都市コルカタに、日系企業向けプロジェクトを管理する専門拠点「日本オフショアデリバリーセンター(J-ODC)」オープン・セレモニーへの出席のため渡印し、急遽の登壇である。

「21世紀の世界の変動、インド経済、世界IT産業の動向」など高所より世界を見据えた内容で、今後の世界経済の方向性を認識する上で価値深いものであった。お人柄も梶社長に劣らぬインターナショナルの方でした。

3 国家ナレッジ委員会(National Knowledge Commission／NKC)

2006年12月13日(水)、14時に金子団長以下通訳を含めて10名(IT省も同じメンバーである)にて訪問する。Mr. Kanshik Barua(バルワさん)と Ms. Mitakshara Kumari(クマリさん)がパワーポイントを使って説明にあたってくれる。「Access、Concepts、Creation、Applications」のナレッジ Pentagonについて。またその「Vision、Objectives、Infrastructure、Requirement(必要条件)」など詳細に拝聴する。

この委員会は2005年6月8日付で、マンモハン・シン首相の直属の諮問機関として設立されたものである。その趣旨は、21世紀は「知識集約型の世紀」と捉え、グローバル化が加速する国際経済の中では、情報インフラ研究開発及び技術革新システム、教育並びに生涯学習、そして規制制度が大きな影響を与えると理解し、インドが「社会及び経済発展競争における大躍進」を遂げるべく、その使命が背景にある。まさにインドの百年の大計を草案し具申する、いわばインドの未来の舵取り役的存在である。メンバーも Mr. Sam Pitroda(サム・ピトローダ)議長(北米、アジア、ヨーロッパのテレコミュニケーションを立ち上げ、インドの通信インフラに貢献した人物で、IT革命の先駆者)、Dr. P. M. Bhargava(バーガハ博士)副議長(生物学者、バイオテクノロジーの権威者)、Dr. Ashok Ganguly(アショク・ガングリー博士)、Dr. Jayati Ghosh(ジャティ・ゴーシュ博士)、Dr. Deepak Nayyar(デーパク・ナイヤール博士)などそうそうたるメンバーである。印象として科学技術研究、知的財産権、農業及び工業の応用を促進し、加えて公共利益を幅広く共有することにあり、そのためには人的資源開発をプロジェクトとして、教育制度の卓越性を確立することを力説していたことである。

4 IT省(Department of Information Technology／DIT)

2006年12月13日(水)、NKCで時間がオーバーし、14時の約束のところ30分遅れてしまった。B. K. Murthy博士、G. V. Raghunathanディレクター他4名の方が応対してくれる。訪印前に「国家としての今後のIT産業発展に対する抱負、方針、戦略」など4項目の質問内容を送付してあった。IT省としてIT産業が果す役割について具体的に「社会の繁栄、経済成長、インド発展ポリシー、ヒューマンソース」など具体的な説明を受ける。

5 インド工業連盟(Confederation of Indian Industry／CII)

2006年12月13日(水)、16時のところ40分遅れで、タージ・パレスホテルにてMr. Vikram Tiwathia(テバテアさん)CIIチーフ・インフォメーション・オフィサーにより講演を拝聴する。「インド経済の現状、今後のビジョン、日本との関係」など広範囲に渡った内容である。また数多い参考資料をいただいた。

CIIとは日本でいえばジェトロのような存在で、国家及び民間のスポークスマン的役割を演じ、情報のスピード・量、現状の確実性、見識の深奥などCIIなくしてインドを語れない存在である。R・セシャサイCII会長とは、2006年6月14日のインド・日本サミットの時に会見し、再会を期待していたが、マンモハン・シン首相の来日に同行し、すれちがいになってしまった。

今回のNKC、DIT、CIIのアレンジメントをNKC議長サム・ピトローダ氏を介してCIIのMs. Jayahhi Singh(シンさん)にお世話になったが、彼女も日本に同行し不在であった。しかし友人の同じCIIのMs. Indrayani Mulay(ムレさん、日本語でのスピーキングとひらがな、カタカナが書ける)が、行程のすべてを親愛をもって案内をしてくれる。諸氏には深謝の念でいっぱいである。また日本の窓口となったTCSジャパン(株)社長室の桜井和子氏及びシーサム・ジャパン(株)の津島秀行社長には多大な労苦も厭わず、崇敬に値する。礼を捧げたい。

(中村 昌孝 担当)



講師を囲んで

I 投資概況

1 投資指標

(1) 直接投資受入額 実行ベース (暦年)

2003年	1,161億7,200万ルピー	24億9,386万ドル
2004年	1,726億6,500万ルピー	38億1,020万ドル
2005年	1,929億9,100万ルピー	43億7,621万ドル

(2) 国別投資額 (2005年)

モーリシャス	940億7,800万ルピー (全体の48.79%)
米国	207億ルピー
シンガポール	141億ルピー
英国	95億7,800万ルピー
日本	74億5,000万ルピー (2004年 53億3,700万ルピー)

} 全体の75%

(3) 業種別投資額

電子機器・ソフトウェア分野	459億3,800万ルピー
金融・非金融サービス業	314億4,500万ルピー
セメント・石膏	196億9,800万ルピー

} 投資全体の50%以上

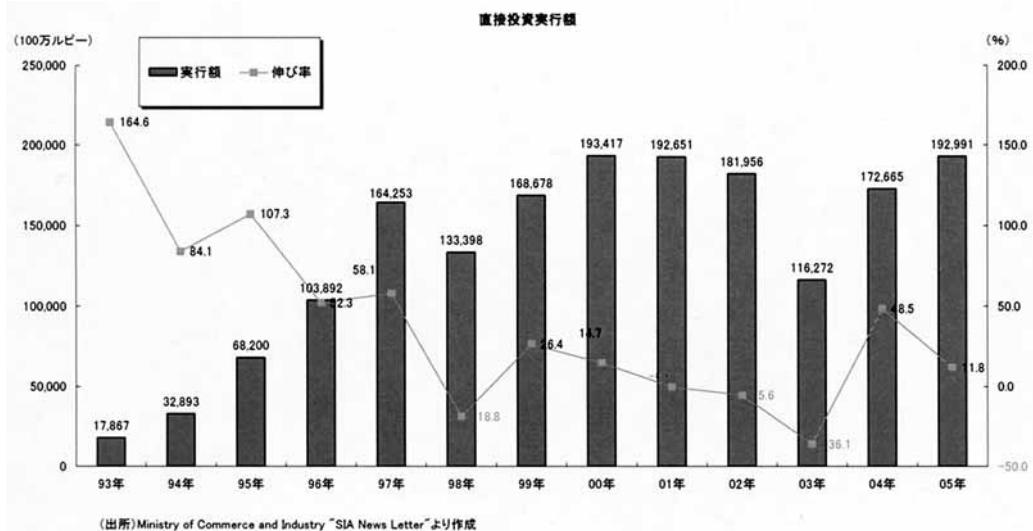
(4) 地域別近年の外国直接投資受入額 (2005年1月～2005年10月)

近年の外国直接投資は国内4拠点に集中

デリー首都圏	2,177億ルピー	グジャラート州	273億ルピー
マハラシュトラ州	1,780億ルピー	アンドラ・プラデシュ州	253億ルピー
カルナータカ州	634億ルピー	西ベンガル州	109億ルピー
タミルナドウ州	485億ルピー		

2 投資動向

2005年(1月～12月)の対インド外国直接投資実行額(実行ベース)は、前年比11.8%増となる1,929億9,100万ルピーとなり、過去5年間で最高額を記録した。対インド直接投資額は2000年にピークを迎えた後、3年連続で減少を続けたが、2004年及び2005年は2年連続の増加となった。



金融・非金融サービス分野では、銀行業に対する外資出資比率の上限の引き上げ（49%→74%）により、欧米等の金融機関が出資比率を拡大していることが背景にある。セメント・石膏分野の急速な伸びは、世界最大規模のセメント会社であるスイスのホルシム・グループによる、インド子会社（HOLDCEM）への追加投資案件（184億ルピー）による。国内主要都市では近年、道路やショッピングモール、ホテル、マンションなどの建築ラッシュが続き、建築資材需要が拡大している。

日本からの投資案件では、日立建機による、テルコン・コンストラクション・エクイップメント（以下テルコン）への追加出資案件が最大で、投資額は20億4,300万ルピーとなった。テルコンは、日立建機とタタ・モーターズによるインド合弁会社で、油圧ショベルをはじめとする建設機械及び部品の製造販売を行っている。今回の追加出資により、日立建機の出資比率は従来の20%から40%に拡大した。

3 投資制度

(1) 外資に関する奨励

① 奨励業種

内資・外資企業を問わず、インフラ開発、電力開発・送電、科学研究開発などの分野に対する投資には各種の優遇措置が設定されている。

- ・インフラ分野への投資
- ・科学分野における研究開発型企業
- ・電源開発及び送配電分野への投資
- ・石油関連企業

② 各種優遇措置

特別経済区（SEZ）に進出する企業や100%輸出指向型企業（EOU）のステータスを有する企業には、法人税減免などの優遇措置が適用される。また外国貿易政策では、輸出振興を目的とした原材料の関税減免スキームが定められている。

ア 特別奨励区・保税区など

- ・SEZ（特別経済区）
- ・100%輸出指向型企業（EOU）
- ・ソフトウェア・テクノロジー・パーク（STP）内、エレクトロニクス・ハードウェア・テクノロジー・パーク（EHTP）内、バイオ・テクノロジーパーク（BTP）内企業に対しても、100%EOUと同じ優遇措置が適用される。

イ 輸出型企業への優遇措置（原材料免税など）

輸出振興のための各種部材関税減免スキームは次のとおりである。

- ・事前許可スキーム（Advance Authorization Scheme／AAS）
- ・DFIAスキーム（Duty Free Import Authorization Scheme／DFIA）
- ・DFRCスキーム
- ・DEPBスキーム
- ・EPCGスキーム

(2) 外資規制の緩和状況

政府は2006年2月10日付通達No.3（プレスノートNo.3）にて、これまで外資参入が一切禁止されていた小売業の一部解放を正式決定し、即日発効した。同分野への外資算入に際しては、1. 財務省外国投資促進委員会（以下FIPB）による事前認可の取得、及び2. 外資出資比率上限51%、が要件となる。また、ガイドラインとして、a. 販売する製品は「単一ブランド」の製品に限ること、b. 販売製品のブランド名は、同製品に対して国際的に使用しているブランド名と同一であること、c. ブランド名は、製品の製造過程で付与されること、が規定された。

同ガイドラインに従えば、ナイキやアディダス、ソニーなどのメーカーが同ブランド名で自社51%出資の小売店舗を展開することが可能となる。一方ウォールマートや、カルフールといった大規模チェーンについては、上記ガイドラインの「単一ブランド製品の販売」という業態に該当しないため、参入は認められない、ということになる。

また同じ2月10日付の政府通達No.4（プレスノートNo.4）では、これまでネガティブリストに含まれていた複数の業種に対する外資規制が緩和された。これまでFIPBによる事前承認が必要とされていたキャッシュ&キャリー形態での卸売業、輸出を目的とした貿易業などに加え、ガス・液化天然ガス（LNG）パイプラインの敷設業、自家消費用の石炭・亜炭の採掘業、ダイヤモンド・貴石の探査・発掘業、電力の売買業（2003年電力法の定めるガイドラインに従うことが条件）、コーヒー及びゴムの加工・保管業、新空港の建設プロジェクトなどの分野で、自動認可制による100%出資子会社の設立が可能となった。また、金融サービス会社株式の、居住者から非居住者への移転・譲渡（既存企業の買収を含む）についても、証券取引委員会法の定めるガイドラインに従う（場合により、別途、インド準備銀行、証券取引委員会、保険監督庁などの認可が必要）ことを要件に、FIPBの事前認可が不要となった。

(3) その他の税制改定など

政府は、2月28日に発表した2006年度予算案にて、農産品を除くすべての品目の最高基本関税率が、原則15%から12.5%に引き下げた。さらに、すでに10%もしくは5%の水準にある資本財や部品・原材料の一部についても、さらなる引き下げが実施された。

一方国内産業界からの強い願望により、原則すべての輸入品に対して、追加的に課せられる一律4%の相殺関税が新たに導入された。同税は国内製造品に課せられる州税との相殺関税であることから、部品や原材料として輸入され、国内製造品に組み込まれる品目の場合には、支払い税額分の還付が受けられる仕組みとなっている。ただし、完成品輸入については、同還付を受けることができないため、実質的な増税となる。

その他、進出日系企業を含む国内産業界にとって影響の大きい税改正では、小型自動車に対する物品税が24%から16%に引き下げられた。長さ4メートル以下、かつガソリン車の場合はエンジン容量1,200cc以下、ディーゼル車の場合、同1,500cc以下が対象。

さらに、2004年度より10%に据え置かれていたサービス税率が12%に引き上げられた。またあわせて、サービス税の課税対象範囲を拡大し、a. ATM関連サービス、b. メンテナンス・管理、c. 株式登録、株式書換代理、金融サービス、d. 広告を目的とした時間・スペース販売（印刷物を除く）、e. イベント運営（スポーツイベントを除く）、f. 海外旅行（エコノ

ミークラスを除く）、g. 鉄道コンテナサービス（鉄道貨物運賃は除く）、h. ビジネス・サポートサービス、i. オークション運営、j. 船舶管理サービス、k. 人材管理サービス、l. 回収サービス、m. クルーズ船での旅行、などの分野が新たに加えられることになった。

予算案に盛り込まれたその他の関税・物品税率の変更は以下のとおりである。

○基本関税率引き下げ（2006年3月1日より適用）

- ・農産品を除くすべての品目に対する最高基本関税率：15%→12.5%に引き下げ
- ・合金鋼と非鉄金属半製品：10%→7.5%に引き下げ
- ・鉱物性生産品（一部例外品を除く）：15%→5%に引き下げ
- ・鉱石と精鉱：5%→2%に引き下げ
- ・耐熱材料：10～15%→7.5%に引き下げ
- ・基礎無機化学薬品：15%→10%に引き下げ
- ・環状・非環式炭化水素：一律10%に引き下げ
- ・触媒：10%→7.5%に引き下げ
- ・プラスチック（PVC、LDPE、PPなど）：10%→5%に引き下げ
- ・ナフサ（プラスチック原料）：一律0%に引き下げ
- ・EDCとVCM（プラスチック原料）：一律2%に引き下げ
- ・包装用機械：15%→5%に引き下げ
- ・化学繊維と糸：15%→10%に引き下げ

○物品税の改定（2006年3月1日より適用）

- ・パッケージ・ソフトウェア製品：0%→8%に引き上げ（一般販売品に限る。カスタマイズ製品、インターネットを通じたダウンロード用製品は免税）
- ・食料品（肉、魚、パスタなど）：一律0%に引き下げ
- ・調理済み食品とインスタント食品：16%→8%に引き下げ
- ・コンピュータ：0%→12%に引き上げ
- ・たばこ：一律5%に引き上げ

4 インド投資の留意点

外国企業がインド進出にあたって直面する、顕在かつ潜在的なインド市場への参入障壁の象徴的な留意点を列挙する。

(1) 労働争議、労務管理の難しさ

インドのストライキの発生件数は1970年代後半には、年間3,000件を越えていたが、その後、徐々に減少し2004年には年間482件にとどまった。しかし、ストライキに参加した労働者数はむしろ増加傾向にあり、ストライキは大規模化している。インドの場合は他の途上国に比べて民主化の精神が徹底しており、従業員の権利意識が非常に強いため、労務管理は会社経営の優先課題である。

(2) 農業生産の変動

インドの農業は、8割が零細・小規模農家で、技術水準・生産性も低い。さらに、灌漑設備が、十分でないため、毎年の農業生産量が、モンスーン時の降雨量に大きく左右される。インドでは就業人口の6割が農業に従事しているため、農業生産の豊凶は経済全体に大きな影響を及ぼす。農業生産が不振となり、農村部の人々の所得が落ち込むと消費が低迷し他産業の生産活動にも、多大な影響を及ぼす。インド経済が7~8%の成長率を維持するためには、農業部門も3%以上の成長率が必要である。

(3) インフラの未整備

① 運輸・交通

インドの道路は国道・州道・地方道・村道に大別されるが、このうち総延長では、全体の2%に過ぎない国道に年間輸送量4割が集中している。近年、貨物・旅客輸送における道路輸送の比率は著しく増えており、貨物輸送の70%、旅客輸送の85%が道路輸送により行われている。トラックの交通量は1990年度から2000年度の10年間に2.2倍に増えたが、高速道路の総延長は1.7倍にとどまり、道路インフラへの需要の急速な高まりに対し道路整備が追いついていない状況である。

② 鉄道

インドの鉄道は、鉄道省傘下の国営企業によって、全国を16の地域に分けて運営されている。その予算は、「鉄道予算」として毎年別立てで編成される。インドの鉄道総距離は、米国、ロシアについて、世界第3位の規模である。大都市をつなぐ主要路線及び人口密集地域の路線を優先して電化が進められており、総路線距離の25.4%が電化されている。ムンバイ、コルカタ、ニューデリー、チェンナイなどにつながる7つの幹線路線のうち、すでに5路線で完全な電化が終了している。

③ 港湾

主要港13か所と小港や中継港163か所があるが、国内の全貨物取扱量の75%までは、主要港に集中している。インドにおける港湾能力は、設備の老朽化、喫水の制限、コンテナ取扱設備の不備や、取扱に慎重を要する貨物（石炭など）に対する人手中心の積み下ろし方法などが原因となって十分に発揮されているとはいえない。コンテナ貨物については取扱量がすでに設備容量を超えており、港湾自体の効率も低い。

④ 空港

旅客・貨物輸送の両面において、インドの民間航空は急速に成長している。12 の国際航空（ニューデリー、チェンナイ、ムンバイ、コルカタ、バンガロール、グワハティ、トリバンドラム、アムリトサル、アーメダバード、ゴア、ハイデラバード、コーチン）と 81 の国内空港、及び 27 の民間飛行場がある。

インド民間航空省は、毎年 20% のペースで、国内航空需要が増加すると予想している。しかし、空港の整備が航空便の増加に追いつかず、発着ダイヤは乱れている。政府は空港整備や、新規の空港建設のために、今後 7 年間で 120 億ドルの資金が必要とみている。

⑤水道

大都市部でも必ずしも満足のいく水供給体制とはなっておらず、工業用水も特定向上地域を除き、供給面での不安は残っている。都市部で上水道が普及している地域でも、断水が多く、朝夕しか水が出ないなど、時間帯に制限があることが多い。

⑥電力

電力需要の急激な増大に供給が追いつかなくなり、慢性的な電力不足状態に陥っている。経済成長に伴い多くの工場、オフィスビルが立ち並ぶようになり、また、一人あたりの、所得水準が向上したため、都市部を中心にエアコンなど各種の家電製品の普及率も急速に高まり、企業・家計両部門で、電力消費量は増大している。（一人あたりの電力消費量は、1990 年度 238 キロワット、2004 年度 606 キロワット）

政府は発電設備容量を急ピッチで増やして電力需要の増大に対応しようとしている。

⑦通信

インドの電話普及率は、1996 年の 100 人あたり 1.3 台から、2004 年には 7.04 台と 5 倍に上昇した（インド通信管理局）。これには携帯電話の急速な普及が大きく貢献している。普及率は大きく上昇しているものの、世界平均は人口 100 人あたり約 40 台でインドは 7 分の 1 にすぎない。なおインドの通信分野は、固定電話、移動体、情報通信の 3 分野すべての参入に対して、通信事業ライセンスの取得が義務づけられている。

5 投資市場としてのインド

（1）不動産市場の現状

2005 年 3 月、不足気味の住宅や商業施設を拡充することを目的として、建設・不動産の分野でも 100% の外資出資が認められた。米国の複合企業ゼネラル・エレクトリック（GE）やシンガポールの不動産大手アセンダスといった名だたる企業群が、バンガロールの I T 工業団地への建設など不動産市場へ参入しはじめている。地元経済誌によると、大都市では、住宅やオフィスの資産価格が、この 1 年で、10 数 % から 50% 近く跳ね上がっているという。大都市周辺では、ショッピングセンターや事務所ビル、高層住宅が続々と建ち始めた。さらに、価格上昇を後押ししているのが規制緩和であり、銀行からの借り入れが非常に容易になっている。

高騰する不動産価格を抑えるため、中央銀行が不動産ローンの抑制策を打ち出しているが、業界関係者は、中央銀行の対策では相場下落は見込めない上、逆効果さえ懸念されると指摘し、むしろ、政府による不動産供給拡大に向けた措置が必要だと訴えている。

①外国企業による土地取得（工業用地、宅地、農地）

外国企業のインド法人及び支店(SEZのみ)による不動産の購入は可能である。ただし、土地売却代金の海外送金には、インド準備銀行(RBI)の事前許可が必要となる。駐在員事務所については不可。この場合、工業用地、宅地も可能だが、農地・農園・農家については、海外非居住のインド人(Non-Residential Indian/NRI)も含め認められない。ただし、取得の概念については、州により、土地取得を99か年リースとして土地使用権を購入する形式としている州が多い。

②外国企業の建造物所有（マンション・一戸建て等住宅用家屋）

インド国内で現地法人あるいは支店として認められた外国企業は、自社用オフィスビルとともに、自社利用目的の住宅用家屋も購入できる。

③不動産の賃貸を主とする外貨100%による不動産業

不動産事業はネガティブリストに記載され外資規制の対象となる。したがって、外資は、純粋な更地のままの土地や建物の転売等を目的とする不動産事業そのものは厳禁。ただし、一定規模以上（独資の場合、土地面積最低10万平米あるいは、建築面積最低5万平米など）の開発目的での土地建物に関する不動産事業（宅地開発・商業施設・ホテル・リゾート開発・病院・教育施設・娯楽研修施設その他総合インフラ開発など）については政府ガイドラインに従うことを条件に、自動認可で、100%出資が認められる。これは純粋な雇用創出及びインフラへの貢献との観点から自動認可されるもの。この場合でも最低出資規制があり、独資現地法人の場合最低1,000万ドル、合弁会社の場合500万ドル等の条件がある。

（2）株式市場

ムンバイ（旧ボンベイ）証券取引所が設立されたのは、1875年でありその後、ニューデリー、コルカタ（旧カルカッタ）に相次いで設置され、現在23か所の証券取引所がある。1986年にムンバイ証券取引所で初めて株価指数がつくられた。1994年11月には、米国NASDAQ証券取引所をモデルに全国ネットのコンピュータ取引システムであるNSE（ナショナル・ストック・エクスチェンジ国立証券取引所）がムンバイで本格稼動するようになった。

ムンバイ証券取引所のSENSEX指数は、10月末に史上初めて1万3,000の大台を突破した。2006年度上半期の各企業の好業績発表に加え、海外機関投資家からの資金流入増加が大きく作用した。さらに8%を上回るGDP成長や、原油価格下がりの兆しなども、市場に好影響を与える材料になっている。2006年6～10月中旬までに40億ドル強の資金が海外からインドの証券市場に流入した。業種別では、IT部門、銀行・ノンバンク部門、石油・ガス部門が特に大きな伸びとなっている。インドの株式市場は、5月中旬に各国のヘッジファンドなどが大量の資金を引き揚げたことなどにより大暴落し、短期間で史上最大の下落幅を記録した。その後、6月も大きな回復は見られず、10,000ポイント前後での推移を続けていたものの、7月以降は徐々に回復し、10月半ばには5か月ぶりの史上最高値更新を果たした。

①株価指数

ムンバイ証券取引所のセンセックス指数(SENSEX)と国立証券取引所のニフティ指数(Nifty)がある。センセックス指数はムンバイ証券取引所に上場された代表的な企業30社

によって構成された時価総額加重平均指数である。株価指数の採用銘柄は四半期毎に開催される指数作成委員会によって検討が行われる。2005年6月6日に、ヒンドスタン石油と大手メディアのZee Telefilmsが、国営火力発電公社(ONGC)とタタ・コンサルタンシー・サービス(TCS)に入れ替えられた。現在の構成銘柄の業種別内訳を見ると、石油化学(20.51%)IT(19.99%)金融(12.12%)日曜消費財(8.87%)自動車(7.42%)となっている。個別銘柄で、最もウェートが大きいのは、インド石油天然ガス公社(ONGC)で、この一社のみで指数全体の12.98%を占める。ニフティ指数は、国立証券取引所の代表的な50銘柄によって構成された時価総額加重平均指数である。現在では、センセックス指数採用銘柄のうちONGCを除いた29銘柄が、ニフティ指数に採用されている。したがって両指数の連動性はかなり高いといえる。今、インドの株は急ピッチで上昇している。ニフティ指数とセンセックス指数は、2006年2月末時点でのITバブル期のピークを大幅に上回り、過去最高値を更新中である。ムンバイ証券取引所の時価総額も、2002年末から、2006年1月末の間に4.5倍以上の規模に膨らんでいる。

②業種別の株価の動き

時価総額ウェートの大きいIT関連産業(センセックス全体の時価総額の約20%を占める)が株価上昇を牽引している。購買力のある中産階級の台頭に伴い、家電や自動車、携帯電話などの耐久消費財、日用消費財関連の株価も上昇中といえる。安価なジェネリックの生産・海外販売を積極的に展開している製薬などヘルスケアセクターの株も堅調である。インフラ整備に絡んで電力、原油、ガスなどのエネルギー・建設など公共工事関連株も良好である。

(株価上昇の背景)

- ・先進国企業のインドのソフトウェア企業へのアウトソーシングの増加
- ・外資規制緩和による外国資本の流入
- ・生産年齢人口(15~64歳)
- ・中産階級の台頭



会議風景（IT省）

6 インドへの進出形態

インドへの進出には次のような事業形態がある。

(1) 現地法人（100%子会社／JV）

インドの外資政策によるガイドラインがあり、外資資本100%まで所有できる（業種により上限が決められている）インドの会社法による設立手続きにしたがう。事業面での自由度は高いが撤退は困難である。

①インドでの事業活動で最も柔軟性が高い内国法人扱いである（製造に関しては、現地法人のみ）。

- ・初期投資・増資・借り入れ・内部留保による資金の調達可能（ただし、インド国内銀行の貸付金利は高い）。
- ・初期投資の送金規制（上限なし。最低10万ルピー。ただし、現地法人名にINDIAを伴う形式は最低50万ルピー）。
- ②配当の本国送金は可能であるが、課税対象となる。移転価格税制の適用がある。

法人税率 33.66%

(2) 支店（B.O）

インド準備銀行（RBI）に認可申請する。輸出入や国内販売などの業務が可能。事業面での自由度は低い（認可内容のみ）が撤退は比較的容易である。明確な規定・認可された事業活動以外の活動は禁止である。

①許可される活動

- ・ 製品の輸出入
- ・ コンサルタントサービスの提供
- ・ リサーチ調査活動
- ・ 技術提携・財務提携の促進
- ・ インドにおける買付け・販売代理店としての活動
- ・ ITサービス・ソフトウェア開発
- ・ 製品への技術サポート
- ・ 海外の物流業務の請負
- ・ 経済特区（SEZ）での製造

②事業拡張・多角化の上では最適とはいえない。移転価格税制の適用がある。

外国法人扱い。法人税率 42.84%

(3) 駐在員事務所（L.O）

RBIに認可申請する。市場調査などを目的とする連絡業務のみで、商業活動・収益を伴う活動は禁止。基本的に課税はない。

①駐在員事務所に許される活動

- ・輸出入の促進
- ・親会社との連絡・代表権
- ・調査活動

②禁止されている活動

- ・手数料、謝礼、その他報酬の受領
- ・営業、輸出入、製造の性格をもつ業務

③その他

- ・総支出はすべて海外送金の範囲内であること
- ・年度期末監査証明書の RBI へ提出義務
- ・法人税該当かの厳格な精査があること

(4) プロジェクト事務所 (P. 0)

認可はケースによる。特定、個別プロジェクトのための事業形態であり、当該プロジェクト以外の活動は禁止である。法人税率 41.82%

インドへ進出している日系企業は、現地企業との合弁会社の形態を多くとっている。合弁事業とすると、パートナーがもっている流通・マーケティングの利用、パートナーが保有している財務資産の利用、事業を順調に開始することができる。

(野村 幸子・平野 光代 担当)

(参考文献)

- 1 インド経済の実力 門倉貴史著
- 2 I. B. C インド投資便覧 2005 年版 株式会社インド・ビジネス・センター
- 3 投資ガイドブック インド 2006 年 1 月
- 4 外務省資料
- 5 ジェトロ配付関係資料



IT 省にて

II 投資環境

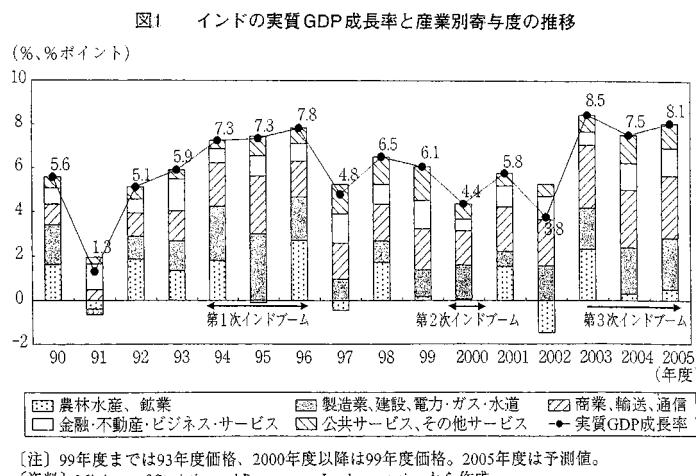
1 インド市場の現状、特色（許認可国家から経済自由化路線へ）

インドは1949年英國の植民地支配から独立し、国家体制は英國の制度を受け継いだ民主主義国家である。初代首相のネールは国家統合の基礎を固め、ソ連を模倣した社会主義的な混合経済を導入した。主要産業は主に公的部門によって担われ、数多くの国有企業が現存することとなった。民間企業活動は政府によって広く統制されることとなり、1951年には産業（開発・規制）法が制定され、民間企業は設立、工場拡張などに対して政府からの産業ライセンス取得を義務づけられた。1969年には独占・制限的取引慣行法が制定され、経済力集中防止の観点から、大企業の事業拡張などはさらに厳しい制限が課され民間企業の活動は大幅に制限されたが、タタ、ビルラー、モディ、ゴエンカなどの財閥は温存され、民間企業を完全には排除しなかったインド経済の特徴がある。インドは軽工業品から重工業品まであらゆるものを生産できる体制を整えたが、統制経済のため競争が制限され活力のない経済社会を生み出す結果となってしまい、次第に国力が弱っていくことになる。

1991年のインド独立以来最大の経済危機は経済自由化路線へ大転換する契機となった。オイルショックによる原油価格の急騰等により、1991年1月の外貨準備高が輸入の約2週間分と減少した。この危機に対して、1991年6月に政権に就いたナラシムハ・ラオ首相はそれまでの混合経済体制から経済自由化路線へと大転換する政策を打ち出し、国有企業の削減、産業ライセンス制度の廃止、法人税、所得税、関税率等の引下げ、外資出資比率規制の緩和、ルピーの切下げ、輸入数量規制の緩和など、産業、貿易、税制などの分野で、民間企業の自由化推進の政策を遂行した。これらの改革により、1992年度以降、経済が急速に回復し、世界から注目される市場へと脱皮していくことになる。ラオ首相とともに経済自由化路線を支えたのが財務相で、2004年から首相を務めるマンモハン・シンであった。

1991年に経済自由化路線に転じたインド経済は、1992年度以降急速に回復し、1994年度から1996年度は3年連続で7%を超える成長を成し遂げ、世界からその成長性に期待が高まったインドに対して、海外からの資金流入が増大し、証券投資収支は1993年度に前年度の2億ドルから36億ドルの黒字に急増し、1994年度から1996年度までも毎年約30億ドルの黒字となつた。この環境の下で、外資規制も緩和され、自動車、エレクトロニクス、電力、通信などのインフラ部門に次々と外資系企業が参入し、市場開拓に乗り出してきた。この時期、日本からはソニー、ホンダなどがインド進出を決定している。このように、経済自由化に転じた、1994年度から1996年度にかけて高度成長を遂げ世界的に注目を集めた時期を第1次インドブームといっている。

しかし、農業のマイナス成長や1994、1995年度に民間企業が積極的な投資を行い、過剰設備を抱え込んだことなどが要因となって、1997年度は、実質GDP成長率が4.8%にまで落ち込んでしまった。また、当時の借入金利が15%前後と高く金利負担が大きかつたこと



[注] 99年度までは93年度価格、2000年度以降は99年度価格。2005年度は予測値。

[資料] Ministry of Statistics and Programme Implementationから作成。

も一因と思われる。

さらに、1998年5月には、政権に就いたばかりの人民党のバジパイ首相が核実験を実施したことに対し、米国、日本などが経済制裁措置を発動したことでも世界の関心がインドから急速に離れる結果となった。

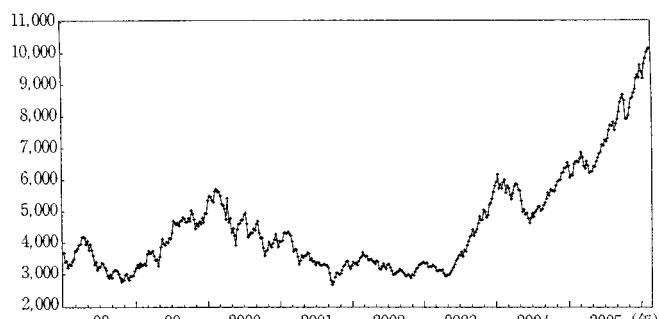
ソフトウェアを中心とするインドのITサービス産業の競争力は「2000年問題」を契機になお一層注目されるようになり、世界的なIT産業の興隆とともに、インドは再び脚光を浴びるようになる。これが第2次インドブーム期と呼ばれ、各国から要人が訪印している。

1998、1999年度を除く1997～2002年度の成長率は6%に達しなかったが、好調な消費と設備投資の回復から、2003年度の実質GDP成長率は8.5%を達成し、2004年度も7.5%、2005年度は8.1%（予測値）と高い成長率を見込んでいる。鉱工業生産指数のうちの資本財の生産指数は、2002年度以降3年連続で10%を超える伸び率で拡大し、2005年4～12月の実績も15.7%と高い伸び率を維持している。

これらの活況を反映して、代表的な株価指数であるムンバイ（旧ボンベイ）証券取引所の株価指数は2003年3月末時点の3,115から2006年2月末には10,201に上昇している。インドの証券投資収支は2003年度には前年度比約12倍の114億ドルもの黒字を稼ぎだし、2004年度は減少したとはいえ、89億ドルの黒字を挙げている。日本もPCAアセットが2004年9月にインド株を対象とした

投資信託を発売したのに続き、野村アセットマネジメント、HSBCなども追随している。新たな消費市場としてのインドに対して、幅広い業種で新規投資や既存拠点を拡充する企業が増加している。これが第3次インドブーム期である。（図2）

図2 ボンベイ証券取引所株価指数(SENSEX)の動き



[資料]トムソン・ファイナンシャル社から作成（原典はボンベイ証券取引所）。

2 インド特有の天候リスク「モンスーン」

基幹産業が農業であるインドにはアジア型のモンスーンが典型的に現れる。GDPに占める農業の割合は2005年度でも18.6%もあり、経済全体への影響は大きく、さらに灌漑設備の普及率が40%と低いため、農作物の豊凶は6～7月のモンスーン時の降雨量に大きく左右される脆弱性を内包しているので、モンスーンがインドの景気を左右するといつても過言ではない。これが天候リスクである。

ちなみに、実質GDP成長率に対する農林水産業の寄与度は、1991年度以降では5回（1991、1995、1997、2000、2002年度）もマイナスとなり、経済の足を引っ張っている反面、経済成長率を大きく押上げている年度もあり、農林水産業が経済全体に大きな影響を及ぼす構造を有している。また、就業者の約60%が農業に従事しており、農業生産の動向は農業従事者の所得の多寡が消費に影響を及ぼすことになる。特に、二輪車などは農村も対象市場となっているため農業所得者の動向は販売動向に直接影響するので、天候リスク対策は重要な課題である。

3 インドビジネスの将来性

インドは過去 10 年間における所得と生活水準の向上には目覚しいものがあり、2003 年度からは、インド経済はさらに力強さを増してきている。携帯電話の新規加入者数は毎年 200 万件程度あり、売上が低迷していた乗用車の販売も順調に伸びてきている。今後 10 年ほどで国民 1 人あたりの所得水準は、現在の中国に追いつくものと見込まれ、インドはますます消費市場としての存在感と魅力を増していくものと思われる。

(1) インドが注目される要因

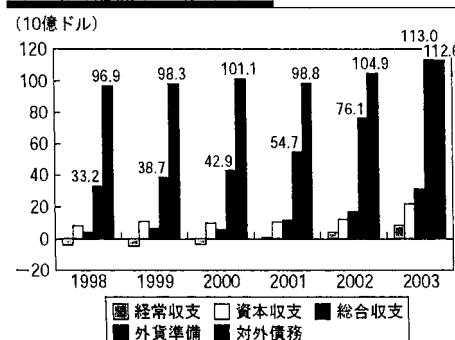
まず第一に豊富な労働力がインドの強みである。2005 年のインドの人口は約 11 億人、中国の 13 億人について世界で 2 番目に人口の多い国である。世界の人口の 16.5% を占める。国土の広さは世界 7 位であり、石炭、鉄鉱石などの天然資源を多く産する国である。

①注目される理由の一点目は、「BRICs」の一つといわれることであろう。「BRICs」とはブラジル、ロシア、インド、中国の頭文字を採った名称で、米国投資銀行のゴードマン・サックスが「Dreaming With BRICs The Path to 2050」というレポートを発表したことに由来する。圧倒的な国土面積と人口規模をもつこの 4 大国の GDP の合計額が 2050 年までに G7 の GDP の合計額を超えるとして、以来、BRICs の 4 大国が注目を浴びるようになった。

②注目される理由の二点目は国際収支が絶好調であり、1998 年からの国際収支（図表 1）を見ると、総合収支の黒字が続き外貨準備が増加し対外債務を上回るようになった。また、赤字が続いていた経常収支が 2001 年に黒字に転じ現在に至っている。図表 2 で経常収支の内訳を見ると、貿易収支の赤字とほぼ同額の民間送金があることがわかる。そして、IT 関連の輸出が増えるにともない経常収支が改善されていくことが読み取れる。

③好調な国際収支に加え、GDP に対する対外債務比率が低く、債務が減少傾向にあるのがわかる。（図表 3）

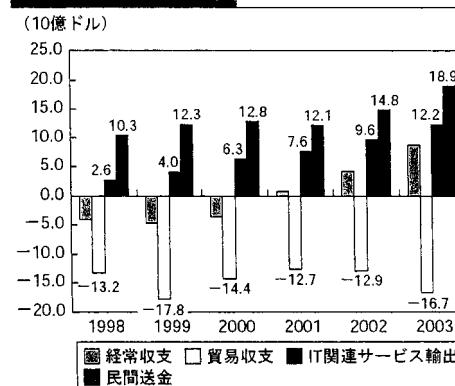
図表 1 国際収支と対外債務



注) 本文中の図において特に断りの無い限り、年は、インド財政年度（4月～翌年3月）

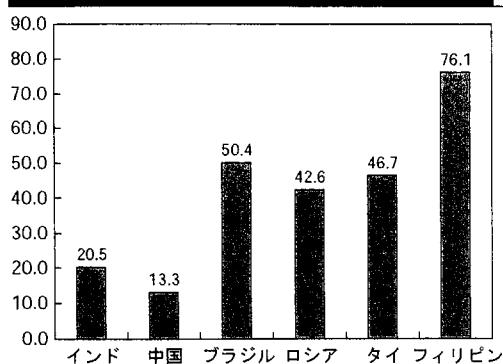
出所) Reserve Bank of India, Annual Report2003-2004およびEconomic Survey, 2003-2004, Ministry of Finance

図表2 経常収支の推移



出所) Reserve Bank of India, Annual Report2003-2004およびEconomic Survey 2003-2004, Ministry of Finance

図表3 対外債務比較 (GDP比、%、2002年)



注) 曆年

出所) World Bank, World Development Indicators, 2004

(2) インドＩＴ市場の展望

インドのサービス産業の主役はＩＴ部門である。ソフトウェア業界団体であるNASSCOMによると2005～2006年度のソフトウェア・サービス輸出額は2004年度の177億ドルから33%増加して236億ドルとなった。70%が米国向けである。インドのＩＴ産業の中核をなすのは、コンピュータ・ソフトウェアの開発・販売とアウトソーシング・ビジネスであり、アウトソーシング・ビジネスは今後、特に飛躍的成長が見込まれている。インドの先進国企業へのアウトソースが急成長を遂げたのは、2001年9月の米国同時多発テロ以降のことである。事件を契機に米国政府は外国人に対するビザ発給を制限したため、シリコンバレーから出稼ぎに来ていた優秀なインド人ＩＴ技術者がインドに帰国し、先進国企業からの外注という形でコンピュータ・ソフトウェアの開発、ネットワークの構築その他諸々のソフトサービスを手掛けるようになったからである。

また、アウトソーシング・ビジネス従事者は2001年の10万6千人から2003年度には24万5千人へと増えている。このようにインドのＩＴ産業は中長期的に見て高い成長が予測されている。

4 外資政策

インドの外資政策は、経済自由化路線への転換の中で徐々に規制緩和され、現在ではほとんどの製造業について100%の外資出資が認められ、政府も対内直接投資を積極的に受入れる姿勢を鮮明にしている。

1973年に制定された外国為替規制法によって、外資企業の出資比率の上限を40%と定め、進出には合弁企業を原則とした。それは外資企業による産業支配に対する警戒感から対内直接投資を厳しく制限したものであり、かつての植民地支配による苦い経験を踏まえてのことであった。

1991年の経済自由化路線への転換後は、機械、輸送機器、ソフトウェア、発電・送電、道路港湾事業など34業種が優先業種に指定され、業種によって、外資出資比率の上限が定められた。優先業種への直接投資は中央銀行であるインド準備銀行への届出のみで直接投資が自動認可される。この認可制度を「自動認可ルート」という。

さらに、定められた出資比率を超える場合、政府からの個別認可取得を条件に1990年代半ばからは、製造業などでは100%出資が認められるようになった。この認可制度を「個別認可ルート」という。また、2000年には自動認可ルート対象業種を示す「ポジティブリスト方式」から個別認可ルート対象業種・投資形態を明記する「ネガティブリスト方式」に外資規制管理を変更した。これは個別認可に裁量の余地があることから、より透明性の高い制度に移行しようとしたものである。政府は1999年に外国投資実施委員会を設立し、外国投資家が必要な認可等の取得とスムーズな投資実行の支援を目的とした投資相談窓口を設けた。

他の問題として、①小売業界への外資参入は「同一ブランドの製品の販売」かつ「出資比率が51%である」との要件を満たせば認可されることになったが、上記要件に適合しないスーパー、コンビニ等の小売業にはまだ外資の参入は認められていない。小売分野への全面的な外資解放については過去何度も報道されてきたが、その都度立ち消えとなり壁の厚さが窺える。この業界への無条件の外資解放が実現すれば、インドの流通近代化に大

いに貢献するものと思われる。②インドに進出している外資系企業に関する個別認可を対象（N O C 〈Non Objection certificate〉）とする規制がある。この規制はネガティブリストに記載され、すでにインド企業と合弁等をしている企業が、同一業種の会社設立や新規契約を結ぶ場合には、政府の個別認可を必要とする規制で、認可取得にはインド企業からのN O C 取得が条件となるので、インドへの新規投資の阻害要件ともなっている。現在N O C 規制は多少は規制緩和されたが、依然として、インド企業の権益を守る機能を果たしている。

5 インドにおける資金調達

何をするにも先立つものは資金であるが、インドでの事業展開にも資金調達は重要である。インド国内での調達金利は高いため、自己資本を本社から多く持込む例が多い。「インドで成功するにはインド国内で極力借金をしないこと」といわれるほどである。インドのプライムレートは現在 10%位まで下落してきたが 1990 年代半ばには約 15%程度と、企業の金利負担は非常に重かった。

インドの高金利の原因として、財政赤字や金融制度が挙げられる。政府の財政赤字はクラウディング・アウトによる金利上昇を招く要因となり、赤字を支える制度に法定流動性準備率規制がある。これは、商業銀行に対して預金総額の 25%を国債等の購入に当てる義務を課すもので、スムーズな国債消化の機能をもたせている。さらに、商業銀行に対しては融資総額の 40%（外銀支店は 32%）を優先セクター（農業、小規模企業など）に融資することを義務づけている。これらのことが資金運用の非効率化を招き、ひいては、貸出金利の上昇の主因となっている。

金融政策面では、商業銀行が中央銀行に預入する預金率を定める現金準備率は、中央銀行の流動性管理に活用されている。現金準備率は 2005 年に 10%から 5%に引き下げられた。

海外からの調達資金は、対外資金借り入れ（External Commercial Borrowing／ECB）で管理される。E C B により借り入れた資金は投機目的に使用されないよう、その資金を不動産の購入や証券投資での運用を禁止している。

（志賀 嘉功 担当）

（参考文献）

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 インド経済の基礎知識 | 椎野幸平著 |
| 2 インドビジネス | 島田 卓著 |
| 3 インド経済の実力 | 門倉貴史著 |
| 4 手にとるようにわかるインド | 門倉貴史著 |
| 5 ジェトロ配付関係資料 | |

6 インドと日本との関係

インドと日本の強力な二国間関係は、豊かなアジア大陸の将来のカギを握っている。両国は、共通の世界観をもっていて、二国間の共同宣言、使節団の相互訪問、その他ビジネス・イベントが増加している事実でも明らかである。日印関係のさらなる強化に向けて、両国政府は、次の8項目からなる枠組みを宣言している。

- ・対話の促進
- ・経済関係の強化
- ・安全保障面での協力
- ・技術協力
- ・文化交流
- ・将来のアジアの基盤づくり
- ・国連での協調
- ・現地化の促進

日印間の貿易や投資関係は確実に拡大している。それは、以下の事実で説明される。

- ・日本は相対的に労働力不足であるが、資金量が豊富な国であり、インドの豊富な人的資源と補完関係にある。
- ・インドのソフトウェア分野での優れた能力は、ハードウェア分野に優れている日本とシナジー効果をもたらす。
- ・インドの豊富な原材料や鉱物資源は、知識集約型製品を製造する日本の技術力や資金力との組み合わせがよい。

(1) インドのアドバンテージ（優位性）

インドは、世界で最も急成長している市場経済民主主義の国である。国内総生産（GDP）の75%を占める、洗練された、ダイナミックな民間企業があり、その規模の大きさと多様性からして巨大な潜在市場を擁している。サービス業のみならず製造業に対しても大きなビジネス機会を提供している。これは、製品開発やバックオフィス機能としての価格優位性と英語力の高い優秀な労働力や専門家といったインドが提供するベネフィットに起因するものである。インド進出の日本企業によるパーセプションは市場の潜在力86%、人的資源79%、費用対効果14%、制度的環境14%、となっている。グローバル企業による実績は、インドが魅力的な投資先であることを証明している。BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）の中でも最大の成長率を達成すると期待されている。



国家ナレッジ委員会にて

①強力な経済

インド経済は、右肩上がりの成長曲線上にある。8%と安定した年間成長率、1,600 億ドル超さらに拡大する外貨準備高、10,000 ポイントの大台を超えて話題となった「センセクス株価指数」で成長著しい資本市場、80 億ドル近くもの流入がある外国直接投資、20%以上の急拡大を見せる輸出など、なぜインドが外国直接投資の重要な投資先なのかを理解するのは難しいことではない。

②市場の潜在力

インドは、世界最大の消費市場の一つである。経済の高度成長と可処分所得の向上によって、消費者の購買力が急速に拡大している。2001 年には、総人口の 54%が 25 歳未満であった。2013 年までには、さらにその数字に 2 億もの人口が加わり、それだけ消費者層が急増することになる。

③豊富な人的資源

インドには 380 校を超える総合大学、単科大学 11,200 校、約 1,500 の研究所があり、そこでは、およそ 200 万人の技術系の学生、300 万人の大学院生、21 万人の学士や約 9,000 人の博士(PhD)が学んでいる。理工系学生の比率は世界でもトップクラスである。この豊富な人的資源は、インドで事業活動をしている企業に比類のないアドバンテージを提供している。

④豊富な天然資源

インドには金属、鉱物、石炭、石油、ガス、ゴム、木材といった天然資源が豊富にある。石炭埋蔵量は世界第 4 位である。インドの長い海岸線は、海産物の供給を確かなものとしている。

⑤低コストのインフラとオペレーション

インド政府商務省は、先進国と比較して、インドでのオフシェアだと 40%から 60% のコスト効果があると予測している。発展途上国の中でも最も低賃金の国の一いつであって、コスト効率のよい製造基盤も提供している。フォーチュン 500 企業のうち約 220 社が、インド I T 企業のサービスを利用し、100 社を超える企業が研究開発の中心拠点を設置して重要な役割を果している。



国家ナレッジ委員会の Kanshik Barua 氏（左）

(2) 日本企業のインド進出状況

日本企業は、2006年6月現在、インド進出企業数は352社（複数の事業所等を会社単位で整理した場合は276社）で、機械、電気製品、IT、自動車など、さまざまな分野で活動している。ほとんどの企業は大都市圏（デリー、バンガロール、ムンバイ、チェンナイ）に所在している。今後71%の企業が投資拡大を計画していてマルチ（スズキ）、ホンダ、旭硝子は、大規模投資を計画している主な企業である。JETROの調査でも、投資拡大先に関する日本企業の優先順位でインドがトップである。インド企業の多くは、日本の取引先企業と技術提携を結んでいる。日本の技術力と資金力は、インドの優秀かつ比較的安い労働力と理想的な組み合わせとなる。これを活用して、高品質の製品を競争力ある価格で世界に供給することができる。潜在的なアライアンスの分野は、電気機器、運輸、化学、産業機械、金属産業などである。（別紙資料参照）

(3) インド進出を成功させたベストプラクティス

① 戦略的アライアンスとパートナーシップ

インド参入を果たした日本企業の多くが、インド企業と戦略的パートナーシップを結ぶことにより、インドの市場を効果的に理解することができる。

（実例）

○ インド市場への浸透

- ・日立製作所は、地場の販売業者と複数の戦略的アライアンスやパートナーシップを組んでいる。
- ・東京海上日動火災では、IFFCO（インド農民肥料公社）との提携を通じてインド市場に進出した。

○ 確かなビジネス

- ・部品メーカー・ショーワは、ヒーロー・ホンダとの提携を通じてインド市場に進出した（ムンジャル・ショーワ）。

② ニーズに合った商品

多様な文化が存在するインドでは、地元の人々のニーズに合った商品を供給することが求められる。日本企業はこの点をいち早く認識し、ニーズに合った商品づくりを行ってきた。たとえばインド日清食品では、インド人消費者の味覚や料理の伝統、食習慣を徹底的に研究・調査し、インド人の嗜好に合う商品を迅速に生み出し、売上増へつなげていった。



IT省の玄関前にて

③最適な経営手法の実践

日本企業は日本の経営手法をインドでの事業経営にも適用し、特に、日本人とインド人との間に適切な関係を築くことに重きを置いてきている。例えば、マルチとの合併会社を通じてインド市場に進出したスズキでは、チームワークや、オペレーターへのさまざまな技能の伝授、組織のフラット化、下意上達型イノベーション、品質保証工程ラインの採用など、インドでの事業経営に日本式のシステムを再現させた。

④ブランド力の活用

インドに進出した日本企業は、信頼性があり、コストパフォーマンスが高く、技術的にも優れているという日本ブランドに対するイメージや、世界的に知られた各社のブランドネームを最大限に活用した。ソニー、パナソニック、ホンダ、トヨタ、サカタインクスといった企業は、インドでも同じブランド名を使って販売促進の推進力としている。

⑤強力な流通販売網

日本企業は、インド国内に強力な流通販売及びサービス・ネットワークを確立してきた。この充実したネットワークにより、インド市場への浸透を確実なものとすることができた。インド企業をパートナーにもつ企業は、パートナー企業の既存ネットワークを活用して事業拡大を実現してきた。

(実例)

- ・ダイキン・エアコンディショニング・インディアは、インド全国に200以上の系列販売店を擁し、それらの系列販売店を対象に、アフターセールスサービスの一層の向上を目的とした研修を実施している。
- ・ホンダにとって、充実した販売店ネットワークと信頼性の高いアフターサービスは、インドでの成功に大きく寄与した要因の一つである。

さらに、これらの日本企業は販売店、関連企業、ベンダーとの効果的なサプライチェーンを構築してきた。その結果、コスト削除が実現し、一層の利益向上へつながった。

⑥今後の計画

日本企業がアグレッシブな将来計画を掲げる主な理由に、インド経済の高成長が挙げられる。多くの企業がインドでの生産能力の拡大や製品ラインの拡充、新規顧客セグメントの開拓や、市場シェアの拡大を目標に掲げており、さらには設備投資コストや事業コストの低さから、インドをグローバルな生産拠点として確立しようとする動きもある。さらに日本企業では以下の計画を立てている。

○R&Dのセンター設立

日本企業は、インド市場で圧倒的な技術力優位を誇っている。技術的な専門知識を伝えるだけにとどまらず、今、日本企業ではインドにR&D(研究開発)拠点を作る動きが広がってきている。

○現地化の促進

部材や付属品の輸入コストを抑えるため、日本企業では部品などの現地調達化を進めている。

○生産能力の拡大

日本企業ではインド市場の増大する需要に対応するため、生産能力の拡大を図っており、新工場の建設を行っている。

○生産拠点

インドには有能な人材が多く、天然資源にも恵まれていることから、日本企業はインドをグローバルな生産拠点と位置づけようとしている。

○グローバル・サービスセンターの設立

日本企業では、グローバルな顧客の増大するニーズに応えるとともに、グローバルなソリューションビジネスの一層の強化を目的として、インドにテクニカル・サポートセンターを設立しようという動きが広がっている。これらの企業では、テクニカルスキル、英語力、多国籍型のプロジェクトマネジメントを焦点に、顧客にグローバルなアウトソーシングサービスを提供することを目指している。

(4) 投資環境上の留意点

インドビジネスを開拓するにあたり次の事項に留意する。

○インドでの拠点選び

- ・インフラ事情(住宅事情、物流事情含む)。
- ・会社設立形態(日系企業は独資・現地法人設立が主流)。
- ・各州投資政策(インセンティブは各州の産業制度や財政事情により異なる)。

○マーケティング調査

- ・現地生産か輸入販売か。
- ・産業全体の将来性(自社売り先需要調達、販売地域及び対象所得層の絞り込み、顧客の嗜好及び変化への対応)。
- ・実務フロー(現地既進出企業訪問によるアドバイス、現地コンサルタントや不動産仲介業者などへの調査依頼、人材派遣会社へのコンタクト、マーケティング会社への依頼、人材派遣会社又は紹介会社を通した有能な人材、雇用調査、人材派遣会社への短期人材派遣依頼による調査)。主要コスト試算((6)-③参照)。

○パートナーとの関係及びビジネス交渉上の注意点

- ・古いパートナーとのシガラミ(古いパートナーの切替/プレスノート 18/1 問題、現地パートナーの下請け化、対等な関係の維持)。
- ・ビジネスメンタリティへの対応(インド人の気質、冠婚葬祭、人事管理面での配慮、ビジネス原理・スケールメリットの鉄則)。

プレゼンスを高めているインド企業とマネジメント能力、技術力を武器に急成長を遂げているインド市場であるが、投資環境上留意する点を列挙する。

①高騰する地価、オフィス賃料

○ハリヤナ州、マネーサール工業団地(土地)購入単価

Rs2,500/m²(2004年12月)→Rs3,700/m²(2006年1月)1Rs=約2.7円

○ニューデリー市内オフィス(ネルー・プレイス新築ビル)賃料(月額)

Rs1,300/m²(2005年11月契約)→Rs1,600/m²(2006年2月契約)

賃貸契約では通常、3年間の固定賃貸年数を規定(期間内の契約解除は困難)。3年後に無条件に20%賃料引き上げを規定条項(エスカレーション条項)あり。保証金(セキュリティ・デポジット)として、6か月～1年分の賃料を預け入れる。

○ホテルの宿泊料→5つ星ホテルはどれも200ドル超(法人割引価格)。

○市内中心部のビルは、デリーメトロ(地下鉄)開通によりさらに上昇するであろう。

②賃金の高騰、労務コスト

○熟練労働者の賃金上昇率は年率16%である。

○一部のエンジニア・管理職賃金は先進国並み－欧米、韓国系企業による賃金引上げ圧力がある。(ジョブ・ホッピング回避)

○レイオフ、人員削減にかかる補償、退職金(争議回避のためのコスト)。

③高エネルギーコスト

○電力料はRs4.0～4.5/kwh(月50万kwh使用の場合、バンコクの1.5倍)+自家発電設備のランニングコスト(停電頻発のため)。

○レギュラーガソリン価格はRs43.5/l、軽油価格はRs30.5/l(デリーの場合)－バンコクの1.5倍、クアラルンプールの2倍以上。

④優良工業団地の不足

○インフラ整備された優良工業団地の多くは入店率100%で、工業団地整備の遅れで需要過多(土地取得、開発の難しさ)。

○貸工場的な設備はない(土地購入、借用及び工場建設は自社で)。

○日系企業(商社など)の開発による工業団地はない。

⑤輸送面での非効率性

○道路網の未整備による貨物へのダメージ。

○陸運業の未成熟→発送から到着までの所要日数が予測不能。

○主要コンテナ港とICDを結ぶ貨物鉄道は国有企業の寡占状態ムンバイ(JNPT港)とデリー間輸送の所要日数は、道路輸送で5～7日、鉄道で3～4日、JNPT港のオーバーフローにより貨物が停滞することもある。

(5) インドに対するODAについて

①意義

インドは急速な経済成長や活発な外交活動を通じて国際社会で存在感を高めつつある。我が国としても、経済協力を通じてインドとの安定した二国間関係を築き、インドの持続的経済発展を確保することは、我が国を含むアジアの平和と安定に極めて重要である。

近年、外国投資の規制緩和、国内経済の自由化を進めていて、有望な投資先、市場としての潜在性を有しており、二国間関係の緊密性は高い。

②基本方針

近年堅調な経済成長を示しているものの、依然として多数の貧困人口を抱え、電力、運輸等の経済インフラが絶対的に不足していることなどから、貧困削除を目指しつつ、植林、水質改善等環境対策についても重点的に支援していくこととしている。

○インド側との政策対話を踏まえ次のことを重点分野とする。

- ・電力、運輸、交通を中心と経済インフラの支援。
 - ・保険、医療の改善及び農業技術の移転を通じた農村部における貧困対策。
 - ・都市部における下水道整備や上水道の確保及び農村部における植林支援等の環境保全。
- 他方インドに対する援助の戦略性を一層高め効果的、効率的な援助を実施するため、現地ODAタスクフォースの議論を踏まえて、次の3点を重点目標とする対インド国別援助計画を策定する。
- ・経済成長の促進。
 - ・貧困、環境問題の改善。
 - ・人材育成・人的交流の拡充のための支援。

③プロジェクトの実績(別紙資料参照)

イ 円借款

インドは1958年に我が国最初の円借款を供与した国である。ODA全体の予算減少の中で、インド向けは高い水準を維持している。2003年度に引き続き、2004年度も最大の円借款供与対象国である。中国へは2003年、800億円程度で第3位から5位に下がっている。中国離れ、インド重視の傾向が強まっている。

(プロジェクトの実例)

農業振興のための灌漑、治水や産業発展を促す電力、運輸、生活環境改善のための下水、衛生設備に供与する。

- デリー高速輸送システム(建設費の6割の1,624億円をODAでまかなう。デリーとムンバイ、コルカタ間を高速貨物輸送計画を検討中である)。
- ラジャスタン(ジャイプール)上下水道整備事業。
- ワラナジ・ガンジス川流域アクション計画(ガンジス河は“聖なる河”とされ、沐浴を行っているため健康被害が広がっている)。
- タミール・ナド州植林事業。
- 北カラんプラ、スーパーフ火力発電所の建設。
- ウッタル・ブランデッシュ州仏跡観光開発計画。

ロ 無償資金協力

これまで医療等の基礎生活分野に対するプロジェクト他、債務救済、草の根文化無償資金協力、草の根、人間の安全保障無償資金協力等を実施してきた。2004年度は「ポリオ撲滅計画」「下痢症研究及びコントロールセンター建設計画」を実施する。

ハ 技術協力

インドが技術的に進んでいる分野であり、我が国の実績は多くない。2004年に研修員受け入れの他、下痢症対策プロジェクト、養蚕普及強化プロジェクトを実施する。2005年8

月、青年海外協力隊派遣の署名が行われ約30年ぶりに同協力隊員を派遣することとなった。

(6) 在留邦人の生活環境

①相違点

精神的に日本人は均一性を求めており、インド人は多神教的自然観、無常観をもつてゐる。以下比較してみる。

	日本人	インド人
文化	均一的	多様性
性格	チーム中心で、自己抹消、 自己犠牲、個人より会社	個人中心で、自己主張、 会社より個人、
	チームを基本にモチベーション	自己のためのモチベーション
仕事の進め方	指示範囲以上(評価を期待)	指示範囲(指示範囲以外を越え 発生するリスク懸念)
	Bottom up	Top down
意思決定		17 公用語(英語が共通語)
言語	日本語	
時間	厳格	フレキシブル

インドを貧しい国と考えなく、貧しい人もいると考えるべきである。誤ったイメージをもつべきでない。

②生活事情

○食料事情

デリー、チェンナイに日本食材店があり、食材や調味料を購入できる。デリー、ムンバイ、バンガロール、チェンナイには日本食レストランがある。徐々に改善されてきているが、主要都市以外にはない。買出しに主要都市かタイ、シンガポールに出向く。

○治安

比較的安全であるが夜は一人歩きしない。危険場所に近寄らない。

○カースト制

法律で禁止されているが、あるものと捉えるべきで、人事面では現地スタッフを登用すること。

○ビザ

チェンナイ、バンガロール、コ钦など的地方都市で申請手続きの遅さが見受けられる。賄賂を要求されるケースもある。

○住宅事情

ホテル:US\$200-400/ 1日(市内年間ピーク時9月~3月は長期滞在割引率が低い)

サービスアパートメント:最低2週間滞在 20,000~50,000 ルピー(市内・グルガオン)

ゲストハウス:US\$100 韓国人ゲストハウス US\$80(朝食、夕食付)

4LDK フラット:1NR120,000~250,000 ルピー/月(市内)

○商習慣

基本的に契約社会である。売掛金を支払わないことが美德とする習慣があり、売掛金回収に苦労する。理屈っぽい、話が長い、人の話を聞かないという印象をもっている企業

が多い。

○行政手続

煩雑で、遅く、中には賄賂を要求するケースがある。ローカルスタッフを使うと迅速に進むという意見があった。担当官ごとに解釈の違いが見受けられる。

③進出企業のコスト試算(デリーにある日系企業) 2006年9月現在

○事務所立上げ経費(家賃、敷金、礼金、共有費、内装費改修費、家具、備品)

220 m²:家賃、敷金、礼金、共有費(カーペットエリア、利用面積の3~4割)

1NR100~300 ルピー/SQFT(上昇傾向)

○国内出張旅費

月1回~ムンバイ、エコノミー19,030/ビジネス 29,500/ルピー

○日本出張費

月1回~日本出張、エコノミー42,000~85,316/ビジネス 98,500~118,075

○買出し休暇旅費

年2~3回バンコク買出し旅費、宿泊代、エコノミー36,370、ビジネス 52,145/ルピー

○人件費(基本給とその他手当/保険などとの比率をどうするか)

(経理、人事)30代前半 35,000~40,000 ルピー/月

(秘書)20代半ば 18,000~25,000 ルピー/月

(マーケティング) 30代後半~40代前半 50,000~60,000 ルピー/月

(運転手)英語堪能 7,000~10,000 ルピー/月、ただし残業代別途

(雑役係)お茶だし、その他雑務 7,000~10,000 ルピー/月

(自動車、運転手、ガソリン代1)トヨタカローラ、イノバ・クラス 1,800CC
60,000~70,000 ルピー/月(リース)、900,000(新規購入)

(自動車、運転手、ガソリン代2)ヒュンダイ、アセイト・クラス 1,300CC
40,000~50,000 ルピー/月(リース)、500,000(新規購入)

○事務所維持費

光熱費、事務用品費、諸会費など 30,000~50,000 ルピー/月

○調査活動費(一時的に出費だが、費用がかかるので注意)

マーケティング費用 40,000~50,000 ルピー/月

○各種保険その他福利厚生費

災害保険・年金保険・失業保険・医療保険など、平均負担額 人件費の約36~40%/月(欧米企業平均)

○通信費

電話器・架設料・電話料金・国際電話・携帯電話・インターネット 20,000~40,000 ルピー/月

○備品代

FAX(20,000)、コピー機(25,000~40,000)、プリンター(20,000)、スキャナー(5,000)、
パソコン(40,000)、バックアップ UPS(11,000)

○家具

机、椅子 12,000~20,000(机)、3,000~8,000(椅子)

○コンサル手数料

会社設立手続き・税務・監査費用その他、US\$5,000～20,000(中堅～大手)5,000～40,000/月

○住居経費

(家賃、敷金、礼金、共有費)100,000～250,000 4LDK フラット/月
(自家発電機、冷凍庫)25,000(自家発リース代)燃料代(10,000)(冷凍庫)30,000
(家族車、ホンダシティ・クラス、欧米企業)50,000～60,000(リース代)/月 700,000(新規購入)

7 アセアン、中国との関係

東アジア共同体構想が2005年末から動き出し、ASEAN、日本、中国、韓国にインドとの経済圏の繋がりは強固なものになりつつある。中国、インドの急激な経済成長、ASEAN 経済の通貨危機からの回復、長期不況から脱した日本と各国の経済環境は明らかに好転している。

(1) アセアンとの関係

インド市場に進出するにあたり、インド政府が前向きに取り組んでいる FTA(Free Trade Agreement:自由貿易協定)の存在があり、インド投資の増加理由の一つに挙げられる。その背景には、東アジア経済圏形成への乗り遅れることへの危機感がある。2004年1月には東南アジア7か国を対象とする南アジア自由貿易地域(SAFTA)の枠組みの協定が調印される。2005年12月に開催された経済担当大臣協議で、ASEANとのFTAについて2007年1月から発効させることに合意する。

○スリランカ:2003年3月に発効。

○タイ:2003年に基本的枠組みに合意し、2004年9月、製産物、家電製品、自動車部品など82品目にのぼるアーリー、ハーベスト措置(先行的一部関税引下げ)が実施され、2006年9月に同品目について関税を撤廃する。

○シンガポール:2003年5月に交渉が開始され、関税の撤廃、低減のほか金融・航空分野などの市場開放、電子商取引や観光、教育分野で相互協力包括的経済協力(CECA)に合意し、2005年8月に発効されている。

現在韓国、マレーシアなど各国がインドとFTA交渉を進めている。日本とは、2005年1月に日印間における包括的経済連携協定の政策対話を開始することで合意する。ただしインドがFTA戦略を推進する課題としては、インド政府が産業界との調整を円滑に進めるかにある。高関税と輸入数量規制などの保護主義的な貿易政策に守られてきており、急速な関税削除により競争激化には反発も強い。FTAとともに経済改革を進め、生産拠点としての競争力をいかに形成するかにかかっている。

(2) 中国との関係－政治関係より経済重視

インドと中国は産業構造上補完関係にある。中国经济は工業部門が50%以上占め、インドはサービス部門が50%以上占める。地域貿易協定(Regional Trading Arrangement/RTA)締結を目指し、共同タスクフォースを設置する。2005年4月9日～12日、温家宝首相がバングラール、デリーを訪問。11日に共同声明を発表。国境問題の早期解決、中国に対するインドの国連安保理常任理事国入りの支持。両国貿易を2008年までに200億ドルを目指し

ている。

①中印貿易の急速な拡大

- ・2000年 30億ドル
- ・2002年 50億ドル
- ・2003年 76億ドル
- ・2004年 136億ドル(79%増)暦年、2005年4月13日中国商業省。

②中印貿易の品目－インドは原材料、中国は製品

○中国向け主要輸出品目(2003年度)

鉄鉱石8億2,360万ドルで全体の27.8%、鉄鋼5億6,550万ドルで27.8%。以下化学品、その他金属、医薬品、水産物、綿糸、機械など、一部の品目に偏っていることで改善を求めている。

○中国からの輸入品目(2003年度)

電子機器13億7,880万ドルで34%、有機化合物で7億7,200万ドルで11.7%。

③IT産業について

インドIT産業界は中国へ再挑戦しようとしている。

○TCSは現在500人を抱えているが、5年で5,000人に拡充の予定である。中国政府やマイクロソフトとの合併企業をもっている。

〈指針〉

- ・既存の顧客である多国籍企業の国内での拡大を助ける。
- ・中国を日本、韓国、台湾の近隣諸国へのサービスの拠点にする。
- ・合併会社の力を借り、中国国内の市場開拓をする。

○ウィipro・テクノロジーは現在北京と上海の開発センターで、韓国や日本の顧客向けに約100人のソフトウェア開発者が働いている。第3の開発センターの建設を計画中で、中国国内のアメリカやヨーロッパの多国籍企業向けのサービスを提供するために、400人をリクルートする予定である。

○インフォシズ・テクノロジーは、中国は通信、金融サービス、製造部門に潜在的市場をもっているとして、現在525人を数年間で6,000人のプログラマーを加える予定である。



タージパレスホテル前で

8 インド投資の課題と対策

外国企業がインド進出にあたって直面する課題を列挙する。

(1) インフラストラクチャ(社会資本)

① 道路整備

インドの道路整備状況は全長 250 万 km 程度で舗装率も低い。自動車保有台数増加にともなって交通渋滞が深刻化している。

(計画)

- デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイのインド 4 大都市を高速で結ぶ。黄金の四角形 - 2007 年完成予定。
- ムンバイ - デリー - コルカタ間を結ぶ、貨物用鉄道。
- 2008 年、バンガロールに整備が予定されている新国際空港。
- ニューデリーの市内地下鉄「デリーメトロ」の開通。

② 電力

発電所や送電設備や安定的な電力供給を行い得る水準に整備されていない。一日に数回の停電の発生、過電圧により電気設備や電化製品がショートする。インド進出企業は重油で稼動する自家発電装置を導入している。

(計画)

インド政府は、電力需要の急増に対応するため、2007 年 4 月から第 11 次 50 年計画で新たに 18 基の原子力発電所を建設する。原発の発電能力合計は 22,800 メガワットと、現在の約 6 倍に拡大する。インド原子力発電公社は米ゼネラル・エレクトリック (GE) や仏アレバなどと交渉を開始する。

③ 水道

上下水道の普及率は低く、無論水道水を飲料水に用いることはない。工場において工場用水を自社で浄水装置を手当、大規模工場で敷地内に運河を自主建設する。中堅メーカーや IT 関連企業は工場団地に入居する方が得策である。

インド政府は 2006 年度の重要課題として農村開発と雇用創出を挙げている。その中にはインフラ整備の推進、道路、高速鉄道、電力の整備の資金調達のため、国営企業の株式売却を表明している。また、海外での起債や金融機関から借入を拡大する計画であり、外資準備資金の活用についても協議中である。



インド工業連盟のムレ氏

(2)労務

従業員の解雇、出社停止、給与水準などの理由で労働争議、ストライキが起きているが、背景には労働サイドに偏ったインドの労働法体系と現政権への共産党の影響力がある。外部組織の組合への介入で問題を大きくすることも起きている。硬直的な労働法体制の規制緩和の道筋は、まだ見えていない(100人以上の従業員を雇用している企業が事業所の閉鎖を行う場合、州政府の許可が必要など)。

(対策)

- ① 信頼のおけるインド人、人事労働担当者を置く。
- ② 出身地などに配慮して、新規採用社員を選びすぐる。
 - ・拠点の立地する地元に集中せず、インド全土から採用する。
 - ・高度のスキルを求めない場合は、新卒者を採用する。
 - ・女性を交えて採用する。
 - ・臨時、契約社員を有効に使う。
- ③ 入社後研修、福利厚生などを通じて自己満足度と愛社精神で高まるようインセンティブを行う。

(3)税制等行政手続

インドでは州政府議会が税制を決める。LST (Local Sales Tax:地方税売上税)を定めているケースもあり、税率や課税対象品目もまちまちである。2005年4月にVAT (Value-Added Tax)を全国一律に導入し、2006年中にLST制度を撤廃する方針である。

(対策)

- ① 有能な外部専門家に関連税制をキャッチアップする。有能なインド人会計担当者を据え、税務当局と連絡を取り合う。
- ② 複数のCPA取得者を採用する。
- ③ 訴訟を提起して解決を求める方法もあり、税務裁判は、不服審判所、税務仲裁所、高等裁判所、最高裁判所の順に上訴できるシステムとなっている。

(4)投資

外国投資に関する規制があり、ネガティブリストが定められている。業種により外資比率上限規制がある。NOC (Non-Objection Certificate)を緩和し、2005年1月プレスノート18を廃止し、プレスノート1を発表する。2006年2月10日プレスノート3、4を発表し小売部門の一部自由化及び政策の合理化を実施する。



タージマハールにて

(5) その他

- ① 農業振興と農民層を富裕化(Food for work、国家農村保健計画、貧困者向け食糧配給計画、インド建設計画)し、市場の拡大をはかる。
- ② 富裕層、企業に対する増税(サービス税引上げ、教育目的税、証券取引税、付加給付税、銀行現金引出税)し、富の平均化をはかる。
- ③ Exit 政策を改訂し、新規事業の立ち上げを容易にする。
- ④ 労働者の勤労意欲、規律を強化し、物づくり強化をはかる。
- ⑤ 左派政党との協調をはかる。
- ⑥ 州間の格差拡大を防止する。

(6) 進出日系企業の動向調査

ジェトロ海外調査部が 2006 年 3 月に行ったインド進出日系製造業(69 件のうち有効回答率 76.7%)の経営実態調査のうち投資環境面の問題点を列挙する。

・主要取引先からの値下げ要請	73. 8%
・従業員の賃金上昇	72. 1%
・インフラの整備状況が不十分	72. 1%
・通関等諸手続きの煩雑さ	62. 3%
・通関手続きに時間を要する	62. 3%
・税務手続の煩雑さ	57. 4%
・物流インフラの整備状況が不十分	57. 4%
・税務(法人税、移転価格税など)の負担	53. 4%
・調達コストの上昇	50. 0%
・行政手續の煩雑さ(許認可など)	49. 2%
・原材料、部品の現地調達の難しさ	42. 4%



タタ (TCS) にて記念撮影

おわりに

1 人材育成

市場経済体制下におけるデジタル化ビジネスの進展、台頭する BRICs と先進国間の競合、地球環境問題などに直面する今日、技術を基盤にした企業経営を遂行しなければ、国力や産業技術の低下は避けられない。我が国をはじめとする先進諸国では、製品、技術の総合的改良に基づくイノベーションと、科学的知見を基にした新技術創出イノベーションを協力に推進している。こうした技術イノベーションの進捗と内容を正確に理解し、それを企業経営に活用して富を創出できる人材の育成が緊急の課題である。

日本のものづくりの強みは、長い歴史が築いてきた文化的特殊性が支えてきた。しかし IT(情報技術)革命とグローバリゼーションにより、新たなビジネスモデルが求められている。イノベーションとグローバル化が進展する時代において、日本企業は世界に通用する製品、人材をいかにつくりあげていくかが鍵となる。

IT 革命などの影響でモジュール化、コモディティー化が起き、オープンアーキテクチャーが普及しているが、付加価値を問題として捉えると、世界中が使うデファクトスタンダードを確立する必要がある。加速する IT 革命とグローバリゼーションに対応するには、国際社会に通用する教育が重要となる。これからビジネストップは日本という国を理解した上で、世界の文化、歴史、宗教などを幅広く考えることが求められる。世界の人々と楽しく深く語れる能力を身につけることであり、アメリカンスタンダードではなく、日本本来の良さを失わず、欧米との価値観を補完しあい、互いに成長することに意義がある。

2 日本のグローバル化

21世紀はグローバリゼーションの第三波といわれる。グローバル化の牽引者は国家から多国籍企業と移り、個人へとフラット化された。IT革命により低コストの通信網が確立され、グローバルな共同作業を行うことができ、時間と距離の消滅が可能な時代となった。

国際連盟の事務次長を務めた新渡戸稻造氏は昭和初期の段階でグローバル化の進度を予測していた。「各国の距離が縮小すれば、何事も否応なしに共通にならざるを得まい。世界的標準によって価値を定めねば、国民も国家も世界に遅れて得るところ少なく失うところが多い」と述べている。大事なのは多少の異説を受け入れる広い襟度、「国際心」だと強調している。

3 日本の技術戦略

2020 年の社会に大きな影響を与える技術として「技術戦略マップ 2006」が示された。その目的は「新産業の創出やリーディングインダストリーの国際競争力を強化していくために必要な重要技術を絞り込む」とともに「それらの技術目標を示し、かつ研究開発以外の関連施策などを一体として進めるプランを総合的な技術戦略として提案する」ことにある。

(1) 製造産業分野

- ①人間共生型のサービスロボットを中心としたロボット分野。
- ②次世代の航空機材料、エンジン、機体開発を目指す航空機分野。

- ③衛星やロケットなどの宇宙分野。
- ④環境・電子情報・バイオなど様々な分野に広がるナノテク分野。
- ⑤燃料電池・情報家電・医療・福祉などに用いられる部材分野。
- ⑥電気回路と微細機械を一つの基盤に集合させた MEMS(微小電子機械システム)分野。
- ⑦生物機能を活用してものづくりやエネルギー生産を行うグリーンバイオ分野。
- ⑧リニアモーターカーでおなじみの超電導分野。
- ⑨人の特性(身体寸法、行動、五感など)を生活空間や環境、ものづくりに生かす人間生活分野。

(2) 環境・エネルギー分野

地球温暖化対策のための省エネルギー及び持続性エネルギー確保という観点から、新エネルギー技術をとり上げている。

- ①民生分野・省エネ、太陽光、ネットワーク構築などによるエネルギー・マネジメント。
- ②運輸分野・自動車、航空機、船舶の各機関の効率向上、バイオマスなどの新燃料技術。
- ③産業分野・製造プロセス高度化、物質エネルギー再生、少ない資源で高品質のものをつくる素材高機能化。
- ④化石エネルギーからの転換分野・原子力利用、再生可能エネルギー利用。

4 日印経済連携協定

12月13日に来日したマンモハン・シン首相と安部首相との会談で、関税の撤廃、引き下げを核とする経済連携協定(EPA)締結交渉を2007年1月から開始し2年以内に大筋合意を目指すこととした。

日本政府がインドとの関係強化を急ぐ背景には、インド進出で米中に出遅れたこととアジアで存在感を増す中国を牽制する狙いがある。安部首相は日米印とオーストラリア4か国首脳、外相級会談を提唱する。

戦略的グローバルパートナーシップとして日印共同声明の要旨

- (1)政治、防衛、安全保障における協力
- (2)包括的経済パートナーシップ
- (3)科学技術イニシアティブ
- (4)国民交流
- (5)地域的、国際的協力

シン首相は日本とのEPA交渉が「二国間の経済協力を加速させ、相互の利益につながる」と強調。貿易、サービスの自由化に加え相互の投資促進などを盛り込んだ内容にすべきだと主張した。2012年まで年率10%の高度経済を達成する目標を掲げ、原動力としてインフラや農業、教育部門での日本の投資に期待を表明。EPAを含む日印関係の強化は「双方に長期にわたる戦略的利益をもたらす」と分析した。

5 インドの方向性

歴史の経過を検証するに、そのスタンスを何年周期でみるかである。かつて1820年、国別世界のGDPシェアは中国が28.7%、インドが16%と過去インドは大国であった。歴史は巡

るのかもしれない。アジアで最初に設立された証券取引所は 1875 年、ムンバイである。1900 年の中期頃まで、日本と共にアジアを代表する工業生産国であった。自国でスーパーコンピューターを構築し、衛星打ち上げ能力を有する 6 か国の一つでもある。確かにインフラの不整備に、多数の貧困層をかかえ、多民族、多宗教国家としてインドの未来は決して容易な道ではない。しかし NKC のサム・ピトローダ議長が語るには、50 年後のインドを想定し、今何が重点課題で、何を行動すべきかを説いている。それが NKC でも TCS でも最も力説していたのが 1 に掲げる、人材育成であった。米国におけるインド系移民は医師、エンジニア、ビジネス分野で専門職に従事し、理工系大学教授を 6,000 人から 7,000 人を配している。アメリカの IT 産業はインド人に支えられているといつても過言ではなく、今後インドが中心的役割を演じるといわれる所以である。インドは日本を Partner Country と捉えている。日本の物づくり技術とインドの IT 産業技術が相互に作用し、経済発展の礎となりえる。インドは大局的に判断し、あせらずに経済発展をしていただきたいと思う。

インドの精神的支柱として、インド建国の父、偉大な政治家であり、哲学者でもあるマハートマ・ガンディー (Mahatma とは大きな魂=大聖の意味) をあげたい。繁栄の陰には必ず格差が生じる。物質的、経済力の向上は貧困絶滅への速効性をもつが、反面精神の荒廃を招く恐れがある。彼はいう「真実とは平和がなければ、人間性が破壊されるだけである。村で簡素な生活を送ることでしか、真実と平和に到達することはできません。そしてこの簡素な生き方は、チャルカ (糸車) とそれに付随する諸々の中に一番よく見つけることができるのです。今日世界が間違った方向に向かっているとしても恐れてはならないのです。インドもその方向に向かっている可能性があります。蛾が炎の回りを踊り狂っているうちについてにその中に飛び込んで焼かれてしまう例えと全く同じような状態にあるようです」と。この時代と現代ではインド社会の実態に相当のひらきがあるが、時代錯誤と捉えていいのでしょうか。また「七つの社会的罪 Seven Social Sins」として次のことを掲げている。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・ 理念なき政治 | Politics without Principles |
| ・ 労働なき富 | Wealth without Work |
| ・ 良心なき快樂 | Pleasure without Conscience |
| ・ 人格なき学識 | Knowledge without Character |
| ・ 道徳なき商業 | Commerce without Morality |
| ・ 人間性なき科学 | Science without Humanity |
| ・ 献身なき信仰 | Worship without Sacrifice |

この箴言は、人類への普遍的な問いかけであり、時代を越えて傾聴に値する言葉だと思う。今インドでは「ガンディーギリ」ムーブメントが広がりつつある。日常あらゆる諸事において様々なコミュニティー間の対立が頻繁に起こりがちだが、「ガンディーギリ」によって解消することができれば喜ばしい限りである。

最後に崇拜する彼の格言で締め括りたい。

It does not require to be neat, clean and dignified.

尊厳を保つためには金は必ずしも必要ではない。

(中村 昌孝 担当)

(参考文献)

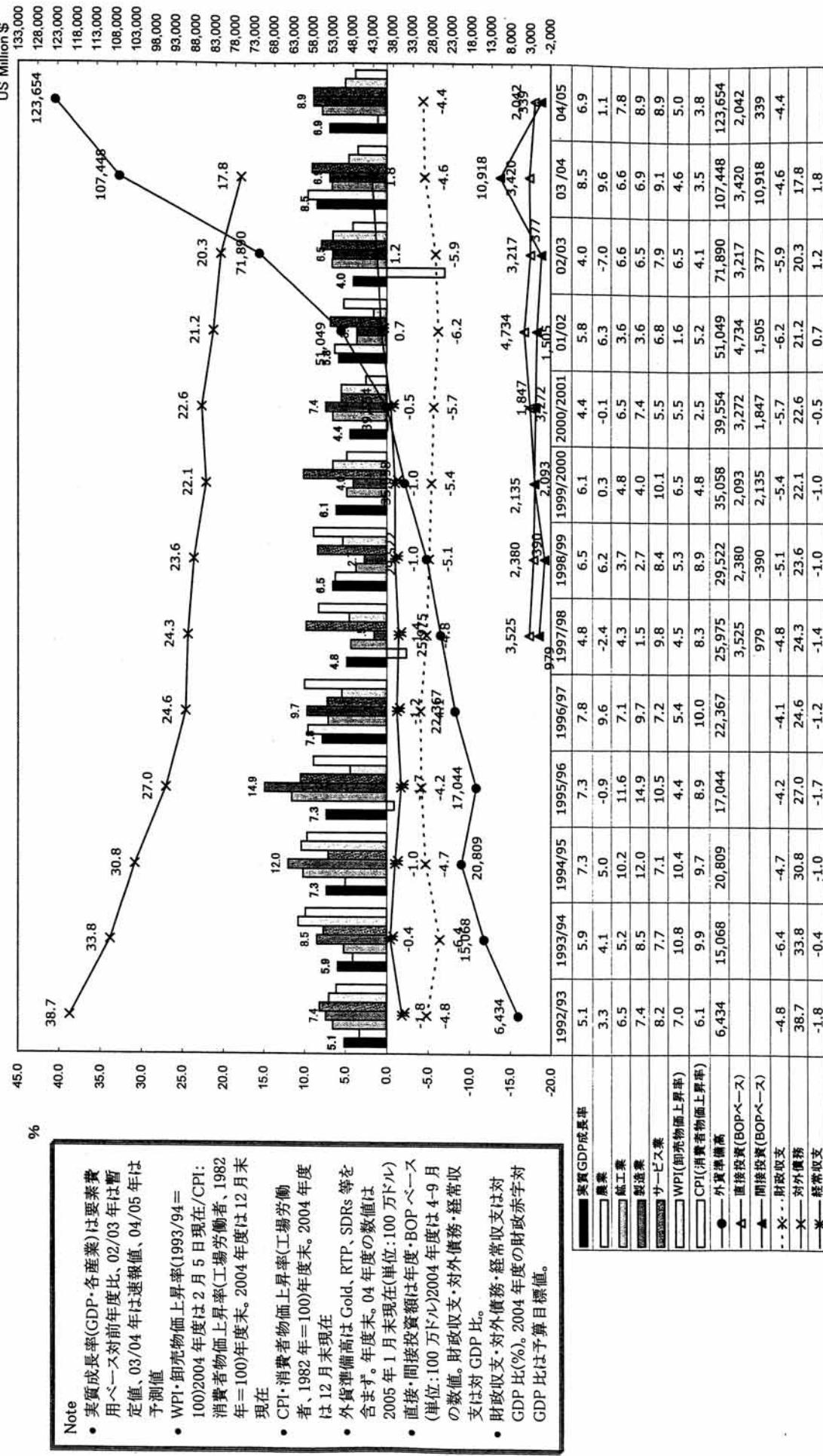
- | | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 1 手にとるようにわかるインド | 門倉貴史 著 |
| 2 巨大市場インドのすべて | 島田卓 著 |
| 3 インド経済の基礎知識 | 椎野幸平 著 |
| 4 インド進出企業日本企業の「成功戦略」 | インド・ブランド・エクティ基金(IBEF) |
| 5 新興国のFTAと日本企業 | 馬場啓一、大木博己 編著 |
| 6 在日アジア日系製造業の経営実態 | ジェトロ編 |
| 7 ジェトロ配付関係資料 | |
| 8 PCA インドウィークリー | PCA アセットマネージメント |
| 9 日本経済新聞(2006年12月14・16日及び2007年1月1日朝刊) | |



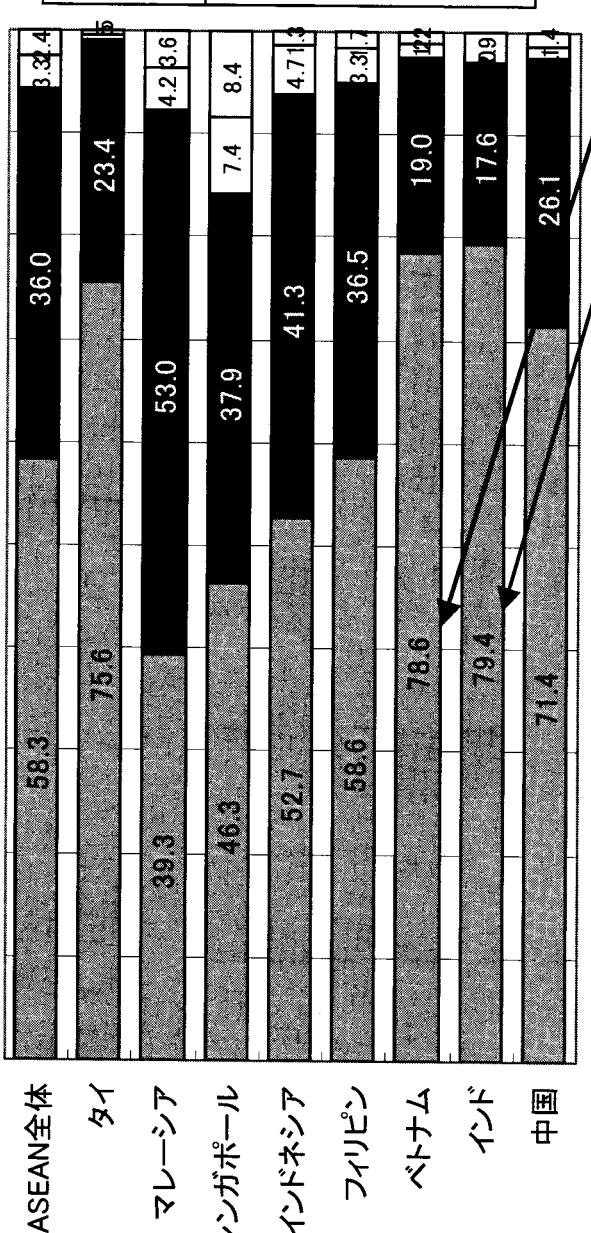
タージパレスホテル近郊にて

1 インド経済指標(1992 年度～2004 年度)

出典: Government of India, Economic Survey 2004-05/ Reserve Bank of India, 2004-05 Annual Report.



日系製造企業の今後1～2年の方針性



■ 規模拡大 ■ 現状維持 □ 規模縮小 □ 第3国(地域)へ移転・撤退

◆第3国への移転・撤退先 ※カッコ内は社数

タイ	ベトナム(2)	中国(2)
マレーシア	ベトナム(5)	中国(4)
シンガポール	タイ(8)	ベトナム(5)
インドネシア	ベトナム(3)	タイ(2)
フィリピン	タイ(4)	ベトナム(3)
ベトナム		中国(1)

インド、ベトナムでは規模拡大が8割

・インド、ベトナムでは「事業規模拡大」がいずれも8割近くに達し、インドでの「規模縮小」への回答はゼロであった。

東アジア主要国における外國直接投資受入れ動向

(上段金額、下段は前年比、前年同期比%)

国名	単位	2004年				2005年				2006年					
		合計	うち日本	うち米国	うちEU	合計	うち日本	うち米国	うちEU	合計	うち日本	うち米国	うちEU	備考	
タイ	100万バーツ	317,291	125,932	30,397	30,430	1~12月	325,827	171,798	8,689	27,091	1~12月	80,251	21,273	45,203 1,180 1~3月	
マレーシア	100万リンギ	49.3	28.0	23.7	22.1	1~12月	2.7	36.4	▲71.4	▲9.7	1~12月	58.0	31.6	2,267.9 ▲63.8	
インドネシア	100万米ドル	13,144	1,011	1,059	5,372	1~12月	17,883	3,672	5,155	2,352	1~12月			1~2月	
フィリピン	100万ペソ	10,416	1,688	133	▲22.0	▲51.5	20.5	36.1	263.3	386.9	▲56.2				
シンガポール	100万ドル	411.3	200.8	159.9	27.1	1~12月	91	1,176	30.4	▲31.5	8.5	1~12月	48.5	10.4	118.6 1~2月
韓国	100万米ドル	173,895	26,596	27,108	4,860	1~12月	95,807	27,539	14,913	19,824	1~12月	▲60.8	▲57.7	352.2 ▲79.5	
台湾	100万米ドル	6,002	1,164	2,309	2,211	1~12月	6,387	1,310	2,068	2,003	1~12月	1,696	221	828 45.9 1~3月	
中国	100万米ドル	12,788	2,258	4,718	3,009	1~12月	11,562	1,878	2,690	4,780	1~12月	2,210	337	194 1,112 1~3月	
ベトナム	100万ルピー	97.7	318.1	279.9	▲6.1	1.7	▲9.6	▲16.8	▲43.0	58.9	▲29.3	99.4	12.1	▲54.8	
香港	100万米ドル	3,939	824	362	824	1~12月	4,228	724	804	623	1~12月	5,589	180	139 3,813 1~3月	
印度	100万米ドル	60,630	5,452	3,941	4,239	1~12月	60,325	6,529	3,061	5,194	1~12月	14,216		1~3月	
イラン	100万ルピー	13.3	7.9	▲6.1	7.9	▲0.5	19.8	▲22.3	22.5	▲22.3	▲22.3	6.4		実行ベース	
（出所）タイ投資委員会(BOI)、マレーシア工業開発庁、インドネシア投資調整庁、フィリピン国家統計調整委員会(NSCB)、シンガポール経済開発庁(EDB)、ベトナム計画投資省(MPI)、インド商工省 韓国産業資源部(98年以前は韓国財政經濟部)、台湾経済部投資審議委員会、中国对外貿易合作部	(作成)各国の統計を基にジェトロ海外調査部にて加工・作成														

インドに対するプロジェクト

我が国の年度別・援助形態別実績（円借款・無償資金協力年度E/Nベース、技術協力年度経費ベース）

(年度、単位：億円)

年 度	円 借 款	無 儻 資 金 協 力	技 術 協 力
2000年	189.26	18.29	9.03
2001年	656.59	14.34	23.32(10.15)
2002年	1,112.39	9.10	20.92(9.60)
2003年	1,250.04	17.44	19.92(10.34)
2004年	1,344.66	29.89	9.67
累 計	23,806.55	845.85	229.33

注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース（但し無償資金協力については、2000年度は閣議決定ベース）、技術協力は予算年度による。

2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。

3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。また、()内の数値は債務免除額。

4. 2001~2003年度については、日本全体の技術協力事業の実績。2000年度及び2001~2003年度の()内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2004年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示している。

我が国対インド経済協力実績

(暦年、DAC集計ベース、単位：百万ドル、支出純額)

暦年	政府貸付等	無償資金協力	技術協力	合 計
2000年	343.31	3.47	21.38	368.16
2001年	505.52	5.32	18.03	528.87
2002年	474.30	3.18	16.15	493.64
2003年	304.66	2.31	18.82	325.79
2004年	-109.37	7.73	19.59	-82.05
累 計	7,774.67	525.92	361.55	8,662.12

出典) OECD/DAC

注) 1. 政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年に実際に供与された金額（政府貸付等については、インド側の返済金額を差し引いた金額）。

2. 技術協力は、JICAによるもの他、留学生受入や関係省庁及び地方自治体、公益法人による技術協力を含む。

諸外国対インド経済協力実績

(暦年、DAC集計ベース、単位：百万ドル、支出純額)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	うち日本	合 計
1999年	日本 634.0	英国 131.7	ドイツ 29.6	デンマーク 25.1	スイス 19.4	634.0	838.2
2000年	日本 368.2	英国 204.2	デンマーク 20.9	スイス 18.3	ドイツ 15.6	368.2	650.3
2001年	日本 528.9	英国 173.9	オランダ 73.5	ドイツ 57.5	スイス 22.1	528.9	904.5
2002年	日本 493.6	英国 343.7	オランダ 59.4	スイス 23.6	カナダ 16.0	493.6	785.3
2003年	英国 329.9	日本 325.8	オランダ 43.1	米国 36.0	スイス 24.6	325.8	384.3

出典) OECD/DAC

国際機関対インド経済協力実績

(暦年、DAC集計ベース、単位：百万ドル、支出純額)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	そ の 他	合 計
1999年	IDA 486.1	CEC 77.9	UNICEF 30.5	WFP 21.4	UNDP 16.0	32.7	664.6
2000年	IDA 655.2	CEC 59.7	UNICEF 31.9	WFP 27.0	UNDP 21.2	51.5	846.5
2001年	IDA 584.0	CEC 83.8	Montreal Protocol 33.0	UNICEF 30.8	WFP 18.4	73.8	823.8
2002年	IDA 430.3	CEC 97.3	UNICEF 30.4	ADB 25.5	UNDP 21.2	75.6	680.3
2003年	IDA 392.5	CEC 61.2	UNICEF 26.3	UNDP 19.5	Montreal Protocol 13.6	41.6	554.7

出典) OECD/DAC

デリー見て歩記

インドの世界遺産タージマハールに行ってきました。デリーからアーグラまで 200 キロ余り、早朝の特急列車に乗り 2 時間弱の列車の旅、一等車の指定席ですが、列車の窓ガラスにはヒビ割れ、穴あきありと日本の列車のイメージとは余りにもかけ離れすぎた代物でした。列車が走り出して間もなくミネラルウォーターが配られ、やや置いて新聞が来ました。次は食事です。アーグラ駅到着までの 2 時間の間に 2 度も食事が出たのには一寸驚きです。中身で勝負ですね。

帰りはバスです。高速道路で 7 時間ほど、途中トイレタイムでドライブインに立ち寄りました。何と、高速道路を野良牛が歩いていきます。車は止まって牛が去るのを静かに待ちます、なにしろ神様の使いですから。ところが、街中は先を急ぐドライバーのクラクションが賑やかでした。

宿泊したタージパレスホテルの通りを挟んだ向かい側に住宅団地があり、草木の茂った広場があります。何気なく見ると、牡の孔雀が散歩しているのです。そして視察の帰り小さなショッピング街でまた見たのです。2 階家の屋根の上に牡の孔雀が羽を休めているところを。デリーはインドの首都、大都会ですが街路樹には猿、栗鼠などがのんびりと住着し、人間と共に棲んでいるようです。

ホテルに帰り着いて間もなく、窓の外から賑やかな吹奏楽が聴こえてきました。見ると灯かりに照らされた小さな行列です。カメラを片手に行ってみると結婚式を終えた花嫁が新郎の家に向うところです。トラックに発電機を積み、竿灯を小振りにしたような灯かりを持った男性が 5~6 人行進を照らし出しています。吹奏楽団を先頭に老若男女が数十名が踊りながらゆっくりと進んでいます。最後尾にウェディングドレスで着飾った花嫁が小さな子を伴って白馬に乗ってました。飾紐の沢山付いた冠に隠れて顔が見えなかつたのは残念でした。花婿が見当たらないがどこにいるのかな。ちなみにこの日はデリー市だけ 6,000 件の結婚式があったそうです。

通訳兼のガイドがいってました「僕は結婚式に 3 時間遅れました」と。インドの結婚式には白馬は絶対必要なのです。花婿は白馬に乗って花嫁を迎えに行くことになっているのですが、この日は日柄が良く白馬の遣り繰りがつかず到着が 3 時間遅れたからと。

最後にインドの便利な挨拶言葉「ナマステ」朝、昼、夜でも使え、人と別れるときの「さようなら」にも使えます。もともとはヒンドゥー教徒の言葉で「あなたを敬う」という意味で、両手を合わせればより丁寧になります。

インドはB R I C s の一つ、世界で最も注目されている国で、20~30 年後にはG D P が中国、日本を追い越してしまうといわれています。古と近代化がゴチャマゼのインド、時間がゆっくりと流れているような不思議な国インドでした。



ドライブインに現れた野良牛



花嫁の行進

(志賀 曙功 記)

インドの調べ



12月に入るとデリーの朝は10度以下に冷え込みます。靄が立ち込めて、菩提樹やガジュマルといった街路樹を幻想的に映し出します。時にはドウリズルという霧になることもあります。7時30分を過ぎた頃でしょうか、靄はいつの間にか消え、真ん丸なオレンジ色の太陽が昇ってきます。沖縄での夕日のようにです。

10年ぶりのデリーです。変わったことは牛さんが路上から居なくなっこなことです。相方三車線の道路の真ん中に4、5頭、真横を走る車を気にせず、悠然と屯していたものです。ヒンズー教の最高神であるシヴァ神のお使いとされ、食べることは勿論禁止で、大切に扱われているなと感心したのを覚えています。

ホテルも偶然同じタージ・パレスでした。出迎えのターバンを巻いたような赤い帽子を被ったおじさんも、髪は白くなつものの同じ人のような気がします。前回は何処のホテルでも夜になるとインド古典音楽の生演奏をしてくれました。今回はピアノで西洋音楽に変っております。がっかりしてしまいました。部屋のテレビでライブのチャンネルがあり、それで気を紛らしておりました。

視察もあと1日を残すことになった12月14日の夜でした。インド料理店で屋外にてインド舞踊を見たあと、胃の調子が怪しくなりかけたのを気にしつつも、バラエティ豊かなカレー料理に舌鼓を打っていたところ、懐かしい音が聞こえてくるではありませんか。タブラ(tabla)大小一対の太鼓により低音部と高音部に分かれています。山羊の皮を使用しており表面に塗られた円形の米と砂鉄をペースト状にしたガブの効果により多彩な音質が可能となります。)とハルモニウムの音でした。さっそく演奏者の前席に陣取って聴き入りました。故郷に帰ってきたような懐かしさと嬉しさでいっぱいです。10年前にその音に魅せられて、タブラを買って来て敲いてみましたが、うまく奏でることはできません。100ルピーそっと渡し、写真を撮りつつ手の動きを観察しました。ギターとバードという楽器が加わっていましたが、違和感はありません。

インドの古典音楽はサンギート(Samgit)といって、声楽、器楽、舞踊の3者からなっています。音楽の自由性に重点をおき、体系化されたパフォーマンスのルールに即しながら、創造力と選択力を働かせ、即興的な音の展開を繰り広げます。大別すると北インド古典音楽(ヒンドゥスタニー)は個人の自由演技が重視され、南インド古典音楽(カルナータク)は伝承音楽としての性格が強いとされます。旋律(ラーガ)と律動(ターラ)の二つの要点からなっており、西洋音楽でいう和音(ハーモニー)というものはありません。

ラーガ(raga)とは一口に説明するのは難しいのですが、即興で展開される旋律の全体的「印影」ととらえていいのかも知れません。ラーガの姿は演奏のプロセスを通じて心にその形を残すことにあります。ドレミファソラシにあたるサレガマパダニと、その変化音の組合せから、現在北インドでは10、南インドでは72の基本音列が体系の基準となっています。重要なことは一つの音列の下に複数のラーガが分類され、それぞれの印影が異なるということです。

ターラ(tala)は旋律の動きを支配する拍節周期で、演奏者はこの枠組みの中で曲を即興的に展開していきます。北インドではタブラやパカーワジ(pakhavaj)などの打楽器が、テ

カーやタピヤー(thapiya)といわれるそれぞれのターラ固有のリズムフレーズを用いて、その規則を演奏者に示すという形を取ります。ターラの1拍がサム(sam)といわれ特に重要です。演奏の展開とともに声楽家や器楽奏者は楽曲の基本旋律から離れて、技巧を凝らした即興を展開します。また打楽器伴奏者もリズム的即興をくり広げます。両者の即興の息が合い、うまくサムにもどるかどうかのスリリングな駆け引きが、インド音楽の最大のポイントとなります。

実はインドがなぜ **Information Technology** に強いか、理解ができませんでした。他民族国家、多宗教国家に加え、貧富の格差が激しく、とても最先端技術とは程遠い存在と思っておりました。認識不足もはなはだしいものです。ゼロを発見し、数学に強く、サンスクリット語の構造がコンピュータ的思考に近いこともあります。インド音楽は起承転結の概念がなく、単一の旋律を重視し、主題が変化し、繰り返します。「輪廻」の思想に似ております。日常生活の中で音を聴きながら自然と身に染みているのでしょうか。まさにコンピュータそのものです。ソフト開発に来日したインドの技術者と話した時、話題はインド音楽に移り、意気投合し、彼は自分の CD を CD-R にコピーしてくれました。時空を越えた悠久の無限さ、壮大な宇宙観に惹かれたのはいうまでもありません。彼は弱冠 26 歳でした。いつしかインドと日本の若者が **heart to heart** で語り合ってくれることを夢みております。

(中村 昌孝 記)

(参考文献)

世界民族音楽大系 (株)平凡社 編

ルドゥラ・ヴィーナによるドゥルバッド曲の初頭主題

$\text{♩} = 120 \text{ c.}$

タビヤー: ダー ダー ディーン ター キタ ダー ティタ カタ ガディ ガナ

× = サム 2, 3 = ターリー ○ = カーリー

ラーガ: デーシュ
ターラ: スール・タール



インド料理店内でのライブ

インド再生、21世紀繁栄への道

私たち、日本人にとってインドとは、お釈迦さまの誕生の国、天竺、仏教発祥の地ぐらいの知識しかない。

日本人が今までインドを訪れる人は仏教関係者あるいは観光目的が大半であり、その人たちはこの国が好きになるか、嫌いになるか、中間の人はいないといわれている。

インドが嫌いになる理由は、第一のタイプは拒絶感、嫌悪感をもってしまったタイプである。このタイプはインドの持っている前近代性（賄賂社会等）、非能率性（時間、約束等がルーズ）、貧困、カースト制度、酷暑、辛すぎるカレーなど百をも列挙して二度と来ることはない。第二のタイプは、それとは全く逆でインドの何もかもまさに、インドに魅せられた人である。

「一步都会を離れ、農村地帯に足を踏み入れると悠久なインダス川・ガンジス川の流れのように、お釈迦さまがインド各地に布教に歩いたままの風景、生活の営みがあり、何か心身共に癒されるのだという。」（密教の水源をみる 松本清張 講談社 1984年）

筆者も、20年余の昔、お釈迦さま誕生の地近くの山村を歩いたが、疎開時代の農村に似ていて、同行者も同様な感想をもらっていた。

そして、インドの大地は、何度も訪れてもあまりにも広大で、多様性に満ち、想像を超えた深い「インド」という国がわからなくなるという…。「インド」は不思議な国である。

インド文明

インドはメソポタミア、エジプト、中国と共に四大文明発祥地の一つであり、その文明は初期ハラッパー諸文化から 5000 年の歴史を有する国でもある。

「およそ、1.5 万年前長い氷河期が終末期に入った時、人類は狩猟、採集社会から安定的食糧確保のため農耕社会へと一歩を踏み出した。約 5700 年前、気候最適期の高温期の終了は、都市文明の重要な契機となった。」（気候と文明の盛衰 安田喜憲著、朝倉書房 2005 年はしがきより）

中国文明（黄河、長江）は、「2005 年の中国は、GDP で 2 兆 2257 億ドル、フランス、イギリスを一举に抜き世界 4 位になった。外貨準備高でも 2006 年 2 月、日本を抜き世界第 1 位、7 月末で 9545 億ドルとなった。」（imidas 2007 p356 天児慧著）インドは、一歩先を走る中国の後を追い、急速に経済発展を目指しつつある。

インドという国

現在のインドは、北は、世界の屋根ヒマラヤの麓から、南はインド洋に突き出したコモリ岬まで、日本の 9 倍もの面積をもち人口も 11 億人を超えたという。

仏教の生んだ国であり、中世にはイスラーム教が支配し、今は国民の 80% がヒンズー教徒である。英語、ヒンズー語のほか公用語だけでも 15 あり、小さな言葉、方言を加えると 800 種類の言語が使われるという広大な国である。

インドの歴史を繙くと、今はパキスタンに属するガンドーラ、スワート地方は、温暖な気候とインダス川の恩恵により肥沃な土地に、アフガニスタンとの国境の峠カイバルを越

えて、アレキサンダー大王が紀元前 325 年この地に侵入。その後チンギス・ハンの軍勢等の幾多の英雄と霸者が越えた歴史的な峠である。

そして、現代のインドの支配階級の背が高く、色白く鼻が高いアーリア人がイランの方からこの峠を大きな民族移動で数次にわたり侵入したという。

ビルマ、チベット系の民族先住民の背が低く「黒色低鼻」の原住民、即ち南インド、スリランカのタミル人、ヒマラヤ山地へ逃げ込んだモンゴル系の人たち等、被征服者、「カースト制度」の原型の一条件になり、人種差別、職業世襲、尊卑の序列となってきた。

世界の中のインドそして政治と経済

「インドの経済成長が、引き続き世界の注目を浴びる 2005 年 7 月に、インド、アメリカ間で交わされた核実験をめぐる合意は、2006 年 3 月のブッシュ大統領訪印で両国の正式な取り決めとなった。核のさらなる拡散への危険をよそに、この会議は、インドの軍用核施設を除く、民生用核施設のみに査察を限定し、事実上、インドの核保有を承認した。

イラン、北朝鮮など、核をめぐる危険なつばぜりあいの中でインドへの厚遇は、アメリカのインド重視、米印関係へ緊密化を改めて印象づけた。」以下略 (imidas 2007 p365)

それによって世界の中のインドの占める地位がより安定し、ゴールドマン・サックス (アメリカ政府のお墨付) によって、有望な投資先として先進各国に勧め、今日のインドブームを起こした。

また、以下の事項がそれを裏付けている。

1 インド、パキスタン関係

最大の問題は、カシミールの領有問題。藩王は、ヒンドゥー教を信じ、民衆の大部分はイスラーム教徒で、総面積 22.2 万 Km²は日本の本州に匹敵する帰属を争う。

1988 年印パ紛争、イスラマバード空港はトーチカに機関銃、カラコルム山中、バルトロ氷河、コンコルデア (標高 4,600M) にはカマボコ兵舎に兵士が駐留していた。(1988 年 7 月実見)

2 インド、中国関係

1960 年初め、国境紛争 (カシミール、シワキム、チベット、ヒマラヤ、カラコルム等) で陥悪化し、それが 1980 年代まで続いたが、近時、両政府首脳の相互訪問で改善した。

3 政治と経済

マンモハン、シン政権

2004 年 4 月から 5 月にかけて実施された第 4 次連邦下院選で、国民会議派は 8 年振りに政権に復帰した。

この選挙で、国民会議派は中央で初めての全国的な選挙協力を実施し、協力政党 14 党が 222 議席を獲得、59 議席を得た左翼政党の支持を得て、中央で連立 (統一進歩連合 UPA) 政権樹立に成功。(下院総議席は 545)

4 経済改革

独立後長らく、多数の公企業や政府による民間企業活動への厳しい規制を特徴としてきたインド経済は1991年7月に始まる経済改革の下で、経済自由化に本格的に乗り出した。

以後の経済改革は民間活動分野の開放、外資導入の活発化などを中心とする1996年までの前半期と、金融、労務、公企業などの制度改革を核とする後半期に分けられる。

前半は国民会議派政権期、後半はインド人民党連合政権期に対応し、東アジア諸国のように7%の壁を突破することはできなかったものの、1990年代を通じて年率平均6%成長率を達成した。

インドの改革はしばしば中国のそれと比較されるが、インドの最大の弱点は、基礎教育、医療などの人間開発の遅れ、道路、電力などのインフラの未整備である。

2004年5月の統一進歩連合政権の成立を経て、経済改革は第3段階に入り、新政権は雇用創出を最優先課題としている。その解決方法の一つとして国家農村雇用保障法が2006年2月より実施された。

そのほか、ソフトウェア産業の急速な発展中だが、カースト制度等問題が多い。

国家と宗教

政教分離は普遍的原理ではない。日本人が『宗教と政治が分離しなければならない』という考え方や制度を受け入れたのは、「押し付け憲法」によってであるが、それを至上原理と誤った理解している日本人が多い。

『政教分離』はどこから生じたのか。仏教と政治はユダヤ教、キリスト教、イスラームそして儒教のような一体不可分の関係でなく、為政者の道徳心や慈悲心に訴えるという緩やかなものである。つまり、一種の徳治主義であり、神威にひれ伏させるあるいは武力的、強圧的に支配するような目に見えて明らかな支配形態をとらない。

それ故にまた仏教（特に日本において）で宗教、宗派の違いから深刻な紛争に発展するようなキリスト教、イスラームの伝統に見られる宗教戦争は起こらなかった。キリスト教のカトリック派とプロテスト派の熾烈な正当性争い、一方同じセム族の宗教であるイスラームは基本的に信仰に正当性争いという視点に乏しく、セム族宗教の大原則に従って、政教一元（タウヒード）の政治思想を堅持している。

イスラーム的政治制度を国教として導入している国は、現在40か国ほどあり、国連加盟中の20%にもなる。つまり、イスラーム的政教一元（タウヒード）思想も近代的、政教分離主義あるいは神道的な祭政一致の形態も人類文明の一形態であり、決して、一つの普遍的で絶対的であるということではない。歴史的背景や長短に比較、明らかにし、政治と宗教を考える上での参考になればと願っている。

インドの宗教戦争

国家と宗教（光文社新書 保坂俊司著 2006年6月）の「おわりに」によれば「本書は、無謀の誹りをあえて承知でキリスト教、イスラーム、仏教そして神道に跨り「国家と宗教」の関係をまとめたものである。

筆者がこのような大胆なテーマに関心を持ち、またまさに「国家と宗教」という未知のジャンルに分け入ろうとした動機は、1982～84年における筆者のインド留学中の悲惨な体

験に基づいている。」それは、インド バンジャーブ州で16世紀に生まれた最も新しい一神教宗教といわれるシク教急進派の動乱であった。

「バンジャーブ州をインド政府から独立をと活動を激化させ内乱状態となり、稳健派の指導者等500人超える犠牲者がいた。「彼らの理想は、政教一致のシク教国家を作ることであり、政教分離のインド政府との見解を根本的に異にしていた。イスラームのような近代西洋文明と似て非なる文明の理解には、その文明の根元である宗教の理解が不可欠である。

「文明の衝突」(サミエル・ハミルトン)の所説に代表される近代政治学の視点によれば、仏教に政治思想がないかの如く述べている。仏教には独自の政治思想がある。ただそれは、暴力(武力行使)や独善(自らのみ正義とする)を前提とする近代的な政治思想とは一線を画するものである。」

そして、宗教とくにセム族の宗教原理が国際社会の表舞台にたつことになった21世紀において、仏教が提唱する「非戦の政治学」の存在はますます増大するのではないか。

少なくとも「自己のみ絶対化し、他者を排除することを正義と主張する」セム的発想とは対極をなす「自他同意の政治思想」を持つ仏教の発想は、人類の平和的共存社会の形成に重要な役割を担うことができるものがあると筆者は考える。」

ユダヤ教、キリスト教、イスラームの一神教の「力と闘争の文明」「弱肉強食の畑作牧畜の論理」がグローバルの名のもと世界を支配してきたが、行き詰まりつつあると考える。

「美と慈悲の文明」「生命文明」の仏教がこれから世界に受け入れられ、発展するのではないかだろうか。

インドは多神教ヒンドゥー教の国、仏教の国でもある。日本人に広い意味で、精神的、心情的に相性が合うのではないかと考える。日本のインドへの進出、投資の成功を信じるのは楽観的すぎるか。

インドの発展を祈念して筆を擱く。

(岩田 克夫 記)



インド門にて

インド投資セミナーに参加して

東京税理士会・国際部副部長 杉田 充伸



はじめに

昨今、インドはIT関連産業や製造業などが牽引役となり、1991年の経済自由化以後、年平均6%、さらに最近3年間は平均8%の高度経済成長を維持させ、グローバル経済における存在感を確実に高めつつあります。高度経済成長に伴い、2億人までに拡大したインドの中間所得層は、大変に有望な市場といえましょう。工科系大学の卒業生数は毎年30万人に上るなど、優秀かつ豊富な人材の宝庫であり、50%の人口が25歳以下であるという若い労働力のインドは、今後、欧米市場を念頭に置いた製造・開発拠点としても、有望な投資先となっていくことでしょう。

私は、都合によりインド税制等研修視察に参加できませんでした。その国際部留守番役の私に与えられたアサインメントは、平成18年12月15日、マンモハン・シン首相とともに来日されたカマル・ナート商工大臣を迎えたインド投資セミナーに出席し、税制について質問することでした。以下はそのセミナーの要旨です。

場 所 東京商工会議所 4階 大会議室（東商ホール）

主 催 者 日本貿易振興会、日本商工会議所、在日インド大使館、日印経済委員会、日本経済団体連合会

日 時 2006年12月15日

基調講演 カマル・ナート商工大臣、北村俊昭通商産業省審議官、榎泰邦駐印度大使

一般講演 インド商工省デュアーア工業次官、デュライ商業次官他6名

1 カマル・ナート商工大臣講演要旨

15年前（1988年）日本人のビジネスリーダーに「なぜインドに進出し工場を建設しないのか」と質問したところ、その大企業経営者は、実はインド政府に工場建設をしたいと申し出たところ、インド政府の回答は「インドに工場を建てるに確信がもてない」と答えた。また、インドの企業家は「政府を信用していない」と答えた。それではどうして我々日本企業はインド進出に確信がもてるだろうか。それを聞いて私は大変ショックを受けた。

事実15年前このようなインド投資セミナーを開催しても誰もこなかった。その理由は「インドは発展しないだろう」ということであった。しかし15年経つてわかったことは、政府がもたらしたものではないが、民間部門は着実に成長している。マンモハン・シン首相は財務省時代から今日に至るロードマップを準備し、政治及び経済の改革を実行した。



カマル・ナート商工大臣によるセミナー

最初、日本の ASEAN 諸国に対する投資の対象はタイであり、中国であり、マレーシアであり、インドではなかった。しかし年とともに、インドに投資しようとする日本企業がしばしば見かけるようになった。

それら日本企業は、「中国は輸出を中心とした経済体制であり、インドは若い優秀な労働力をもった内需中心の経済体制を敷いている民主主義国である」と、理解したものと思われる。この若い労働力こそがインドの特徴(**Strength**)であり、強みである。この若い優れた労働力を利用し、日印両国は互いに補完し合い、新しいシナジーを発揮していくであろう。

5 年前、誰が今日のインドを予測し、IT がシナジー効果を発揮し製造業を刺激し、成功させたことを予測しただろうか。また、IT とクリニカルリサーチ（臨床研究）バイオテクノロジー、医療とのシナジーが、製薬業界(**Pharmaceutical sector**)を成功させたのか、誰が予測できたであろうか。なるほど中国は大量生産では大変強力である。しかしインドは技術的又は知識的生産方法をもってこれに対抗し得ると考えている。インドは前進し、絶えず進歩し変化する。確かに、インドは強力な知識集約的な IT 産業を有するが、一方、1 日 1 ドル以下で生活する 3 億人もの人々を抱えた複雑な国でもある。

インドは現在改革の過程 (**Reform Process**) にある。しかし BRICs といわれている国の中国やブラジルと同じ道を歩むものではない。全く異なった知識集約的な IT 産業を中心とした技術改革を遂行する。過去 3 年間インドは 8% の経済成長を遂げた。しかし今後は毎年 10% 以上の経済成長を目指している。それにはインドを強力に支援する日本の優秀な技術、生産方法、豊富な資金援助、金融機関からの投資等が絶対に必要である。また、一方インドは日本における IT 事業をサポートし、優秀で若い廉価な労働力を供給する、すなわちインドのソフトウェア分野での優れた能力は、ハードウェア分野に優れている日本とシナジー効果をもたらすことになる、日印両国にとってまさに打ち破られない (**Unbeatable Partnership**) 関係となる。

過去数年間、日本を含めて世界はインドに多額の投資を行ってきた。日本は 50 億ドル以上の投資を行った。その結果は 77% 以上の投資家が充分な利益を上げ、9% の投資家が損益分岐点 (**Break even point**) 上にある。この利益は世界のどの国に投資するよりも大きかった。この点についても大きな成長と信頼性 (**Credibility**) が期待されるインドは日本からの資金供与並びに大規模な投資を期待している。

インドは変化し、かつ進歩している。本日マンモハン・シン首相と安倍総理大臣は日本とインドの新しい経済連携協定 (EPA) 及びフレンドシップ・ヤードを立ち上げるべく首脳会談を行う。

インドの若い力は大変優秀である。日本の若者との協力によってお互いに新しいシナジーを発揮したい。特にインド製造業強化のための人材育成を内容とする「経済パートナーシップ・イニシアティブ(**SEPI**)」を推進したい。

同時に最も強調したいのは、日本の中小企業(SME)のインド進出と投資である。昨年日本は 6 つの中小企業団体視察団を送り込んできた。確かに日本の中小企業は素晴らしい技術及び経営能力をもっている。しかし、インド進出は言葉の問題、食物の問題、生活習慣の相違等、容易なものではないかもしれない。日本政府、ジェトロ及びインド政府はこれら諸問題を協力して解決し、中小企業に対して積極的に支援すべきものと考えている。是非インドに進出し高い技術力をインド中小企業に伝授してほしい。

今回、シン首相が日本を訪問したように 2007 年には日印交流年を契機とし日本国総理大臣安倍首相に是非ご訪問いただき、交流拡大に向けた様々な事業を展開していくとともに、観光、青年交流の拡充、民間航空便の大幅増を図っていきたい。

2 北村 俊昭 経済産業省審議官講演要旨

本日カマル・ナート商工大臣はインド商工省の最高幹部、デュアーワー工業次官及びデュライ商業次官を随行して来日された。このような VIP が同時に外遊されるのは、日本政府にとっては考えられない措置である。インドはシン首相が 15 年前に始めた経済改革政策が実って 9% の経済成長を達成、将来は 10% の経済成長を目指す国であり、また、多くの若い労働力を抱えた活気のある国である。日本は残念ながら、インドとの貿易関係においては、中国との貿易・投資関係と比べると僅か 4% と心許ない。日本は自動車、化学関係の大企業を中心とした大型投資を拡大している。また、最近、インドの IT 関係能力の高さから、IT 分野での協力も進んできている。日本の製造業がインドに進出し、インドの産業と連携をしている。最近日本からも 6 つの中小企業のミッションがインドに派遣された。インドに直接投資する際にどうしても投資条件の比較、すなわち中国等との比較をすることになるが、その際問題となるのがインフラの整備である。昨日、このインフラ整備についてカマル・ナート商工大臣と甘利明経済産業大臣によって 2 つの取り決めが以下のごとくなされた。

(1) デリーとムンバイの産業大動脈構想。

日本企業はどちらかといえばデリーに集中している。しかし最近工業用地の不足からムンバイの方へ移動しつつある。また、デリーで生産した物を輸出するには西海岸に港湾が必要となる。このため先ずデリー・ムンバイ間に貨物鉄道の敷設をすることになった。1 兆円を超える資金を使った一大プロジェクトである。この構想は日本が高度成長期に成功した東京・関西間の太平洋ベルトライン方式を参考に、鉄道、港湾、工業地帯といったものを開発する。この件に関して印度と日本は協調していくことに同意した。この他、港湾建設、工業団地の整備に関しては、既にフィージビリティースタディを実施した

(2) 電力不足の解消。

もう 1 つのインフラ整備の面で問題になるのは電力不足の解消である。既に需給ギャップの問題が発生していて、現実的には自家発電が必須である。しかし、中小企業が進出する場合には自家発電は困難である。したがって、この問題については甘利大臣・カマル・ナート大臣と会談で政策的に対応しようということになった。

先ほどのカマル・ナート商工大臣の講演にもあったように、印度側からは日本の中小企業の進出を強く望んでいる。また、日本と印度の首脳会談において経済連携協定(EPA)の交渉に入ることとなった。これには ① 投資、② 知的財産権の保護等幅広い問題をカバーするので、多少時間がかかるが、印度側からも強い要望のある日本の中小企業進出のためにも、インフラ整備を早い期間に終わらさなければならない。

3 榎 泰邦 駐インド大使講演内容要旨

現在のインドは、いわば、高度経済成長の前夜といつも明るい雰囲気にある。IT関連の外資の進出が目覚しく、1980年代、1990年代を通じて、年平均6%の高成長を続けており、GDPもアジアの中では日本、中国に次いで第3位の地位を占めている。インドは中国と比べて、自由化が遅れており投資政策などの制約が大きいことは否定できないが、政治体制や、為替政策の安定度、外資並びに輸出依存度などが低く、経済体制が自立的で、かつ、内需中心的であるという点において、優れているといえるのではないか。

今夜これから安倍総理大臣、マンモハン・シン首相他、日印首脳が出席し、首脳会談が行われ、その後、共同宣言が発表される予定である。

その内容は経済協力協定(EPA)及び人材育成を内容とする経済パートナーシップ協定(SEPI)である。アジアにおいて日本は50%のGDPを占め、インドは10%、その合計は60%を占めている。2030年頃には日本は後退し、インドが前進し、日本はインドと同じ程度のシェアを持ち、インドと日本では60%のシェアを維持するであろうといわれている。この点において日印は重要な関係をもっている。EPA、SEPI等の協定が締結されれば、インドの関税は“ゼロ”となり、インド人の日本在住者は現在の1万6千人から20万人程度に増加するだろうと推定されている。

- ① 1990年代日本はタイ、マレーシア等 ASEAN諸国に資本を投下し、製造業の育成に多大の尽力をしてきた。1990年代には中国に精一杯の力を尽くしてきた。そこで、2000年代はインドにその力を注ぐべきではないだろうか。インドの繊維業は16世紀から18世紀にかけて世界制覇をしたほどの実力をもっている。21世紀はインドの製造業が世界の中心となるだろう。
- ② インドのインフラ整備に関して日本が官民を挙げて本気で取り組んでいる。その一番がデリー・ムンバイ間、2,800キロの貨物鉄道新線の建設である。ムンバイ・デリー産業回廊(Industrial Corridor)に1兆円のODA資金及び技術を提供しようというものである。



榎 泰邦大使によるセミナー



質問中の筆者

以上 3 点がマンモハン・シン首相の来日の目的である。残念ながら日本とインドとの関係は現在の両国の関係に比べて協力関係が低い。しかし現在の出発点は低いが両国の経済発展が自動拡大に入っている。今本当に心強いのは日本政府、経済産業省、外務省、JETRO 等が対インド問題に関して本気であるということである。また、インドにおいては、カマル・ナート大臣が積極的に協力をしてくれていることでもある。今後の日印間の関係は非常に明るい。日本の中小企業者もカマル・ナート商工大臣の強い期待もあるように、インドに積極的に進出してほしい。その際インド大使館は積極的に応援をする。

おわりに

来日された、カマル・ナート商工大臣も講演の中で述べているように、インドは日本の企業及び中小企業の投資進出を大変期待している。特に日本の優れた製造技術を高く評価し、インドの高い IT 技術とシナジーを發揮し、インドを内需中心の経済体制から、更に輸出を拡大した経済体制に移行させようとする意向が強く感じられた。このためにも、早急に EPA を成立させ、日本との関係を強化したいと願っていた。これに対し、日本政府も経済産業省、外務省を中心とし、JETRO、商工会議所、日本経済団体連合会等が本格的にインド政府の意向に協力し、共にアジアの一員として ASEAN を盛り上げていこうという意気込みが感じられた。また、カマル・ナート商工大臣への税制についての質問の中で、どちらかといえば、やや保守的で、遅れているといわれているインドの税制も、関税の引き下げや、インドに進出する外国企業の法人税等に対して、他の ASEAN 諸国の税制に追従する方向で、改革を進めようとの意向が窺われた。



アヌープ K. タクールインド公使とともに



編集後記

東京税理士会・相談役 視察団副団長 坂内直治

本報告書は、東京税理士会インド税制等研修視察団の報告書である。

現地ニューデリーの視察期間は旅行日も含め8日間であるが、視察準備のための事前研修を含めれば半年余の期間をかけて国際部を中心に当該部員が中核となり参加会員・事務局も含む金子団長をはじめとする総勢30名による団員の成果をまとめている。

視察団は、①税制、②税務行政、③会計・職業専門家制度、④投資環境等の4分野を国際部員及び参加会員で構成する4班で分担し、全体責任者を浅井国際部長が担当し、各班に責任者を置くとともに第1班から第2班までを山口国際部副部長、第3班から第4班までを杉田国際部副部長が夫々総括する体制で取り組み、個々の担当と視察団全体の視察目的を系統的に総合的に達成できるよう配慮して実施した。

したがって本報告書も序章でインドの政治経済社会の概況を述べ、第1章から第4章まで前述の班編成ごとのテーマ順に記述している。各章（コラム）の記事は、視察団員の現地視察や滞在期間に体験した事象等についての団員個人の報告・感想・意見等であり、本文と合わせてインドを立体的に理解していただく上で特徴となっている。

事前研修は、全団員参加で昨年6月から11月まで8月を除く毎月開催し延べ5回行った。8月は各班ごとに担当テーマについて、具体的な研修視察テーマ及び訪問先の選定も含め検討会を開催した。事前研修会にご協力いただいた講師の皆様に感謝申し上げる。

現地視察では訪問先10か所、ホテルでのセミナー2回を実施することができた。

訪問先について、レクチャー・視察の時間が平均すると2時間程度の計算になるが、日程表のとおり必要な訪問先については必要な時間配分し、実効のある視察を行った。

効率的な視察ができたのは訪問先の大変な協力があったからである。国税局（財務省歳入部門の中の局で日本の国税庁にあたる「本文第2章参照」）の場合など、一日視察日程の昼休みは、レクチャーセンターにおいてバイキング風の昼食を用意され、交流とレクチャーを深める場とするなどの工夫と準備がされていた。視察においても、同じ庁舎にあるデリー税務署の現場を数グループに分けて数現場を同時に視察・レクチャーする等の配慮をされた。

国税上訴裁判所は全国に9か所あるが、デリー国税上訴裁判所は、国税上訴裁判所長官が常駐し、長官官房機能もある国税上訴裁判所であるが、最終視察日の午後を予定して視察に訪問した。視察予定時間は、私達のために閉鎖し、団員全員が長官室に招かれ、裁判官・事務局幹部同席のもと、長官直接のレクチャーであった。その上大法廷において、弁護士会や勅許会計士協会等関連団体の幹部を招待し、視察団と一緒に傍聴席に着き、長官自ら裁判長席、我が金子団長は右裁判官席に着いて模擬裁判を行ってくれた。模擬裁判の内容は、日系法人が原告で原告勝訴した租税条約事案であった。国税上訴裁判所の本質・実態を見事に私達に理解させた。その後模擬裁判参加者全員によるティーパーティーが開かれた。参加者間の交流の輪が広がる配慮に感動を覚えた。

快くご協力いただき視察に親身になって対応いただいた関係者の皆様にも感謝申し上げ、こうしたインドの親身な対応で本報告書があることを報告し編集後記とします。

各テーマ別担当班メンバー一覧

総括責任者 浅井 和夫

第1班及び第2班責任者 山口 賢一

第3班及び第4班責任者 杉田 充伸

第1班	5名	[テーマ] 税制
◇青木 優幸 中臺 昭	山口 賢一	茂木 和夫 松崎 為久

第2班	4名	[テーマ] 税務行政	
◇田尻 吉正 戸田 礼子	財津 康弘 宮崎 仟治	相澤 康晴 池畠 芳子	丸山 一仁

第3班	8名	[テーマ] 会計・職業専門家	
◇廣瀬 一俊 戸田 礼子	村守 明夫 宮崎 仟治	福田 悅雄 池畠 芳子	高柳 幸雄 小林 猪二

第4班	5名	[テーマ] 投資環境
◇中村 昌孝 岩田 克夫	志賀 曜功	野村 幸子 平野 光代

(注) ◇=チーフ

視察団団員名簿（30名）

団長	金子 秀夫（芝）	団員	松崎 炳久（麹町）
副団長	神津 信一（四谷）	団員	中臺 昭（神田）
副団長	坂内 直治（新宿）	団員	福田 悅雄（芝）
事務局長	浅井 和夫（目黒）	団員	野村 幸子（本郷）
事務局長代理	山口 賢一（芝）	団員	平野 光代（本郷）
団員	中村 昌孝（練馬西）	団員	高柳 幸雄（上野）
	財津 康弘（豊島）	団員	戸田 礼子（品川）
	田尻 吉正（向島）	団員	岩田 克夫（中野）
	青木 優幸（江東西）	団員	宮崎 仟治（江戸川南）
	茂木 和夫（神田）	団員	池畠 芳子（東村山）
	相澤 康晴（芝）	団員	小林 猪二（東村山）
	志賀 嘆功（本郷）	団員	安部 啓史（通訳補助）
	廣瀬 一俊（荻窪）	団員	宮原 智子（通訳補助）
	丸山 一仁（向島）	団員	洞田 曜子（事務局）
	村守 明夫（武藏府中）	団員	柴田 篤志（事務局）



タージマハールにて（2006年12月11日）

**2006年
インド税制等研修視察報告書**

2007年3月発行

編 者
東京税理士会 インド税制等研修視察団

発 行
東京税理士会 国際部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
TEL 03(3356)4461 (代表)
FAX 03(3356)4469

2006年 インド税制等研修視察報告書

税 制・税 务 行 政

会計・職業専門家制度

投 資 環 境 等